



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

配偶者からの暴力の 加害者更生に関する調査研究

平成15年4月
内閣府男女共同参画局

目 次

はじめに	1
各国の加害者に関する制度の概要	5
第1 イギリスにおける配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について	7
第2 ドイツにおける配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について	15
第3 韓国における配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について	23
第4 台湾における配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について	50
第5 アメリカ(カリフォルニア州)における配偶者からの暴力の加害者 に関する制度等について	39
第6 我が国における配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について	50
海外現地調査に基づく制度の運用状況に関する報告	57
イギリス	59
イギリスにおける加害者更生に向けた取組 内閣府男女共同参画局推進課暴力対策専門官 土井真知	
ドイツ	81
ドイツにおけるDV加害者対策の概要 立命館大学大学院応用人間科学研究科教授 中村正	
韓国	115
韓国における加害者更生に向けた取組 東京都精神医学総合研究所薬物依存研究部門副参事研究員 妹尾栄一	
台湾	143
台湾家庭暴力防治法と加害者更生プログラム 上智大学法学部教授 町野朔	
おわりに(展望と課題)	259
巻末参考資料	265

はじめに

平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が成立し、同年10月13日（配偶者暴力相談支援センター等に関する規定については平成14年4月1日）から施行されている。配偶者暴力防止法は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的としており、都道府県の婦人相談所その他の適切な施設が配偶者暴力相談支援センターとして、被害者の相談、カウンセリング、一時保護などを行うことや、被害者の申立てに基づいて裁判所が加害者に対し保護命令を発することなどについて規定している。

被害者の保護のためには、その実態等について正確に知ることが必要であることは言うまでもない。これまで、被害者の実態等に焦点を当てた有意義な調査研究は、様々な機関、団体が行っており、内閣府においても、平成11年度には「男女間における暴力に関する調査」、平成12年度には「配偶者等からの暴力に関する事例調査」をそれぞれ実施したところであり、平成14年度には、「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施している。

一方、配偶者からの暴力の防止のためには、被害者の保護とともに、加害者の更生が大変重要となるが、我が国においては、加害者の更生に関する調査研究が十分行われているとは言い難い状況にある。こうした状況を踏まえ、配偶者暴力防止法は第25条において、国及び地方公共団体が「加害者の更生のための指導の方法」等に関する調査研究の推進に努めるよう規定している。平成14年4月2日に開催された男女共同参画会議においても、加害者に関する調査研究として、「加害者に関する先駆的取組を行っている海外の状況や国内の加害者の実態等について調査を行うことが必要である。」ことが意見として決定されている。

そこで、内閣府では、平成14年度に「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」を実施した。調査研究に当たっては、有識者7人からなる研究会を立ち上げ、合計5回の研究会を開催し、関係者からのヒアリングや議論を行った。また、イギリス、ドイツ、韓国、台湾の4か国の海外調査も実施した。

関係者の間では、加害者更生のための指導の方法、いわゆる「加害者更生プログラム」に対する関心が高いところであるが、今回は、各国においてどのような内容のプログラムにより加害者更生を実施しているかについて深く調査研究は行わず、加害者更生を行うための制度や仕組みを中心に調査研究を行ったところである。

したがって、本報告書は、「加害者更生プログラム」の内容についてはほとんど触れておらず、諸外国における加害者更生に関する制度等を中心にまとめている。

なお、本報告書は、研究会における議論などを参考にしつつ、その内容については、内閣府の責任において取りまとめたものである。ただし、本文中、執筆者名が明示されている部分は、内閣府からの依頼により、当該執筆者が執筆を担当した部分である。

配偶者からの暴力の加害者更生については、その必要性も含め、更なる議論が必要な分野であり、調査研究を行わなければならない事項は多く残されている。引き続き、様々な機関によって、有益な調査研究が実施されることを期待している。

各国の加害者に関する制度の概要

第1 イギリスにおける配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について

1 イギリスの法体系

イギリスは、イングランドとウェールズ、スコットランド、北アイルランドが連合した連合王国である。この中でスコットランドは、イングランド法とは異なった大陸法系の法体系を有している。

地方公共団体としては、バラ、カウンティ、ディストリクト、ユニタリー等が存在する。イングランドの一部でカウンティの下にディストリクト（又はユニタリー）が置かれる2層制を採るほかは、基礎的な地方組織1層のみの構造となっている。

国として単一の憲法典は有していないが、マグナカルタ（1215年）、権利請願（1628年）、権利章典（1689年）等が憲法的重要性を持っている。また、判例集に掲載された上位裁判所（1）の判決は、先例拘束性により下位の裁判所の判断を拘束する。これら判例法（case law）はコモン・ローと呼ばれ、憲法規範の重要な法源を構成している。さらに、「習律（convention）」と呼ばれる慣行も、憲法規範の重要な部分を構成している。

裁判所については、最高裁判所である貴族院（House of Lords）、第二審裁判所である控訴院（Court of Appeal）、第一審裁判所である高等法院（High Court）及び刑事裁判所（Crown Court）が設置されている（2）。これら裁判所の裁判官は、すべて弁護士の中から任命されている。また、下級裁判所として、県裁判所（County Court）と治安判事裁判所（Magistrates' Court）が置かれ、県裁判所では民事関係の事件を中心に、治安判事裁判所では刑事関係の事件を中心に扱っている。

1 管轄権について、事物、訴額等に制限のある裁判所を下位裁判所（inferior courts）、一般管轄権を有する裁判所を上位裁判所（superior courts）という。

貴族院、控訴院、高等法院、刑事裁判所はすべて上位裁判所である。

2 控訴院、高等法院、刑事裁判所を併せて最高法院（Supreme Court of Judicature）という。

2 イギリスにおけるいわゆる「ドメスティック・バイオレンス」に関する法律

イギリスにおいては、いわゆる「ドメスティック・バイオレンス」に関する刑事特別法はなく、

- ・ 1956年性犯罪法（Sexual Offence Act）
- ・ 1861年人身に対する犯罪法（Offence Against the Persons Act）
- ・ 1986年公共秩序法（Public Order Act）

- ・ 1988年刑事司法法 (Criminal Justice Act)
- ・ 1997年嫌がらせからの保護法 (Protection from Harassment Act)

などにより、強姦、傷害、暴行等の刑罰が定められている。

また、「1984年警察・刑事証拠法 (Police and Criminal Evidence Act)」により、逮捕の要件等が定められている。

「家族法第4章 (1996年)」や、「嫌がらせからの保護法 (1997年)」により、民事の各種命令等について定められている。

3 DVとは

DVについては、様々な定義があるが、内務省では、「親密な人間関係にある現在又は過去のパートナー間におけるすべての暴力であり、場所や時間を問わない。その暴力には、身体的、性的、感情的又は経済的虐待が含まれる。」と定義している。

法律に規定されている犯罪でDVに適用されうる主なものについては、以下のとおりである。

強姦 (性犯罪法第1条)

無期を上限とする拘禁

加重暴行 (人身に対する犯罪法第47条)

拘禁刑

重大な身体傷害 (人身に対する犯罪法第18条)

終身懲役刑

傷害 (人身に対する犯罪法第20条)

懲役刑

嫌がらせ (嫌がらせからの保護法第2条)

6か月以下の禁固若しくは5,000ポンドの罰金又は両者の併科

暴力のおそれに陥れる (嫌がらせからの保護法第4条)

5年以下の禁固若しくは罰金又は両者の併科

平穏侵害 (公共秩序法第3条)

正式裁判で3年以下の拘禁刑、罰金刑又はその両方、略式裁判で6か月以下の拘禁刑、罰金又はその両方

一般暴行 (刑事司法法第39条)

略式裁判により、6か月以下の懲役若しくは5,000ポンドの罰金又は両者の併科となる。逮捕可能犯罪 (5(2)参照) ではないが、逮捕の一般要件 (5(2) の から) に該当すれば、一定の要件の下、逮捕することは可能となる。

4 加害者に対する命令

(1) 家族法第4章(1996年)による保護命令

民事上の命令について規定していた「DV及び夫婦関係手続法(1976年)」「家事手続及び治安裁判所法(1978年)」「婚姻関係家族法(1983年)」の関係規定が、家族法第4章(1996年)に整理統合されている。

家族法は、虐待禁止命令及び占有命令について規定している。これらの命令は、関係人が申し立てることができる。関係人とは以下の者をいう。

配偶者及び元配偶者

同棲相手及び元同棲相手

同一世帯として暮らしている又は暮らしていたもの(被雇用者、賃借人、下宿人及び寄宿人を除く。)

両者が親族関係にある場合

婚約者(婚約解消後3年以内の者を含む。)

子どもに関する命令の場合は、当該子どもの親である又は親としての責任を有する者

両者が、同一の家事手続事件における当事者である場合

ただし、占有命令については、申立てのできる関係人に制限が付されている。

ア 虐待禁止命令(non-molestation orders)

関係人からの申立て又は家事手続事件における裁判官の判断により、裁判所は加害者に対し、

- ・ 自分と関係のある他人に虐待()を行うことを禁止する
- ・ 関連児童に対する虐待を禁止する

命令を発することができる。

()虐待(molestation)の定義は明確ではないが、暴力より広く、どのような形態であれ、ひどく困らせたり、執拗に悩ませたりすることを含んでいる。

命令の有効期間は、通常6か月であるが、無期限又は他の虐待禁止命令が発せられるまでのいずれかとすることも可能である。

イ 占有命令(occupation orders)

当事者間の住宅の占有を定めるもので、以下のような形態がある。

申請者が住宅に残留する権利を行使する

申請者が住宅に入居、占有することを相手方に認めさせる

相手方が住宅を占有する権利を禁止、停止、制限する

相手方を住宅から退去させる

相手方が住宅から一定の地域内への立入りを禁止する

住居の所有形態や当事者間の関係によって、命令の期間は異なっている。

なお、配偶者、元配偶者、同棲相手以外の関係人については、既存の財産占有権がある場合のみ、占有命令を申請することができることとなっている。

ウ 一方的命令 (ex parte orders)

一方的命令とは、相手方に事前に通知せずに発する命令である。裁判所は緊急の場合には、一方的な虐待禁止命令又は占有命令を発することができる。

エ 命令違反

命令の相手方が、被害者又は関連児童に対して、暴力を振るった又は振るうと脅迫したような場合には、裁判所は命令に身体拘束権限()を付与しなければならない。一方的命令にも身体拘束権限を付与することができる。

身体拘束権限とは、民事の裁判所命令を遵守させるため、違反があった場合の身体拘束を認めるもの

また、命令に身体拘束権限が付与されていない場合であっても、命令の相手方は命令を遵守しない場合は、被害者は関連司法当局に対して身体拘束令状の発出を申請できる。

命令違反の罰則については、裁判所侮辱罪が適用される。

オ 引受 (undertakings)

引受とは、一方当事者の裁判所の対する約束である。他方当事者に暴行や嫌がらせをしない、一定の距離内に近づかないといった約束が考えられる。

引受に対して、身体拘束権限を付与することはできない。

(2) 嫌がらせからの保護法 (1997年) による差止命令

被害者からの請求に基づき、裁判所は、嫌がらせ行為の差止命令を発することができる。相手方が命令に違反した場合は、被害者は裁判所に対し、身体拘束令状を請求することができる。

差止命令に違反した場合は、処罰されることとなっている (正式起訴の場合は5年以下の拘禁刑、罰金刑又はその両方、略式起訴の場合は、6月以下の拘禁刑、罰金刑又はその両方)。

5 司法手続

(1) 捜査

警察職員は、すべての入手可能な証拠を収集し、訴追すべきかどうかについて十分な情報に基づく決定ができるようにしなければならない。

(2) 逮捕

何人も、現に逮捕可能犯罪()を行っている者、現に逮捕可能犯罪を行っていると思われる合理的な理由のある者については、逮捕状なしで逮捕することができる。

逮捕可能犯罪が既に行われた場合は、何人も犯人及び犯人と疑われる合理的な理由の

ある者を逮捕状なしで逮捕することができる。

警察官は、逮捕可能犯罪が既に行われたと疑う合理的な理由があるときは、犯人と疑われる合理的な理由のある者を逮捕状なしで逮捕することができる。

警察官は、逮捕可能犯罪を正に行おうとしている者、正に行おうとしていると疑われる合理的な理由のある者について、逮捕状なしで逮捕することができる（以上、警察・刑事証拠法第24条）。

逮捕可能犯罪とは、

絶対的法定刑に当たる罪

前科を有しない21歳以上の者につき5年の拘禁刑を科すことができる罪

などを指す。

警察官は、逮捕可能犯罪以外の罪については、逮捕の一般要件（ ）に該当し、召喚状の送達が実行不能又は不適切であると認められる場合は、当該関係人を逮捕することができる（警察・刑事証拠法第25条）。

逮捕の一般要件

氏名が明らかでなく確認も容易でない。

当該関係人が告げた氏名が真のものか疑う合理的な理由がある。

召喚状の送達可能な住所を明らかにしない又は告げた住所が真のものか疑う合理的な理由がある。

当該関係人が自己又は他人の身体に対して危害を加えることなどを防止するため、逮捕が必要である。

児童その他被害を受けやすい者を当該関係人から保護するため、逮捕も必要であると信ずる合理的な理由がある。

(3) 留置

各警察署の留置管理官は、逮捕した者を留置するに当たり、その者を訴追するに足りる十分な証拠があるか否か判断しなければならず、その判断に必要な期間その者を警察署に留置することができる（警察・刑事証拠法第37条）。

警察署への留置は、訴追を行うことなく24時間を超えて続けることはできない。ただし、証拠収集の必要があれば、36時間まで続けることは可能である（警察・刑事証拠法第41条）。

(4) 起訴

イギリスでは、私人訴追の原則が守られており、警察官が私人と同列の対場で刑事訴追を行うことが多い。

訴追を継続するか否かについては、検察官準則（The Code for Crown Prosecutors）に基づき、訴追局が判断することとなる。

警察は、訴追後、被疑者を条件付で保釈することができるが、

- ・ 氏名、住所が明らかでない又はそれらが真のものかどうか疑う合理的な理由がある
- ・ 他人に身体傷害をもたらすおそれがある
- ・ 裁判所への出頭を怠るおそれがある

場合は、この限りではない（警察・刑事証拠法第38条）。

保釈の条件は、

- ・ 不出頭
- ・ 保釈中の犯罪行為
- ・ 自己又は他人に関する証人干渉その他の司法妨害行為

を防止するためのもので、具体的には、居住条件、人又は場所からの一定距離内への接近禁止、警察署への出頭、外出禁止などである。

また、訴追するには証拠不十分であるが、捜査が継続され十分な証拠が得られる可能性がある場合は、

- ・ 特定の日時に特定の治安判事裁判所に出頭する義務

又は

- ・ 特定の日時に特定の警察署に出頭する義務

を課して保釈することができる（警察・刑事証拠法第47条）。

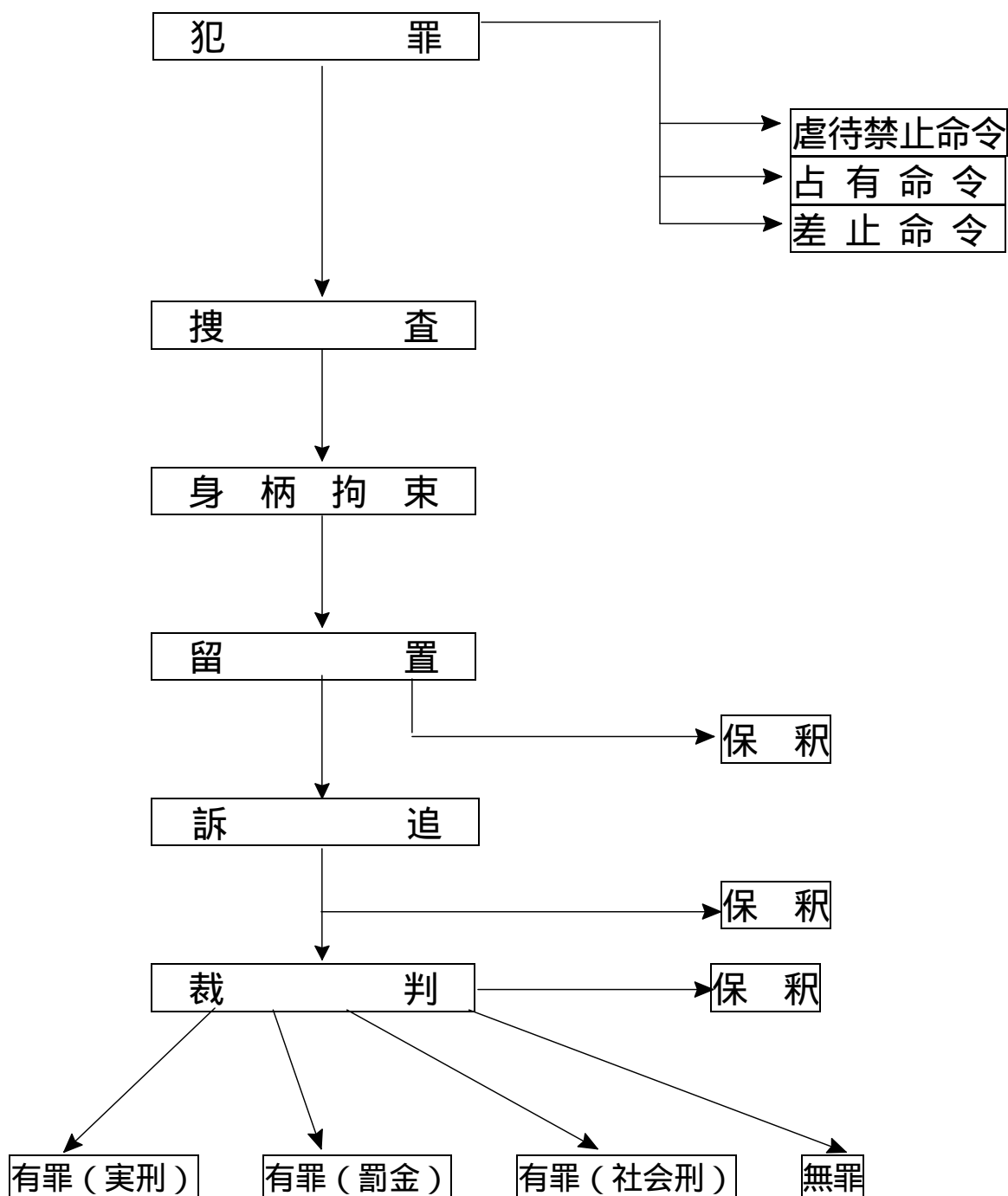
(5) 裁判

犯罪は、治安判事裁判所で治安判事によってのみ審理可能な略式犯罪（Summary offences）、治安判事裁判所、刑事裁判所にいずれでも審理できる中間的犯罪（Offences triable either way）及び刑事裁判所で陪審裁判によってのみ審理できる正式起訴犯罪（Indictable only offences）に分類される。治安判事裁判所は、正式起訴犯罪については、刑事裁判所での審理に付するか否かの予備尋問を行い、中間的犯罪については、手続の種類決定手続を行う。刑事裁判所における刑事裁判手続では、起訴状の朗読後、被告人は各訴因に対して有罪又は無罪の申立てを行う。有罪の申立てがあると、陪審によることなく、裁判官による刑の量定手続に移行する。

量刑には、免責（discharge）、罰金刑、社会内刑罰、拘禁刑がある。罰金刑は、社会内刑罰と併科して及び代替刑として科することができる。裁判所は判決を言い渡す前に、必要な場合は保護観察官が作成した判決前調査報告書（pre-sentence report）を取り寄せ、量刑の適切さについて判断する。

なお、裁判段階においても、警察段階と同様に保釈が認められる。

6 イギリスにおける刑事手続及び保護命令等の流れ



釈放後、保護観察
に付される場合、
プログラムを受講

コミュニティ・リハビリテーション・オーダー

参考文献

- 「ヨーロッパ各国の地方自治制度」(平成2年(財)自治体国際化協会)
- 大塚祚保 イギリスの地方政府 1998年流通経済大学出版社
- 増田生成 「英国の家庭内暴力政策(一)(二)(三)」リファレンス平成12年12月号～平成13年2月号、国立国会図書館調査及び立法考査局
- 「女性に対する暴力・家庭における暴力 - 英米の法執行マニュアルから - 」(平成12年警察政策研究センター)
- 平成12年度社会安全研究財団助成調査研究報告書「女性に対する暴力事犯の予防及び対処に関する研究」(平成13年財団法人警察大学校学友会・犯罪調査研究会)
- 元山健ノキース・D・ユーイング「イギリス憲法概説」(1999年法律文化社)
- 法務大臣官房司法法制調査部編「イギリス警察・刑事証拠法、イギリス犯罪訴追法」(1988年法曹会)
- 「諸外国の司法制度概要」(第5回司法制度改革審議会(平成11年10月26日)配布資料)

第2 ドイツにおける配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について

1 ドイツの法体系

ドイツは、憲法であるドイツ連邦基本法（以下「基本法」という。）の下、16の州から構成される連邦国家である。行政の中心である州の下に、独立市、郡が置かれ、郡の下に市町村が置かれている。

州は、基本法により連邦の権限とされていない範囲において立法権を有している。

刑事警察に関する連邦と州の協力関係等については、連邦の専属的立法事項とされており、これについて州が立法できるのは、連邦の法律により、明文で授権された場合のみである。

刑法及び刑の執行、裁判所の構成、裁判手続等については、連邦の競合的立法事項とされており、州は、連邦がその立法権を行使しない間（ ）に限り立法権を有する。

競合的立法事項について、連邦は、以下の理由により連邦法律により規律する必要がある場合に立法権を有する。

ある事項が、個々の州の立法によっては実効的に規律することができない。

ある事項を州の法律によって規律することが、他の州の利益又は全体の利益を害する可能性がある

法の統一性又は経済の統一性を維持し、特に州の領域を超える生活関係の統一性を維持するため必要である。

ドイツには、連邦憲法裁判所その他の連邦の裁判所、州の裁判所が設置されている。裁判権は、基本的には通常、行政、社会及び財政に区分され、この区分に従って設置される州の裁判所が下級審、連邦の裁判所が最終上訴審となる。

警察は原則として、州の機関であり、州ごとに異なった警察法を有する。

2 ドイツにおけるいわゆる「ドメスティック・バイオレンス」に関する法律

傷害、暴行等の罪については、刑法で規定されており、これらの規定は配偶者間の行為に対しても適用される。

「暴力行為及び追跡に関する民事裁判所の保護の改善と別居における婚姻住居の明渡しの容易化に関する法律」（2001年）の第1章（暴力行為及び追跡からの民法的保護に関する法律、以下「暴力保護法」という。）において、保護命令等について規定されている。

刑事手続については、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）で規定されている。

3 処罰される行為

処罰される行為は、刑法において規定されている。配偶者間の暴力について、特別に定めた法律は存在しない。

暴力保護法の対象となると思われる犯罪の主なものは以下のとおりである。

強姦（刑法第177条）

2年以上の自由刑

謀殺（刑法第211条）

無期自由刑

謀殺者とは、下劣動機に基づき残酷に人を殺すことなどをいう。

故殺（刑法第212条）

5年以上の自由刑

遺棄（刑法第221条）

3月以上5年以下の自由刑

傷害（刑法第223条）

3年以下の自由刑又は罰金

危険な傷害（刑法第223条a）

5年以下の自由刑又は罰金

危険な傷害とは、凶器を用いた傷害をいう。

毒害（刑法第229条）

1年以上10年以下の自由刑

毒害とは、他人の健康を害するため、毒物又はその他の健康を破壊するに適した物質を投与すること。

強要（刑法第240条）

3年以下の自由刑又は罰金

脅迫（刑法第241条）

1年以下の自由刑又は罰金

なお、重罪とは、最下限に1年以上の自由刑が定められている違法な行為をいい、軽罪とは、最下限に1年未満の自由刑又は罰金が定められている違法な行為をいう（刑法第12条）。

4 加害者に対する命令

(1) 保護命令（暴力保護法第1条）

行為者が故意に他人の身体、健康、自由を違法に侵害した場合

他人を生命、身体、健康、自由の侵害を内容として違法に脅迫した場合

違法かつ故意に、

- ・ 他人の住居又は平穏な不動産に侵入した場合
- ・ 他人をその明示的意思に反して繰り返し追跡し、又は、遠隔通信手段を利用して追跡して、過度に迷惑を引き起こした場合。

以上の場合には、裁判所は被害者の訴えに基づいて、更なる被害を防止するために、行為者に次のことを行わないよう命令することができる。

被害者の住居への立入り

被害者の住居の一定範囲に留まること

被害者が定期的に留まらなければならない特定の他の場所を訪れること

遠隔通信手段の利用を含めて被害者と接触すること

被害者と出会うようにすること

(2) 保護命令違反（暴力保護法第4条）

命令に違反した場合は、1年以下の自由刑又は罰金に処する。

5 司法手続

(1) 捜査

検察官は、犯罪についての通報等により、犯罪の嫌疑について認識を得たときは、公訴を提起すべきかどうか決定するため、事実関係を究明しなければならない（刑訴法第160条）。

検察官は、捜査に必要な処分を自ら行う又は警察官に行わせることができる（刑訴法第161条）。

警察官は、犯罪を究明し、遅延の許されない処分はすべてこれを行い、もって事件の混迷化を防止しなければならない。また、警察官は、捜査の結果を遅滞なく検察官に送付することとなっている（刑訴法第163条）。

(2) 勾留

被疑者が罪を犯したと疑うに足りる強い理由があり、逃亡や証拠隠滅のおそれがある場合は、検察官の請求に基づき裁判官が発する勾留状により、被疑者を勾留することができる（刑訴法第112条、第114条、第125条）。

6月以下の自由刑、180日以下の日数罰金に当たる事件では、証拠隠滅のおそれを理由として勾留を命ずることはできない（刑訴法第113条）。

勾留状により被疑者を拘束したときは、速やかに管轄裁判官に引致しなければならず、引致を受けた裁判官は、遅くとも翌日中に被疑者を尋問しなければならない（刑訴法第115条）。

裁判官は、定められた日時における指定官署への出頭、住所・居所の制限、担保の提供などを考慮して、勾留状の執行を猶予することができる（刑訴法第115条）。

(3) 身柄の仮拘束

現に犯罪を行っている時に捕捉され、又は追跡された者について、逃亡のおそれがある又はその身元が直ちに確認できないときは、何人も裁判官の命令なしにその身柄を拘束することができる（刑訴法第127条第1項）。

検察官及び警察職員は、現行犯の場合のほか、勾留状の要件を備える場合で、緊急を要するときも身柄の仮拘束を行うことができる（刑訴法第127条第2項）。

身柄を仮拘束された者は、遅くとも拘束の翌日までに裁判官に引致されなければならない（刑訴法第128条）。

(4) 起訴

起訴は検察官が行うこととなっている（刑訴法第152条）。

軽微な犯罪については、検察官は裁判所の同意を得て、起訴しないことができる（刑訴法第153条）。なお、裁判所においては、起訴後どの段階においても、検察官、被害者の同意があれば手続を打ちきることができる。

軽罪について検察官が起訴しない場合は、以下のような賦課事項又は遵守事項を課すことができる（刑訴法第153条a）。

犯罪のよって生じた損害を回復するために特定の給付を行うこと。

公共の施設又は国庫に金員を支払うこと。

その他公共に役立つ給付を行うこと。

一定額の扶養義務を履行すること。

被害者との和解に真剣に取り組むこと。

道交法に基づく講習に参加すること。

期限については、は1年以下、それ以外は6月以下。

なお、裁判所は、起訴後、公判終結までの間、検察官、被害者の同意を得て、手続を暫定的に中止し、賦課事項又は遵守事項を課すことができる。

(5) 公判の開始に関する裁判

裁判所は、公判を開始すべきか否かについて裁判を行うこととなっている（刑訴法第199条）。

捜査の結果から判断して被告人が罪を犯したことにつき十分な嫌疑があると認めるときは、公判開始を決定する（刑訴法第203条）。

(6) 公判

公判の結果、判決が言い渡される。

1年以下の自由刑を言い渡す場合において、言い渡しを受けた者が有罪判決を警告として役立たしめ、将来、刑を執行しなくともいかなる犯罪行為をも犯さないと思われるときは、保護観察のために刑の執行を延期することができる（刑法第56条第1項）。特別の事情がある場合は、2年以下の自由刑を言い渡す場合も、同様に保護観察のために刑の執行を延期することができる（刑法第56条第2項）。

保護観察期間は、裁判所が決定し、その期間は2年から5年である（刑法第56条a）。

裁判所は、有罪の言い渡しを受けた者に対し、

- 行為による損害を回復すること
- 公共に役立つ施設又は国庫に金員を払うこと
- その他公共に役立つ仕事を行うこと

といった遵守事項を課することができる（刑法第56条b）。

また、裁判所は、保護観察期間中に、

- 居住地等に関する要求を遵守すること
- 一定日時に裁判所等へ出頭すること
- 一定のグループと付き合わないこと
- 犯罪を誘発する一定の物件を所有、保管しないこと
- 扶養義務をつくすこと

といった指示をすることができる（刑法第56条c）。

保護観察中に犯罪を犯した場合、遵守事項、指示事項を守らない場合は、刑の延期は撤回される（刑法第56条f）。

裁判所が刑の延期を撤回しない場合は、刑を免除したこととなる（刑法第56条g）。

180日分以下の日数罰金に処せられるべき場合において、裁判所は、有罪の宣告に併せてその者を警告し、刑を定め、刑の言い渡しを留保することができる（刑法第59条）。この場合、1年から3年の保護観察に付することができる（刑法第59条a）。

保護観察期間経過後は、警告が打ちきられたことを確認することとなる（刑法第59条b）。

行為者が責任無能力又は訴訟無能力のため刑事手続を遂行しない場合は、改善及び保安処分として

- 精神病院における収容
- 禁絶施設における収容
- 社会治療施設における収容
- 保護監置における収容
- 行状監督
- 運転免許証の取消し
- 職業禁止

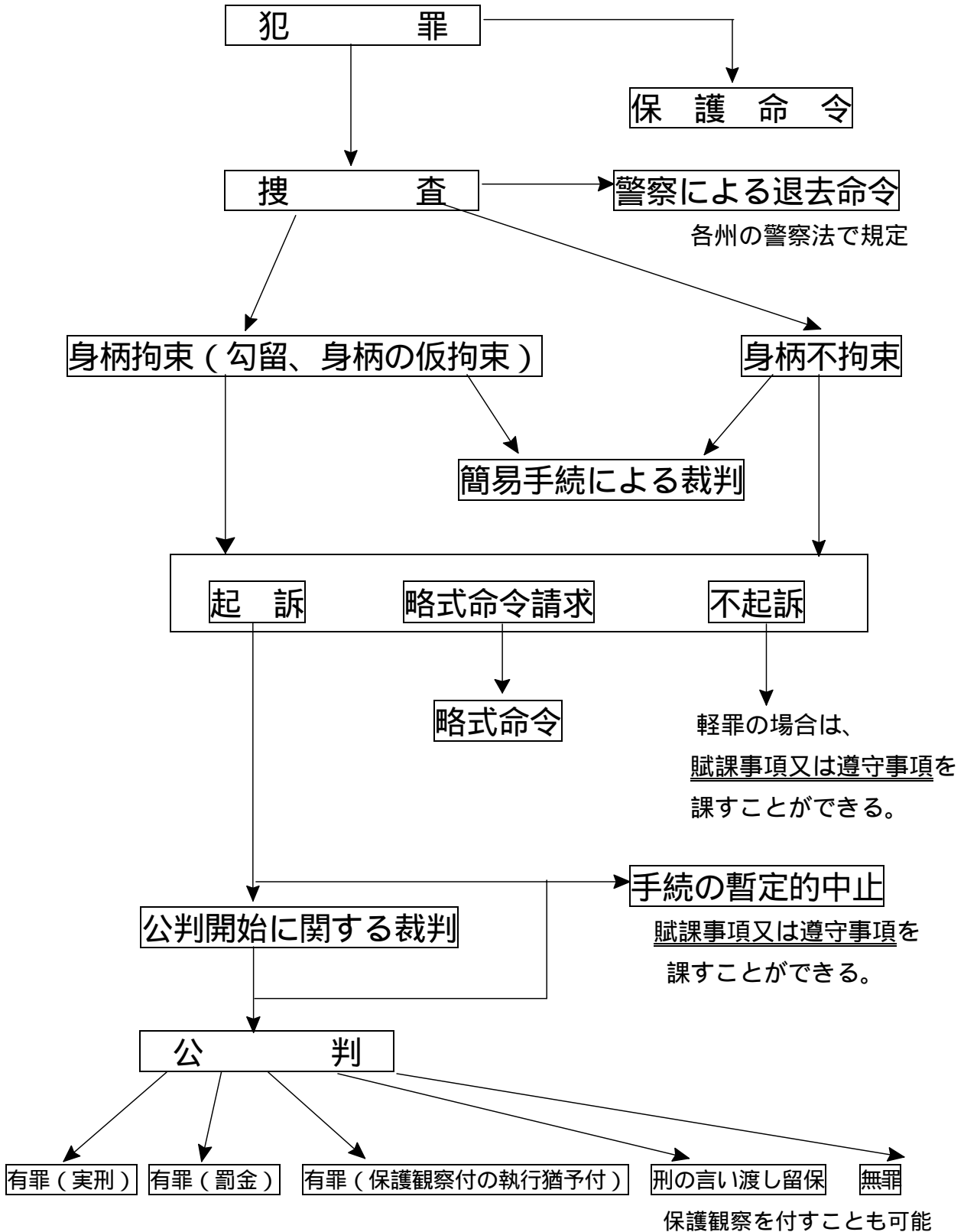
を言い渡すことができる（刑訴法第413条）。

軽罪については、公判を開くことなく、書面により処分を定めることができる（刑訴法第407条）。

事件の事実関係が簡単であるか、又は証拠が明白で、即時の裁判に適している場合には、検察官は書面又は口頭で、簡易手続により裁判の申立てを行う。この手続において

起訴状の提出は必要ない。ただし、1年を超える自由刑又は改善保安処分はこの手続により科すことはできない（刑訴法第417条、第418条、第419条）

6 ドイツにおける刑事手続及び保護命令の流れ



参考文献

- 戸田典子 「ドメスティック・バイオレンスからの保護 - ドイツの新法案」(外国の立法
2001年6月号)
- 林美月子 「配偶者による暴力 - ドイツの対応」(神川法学第35巻第2号、神川大学
法学会)
- 「ヨーロッパ各国の地方自治制度」(平成2年(財)自治体国際化協会)
- 法務大臣官房司法法制調査部編「ドイツ刑法典」(1982年法曹会)
- 法務大臣官房司法法制調査部編「ドイツ刑事訴訟法典」(1981年法曹会)

第3 韓国における配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について

1 韓国の法体系

韓国においては、大韓民国憲法の下、国会が定める法律により、国民の権利及び義務等が定められている。地方公共団体（特別市、広域市、道、市、郡、自治区）は、法令の範囲内において条例を制定できるに過ぎず、法律の委任がなければ、条例で罰則を定めることはできない（地方自治法第15条）。

刑罰や刑事手続については、法律で定められている。

司法権は法院に属しており、最高法院である大法院のほか、各級法院として、高等法院、地方法院、家庭法院（家事訴訟等の第1審）、特許法院（特許法関係の第1審）、行政法院（行政事件等の第1審）が置かれている（法院組織法第3条第1項）。

2 韓国におけるいわゆる「ドメスティック・バイオレンス」に関する法律

傷害、暴行等の罪については、刑法で規定されており、これらの規定は配偶者間の行為に対しても適用される。

刑事手続については、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）で規定されている。

家庭暴力犯罪に関しては、「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」（1997年、以下「特例法」という。）により、刑事手続の特例としての「保護処分」が規定されている。家庭暴力犯罪については、この特例法が優先的に適用されることとなる。

このほか、家庭暴力関連相談所の設置及び運営等について規定した「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」（1997年）がある。

3 家庭暴力犯罪とは

家庭暴力犯罪とは、配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）、元配偶者、自己又は配偶者の親や子、同居親族等の間で行われる、身体的、精神的又は財産的被害を伴う行為で、刑法の傷害罪（第257条）、重傷害罪（第258条）、暴行罪（第260条）、遺棄罪（第271条）、虐待罪（第273条）、逮捕監禁罪（第276条）、脅迫罪（第283条）、名誉毀損罪（307条）、侮辱罪（第311条）、住居・身体搜索罪（第321条）、強要罪（第324条）、恐喝罪（第350条）、財物損壊等罪（第366条）等に当たる行為である（特例法第2条）。

主な家庭暴力犯罪の量刑は以下のとおり。

傷害

7年以下の懲役、10年以下の資格停止（ ）又は1千万ウォン以下の罰金
資格停止（刑法第44条）

公務員になる資格、選挙権、被選挙権等の資格を1年以上15年以下停止すること。罰金より重い刑として位置付けられている。

重傷害

1年以上10年以下の懲役

重傷害とは、人の身体を傷害して生命に対する危険を発生させる行為。

暴行

2年以下の懲役、500万ウォン以下の罰金、拘留又は科料

遺棄（扶助を要する者を保護する法律上又は契約上義務がある者による遺棄）

3年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金

虐待（自己の保護又は監督を受ける人の虐待）

2年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金

逮捕監禁

5年以下の懲役又は700万ウォン以下の罰金

脅迫

3年以下の懲役、500万ウォン以下の罰金、拘留又は科料

名誉毀損

2年以下の懲役若しくは禁固又は500万ウォン以下の罰金

（虚偽の事実を摘示した場合は、5年以下の懲役、10年以下の資格停止又は1,000万ウォン以下の罰金）

侮辱

1年以下の懲役若しくは禁固又は200万ウォン以下の罰金

住居・身体搜索

3年以下の懲役

人の身体、住居等を搜索すること。

強要

5年以下の懲役

恐喝

10年以下の懲役又は2,000万ウォン以下の罰金

財物損壊等

3年以下の懲役又は700万ウォン以下の罰金

他人の財物、文書又は電磁的記録等特殊媒体記録を損壊又は隠匿するなどによりその効用を害すること。

4 加害者に対する命令

特例法に「保護処分」及び「賠償命令」として規定されている（詳細は後述の司法手

続の項で説明)。

5 司法手続

(1) 捜査

捜査の主体は検事であり、警察官は検事の指揮を受けて捜査及び捜査の補助を行うこととなっている(刑訴法第196条)。

検事は、犯罪の嫌疑があると思料するときは、犯人、犯罪事実及び証拠を捜査をしなければならない(刑訴法第195条)。

進行中の家庭暴力犯罪について申告を受けた警察官は、直ちに現場に臨場し、以下の措置を行わなければならない(特例法第5条)。

暴力行為の制止及び犯罪捜査

被害者の家庭暴力関連相談所又は保護施設への引渡し(被害者の同意がある場合に限る。)

緊急治療が必要な被害者の医療機関への引渡し

暴力行為の再発時に臨時措置(後述)を申請できることの通知

検事は、警察官がこれらの応急措置を採ったにもかかわらず、家庭暴力犯罪が再発するおそれがあると認める場合は、職権又は警察官の申請により裁判所に臨時措置を請求することができる。

(2) 逮捕

検事又は警察官は、捜査に必要がある場合、被疑者を出頭させ陳述を聞くことができる(刑訴法第200条第1項)。被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当の理由があり、正当な理由なくこの出頭に応じない又は応じないおそれがある場合には、検事は、地方法院判事が発する逮捕令状により、被疑者を逮捕することができる。警察官が被疑者を逮捕する場合は、検事の請求により地方法院判事が発する逮捕令状が必要となる(刑訴法第200条の2第1項)。

ただし、緊急逮捕(1)、現行犯逮捕(2)の場合は逮捕令状は必要ない。

1 緊急逮捕(刑訴法第200条の3)

検事又は警察官は、被疑者が死刑、無期又は長期3年以上の懲役又は禁固に当たる罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があつて、被疑者に一定の住居を有しない、証拠を隠滅するおそれがある、逃亡のおそれがあるといった事由がある場合で、急速を要し地方法院判事の逮捕令状を受けることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。

2 現行犯逮捕(刑訴法第211条)

以下の者は、現行犯人として、何人も令状なしで逮捕できる。

- ・ 犯罪実行中又は実行直後の者

- ・ 犯人として追呼されている者
- ・ 贓物又は明らかに犯罪に使用したと思われる凶器その他の物を所持している者
- ・ 身体又は衣類に顕著な証跡がある者
- ・ 誰何されて逃走しようとする者

(3) 拘束

緊急逮捕、現行犯逮捕を含め、逮捕した被疑者の身柄を引き続き拘束するには、逮捕後48時間以内に拘束令状を請求しなければならない、この時間内に拘束令状を請求しない場合は被疑者を釈放しなければならない（刑訴法第200条の2第5項、第200条の4第1項、第213条の2）。

検事又は警察官は、被疑者に、一定の住居を有しない、証拠を隠滅するおそれがある、逃亡のおそれがあるといった事由がある場合、地方法院判事が発する拘束令状により、被疑者の身柄を拘束することができる（警察官が被疑者の身柄を拘束する場合は、検事の請求により地方法院判事が発する拘束令状が必要となる。）（刑訴法第201条）。

(4) 警察官による事件送致

加害者の身柄を拘束する場合は、(2)逮捕、(3)拘束の手続を行うが、加害者の身柄を拘束しない場合は、任意で捜査が行われ、捜査が終了した時点で警察官から検事に事件が送致されることとなる。

警察官が被疑者を拘束した場合は、10日以内に、被疑者を検事に引致するか釈放するかについて決定しなければならない（刑訴法第202条）。

家庭暴力犯罪については、警察官は迅速に捜査して事件を検事に送致しなければならず、送致に当たって、当該事件が家庭保護事件として処理することが相当であるか否かに関する意見を提示することができる（特例法第7条）。

(5) 起訴

検事は、被疑者を拘束した場合又は警察官から被疑者の引致を受けた場合、10日以内（更に10日間の延長が可能）に公訴を提起する。この期間内に公訴を提起しない場合は、被疑者を釈放しなければならない（刑訴法第203条、第205条）。

ただし、刑法第51条で定められている

- 犯人の年齢、性行、知能及び環境
- 被害者との関係
- 犯行の動機、手段及び結果
- 犯行後の情況

を斟酌し、公訴を提起しないこともできる（起訴猶予、刑訴法第247条）。なお、家庭内の暴力事件については、起訴猶予後、再び犯罪を犯した場合は厳罰に処すとの警告を行う運用がなされている。

家庭保護事件としての特例（保護処分）

ア 検事による送致

検事は、事件の性質、動機、結果、行為者の性行等にかんがみ、保護処分に処することが相当であると認める場合は、家庭保護事件として、家庭法院（家庭法院が設置されていない地域においては地方法院）に送致しなければならない（加害者の身柄を拘束している場合は、拘束期間内に送致）。ただし、被害者の意思を尊重する必要がある（特例法第9条、第11条）。

イ 臨時措置

判事は、必要があれば、行為者に対し、

- ・ 被害者又は家族構成員の住居等からの退去（2月以内）
- ・ 被害者の住居、職場等から100メートル以内への立入禁止（2月以内）
- ・ 医療機関その他療養所への委託（1月以内）
- ・ 留置場又は拘置所への留置（1月以内）

といった臨時措置を採ることができ、送致後24時間以内にこの臨時措置の可否について決定しなければならない（特例法第13条第1項、第29条）。

なお、臨時措置に違反した場合の罰則は用意されていない。

加害者の身柄を拘束している場合は、判事が臨時措置の可否について決定した時点で、拘束令状は失効する（特例法第13条第3項）。

ウ 保護処分

判事は、審理の結果、以下の処分を行うことができる（併科可能）（特例法第40条）。

被害者に接近する行為の制限（6月以内）

親権行使の制限（6月以内）

社会奉仕、受講命令（100時間以内）

保護観察（6月以内）

家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律が定める保護施設への監護委託（6月以内）

医療機関への治療委託（6月以内）

相談所等への相談委託（6月以内）

保護処分が確定したときは、同一の犯罪事実により公訴提起することはできない。ただし、行為者が保護処分の内容を履行しない場合は、判事の決定により保護処分を取り消した上、検事に送致しなければならず、この場合は同一事実による公訴提起も可能となる（特例第16条、第46条）。

なお、保護処分を履行しない場合は、2年以下の懲役、2,000万ウォン以下の罰金又は拘留に処することとなる（特例法第63条）。

エ 賠償命令

判事は、保護処分と同時に、賠償（被害者又は家庭構成員の扶養に必要な費用の支給、事件により直接被った物的被害及び治療費の賠償）を命じることができる（特例法第57条）。

(6) 裁判

ア 判決

被疑者が起訴された場合は、判事により裁判が行われ、判決が言い渡される。

判事が審理した結果、保護処分とすることが相当と認める場合は、家庭保護事件を管轄する法院に事件を送致することができる（被害者の意思を尊重する必要あり。）（特例法第12条）。送致後は、検察官による送致の場合と同様の流れで保護処分に向けた手続が進められる。

イ 刑の宣告猶予

1年以下の懲役、禁固、資格停止、罰金の刑については、改悛の情状が顕著であれば、刑の宣告を猶予することができる（刑法第59条）。この場合、1年間の保護観察を命ずることができる（刑法第59条の2）。刑の宣告猶予を受けた日から2年を経過したときは、免訴されたものとみなされる（刑法第60条）。

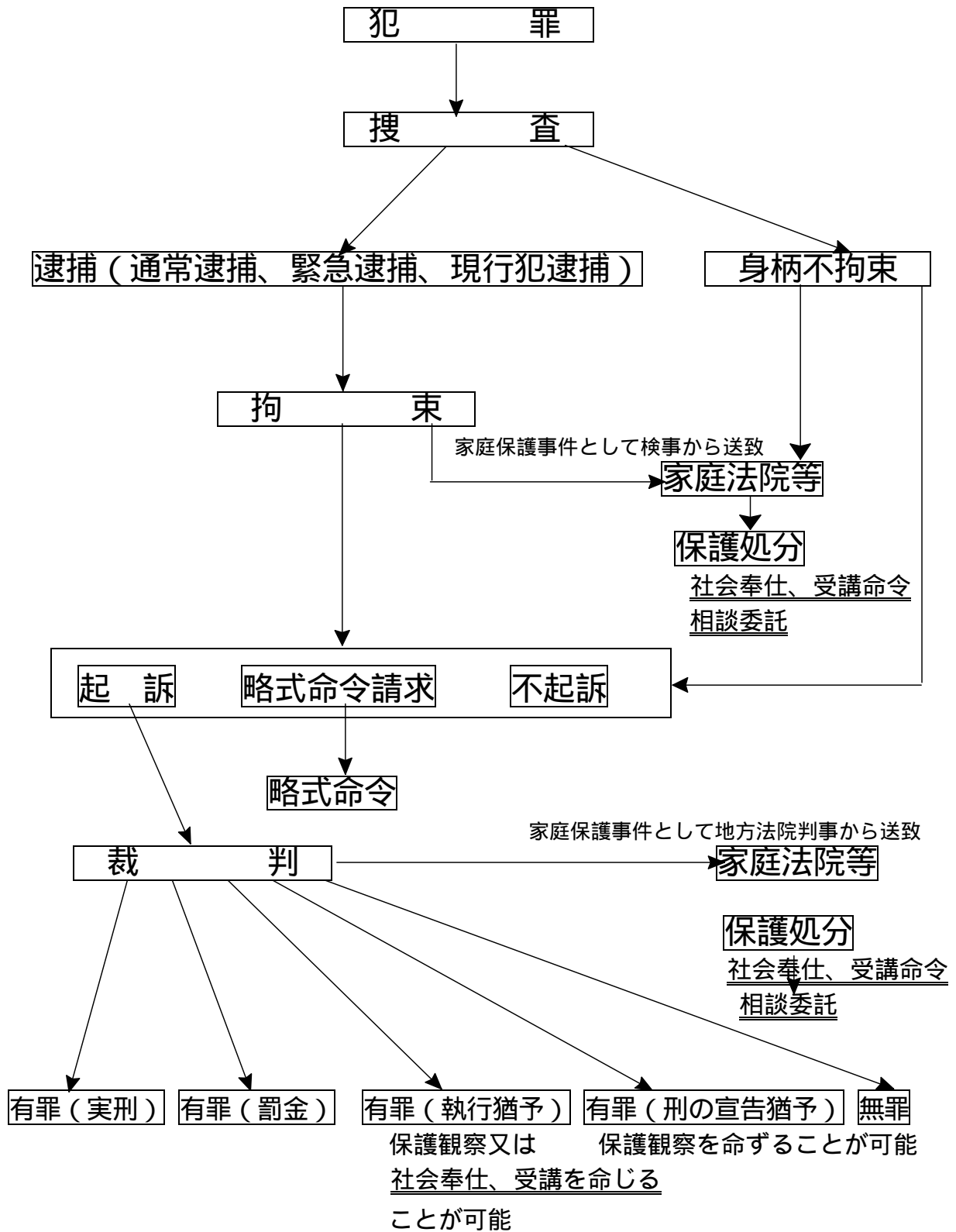
ウ 刑の執行猶予

3年以下の懲役又は禁固の刑については、情状を酌量の上、1年以上5年以下の期間、刑の執行を猶予することができる（刑法第62条）。この場合、保護観察（期間は執行猶予期間を上限に法院で定める）又は社会奉仕若しくは受講を命ずることができる（刑法第62条の2）。執行猶予の宣告後、その宣告の失効する又は取り消されることなく猶予期間を経過した場合は、刑の宣告は効力を失う（刑法第65条）。

エ 略式手続

罰金、科料又は没収を求める事件については、検事の請求により、公判手続に移行せず、略式手続を採ることができる（刑訴法第448条）。

6 韓国における刑事手続の流れ



参考文献

栗栖素子 「法務総合研究所研究部資料49 大韓民国の家庭内暴力犯罪の実情と対策」

(2002年法務総合研究所)

妹尾栄一 「加害者対策・医療・教育プログラムについて」トヨタ財団1999 / 2000年度研究助成報告書、家庭内の「女性に対する暴力」防止に関する社会システム開発のため

の日本・韓国共同研究、2001年11月日韓女性に対する暴力プロジェクト研究会

宇津呂英雄編 「アジアの刑事司法」(1988年有斐閣)

第4 台湾における配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について

1 台湾の法体系

台湾には、中央政府のほか、地方政府として、省、県、市が置かれている。省の下に県及び市が置かれ、県と市は同列に扱われている。市の中には、中央政府直轄の市（省と同列）も存在する。中華民国憲法により、立法院が国家最高の立法機関と位置付けられているが、省、県及び市にも一定の立法権が与えられている。

立法管轄については、刑事、民事の法律及び司法制度は、中央が立法かつ執行することとなっており、警察制度は、中央が立法かつ執行する又はその執行を省県に委ねることとなっている。

裁判所については、最高法院（最高裁判所に当たる。）高等法院（省、直轄市等に設置され、刑事、民事の第二審裁判を担当する。）、地方法院（直轄市、県及び市に設置され、刑事、民事の第一審裁判や非訟事件裁判を担当する。）が置かれ、基本的には三審制が採られている。

検察機関は、法院組織内に置かれているが、検察官は法院から独立してその職権を行使することとなっている。

2 台湾におけるいわゆる「ドメスティック・バイオレンス」に関する規定

台湾家庭暴力防治法（1998年、以下「防治法」という。）により、民事保護令や刑事手続について規定されている。

殺人、傷害等の処罰については刑法で、一般的な刑事手続については、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）でそれぞれ規定されている。

3 家庭暴力罪とは

家庭暴力罪とは、家族成員（ 1 ）の間における故意の家庭暴力（ 2 ）によって、他の法律に定める罪を犯すことである（防治法第2条）。

1 家族成員とは、以下の者及びその未成年の子をいう。

配偶者又は元配偶者

現在又は以前に事実上の夫婦関係を有する者、家長尊属又は家族関係を有する者（親族でない者も永久に共同生活を営む目的を持って一つの家に同居するときは家族とみなす。）

現在又は以前に直系血族又は直系姻族である者

現在又は以前に四親等内の傍系血族又は傍系姻族である者

2 家庭暴力とは、家族成員の間において身体又は精神に不法な侵害を与える行為をいう。

刑法に規定された、主な処罰行為及びその量刑については以下のとおり。

強姦（刑法第221条）

5年以上の有期懲役

強姦罪は親告罪となっている。

殺人（刑法第271条）

死刑、無期又は10年以上の懲役

傷害（刑法第277条）

3年以下の懲役、拘留又は千元以下の罰金

傷害罪は親告罪となっている。

不同意墮胎（刑法第291条）

1年以上7年以下の懲役

保護責任者遺棄（刑法第294条）

6月以上5年以下の懲役

侮辱（刑法第309条）

拘留又は300元以下の罰金

誹謗（刑法第310条）

1年以下の懲役、拘留又は500元以下の罰金

4 加害者に対する命令

加害者に対しては、裁判所が民事保護令を発することができる。この保護令には「通常保護令」と「一時保護令」があり、被害者、検察官、警察機関又は直轄市、県（市）政府が、書面により、裁判所に保護令を請求することとなっている。ただし、被害者が家庭暴力危害を受けるおそれがあり、かつ、その危害が切迫している場合には、検察官、警察機関又は直轄市、県（市）政府は、口頭、ファクシミリその他の送信方法により保護令を請求することができる（防治法第9条、第11条）。

(1) 通常保護令（防治法第13条）

通常保護令とは以下の内容の命令である。

相手方に、被害者又はその特定家族成員に対する家庭暴力を禁止する。

相手方に、直接又は間接の被害者に対する嫌がらせ（ ）、電話、通信その他の必要がない連絡行為を禁止する。

嫌がらせとは、すべての迷惑、恐喝、他人を軽蔑若しくは侮辱する言動又は他人に恐怖を与えることをいう（防治法第2条）。

相手方に、被害者の住居から転居することを命ずる。必要があれば当該不動産の処分その他の仮処分を禁止する。

相手方に、被害者の住居、学校、職場その他の被害者又はその特定家族が通常出入りする場所への接近を禁止する。

自動車、バイクその他の個人生活上、職業上又は教育上の必要品の使用権を定める。必要があればその交付を命ずる。

未成年の子に対する権利義務の行使又は負担は、当事者の一方又は双方によって、一時的に共同で行うことを定める。必要があれば子の引き渡しを命ずる。

相手方とその未成年の子の面会及び交流方法を定める。必要があれば、面会及び交際を禁止する。

相手方に、被害者の住居の家賃又は被害者及びその未成年の子に対する扶養費の給付を命ずる。

相手方に、被害者又は特定家族成員の医療、補導、庇護所、財物の損害などに支出した費用の交付を命ずる。

相手方に、薬物禁絶治療、精神治療、心理補導などの加害者処遇計画の受講を命ずる。

相手方に、相当な弁護士費用の負担を命ずる。

被害者又はその特定家族成員を保護するためのその他の必要な措置を命ずる。

通常保護命令の有効期間は1年以下であり、1回に限り、1年以下の延長が可能となっている（防治法第14条）。

(2) 一時保護令（防治法第15条）

一時保護令とは、裁判所の審理手続を行わず、又は通常保護令の審理の終結前に発する命令で、その内容は、(1)の から 及び に限定される。通常保護令請求前に請求することとなっており、一時保護令が発せられた場合は、通常保護令を請求したものとみなされ、引き続き通常保護令の審理に入ることとなる。

検察官、警察機関又は直轄市、県（市）政府から、口頭、ファクシミリその他の送信方法により保護令の請求があった場合、裁判所は、警察官の陳述（法定に出頭又は電話によるもの）から判断し、被害者が危害を受けるおそれ及びその急迫性が認められるのであれば、原則として4時間以内に書面（ファックス等可）により一時保護令を発しなければならない。

一時保護令は、通常保護令が発せられた時点でその効力を失う。

(3) 保護令違反（防治法第50条）

(1)の から 及び の通常保護令又は一時保護令に違反した者は、3年以下の懲役又は拘留に処し、新台幣元10万元以下の罰金を併科することができる。

5 司法手続

(1) 捜査

捜査の主体は検察官であり、警察は司法警察吏として、検察官又は司法警察官（ ）の命令を受けて捜査を行うこととなっている（刑訴法第231条）。

司法警察官は、検察官の犯罪捜査を補助する司法警察官（県（市）長、警政庁長、警務処長、警察局長、憲兵隊長官：以下「第1級司法警察官」という。）と検察官の指揮に従い犯罪を捜査する司法警察官（警察官長、憲兵官長、士官等）に分けられる。第1級司法警察官は、捜査の結果を検察官に移送しなければならないこととなっている（刑訴法第229条、230条）。

(2) 逮捕

以下の場合、現行犯として、何人も逮捕状なしで逮捕することができる（刑訴法第88条）。

犯罪の実行中又は実行後直ちに発覚したとき

犯罪人として追呼されているとき

凶器、贓物等を所持している又は身体、衣服等に犯罪の痕跡があらわに出ていることにより、明らかに犯罪人であることを疑うべきとき

日本におけるいわゆる「通常逮捕」は、「勾引」という用語が当てられている。

司法警察官又は司法警察吏は、家庭暴力罪又は保護令違反の現行犯を発見した場合は、直ちに逮捕しなければならない（防治法第22条）。

(3) 勾引

検察官が被疑者を取り調べるには召喚状（検察官が署名したもの）により、警察官が被疑者を取り調べるには出頭通知書（司法警察機関の主管の長が署名したもの）により、それぞれ被疑者に任意出頭を促す（刑訴法第71条、第71条の1）。

被疑者が正当な理由なく出頭を拒否する場合には、検察官が発する勾引状により、被疑者を勾引することができる（刑訴法第71条の1、第75条）。勾引の執行は、司法警察官又は司法警察吏が行う。

なお、犯罪の嫌疑が重大であって、被疑者に逃亡のおそれがあるなどの一定の事由に該当する場合は、召喚手続を採ることなく、直ちに勾引手続に入ることができる（刑訴法第76条）。

また、重大な嫌疑があるにもかかわらず、質問又は検査されている場から逃避した場合などにおいて、状況が急迫している場合は、検察官、司法警察官又は司法警察吏は勾引状がなくとも直ちに被疑者を勾引することができる。ただし、司法警察官又は司法警察吏が勾引を執行する場合は、執行後、直ちに検察官に勾引状の発布を求めなければならない（刑訴法第88条の1）。

司法警察官又は司法警察吏は、被疑者が家庭暴力罪を犯した重大な嫌疑があり（現行

犯は除く。) 家族成員の生命、身体又は自由を継続的に侵害するおそれがある場合において、状況が急迫し、検察官に報告する時間的余裕がないときは、勾引状なくして直ちに被疑者を勾引することができる。この場合も、勾引後、直ちに検察官に勾引状の発布を求めなければならない(防治法第22条)。

(4) 勾留

捜査段階における取調べの権限は、検察官が有している。第1級司法警察官は、勾引又は逮捕された被疑者を受け取り、勾留の必要があると認める場合は、24時間以内に検察官に移送することとなっている(刑訴法第229条第2項)。検察官は、逮捕又は勾引後24時間以内に、即時尋問を行い、勾留の要否を判断しなければならない(刑訴法第93条)。住居不定、逃亡、通謀、証拠隠滅のおそれ、重大犯罪に該当するといった事由があれば、検察官は、勾留状(検察官が署名)により、被疑者を勾留することができる(刑訴法第101条、第102条)。

勾留の期間は、捜査段階では2か月以内(1回に限り2か月を限度に延長可能)、公判中は3か月以内とされている(刑訴法第108条)。

勾留の必要がなく釈放する場合は、保証金の納付、身元保証、住居の制限を命ずることができる(刑訴法第93条)。この場合、家庭暴力罪又は保護令違反の被疑者には、以下の条件(1つ又は複数)が付されることとなる(防治法第23条)。

家庭暴力行為を禁止すること

被害者の住居から転居すること

被害者に対する直接又は間接の嫌がらせ、電話その他の手段による連絡行為を禁止すること

その他の被害者の安全を保護するための措置

この条件に違反した場合は、検察官又は法官は原処分を取消し、ほかに適当な処分を与えることとなる(防治法第24条)。

また、被告人等は、何時でも保証を立てて勾留の停止を申請することができる。裁判所によって勾留停止が決定された場合は、上記 から (1つ又は複数) の条件が付され、その条件に違反した場合の措置も防治法第24条が準用されることとなる(刑訴法第110条、防治法第25条)。

(5) 起訴

検察官は、捜査で得られた証拠により、被疑者に嫌疑があると認める場合は、公訴を提起することとなる(刑訴法第251条)。勾留期間内に起訴がなされない場合は、勾留は取り消されたこととなる(刑訴法第108条第4項)。

死刑、無期又は3年以上の有期刑が定められている罪以外については、1年以上3年以下の間、起訴を猶予することが可能であり(刑訴法第253-3条)、検察官はこの猶予期間中、加害者に対し精神治療、カウンセリングなどの受診などの遵守事項を課すことが

可能である（ただし、加害者の同意が必要。）（刑訴法第253-2条）。

(6) 裁判

被疑者が起訴された場合は、法院により審判が行われ、その結果、判決が言い渡される。

2年以下の懲役、拘留又は罰金の宣告については、2年以上5年以下の刑の執行猶予を宣告することができる（刑法第74条）。執行猶予が取り消されることなくその期間が満了した場合は、その刑の宣告は効力を失うこととなる（刑法第76条）。

執行猶予の宣告を受けた者に対しては、その期間中、保護観察に付することができる（刑法第93条）。家庭暴力罪又は保護令違反に関して執行猶予の宣告を受けた者は、執行猶予禁中、保護観察に付されることとなる（防治法第30条第1項）。その際、以下の事項の遵守を命令することができる（防治法第30条第2項）。

家庭暴力行為の禁止

被害者の住居からの転出

被害者に対する直接又は間接の嫌がらせ、電話その他の手段による連絡行為の禁止

薬物禁絶治療、精神治療、心理補導などの加害者処遇計画の受講

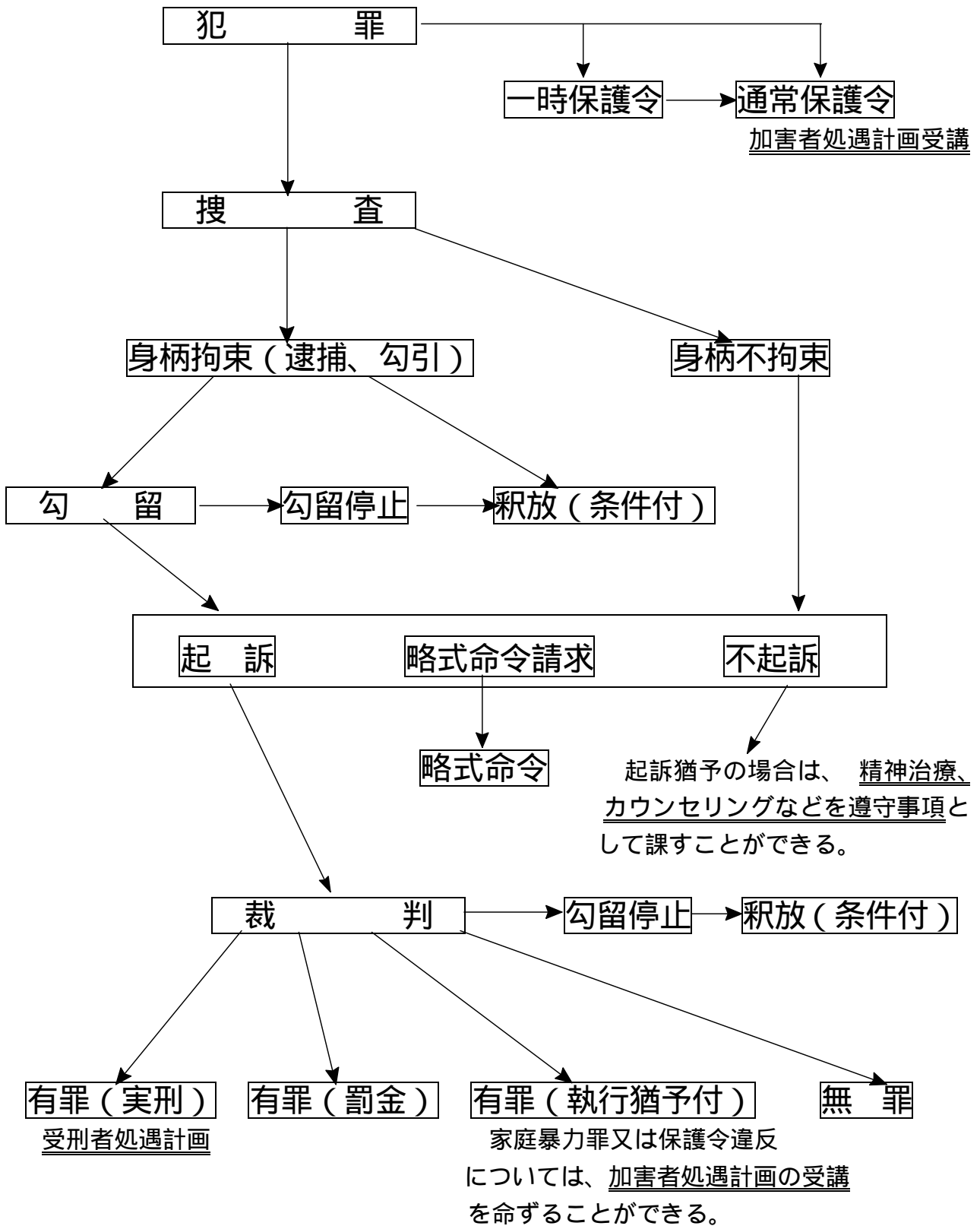
その他の被害者又はその特定の家族成員の安全を保護すること又は更生保護に関する事項

この遵守事項に違反し、かつその情状が重大である場合は、執行猶予が取り消されることとなる（防治法第30条第4項）。

また、酒乱によって罪を犯した者に対しては、刑の執行完了後又は赦免後、適当な場所に収容して、禁絶処分を施すことができる（刑法第89条）。この処分は、3年以下の保護観察に代えることができる。

量刑の本刑が3年以下の懲役、拘留又は専科罰金の罪（一部例外あり）については、検察官の申請により、通常の審判手続を経ない簡易判決により刑を言い渡すことができる（刑訴法第449条）。検察官が通常手続により起訴した場合であっても、法院の判断で（検察官及び被告の同意が必要）簡易判決とすることも可能である（刑訴法第451条第1項）。

6 台湾における刑事手続及び保護令の流れ



参考文献

張有忠翻譯・監修「日本語訳中華民国六法全書」（1993年日本評論社）

戒能民江編著「ドメスティック・バイオレンス防止法」（2001年向学社）

第5 アメリカ（カリフォルニア州）における配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について

1 アメリカ合衆国の法体系

アメリカ合衆国（以下「アメリカ」という。）は、一定の主権を有する50の州（state）で構成される連邦国家である。連邦及び州は、それぞれ独自の憲法を定めており、それぞれ立法権を有している。ただし、連邦は、合衆国憲法により明示的又は黙示的に与えられた範囲内でしか立法権を有しておらず、多くの事項については、各州が定める州法によって規定されている。すなわち、州内においてどのような行為を処罰するか、どのような手続で裁判を行うか、どのような判決を出すかなどについては、すべて州法で規定されており、その内容は州によって様々である。

州には、州法、州憲法を含む事件について最終判断を行う州最高裁判所（名称は「supreme court」など）があり、多くの州ではその下に中間上訴裁判所（名称は「court of appeals」など）が置かれている。また、各州には一般的管轄権を有する第一審裁判所（名称は「superior court」など）が設置されている。そのほか、郡裁判所（county court）などの下級裁判所（限定された管轄権を有する）が設置されている。

2 いわゆる「ドメスティック・バイオレンス」の関係規定（カリフォルニア州の場合）

カリフォルニア州においては、家族法典（California Family Code）の、第6200条から第6409条の部分が「ドメスティック・バイオレンス防止法」と呼ばれており、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）に係る緊急保護命令（emergency protective order）や保護命令（protective order）などについて規定されている。

また、DVに関する刑罰及び刑事手続については、カリフォルニア州刑法典（California Penal Code、以下「刑法」という。）において規定されている。

3 DVとは

(1) DV

DVとは、次のいずれかの者に対して行われる虐待（abuse）である（DV防止法第6211条）。

配偶者又は元配偶者

同棲者又は元同棲者

交際中若しくは婚約中の相手方又はかつて交際若しくは婚約していた相手方

家族法典中の統一父性法の下で、当事者の男性が父親であるとの推定がなされた場合において、当該男性との間に子どもを有する者

当事者の子ども、又は統一父性法の下で訴訟の対象となっている子どもで当事者の男性が保護されるべき子どもの父親であるとの推定がなされた者

2 親等以内の血縁関係又は姻戚関係にある者

ここでいう「虐待 (abuse)」とは、

故意又は無謀に、身体的傷害を与え又は与えようとすること

性的暴行

人に、自ら又は第三者に対して重大な身体的傷害が加えられることが差し迫っているとおそれを抱かせること

DV防止法第6320条によって禁じられている又は禁じられ得る行為（虐待する、攻撃する、殴る、つきまとう、脅す、性的暴行を行う、激しく打つ、嫌がらせをする、電話を架ける、刑法第653m条の嫌がらせ電話を架ける、私有財産を破壊する、手紙その他で直接間接に連絡を取る、指定された距離を超えて近づく、相手方の平穩を妨げるなどの行為）を行うこと

をいう。

(2) 処罰される行為

ア 暴行 (battery)

一般に暴行を行った者は、2,000ドル以下の罰金若しくは6か月以下の郡刑務所への拘置又は両者の併科に処する（刑法第243条(a)）。

暴行が、配偶者、被告人の同棲者、被告人の子どもの親、元配偶者、婚約者、交際中の又はかつて交際していた相手、婚約中の又はかつて婚約していた相手に対して行われた場合は、2,000ドル以下の罰金若しくは1年以下の郡刑務所への拘置又は両者の併科に処する。保護観察に付す又は刑の執行を猶予するには、被告人が、刑法第1203.097条に規定されている加害者治療プログラム（利用可能なプログラムがない場合は、裁判所が指定する他の適当なカウンセリング）に1年程度参加し、これを成功裏に終了することが条件となる（刑法第243条(e)）。

なお、暴行とは、第三者に対し、故意に不法な有形力又は暴力を行使することである（刑法第242条）。

イ 外傷 (traumatic condition)

配偶者、元配偶者、同棲者、元同棲者、自分の子どもの親に対し、故意に身体的傷害を加え、その結果、外傷（物理的な力により、軽傷か重傷かを問わず、けがをした又は身体の外部若しくは内部が傷ついた状態）に至らしめた者は、重罪とし、州刑務所における2年、3年若しくは4年の拘置若しくは郡刑務所における1年以下の拘置、6,000ドル以下の罰金、又は拘置と罰金の両者を併科する。この規定により有罪判決を受けた者に保護観察に付する場合は、刑法第1203.97条の規定に従うものとする（刑法第273.5条）。

4 加害者に対する命令

(1) 緊急保護命令 (emergency protective orders)

ア 命令の発出

裁判官()は、警察官が次のいずれかを信じるに足る合理的根拠を主張する場合は、一方的に緊急保護命令を発することができる(DV防止法第6250条)。

命令の対象となっている者から受けた最近の虐待又は虐待の脅しに関する申立ての内容から判断して、その者が、DVについて、差し迫った現在の危険にさらされていること。

家族及び家の構成員による最近の虐待又は虐待の脅しに関する申立ての内容から判断して、子どもが、家族及び家の構成員による虐待について、差し迫った現在の危険にさらされていること。

ある者が、子どもを誘拐する又は子どもを連れて州外に逃げる意思を有していることを合理的に信じることができる内容、又は、最近の誘拐若しくは子どもを連れての州外への逃走についての脅しに関する申立ての内容から判断して、子どもが、両親や親戚により誘拐される、差し迫った現在の危険にさらされていること。

命令の対象となっている者から受けた最近の虐待又は虐待の脅しに関する申立ての内容から判断して、高齢や成人の被扶養者が、福祉施設法第15610.07条に規定された虐待について、差し迫った現在の危険にさらされていること。ただし、虐待の内容が経済的虐待のみである場合は、緊急保護命令を発することはできない。

DV防止法第6241条により、各郡の地方裁判所裁判長は、閉廷中か否かにかかわらず、常時電話で緊急保護命令を口頭で発出することが合法的に可能な、少なくとも1人の裁判官、補助裁判官又は審理人を指名することとなっている。

イ 命令の内容

緊急保護命令は、次のような内容の命令を含むことができる(DV防止法第6252条)。

DV防止法第6320条で規定される、具体的な虐待行為を禁止する命令

第6321条で規定される、被告を住居から退去させる命令

第6322条で規定される、第6320条、第6321条により発せられた命令を実効的なものとするために必要であると裁判所が決定した特定の行為を禁止する命令

危険にさらされている者及び命令の対象となっている者の未成年の子どもの一時的保護及び監督を決定する命令

危険にさらされている子ども及びその家庭の他の未成年の子どもの一時保護及び監督に関する条項を含む、福祉施設法第213.5条により決定された命令

誘拐の危険にさらされている未成年の子どもの一時保護及び監督を決定する命

令

福祉施設法第15657.03条により決定された命令

ウ 命令発出後の手続

緊急保護命令は口頭で発出されるので、命令を申請した法執行官は、発出された命令を書面にし、署名をする（DV防止法第6270条）。

法執行官は、命令の対象者に命令を送達し、保護される人に命令の写しを交付する。また、命令発布後、速やかにその写しを裁判所に提出する（DV防止法第6271条）。

エ 命令の効力

緊急保護命令は、

命令発出後、5日目（裁判所閉廷日を除く。）の裁判所の閉廷時

命令発出後、7日目

のうち、いずれか早い時刻に効力が切れる（DV防止法第6256条）。

(2) 保護命令（protective order）

保護命令とは、裁判官が一方的に、告知及び聴聞の後に、又は婚姻解消等に係る訴訟において下される判決の中で発出される、次の内容のいずれかを含む禁止命令である（DV防止法第6218条）。

DV防止法第6320条で規定される、具体的な虐待行為を禁止する命令

DV防止法第6321条で規定される、被告を住居から退去させる命令

DV防止法第6322条で規定される、第6320条、第6321条により発せられた命令を実効的なものとするために必要であると裁判所が決定した特定の行為を禁止する命令

(3) その他の命令

(2)ののほか、裁判官が一方的に発出することができる命令としては、以下の命令がある。

原告、子ども、両親、子どもの保護者の住所や個人情報の開示を禁止する命令（DV防止法第6322.5条）

親子関係を確立した当事者対し、裁判所が決定した条件の下、未成年の子どもの一時的監護及び面会を行うことを決定する命令（DV防止法第6323条）

当事者の動産、不動産の一時使用、所有、管理、命令の有効期間中に留置権や抵当権の支払について決定する命令（DV防止法第6324条）

結婚している当事者に対し、2045条に規定された、共有、準共有、財産分割に関する一定の行為を禁止する命令（DV防止法第6325条）

また、(2)ののほか、告知及び聴聞の手続後に発出できる命令としては、

(ア) 両当事者が結婚している場合において、加害者に子どもの養育及び扶養に必要な費用を支払うことを命ずる命令（DV防止法第6341条）

- (イ) 所得の喪失及び医療費や一時的な住居費などを含む出費について、被告に賠償させる命令（DV防止法第6342条）
- (ウ) 告知聴聞後、裁判所が、一方的に発出した命令を支持できないと判断した場合において、当該命令により被告が被った経費を原告に賠償させる命令（DV防止法第6342条）
- (エ) 被告の虐待の結果として原告に必要となったサービスに要した合理的な費用を、被告に公私の機関に対して賠償させる命令（DV防止法第6342条）
- (オ) 被告に、第1203.097条に規定されている、保護監察局によって承認された加害者プログラムに参加することを要求する命令（DV防止法第6343条）
- (カ) 勝訴側の弁護士費用の支払を命ずる命令（DV防止法第6344条）

(4) 保護命令違反

家族法典第6218条に規定される保護命令に故意に違反した場合は、軽罪であり、1,000ドル以下の罰金若しくは1年以下の郡刑務所への拘置又は両者の併科に処する（刑法第273.6条(a)）。

保護命令に故意に違反して、身体的傷害を生じさせた場合は、2,000ドル以下の罰金若しくは30日以上1年以下の郡刑務所への拘置又は両者の併科に処する（刑法第273.6条(b)）。

ただし、郡刑務所に少なくとも48時間拘置された場合、裁判所は、理由を公表した上で、30日の拘置期間を短縮又は免除することがきる。その決定に当たっては、事実の重大性、訴訟係属中に更なる命令違反の申立てがなされるか否か、将来の違反の可能性、被害者の安全、及び被告人が成功裏にカウンセリングを完了したか又は成果を挙げつつあるかどうかを考慮する。

5 司法手続

(1) 捜査

事件が起きた場合、警察官により捜査が開始される。

(2) 逮捕

警察官が被疑者を逮捕するには基本的には逮捕状が必要となるが、以下の場合には逮捕状なしで被疑者を逮捕することができ（刑法典第836条(a)）、実際には、ほとんどの場合に無令状逮捕が行われている。

その者が当該警察官の面前で犯罪を犯した場合

その者が重罪を犯したと信ずるに足りる相当な理由がある場合（当該警察官の面前でなくても良いし、実際に重罪が犯されていない場合も良い。）

さらに、DVに関しては、以下のような事項について、特別に規定されている。

家族法典に基づき発出されたDVに関する保護命令、禁止命令等の違反として

通報を受けた場合、警察官において、命令の対象となる者が命令発出の通知を受けており、かつ、当該命令に違反する行為を行ったと信ずるに足りる相当の理由がある場合には、当該違反行為が当該警察官の面前で行われたか否かにかかわらず、逮捕状なしで逮捕することができる（刑法典第836条(c)）。

被疑者が、配偶者、元配偶者、婚約者、元婚約者、同棲相手、元同棲相手、交際相手、元交際相手、被疑者の子どもなどに対し、暴行、脅迫を行った場合、警察官は、実際に暴行、脅迫が行われたかどうかにかかわらず、被疑者が暴行、脅迫を行ったと信ずるに足りる相当の理由があるときは、その理由が生じた後直ちに被疑者を逮捕するのであれば、逮捕状は必要ない（刑法典第836条(d)）。

逮捕後、拘置所に拘置された被疑者は、保釈金又は誓約により保釈される場合もある。また、軽罪の場合は、出頭命令書の発出により、釈放することも可能である。ただし、DVに関する保護命令違反の場合は原則として被疑者の釈放は行わない。なお、釈放されない場合は拘置所に収監されることとなる。

(3) 告発 (charge)

警察官は、身柄拘束後被疑者を裁判所に告発するか否かを決定する。

(4) 冒頭手続

裁判官は、釈放されていない被疑者について、最初の審問である冒頭手続の際に、釈放の可否を決定する。被疑者は誓約保証金を支払うことにより、釈放されることも可能である。

裁判所、地区検事、被害者は、釈放の条件として退去命令及び接近禁止命令を求めることができる。このほか、加害者プログラムや薬物濫用治療を条件に加えることもできる。

この条件に違反した場合は、裁判所は釈放の取消しを勧告する。裁判所が釈放を取り消した場合は、被疑者を拘置所に戻すか、逮捕状を請求するかのどちらかになる。

重罪で告発され、罪を認めていない場合は、予備審問を行い、起訴に値するかどうかを判断する。この際、被害者も証言を求められる。軽罪の場合は、予備審問は開かれない。

軽罪で告発された場合で、被告人が罪を認めないときは、裁判官、地区検事、弁護士が集まり話合いが持たれる。この会合の結果を踏まえても、被告人が、依然として罪を認めない場合は、正式審理に入ることとなる。

(5) 起訴

地区検事は、警察からの報告に基づき、被告人を正式に起訴するか否かを決定する。

(6) 罪状認否手続

地区検事によって正式に起訴された場合、まず、弁解が聴取される（罪状認否手続）。被告人が罪を認め争わない場合は、速やかに判決が言い渡される。

(7) 公判

ほとんどの場合は、被告人が罪を認め、公判手続まで行かないが、罪を認めない場合は、公判が行われることとなる。

6 アメリカ（カリフォルニア州）における加害者更生に向けた取組

(1) アメリカにおける刑事司法の特徴

アメリカでは日本と異なり、無令状で被疑者を逮捕することが多い。犯罪を犯したと認める相当な理由があれば被疑者を逮捕し、その後本格的な取調べを行う。しかし、警察での取調べ時間は、24時間に限られていることが多く、あとは裁判所に身柄が引き渡されることとなり、多くの者は、裁判所において保釈されている。

また、正式な裁判に至るまでの間に、司法取引などにより手続が終結することが多い。正式に起訴された場合も、有罪を認めるのならば、裁判の手続に入らず、判決が言い渡されることとなる。

(2) カリフォルニア州における加害者更生制度

ア 冒頭手続における保釈に付随するもの

警察に逮捕された被疑者は、早い段階で裁判所に身柄を引き渡され、裁判官から審問を受ける。この際に裁判官が保釈を認めることが可能であり、多くの場合はこの段階で保釈が認められる。裁判所、地区検事、被害者は、加害者プログラムの受講を釈放の条件とするよう求めることができる。

イ 執行猶予に付随するもの

判決により刑の執行を猶予する際に、裁判官が加害者プログラムの受講を命ずることが可能である。

(3) 加害者更生プログラムの内容

カリフォルニア州では、刑法典第1203.097条第m(c)項により、加害者プログラム（batterer's program）の内容についてのアウトラインが示されている。その中で、加害者プログラムは、DVをなくすことを目標とし、講義、講座、グループ討議、カウンセリングなどを含むことができると規定されている。規定されたアウトラインは以下のとおりである。

被告に、DVの責任を自覚させるものであること

同じジェンダーのグループによる活動であること。

身体的、感情的、性的、経済的、言語的虐待について定義を与え、これらを止めるための技術を提供するものであること。

被害者が利用可能な資源に関する情報とともに、加害者が連続したプログラムに参加する要件に関する情報を被害者に提供すること。また、このプログラムに参加したことを持って、被告が暴力的でなくなったとの証明にはならないとの情報も被

害者に提供しなければならない。

薬物の影響がない状態でグループ活動に参加すること。

最低限、ジェンダー役割、社会化、暴力の性質、パワーとコントロールの力学、暴力が子どもや他人に与える影響について検査をする教育的プログラムであること。

カップルカウンセリングやファミリーカウンセリングを含まないものであること。

プログラム実施者は、被告がプログラムによって利益を受けているか否かについて調査することができ、有益でないと判断した場合は、その参加を拒絶することができる（この拒絶は、被告の支払い能力を理由としてはならない。）可能であれば、他の適切なプログラムを提案することとする。

プログラムスタッフは、可能な限り、配偶者からの虐待、児童虐待、性的虐待、薬物濫用、暴力と虐待の力学、法律、法的手続等に関する特別な知識を持つこと。

プログラムスタッフに、専門知識、訓練、地域DVセンターの支援の利用を促進すること。

プログラム内容、参加要件、薬物の影響のない状態でのグループ活動への参加、利益がない又はプログラムを破壊すると判断された場合のプログラムからの撤退について、明文で確認すること。

被告に、プログラムやグループ活動に参加することにより得た情報のいつの守秘義務を負わせること。

プログラムは、文化的、民族的に敏感でなければならないこと。

プログラムに参加するには、事前に裁判所又は保護観察局の書面による委託が必要であること。この書面により、裁判所が要求した最低限の活動数が告げられる。

保護観察局に提出する以下の様式。

- ・ 裁判所や保護観察局から提出された参加証明書
- ・ 進捗状況報告
- ・ 最終評価

料金は加害者の収入に合わせたスライド制とすること。

(4) 民間団体の取組

カリフォルニア州では、(3)のアウトラインに即して、民間団体により様々なプログラムが開発されている。例えば、サンフランシスコ市の「マンアライブ」（非営利団体）では、

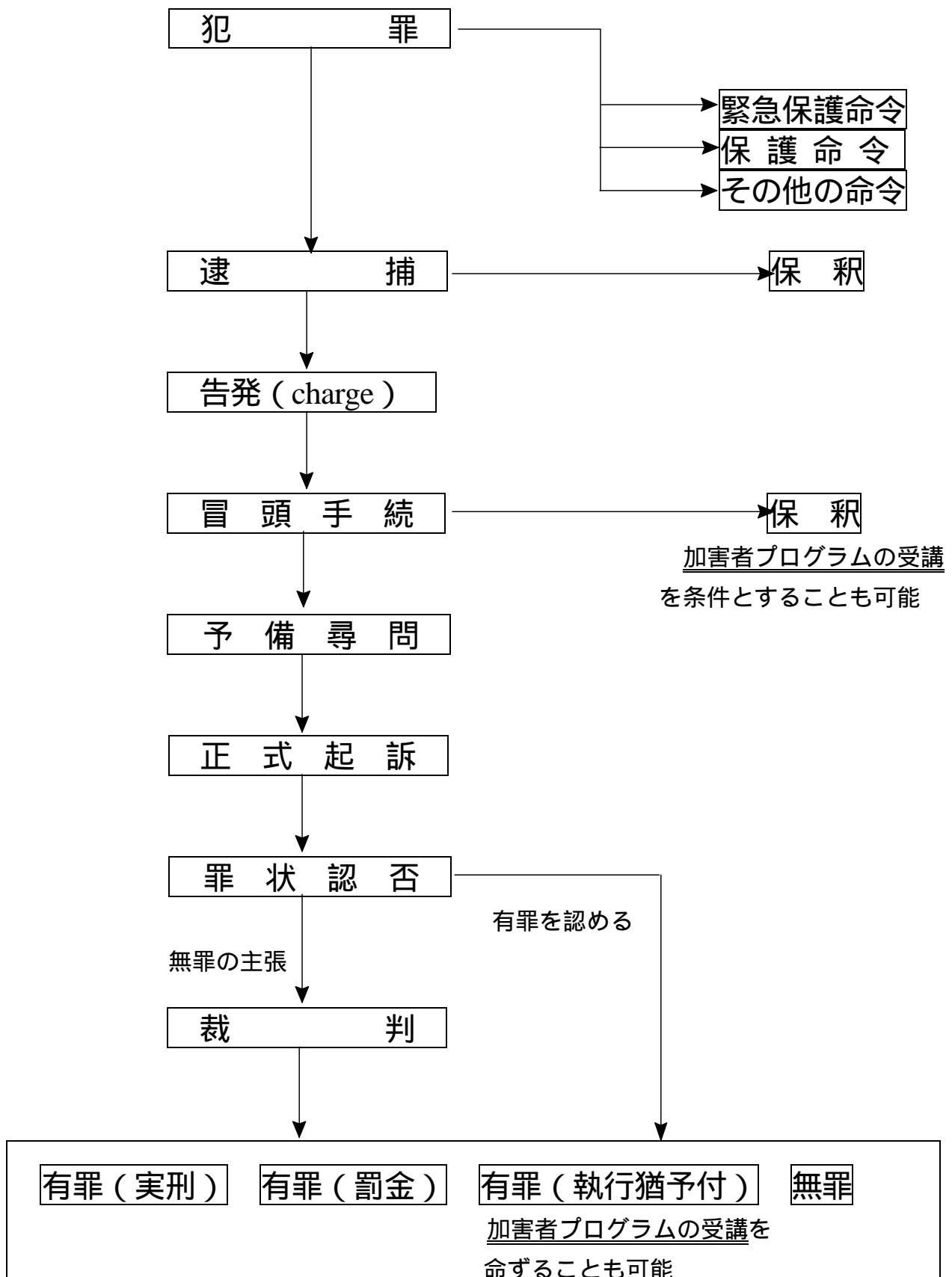
暴力が男らしさの問題行動であるという正しいメッセージを加害者に送ること

本当のリハビリテーションの機会を与えること

が加害者プログラムに必要であるとして、3段階で構成されるプログラムを開発している。

第1段階は、自分の行為を自覚するための工程、第2段階は、暴力的ではないコミュニケーション能力を身につけるための工程、第3段階は、責任ある親密さを回復するための工程と位置付けられている。

7 アメリカ（カリフォルニア州）における刑事手続及び保護命令等の流れ



参考文献

- 中村正「アメリカにおけるドメスティック・バイオレンス加害者教育プログラムの研究」
（1999年立命館産業社会論集第35巻第1号、立命館大学産業社会学会）
- 西尾和美「家庭内暴力専門のDV裁判所 - 米国のこころみ - 」（1993年アディクションと
家族第16巻1号）
- 「女性に対する暴力・家庭における暴力 - 英米の法執行マニュアルから - 」（平成12年警
察政策研究センター）
- 平成12年度社会安全研究財団助成調査研究報告書「女性に対する暴力事犯の予防及び対処
に関する研究」（平成13年財団法人警察大学校学友会・犯罪調査研究会）

第6 我が国における配偶者からの暴力の加害者に関する制度等について

1 我が国の法体系

日本においては、日本国憲法の下、国会が定める法律により、国民の権利及び義務等が定められている。都道府県、市町村等の地方公共団体は、法令の範囲内で条例を制定できるに過ぎない（地方自治法第14条第1項）。

どのような行為が処罰されるかについては、一部、地方公共団体が定める条例において規定されているものもあるが、基本的には法律で定められている。また、刑事手続については、法律で定められている。

裁判所については、最高裁判所のほか、下級裁判所として高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所が存在する（裁判所法第2条）。制度は、原則として三審制が採られている。

2 我が国におけるいわゆる「ドメスティック・バイオレンス」に関する法律

我が国においては、刑法その他の法令において、暴行、傷害等の罪について規定されており、これらの規定は配偶者間の行為に対しても適用される。配偶者間の暴力の処罰について特別に定めた法律は存在しない。

平成13年4月には、配偶者暴力相談支援センターや保護命令について規定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が成立し、同年10月（一部は平成14年4月）から施行されている。

刑事手続については、刑事訴訟法で規定されている。

3 配偶者からの暴力とは

配偶者からの暴力とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう（配偶者暴力防止法第1条第1項）。

配偶者からの暴力に該当する主な犯罪行為及び法定刑は以下のとおり。

殺人（刑法第199条）

人を殺した者は、死刑又は無期若しくは3年以上の懲役に処する。

傷害（刑法第204条）

人の身体を傷害した者は、10年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

暴行（刑法第208条）

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

4 加害者に対する命令（保護命令）

被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、以下の命令を命ずるものとする（配偶者暴力防止法第10条）。

接近禁止命令

6か月間、被害者の住居その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止する命令。

退去命令

2週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去させる命令。

これら保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

5 司法手続

(1) 捜査

警察官その他の司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査する（刑訴法第189条）。検察官も、必要と認めれば自ら犯罪を捜査することができる（刑訴法第191条第1項）。検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査を行う（刑訴法第191条第2項）。検察官と警察官等とは捜査に関し、互いに協力することとなっている（刑訴法第192条）。

(2) 逮捕

警察官その他の司法警察職員、検察官、検察事務官（以下「警察官等」という。）は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる（刑訴法第199条第1項）。

逮捕状は、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。）が裁判官に対し請求する。裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは逮捕状を発するが、被疑者の年齢及び境遇並びに犯罪の軽重及び態様その他諸般の事情に照らし、被疑者が逃亡するおそれがなく、かつ罪証を隠滅するおそれがないなど、明らかに逮捕の必要性がないと認めるときは、逮捕の理由があると認める場合においても、逮捕状の請求を却下しなければならない（刑事訴訟法第199条第2項、刑事訴訟規則第1

43条の3)

ただし、緊急逮捕（ 1 ）、現行犯逮捕（ 2 ）については、この限りではない。

1 緊急逮捕（刑事訴訟法第210条）

警察官等は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁固に当たる罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに逮捕状を求める手続をしなければならず、逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

この規定によると、殺人や傷害は緊急逮捕が可能であるが、暴行については、緊急逮捕を行うことはできない。

2 現行犯逮捕（刑訴法第212条、第213条）

以下の者は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者

次の一に当たる者が、罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる場合

- ・ 犯人として追呼されているとき
- ・ 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる凶器その他の物を所持しているとき
- ・ 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき
- ・ 誰何されて逃走しようとするとき

(3) 勾留

司法警察職員が逮捕した被疑者は、最終的には法律上の時間制限内に検察官に送致され、検察事務官が逮捕した被疑者は、検察官に引致される（刑訴法第203条、202条）。自ら逮捕した場合を含め、検察官は、被疑者留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは、法律上の時間制限内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない（検察官は勾留請求せずこの時間制限内に起訴することもある。）（刑訴法第204条、205条）。裁判官は、被疑者に事件を告げこれに対する陳述を聴いた上、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があり、かつ、被疑者が、定まった住居を有しないとき、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、又は逃亡し若しくは逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときには、被疑者を勾留することができる（刑訴法第207条、60条、61条）。勾留期間は、原則として10日間であるが、やむをえない事由があるときは、裁判官は検察官の請求によりさらに10日間まで延長することができる（刑訴法第208条）。

(4) 起訴

検察官は、逮捕・勾留中の被疑者については、上記のような時間の制限内に所要の捜査をして、被疑者を起訴する（刑訴法第247条）か否かを決することになる。検察官は、起訴が可能であっても、犯罪の軽重、情状等を考慮して起訴を必要としないときは、起訴しないことができる（刑訴法第248条）。この期間内に起訴しない場合は、被疑者を釈放しなければならない（刑訴法第205条第4項、第208条第1項）。また、逮捕・勾留されていない、いわゆる在宅の被疑者の事件については、司法警察員は、所要の捜査等の後、検察官のもとに送致・送付が行われ（刑訴法第242条、246条）、検察官は、さらに所要の捜査を遂げて、起訴するか否かを決することになる。

(5) 裁判

被疑者が起訴された場合には、裁判所により公判が行われ、その結果、判決が言い渡される。

3年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金の言渡しについては、執行猶予（情状により、裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間、その執行を猶予すること）が言い渡される場合もある（刑法第25条、刑訴法第333条第2項）。執行が猶予される場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる（刑法第25条の2）。

なお、50万円以下の罰金又は科料を科すような事件については、検察官の請求により、公判前に書面審理のみにより刑を言い渡す略式手続を採ることができる（刑訴法第461条）。

7 我が国における加害者更生に向けた取組

(1) 公的機関の取組

ア 受刑者に対する指導

現在、刑務所等の行刑施設においては、配偶者からの暴力の加害者に対する特別な指導は行っていないが、これに関連する指導として、性犯罪防止教育を、八王子医療刑務所、川越少年刑務所、東京拘置所、奈良少年刑務所、松山刑務所の5か所で実施している。

イ 保護観察対象者に対する指導

保護観察処遇においては、対象者の問題性その他の特性にみられる共通性に着目し、その問題性等に焦点を当てた類型別処遇を実施しているが、この類型の一つに、配偶者からの暴力の加害者としての問題を加え、この種対象者に対する保護観察処遇の一層の充実化に取り組んでいる。

ウ その他の取組

刑務所等の行刑施設以外の公的機関においては、加害者から相談に応じているところは

数か所あるものの、現時点において加害者更生プログラムを実施している機関は見当たらない。

(2) 民間団体の取組

いくつかの民間団体では、数年前から、自主的に訪れる加害者を対象に、集団プログラム等を実施している。

ほとんどの団体は、アメリカの加害者更生プログラム等を参考に、アレンジを加えた独自のプログラムによりグループ討議等による加害者更生を行っている。

ここでは、いくつかの団体が行っている加害者更生に向けた取組について紹介する。

ア メンズサポートルームの取組

メンズサポートルームでは、アメリカの加害者向け非暴力プログラムを日本社会に適合するようアレンジを加え、「男のための非暴力グループワーク」として実施している。立命館大学大学院応用人間科学研究科教授の中村正氏がグループの主宰を努め、スタッフはすべて男性である。平成10年から大阪で実施しており、平成14年からは京都でも実施している。大阪では、春と秋にそれぞれ6週間のグループワークを行い、それが終了した後、隔週で行う「非暴力を語る会」を実施している。京都では、10週間連続のプログラムを実施している。1グループ約10人で、1回の参加費用は1,000円。対象は、自主的に参加する加害者で、配偶者間の暴力の加害者に限らず、恋人など親密な関係にある者に対する暴力や兄弟間の暴力の加害者も含まれている。

イ 日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオン（JUST）の取組

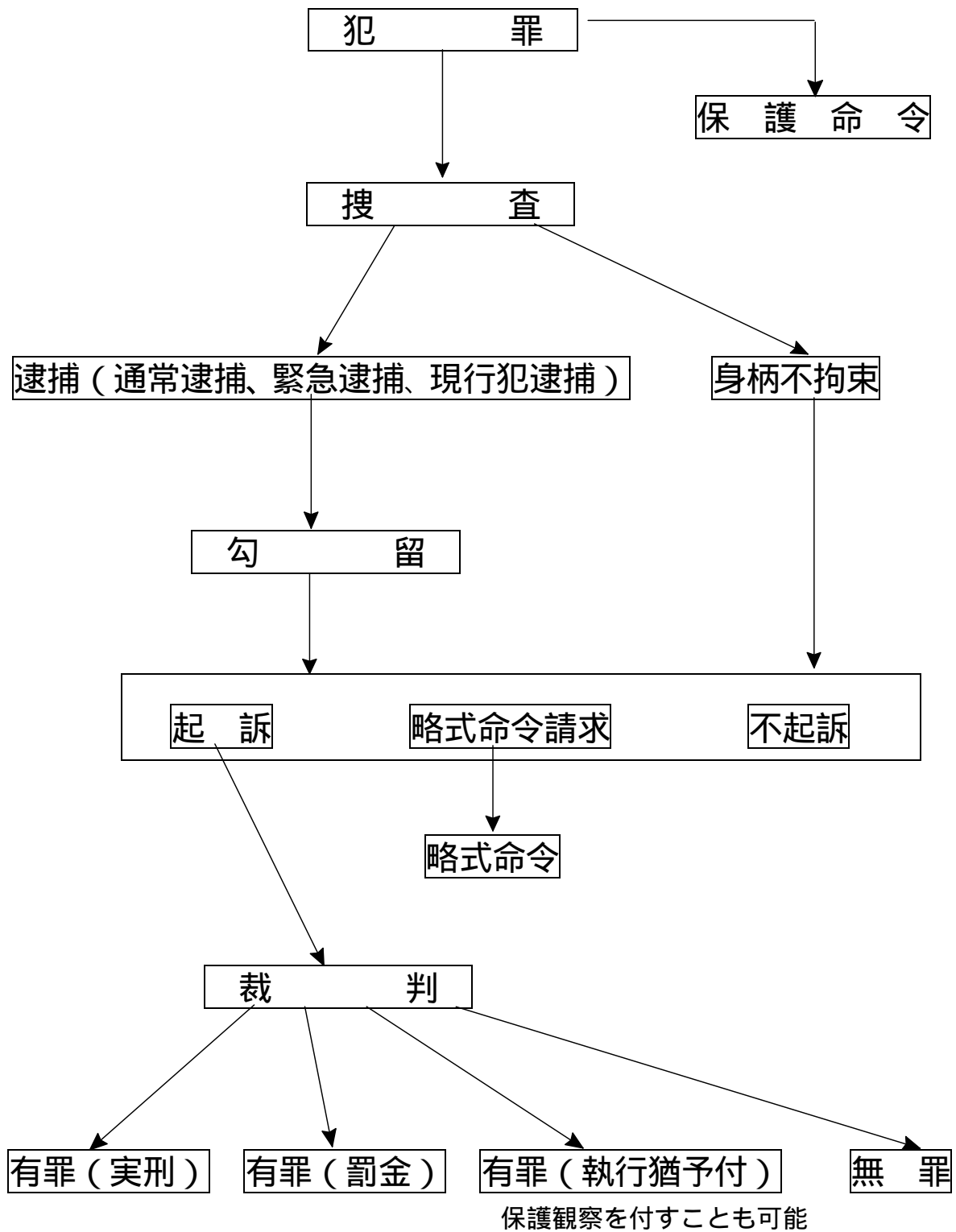
JUSTは、児童虐待の後遺症者、強姦・性的ハラスメント・ストーキング等の成人期性的外傷体験の後遺症に悩む人々、配偶者虐待などの成人期外傷体験の後遺症に悩む人々、我が子を虐待してしまう母たちで構成された相互支援のための連合体である。その中で、「JUST男性問題特別講座」を実施している。この講座は、配偶者に常習的に暴力を振るう加害者だけでなく、父親の役割に迷う者や引きこもりなどの社会適応不全者も参加しているが、基本的には、男性の攻撃性に関するプログラムである。6回を1期とした有料グループ療法を行っており、参加費用は1期ごとに2万円である。期ごとの参加者は約15人で、すべてJUSTが行う無料ミーティングやフォーラム、ホームページ等により情報を得て自発的に応募してきた者である。精神科受診歴のある加害者も受け入れている。治療は、精神科医の斎藤学氏ほか2人の男性スタッフで行っている。

ウ ベター・パートナーシップ・センターの取組

ベター・パートナーシップ・センターでは、平成14年4月から、アメリカ（カリフォル

ニア州)の取組を参考に加害者の更生のための取組を行っている。ファシリテーターは、団体の代表である山口のり子氏であり、毎週日曜日、52週間かけてプログラムを実施している。1回の参加費用は2,000円。対象は、配偶者間の暴力の加害者に限っておらず、恋人など親密な関係にある者に対する暴力の加害者も含まれている。申込者が8人になればプログラムをスタートし、途中で脱落者が出た場合は人員を補充することとしている。すべて、ホームページや広告を見て申し込んできた人である(ただし、アルコール依存、薬物依存がある人や精神疾患を有している加害者は対象としていない。)。

7 我が国における刑事手続及び保護命令の流れ



海外現地調査に基づく制度の運用状況に関する報告

イギリス

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策専門官

土 井 真 知

イギリスにおける加害者更生に向けた取組

内閣府男女共同参画局推進課 土井 真知

目次

- はじめに
- 刑事司法制度における取組
- 1 加害者更生の法的位置付け
 - (1) 概要
 - (2) 社会内刑罰
 - (3) 社会更生命令とプロベーション
 - (4) プロベーション・サービスの組織と業務
 - (5) 早期釈放制度とプロベーション
- 2 社会更生命令発令までの流れ
 - (1) 判決前調査報告書における査定
 - (2) 裁判所の決定
 - (3) プロベーション・サービスの指導監督
- 3 加害者更生プログラムの実際
 - (1) ウインブルドン・プロベーション・リソース・センター
 - (2) プログラム開始前の事務
 - (3) カリキュラムと進め方
 - (4) 被害者への支援
- 4 拘禁刑となった加害者への取組
 - (1) 刑務所内での加害者更生
 - (2) 早期釈放後の加害者更生
- 民間団体における取組 - D V I P の例
- 1 DVIP (Domestic Violence Intervention Project)
- 2 DVIP の加害者更生プログラム
 - (1) 社会更生命令
 - (2) 自主的な参加
 - (3) ソーシャル・サービスの推薦
 - (4) 家庭裁判所の命令
- おわりに

註

参考文献

はじめに

イギリスは、イングランド・アンド・ウェールズ、スコットランド、アイルランドから構成されるが、それぞれ異なる司法制度を有している。調査研究の主たる対象はイングランド・アンド・ウェールズであり、本稿において述べる諸制度等はイングランド・アンド・ウェールズに限定されるものである。

以下に、イギリスの制度上、どの部分に加害者更生プログラムが盛り込まれているか、それはどのような制度で、どのように運用されているかを述べる。

イギリスでは制度的に定められているものではないが、1970年代以降、ドメスティック・バイオレンスの加害者更生に関してコミュニティ・レベルで様々な取組がなされてきた。現在でも、民間団体や地方公共団体において加害者更生プログラムが提供されており、重要な部分を担っている。そのため、これらの取組についても述べることとする⁽¹⁾。

刑事司法制度における取組

1 加害者更生の法的位置付け

(1) 概要

イギリスにおいては、刑事裁判において有罪となった者が、社会内刑罰 (community sentence) である社会更生命令 (community rehabilitation order) の下で、加害者更生プログラムの受講が科せられる。社会内刑罰には社会更生命令以外の命令もあるが、社会更生命令以外の命令によって加害者更生プログラムが科せられることはない。加害者更生プログラムの実施主体はプロベーション・サービス (Probation Service)⁽²⁾ である。

また、刑務所から早期釈放され、保護観察に付された場合においても、保護観察の期間が12か月以上に限り、加害者更生プログラムの受講が科せられる。

(2) 社会内刑罰

1991年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1991) は、これまで拘禁刑 (custodial sentence) の代替刑とされていたプロベーション命令 (probation order) や社会奉仕命令 (community service order) 等を、社会内刑罰 (community sentence) という新しい概念の下、刑罰体系において独立の刑罰としての位置付けを行った。独立の刑罰としての位置付けに伴い、同法6条第1項では、社会内刑罰を科す要件として、「当該犯罪が、その刑罰を正当化するだけの十分な重大性を有すること」を挙げ、6条第2項では、言い渡す社会内刑罰を構成する命令の組合せは、その犯罪者に最もふさわしい内容でなければならないこと、命令によって制限される犯罪者の自由は、犯した犯罪の重大性と均衡の取れた内容でなければならないことを規定している (染田1998:67)。

社会内刑罰の種類は、1991年刑事司法法では、
プロベーション命令 (probation order)

社会奉仕命令 (community service order) 結合命令 (combination order)

外出禁止命令 (curfew order)

指導監督命令 (supervision order)

出頭センター出頭命令 (attendance centre order)

となっていたが、～の命令は、2000年刑事司法及び裁判所法 (Criminal Justice and Courts Service Act 2000) によって名称が変更され、現在は、

社会更生命令 (community rehabilitation order)

社会懲罰命令 (community punishment order)

社会更生及び懲罰命令 (community punishment and rehabilitation order)

となっている (2000年刑事司法及び裁判所法 43条)。

(3) 社会更生命令とプロベーション

社会更生命令とは、前述のとおり、以前はプロベーション命令と呼ばれたもので、犯罪者に対し、指定された期間、保護観察官 (probation officer) の指導監督を受けることを命じるものである。

プロベーションの起源は古く、19世紀の警察裁判所宣教師の慈善事業に求めることができる (法務省保護局 1994a:1)。「プロベーション (probation)」の語がイギリスで最初に公式に用いられたのは、1887年の初犯者プロベーション法 (Probation of First Offenders Act 1887) においてであるが、現在のプロベーション制度が形成されたのは1907年の犯罪者プロベーション法 (Probation of Offenders Act 1907) 以降である (守山 1999:57)。1907年犯罪者プロベーション法は、1948年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1948) によってプロベーション命令の充実とプロベーション・サービスの組織化が図られ、プロベーション命令は法律上、刑罰の代替措置として位置付けられた。その後、プロベーション命令は1991年刑事司法法制定によって独立した刑罰の一つとなったことは、すでに述べたとおりである。

1991年刑事司法法では、法律として初めてプロベーションの目的が明記されている。ここで示されたプロベーション命令の目的は、犯罪者の改善・更生を確実にすること、犯罪による被害から公衆を守ること、犯罪者が更に罪を犯すことを防ぐことの3つで、これらのうち1つまたはそれ以上の目的を達するために望ましいと裁判所が判断した場合にのみ命令を言い渡すことができると規定している (法務省保護局 1994b:16)³⁾。命令の期間は6か月以上3年以内である。

(4) プロベーション・サービスの組織と業務

プロベーション・サービスは、これまで各地域単位で独自に業務を展開してきたが、2001年刑事司法及び裁判所法 (Criminal Justice and Courts Service Act 2001) において全国プロベーション・サービス (National Probation Service for England and Wales) を創設し、どの地域でも同じサービスが提供できる体制作りが進められている。

全国プロベーション・サービスは 42 のプロベーション・エリアを含み、内務省 (Home Office) に全国プロベーション局 (National Probation Directorate) が置かれている⁽⁴⁾。各エリアには複数の事業所が置かれ、犯罪者に対する指導監督を行っている。

全国プロベーション・サービスの目的は、犯罪から公衆を守り、犯罪者の再犯を防止し、コミュニティ (社会) において適正な罰を科し、犯罪被害者や公衆が被った犯罪の影響について犯罪者の自覚を確実なものとし、犯罪者の更生を図ることである。社会内刑罰の実施はプロベーション・サービスが担う。

プロベーション・サービスは、刑事裁判において、判決前後の犯罪者にかかわる。判決前の犯罪者については、保釈情報報告書 (bail information reports)、判決前調査報告書 (pre-sentence reports)、特別判決前調査報告書 (specific sentence reports) の作成を行う。これらの報告書は、犯罪者及びその犯罪について記述したもので、治安判事や裁判官の決定に影響を与える資料である。

判決後は、拘禁刑を言い渡された犯罪者について、当該犯罪者を受け入れる刑務所に判決前調査報告書のコピーを含む情報を提供する。保護観察官が拘禁刑を言い渡された直後の犯罪者に面接し、刑務所に入所するに当たって緊急に対応しなければならない問題がないか調査することもある。もし犯罪者の家族や子どもの保護が必要であれば、その措置を採る。また、被害者や家族に対し、犯罪者がどのような刑に処せられたのか、いつ釈放されるのか、といった情報提供も行う。社会更生命令その他の社会内処罰を言い渡された犯罪者については、犯罪者の再犯を防ぐための計画を立て、コミュニティにおいて指導監督を行う。

このように、プロベーション・サービスは、刑事事件の各段階において治安判事や裁判官、刑務所やプリズン・サービス (Prison Service) と連携・協力を行っている。

(5) 早期釈放制度とプロベーション

受刑者を刑の満期日に先立って釈放する早期釈放制度において、釈放後、コミュニティにおける加害者更生プログラムが必要な犯罪者については、社会更生命令と同様に加害者更生プログラムが提供される。

イギリスにおける早期釈放制度では、懲役が 12 月以上 4 年未満の短期受刑者が刑の 2 分の 1 を受刑した場合、内務大臣は条件付で受刑者を釈放し、懲役 4 年以上の長期刑受刑者は仮釈放委員会の勧告があれば、内務大臣が受刑者を条件付で釈放することができることとなっている。これらの条件付で釈放された者のうち、保護観察の期間が 12 月以上あり、かつドメスティック・バイオレンスに関する加害者更生プログラム受講に適している者は、プロベーション・サービスによる加害者更生プログラムの受講が科せられる。懲役が 12 月未満の場合は、受刑者が刑の半分を受刑した時点で、内務大臣は当該受刑者を無条件に釈放しなければならないため、加害者更生プログラムの受講は科せられない⁽⁵⁾。

2 社会更生命令発令までの流れ

(1) 判決前調査報告書における査定

イギリスでは、プロベーション・サービスが拘禁刑又は社会内処罰に相当する犯罪者に対し判決前に面接し、判決前調査報告書を作成する。1991年刑事司法法により、拘禁刑に相当する場合又は通常より厳しい社会内刑罰を相当とする場合、判決前調査報告書は必要とされていたが、1994年刑事司法及び公共秩序法(Criminal Justice and Public Order Act 1994)では、裁判所に判決前調査報告書の要否決定に関する広範な裁量権を付与し、この報告書の提出を任意とした(法務省保護局 1997:17)。報告書の様式については全国基準(National Standards for the supervision of offenders in the community)で示されており、構成は以下のとおりである^(6)。

- ・ フロントシート
犯罪者、犯罪、裁判所、報告書作成者等の基本情報
- ・ 犯罪の分析
犯罪事実の要旨、重大性の評価、犯罪者の当該犯罪に対する態度
- ・ 犯罪者の査定
読み書き・数量的思考の能力、住居、雇用の状況
家庭環境や物質依存・精神的疾患など直接犯罪に関連が考えられる問題
前科との関連、犯罪者の個人的な背景と犯罪との関連
- ・ 公衆への損害や再犯の可能性
現在の犯罪や犯罪者の態度、その他の情報に基づく再犯の可能性の査定
公衆に対する深刻な損害の危険度の評価
- ・ 結語
適切な処分、それが社会内刑罰である場合、最も適切な内容の社会内刑罰の提案

判決前調査報告書の作成に当たっては、保護観察官は犯罪者査定システム(Offender Assessment System, OASys)に基づいて、犯罪者及びその犯罪について調査する。ここで得られた情報は、その後も犯罪者に関する重要な情報として、プロベーション・サービス及びプリズン・サービスで利用される^(7)。ドメスティック・バイオレンスに関する危険性も評価され、「危険がある」と査定された犯罪者は、殺人や重度の傷害以外であれば、社会内刑罰の社会更生命令によって、加害者更生プログラムを受講することが望ましいと報告書に記載される。この時に、どのくらいの期間、どこで、どのようなプログラムを受けることが望ましいかということも明記される。

ドメスティック・バイオレンスの危険性の評価の際に用いられるものの1つに、北米で開発されたSARA (Spousal Assault Risk Assessment Guide)がある^(8)。これは、犯罪歴、心理社会的な側面、配偶者暴力の経験などからなる20の質問項目によって構成されている。イギリスには、「ドメスティック・バイオレンス」という罪はなく、一般暴行(actual bodily harm)やその他の罪名で訴追されている。しかし、一般暴行やその他の罪名で訴追された犯罪者であっても、背景にドメスティック・バイオレン

スがあることがわかれば、ドメスティック・バイオレンスの問題に焦点を絞り、加害者更生プログラムを受講させることが処遇として望ましいとされている。例えば、無謀運転罪（reckless driving）や器物損壊罪（criminal damage）などで訴追された犯罪者でも、背景にドメスティック・バイオレンスがあってこれらの罪を犯した場合、ドメスティック・バイオレンスの問題に着目しないと問題の解決に至らないと考える。そのためにも、犯罪の背景に何があるのかを把握することが重要となる。

（２）裁判所の決定

社会更生命令を言い渡すに当たって、裁判所は、犯罪者が命令に付される遵守事項に同意する意思があるか確認しなければならず、同意が得られなかった場合は、裁判所はこの命令を言い渡すことができない。犯罪者の同意が得られなければ、裁判所は代わりに拘禁刑を言い渡すか、他の社会内刑罰を言い渡す（1991年刑事司法法附則2）。

遵守事項には、プロベーション期間中、保護観察官の指導監督を受けなければならないという標準遵守事項に加え、その期間のすべて又は一部について、裁判所が犯罪者の状況を考慮した上で決定する付加的遵守事項がある。付加的遵守事項としては、住居、行動、事業所への出頭、精神的な治療、薬物又はアルコール依存の治療等に関する事項が定められ、ドメスティック・バイオレンスが背景にある犯罪者に社会更生命令が発せられる場合は、どのくらいの期間、どこで、どのような加害者更生プログラムを受講するかが付加的遵守事項に含まれる。付加的遵守事項を決める際には、裁判所は保護観察官から提出された判決前調査報告書を参考にする。

（３）プロベーション・サービスの指導監督

プロベーション・サービスの指導監督については、全国基準として実務上の運用基準が定められている。しかし、全国基準で示されたものは最低限のものなので、実際には、犯罪者を担当するプロベーション・サービスの事業所が、それぞれの犯罪者に応じた指導監督計画を立て、実施することになる。

プロベーション・サービスにおける加害者更生プログラムの提供は、各地域によって異なっており、事業所が直接プログラムを提供しているところもあれば、民間団体に委託してプログラムを提供しているところもある。また、全く加害者更生プログラムを提供していない地域もある。プログラムが提供できない地域では、裁判所が実行不可能な命令を発することはないので、加害者更生プログラムの受講を命ずる社会更生命令は出されない。

発令後に犯罪者が遵守事項を守らない場合、例えば加害者更生プログラムに故意に参加しなかったり、長期間不参加の状態が続いたりする場合には、同意を拒否したものとみなされ、裁判所は別の刑罰を科す。ドメスティック・バイオレンスの場合、社会更生命令以外の社会内刑罰はほとんど科せられないため、裁判所が社会更生命令を継続することが可能と判断すれば、新たに社会更生命令と罰金を言い渡し、社会更生命令の継続が不可能なら拘禁刑を科すことになる。

3 加害者更生プログラムの実際

(1) ウインブルドン・プロベーション・リソース・センター

実際にプロベーション・サービスでは、どのようにして加害者更生プログラムを提供しているかについて、ロンドンの事業所の1つであるウインブルドン・プロベーション・リソース・センター(Wimbledon Probation Resource Centre、以下「センター」という。)の取組を述べる。

ロンドンには、プロベーション・サービスの事業所が3つある。現在、これら3か所とウエスト・ヨークシャーの事業所、計4か所において、同一のカリキュラムによる加害者更生プログラムを提供している。プログラムは、レスター大学、リバプール大学の2つの研究チームによってモニタリングされており、その効果についての実証的な研究が行われている。この研究は内務省のパイロット・プロジェクトで、地域によって取組に差のある加害者更生プログラムの標準を作るためのものである⁽⁹⁾。

センターではドメスティック・バイオレンスの加害者更生プログラムのほか、怒りのマネジメント、飲酒運転、無免許運転などに関するプログラムがあり、それぞれ別の対象にプログラムを提供している⁽¹⁰⁾。

(2) プログラム開始前の事務

裁判所で社会更生命令を言い渡された犯罪者は、最初にセンターのケース・マネージャーと面接する。この面接でケース・マネージャーが作成し、犯罪者が署名する書類が3つある。1つは情報公開書類(release of information form)で、プロベーション・サービスが被害者に対して接触することを阻まないという内容の書類、2つ目は加害者更生プログラムがどのような内容になっているのか、プログラムに参加しなかった場合はどうなるのかといった説明の書類(statement of understanding)、3つ目が子どもの有無・人数、加害者と被害者の同居の有無等についての書類(victim contact form)である。

ケース・マネージャーは犯罪者がプログラムに参加するように動機付けを行う。もし参加できない理由があれば、プログラムが始まる前に問題を明確にし、対処する。具体的には、住居がないためにプログラムの参加が困難であれば、住居の問題を解決し、アルコールや薬物濫用の問題であれば、それらに対応するプログラムを優先する。

また、ケース・マネージャーは当該犯罪者のグループ・セッションを担当するチューターを選び、当人と対面させ、加害者更生プログラムの開始に備える。

(3) カリキュラムと進め方

センターが採用している手法は、ジェンダーによる分析視点を兼ね備えた認知行動アプローチである⁽¹¹⁾。加害者更生プログラムの期間は9か月(36セッション)から12か月(48セッション)で個人によって異なるが、最低でも9か月となっている。その間、犯罪者は週1回、センターに出頭してグループ・セッションに参加する。セン

ターでは、月曜日と水曜日の午後 7 時 30 分から 9 時 30 分までの 2 時間、グループ・セッションの時間を設けている。いずれも 4 人から 12 人のグループで、参加費は無料である。犯罪者は月曜日のグループ、水曜日のグループのいずれかに参加する。

カリキュラムは、米国ミネソタ州のドゥルース市で開発されたモデルを用いている。このドゥルース・モデル(Duluth Model)は、イギリスでも広く用いられており、様々な地域で取り入れられているが、それぞれアレンジして使用しているため、ドゥルース・モデルに忠実に行ってはいない。しかし、センターではドゥルース・モデルのカリキュラムをそのまま用いている。

カリキュラムはテーマごとに分かれていて、各テーマの最初のセッションであれば、どのテーマからでも始めることができる。ただし、「性的尊重」のテーマを受けるに当たってはある程度の準備が必要であるため、最初にこのテーマから始めることはできない。テーマは以下の 8 つになっている⁽¹²⁾。

- テーマ 1 : 非暴力
- テーマ 2 : 威嚇的でない態度
- テーマ 3 : 尊敬
- テーマ 4 : 支援と信頼
- テーマ 5 : 説明責任と誠実さ
- テーマ 6 : 性的尊重
- テーマ 7 : パートナーシップ
- テーマ 8 : 交渉と公平性

グループ・セッションは男女ペアのチューターによって進められる。セッションの中では、ビデオ教材を用いたり、ロールプレイを行ったりする。チューターを担当することは容易なことではない。個人が持っている信念や価値観を変えることは非常に難しいことなので、当然、受講する犯罪者からは抵抗がある。しかし、チューターが「理解しろ」と抑圧的に接するのではなく、犯罪者自らが自主的に学んでいくことを目指す方針で行われている。

(4) 被害者への支援

犯罪者に加害者更生プログラムを提供すると同時に、犯罪者がプログラムを受ける際に作成した書類に基づき、センターの被害者担当官(victim worker)が被害者に連絡する。これは被害者に強制するものではないが、9 割の被害者が担当官との連絡を取っている。被害者担当官は、犯罪者と直接対応するチューター等が兼務することではなく、被害者支援を専門とした職員である。

犯罪者は被害者と同居していることもあれば、すでに別居していることもある。ドメスティック・バイオレンスの家庭は、かなり前に関係が終わっているか、現在終わりつつあることが多いので、同居していない場合の方が多い。しかし、犯罪者と被害者

の間に子どもがいる場合は、子どもとの面会の折などに両者が接触する機会が頻繁となる。これまでの研究で、被害者にとって最も危険な時期は、犯罪者が裁判所や刑務所から出てからの3か月間と言われているので、この期間は被害者の安全確保のために細心の注意が必要である。

被害者担当官の仕事は、被害者にとって必要な援助は何かを考え、被害者のニーズに応じ、カウンセリング機関、入居可能な住宅、子どものセラピーなどについての情報を提供することである。被害者担当官は被害者の生活に介入していくことになるため、職務を遂行するに当たってはドメスティック・バイオレンスに関する高い知識と技術が必要となる。

加えて、プログラムを受ける犯罪者に子どもがいる場合は、子どもが犯罪者又は被害者と同居しているかどうかにかかわらず、ソーシャル・サービス(Social Service)に子どもの父親がセンターの加害者更生プログラムを受講していることを連絡する。

4 拘禁刑となった加害者への取組

(1) 刑務所内での加害者更生の状況

刑務所の運営を行っているのはプリズン・サービスで、プロベーション・サービス同様、内務省に担当局が置かれている。現在、刑務所内においてはドメスティック・バイオレンスに関する加害者更生プログラムは提供されていない。しかし、プログラムの必要性は認識されており、刑務所内での加害者更生プログラムを開発するためのプロジェクト・チームを設置し、調査研究を行っている。犯罪者の更生という点では、プリズン・サービスは、すでに性犯罪者向け、一般暴行犯罪者向けの加害者更生プログラムを開発し、すでに実施しており、ドメスティック・バイオレンスに関するプログラム開発のプロジェクト・チームにも、これらのプログラム開発に関与した経験者が含まれている。

一般的に、ドメスティック・バイオレンスで殺人を犯した犯罪者は刑務所に入っており、殺人に至らない暴行・傷害事件を犯した犯罪者は社会内刑罰となっている。これまでの配偶者殺人に関する調査研究では、殺人が起こった事案の60%でドメスティック・バイオレンスが起こっており、殺人事件の犯罪者と暴行・傷害事件の犯罪者には共通する部分が多いことが明らかとなっている。現在はコミュニティにおいてのみ提供されている加害者更生プログラムが、刑務所内でも実施され、釈放後もコミュニティにおいて継続されることが望ましいという観点で、プリズン・サービスとプロベーション・サービスが合同で調査研究及びプログラム開発を進めている。

イギリスにおいては、政府がプログラムを開発するには、調査に基づく実証的な研究が不可欠であり、効果が科学的に証明される必要があると考えられている。現在、プリズン・サービスでは、2003年からのパイロット・プロジェクト実施に向けて、実験的に刑務所内でのドメスティック・バイオレンスに関するグループ・セッションを始めている。このセッションでは、カナダのドナルド・G・ダットン(Donald G. Dutton)博士の重層的生態学モデル(Nested Ecological Model)を発展させて作られた家庭内

暴力介入プログラム（Family Violence Prevention Programme）を採用し、6か月間の重度の暴力に対するプログラム（High Intensity Family Violence Prevention Programme）と6週間の軽度の暴力に対するプログラム（Moderate Intensity Family Violence Prevention Programme）の2つを行っている。グループ・セッションは、原則としては刑務所の中にいる者であれば誰でも受講できることになっているが、実際には犯罪者査定システム（OASys）を用いてプログラムが必要な者を特定している。重度と軽度の2コースがあるが、これは犯罪歴やこれまでの犯罪のパターンを見て決定するもので、単純に殺人を犯した者だからといって重度のコースと決めるわけではない。現在のところ、グループ・セッション中の態度は非常に良くなっているが、これが刑務所から自宅に戻った後も継続するのはまた別の問題であると考えられている。

パイロット・プロジェクトは、最初の計画では、マンチェスター、ダートムア、パークハーストの3か所の刑務所で実施することを考えていたが、加害者更生プログラムを始めるに当たっては、同時に被害者支援のプログラムも行わなければならないので、被害者支援プログラムが提供できるエリアで行う必要があり、現在、計画を練り直している。

（2）早期釈放後の加害者更生

早期釈放後の加害者更生については、提供される加害者更生プログラムや事務手続は、社会更生命令で受講が科せられた場合と同一である。社会更生命令において裁判所が決定する付加的遵守事項の代わりに、早期釈放の条件として遵守事項が科せられ、加害者更生プログラムの受講が命じられる。犯罪者が加害者更生プログラムに故意に参加しなかったり、長期間不参加の状態が続いたりする場合には、早期釈放が取り消されることになる。

民間団体における取組 - DVIP の例

1 DVIP（Domestic Violence Intervention Project）

ロンドンのハマースミス&フルハムに拠点を置く DVIP（Domestic Violence Intervention Project）は、1991年に設立された民間団体で、ドメスティック・バイオレンスの被害者である女性とその子どもの安全を図ることを第一の目的に、加害者更生プログラムの提供と、被害者である女性への支援活動を行っている。加害者向けのプログラムを被害者向けの支援活動と一緒に行うという DVIP の方法は、イギリスにおいては政府が推奨するモデル事業となっている^{（13）}。

ロンドンのプロベーション・サービスは、ロンドン・エリアを4等分し、そのうち4分の3はロンドンの3つの事業所がそれぞれ担当するが、残りの4分の1については DVIP にプロベーション・サービスの業務を委託している。

2 DVIP の加害者更生プログラム

DVIPの加害者更生プログラムの受講者は、4つの経路から来る。1つ目は社会更生命令によって加害者更生プログラムの受講が科せられた犯罪者、2つ目は自主的にプログラムに参加する加害者、3つ目はソーシャル・サービスを通じて参加する加害者、4つ目は家庭裁判所を通じて参加する加害者である。

(1) 社会更生命令

社会更生命令によって受講する犯罪者は、DVIPのプログラム受講者全体の約半数を占める。DVIPが担当するエリアに居住する犯罪者については、保護観察官によって作成される判決前調査報告書において、DVIPにおいてドメスティック・バイオレンスの危険性の評価を行うことが望ましいという一文が記載される。報告書の提出を受けた裁判所はDVIPに犯罪者の査定を依頼し、DVIPが事件の概要や目撃者の証言をもとに査定し、結果を裁判所に報告する。DVIPのプログラムは、6か月(24セッション)と8か月(32セッション)のコースがあるが、裁判所への報告の中で、どちらのコースが適しているかを示す。場合によっては、「プログラムの受講は適していない」と裁判所に報告することもある。

(2) 自主的な参加

社会更生命令の次に多いのは、自主的に参加する加害者である。自らの行動を変えたいと思ったり、被害者や家族、友人といった周囲の人から勧められたりして参加している。

(3) ソーシャル・サービスの推薦

その次に多いのが、ソーシャル・サービスを通じて参加する加害者である。子どもが適切に保護されていない事案で、ソーシャル・ワーカーが調査した結果、子どもの父親が母親に暴力を振るっていることが判明すると、まず、ソーシャル・サービスは子どもを保護施設に保護する。子どもの保護は、子ども自身が親から虐待されているか否かを問わない。子どもを保護した後に、子どもの家庭の状況を査定し、場合によっては子どもの父親にDVIPの加害者更生プログラムを受けようことを勧める。これは強制ではないので、加害者によっては協力しないが、加害者更生プログラムを受講しない場合は子どもが保護施設から親のところに戻ってこないで、子どもを引き取りたい父親は加害者更生プログラムを受講しなければならない。そのため、「ソーシャル・サービスの推薦」とはいえ、ある程度の強制力を持っている。

(4) 家庭裁判所の命令

家庭裁判所を通じて参加する加害者は非常にまれである。人数が少ない理由は、家庭裁判所から来る者の多くは、その前に家庭が崩壊している場合が多く、そうでなくてもプログラムの途中で家庭裁判所で争われていた問題に決着がつき、プログラムを辞めることが多いためである。

現在、CAFCASS (Children and Family Court Advisory and Support Service) や全国規模のボランティア団体である子どもコンタクトセンター (Child Contact Centre) と一緒に、2000年4月からセーフ・コンタクト・プロジェクト (Safe Contact Project) を実施している。プロジェクトは、子どもの安全を図ることを目的に、家庭裁判所や関係機関が連携して、家事事件に対応するものである。

CAFCASS は、2000年刑事司法及び裁判所法において設立された公的機関で、以前はプロベーション・サービスの家庭裁判所福祉担当官 (family court welfare officer) が担当していた事務を、新しい組織の下で行っている⁽¹⁴⁾。これまで家庭裁判所の子どもに関係する家事事件では、家庭裁判所福祉担当官が調査を行い、福祉報告書 (welfare reports) を作成していたが、CAFCASS となった現在も、子どもにとって最大限の利益となるような親権や面接交渉の方法などを決定するための資料を作成している。この調査の過程で、子どもの母親が父親からドメスティック・バイオレンスの被害を受けていることが分かった場合、CAFCASS が家庭裁判所に DVIP によるドメスティック・バイオレンスの危険性の評価を行う必要性を報告する。報告を受けた家庭裁判所は、DVIP に当該父親の危険性の評価を依頼し、DVIP が評価を行い、その結果を家庭裁判所に報告する。家庭裁判所は、CAFCASS や DVIP からの報告に基づき、父親に対して子どもとの面接交渉を行う条件として、DVIP の加害者更生プログラム受講を命じる。

家庭裁判所の命令による参加は年々増えており、現在までの2年半の間で約60~70人が参加している。家庭裁判所の命令による加害者更生プログラムを実施しているのは、イギリスにおいても DVIP のみで、これは制度的に定められたものではなく、家庭裁判所と DVIP の取決めの中で実施されているものである。家庭裁判所からの依頼でドメスティック・バイオレンスの危険性の評価を行っている民間団体は、DVIP 以外ではプリマスに1つあるが、他にはない。DVIP では、プロジェクトを評価して、効果が確認された折には、ロンドン全域及び全国レベルで展開していきたいと考えている。

おわりに

イギリスにおける加害者更生は、制度としては、刑事裁判で有罪となった犯罪者に対し、プロベーション・サービスによって加害者更生プログラムが提供されていた。現在は、内務省が加害者更生プログラムの基準作りに取り組んでおり、パイロット・プロジェクトを実施するなど過渡期と言える。今後、プロジェクトの成果を基にどのような標準が示され、全国規模において展開されていくのか注視していきたい。

加害者更生は刑事裁判で有罪となった者が対象であるが、刑事司法制度におけるドメスティック・バイオレンス等の犯罪に対する刑罰の実現には、加害者と被害者の関係、成人の証人の不在と証拠収集の困難、被害者の刑事裁判手続に対する不安と非協力等の障害があり、イギリスにおいても課題とされている (増田 2000 (二) : 73) 。

かつては私的關係者間の暴力は見知らぬ他人間の暴力よりも犯罪としての重大性が低いと考えられていたが、1990年に発出された内務省通達 (HOC 60/1990) は、ドメ

スティック・バイオレンスに対する警察の対応方針を示し、大きな方向転換を行った（財団法人警察大学校学友会・犯罪調査研究会 2001:71）。警察は 1990 年通達の後、2000 年に新たな通達（HOC 19/2000 Domestic Violence: Revised Circular to the Police）を発出し、問題の性質と範囲、定義、法的救済策、警察と他の機関の役割、警察の政策、事案に対する初動対応、事案後の行動、被害者支援などについて規定している^{（15）}。一方、検察においても、1995 年の家庭内暴力事件の処理に関する方針により、ドメスティック・バイオレンス事件を他の犯罪と同じように扱うこと、訴追することが望ましいこと、被害者が告訴を取り下げた場合の対応等についての方針を示している（増田 2000（二）:77）。

イギリスでは、たとえ被害者が加害者の訴追に協力的でない場合においても、公益上の利益の観点から必要な場合は訴追を行うとされており、以前に比べると、より多くのケースが訴追されるようになったと言われる。しかし、被害者の証言なしで訴追されるケースはまれで、継続的に暴力があり、重篤な結果が生じていて、かつ医学的記録や目撃者の証言など多くの証拠が収集されている場合に限定されているのが実際のものである^{（16）}。そのため、多くの被害者・加害者は刑事司法制度外に置かれている現状は、従来どおりとされる。現在の問題としては、司法関係者のドメスティック・バイオレンスに対する認識の不足が挙げられ、この点については内務省などを中心に研修等の取組がなされている。

イギリスでの実地調査において、政府機関や民間団体の関係者から繰り返し強調されたのは、加害者更生プログラムを効果的なものとするには、プログラムに先だって行われる加害者の査定が重要であることと、加害者更生と同時に被害者支援も行わなければならないことである。全国矯正事業者ネットワーク（National Practitioners' Network）が作成したガイドラインにおいても、加害者更生プログラムを立ち上げる際には、被害者支援のプログラムも立ち上げる必要があることが示されている。全国矯正事業者ネットワークのガイドラインでは、加害者更生プログラムの中心目的は、暴力を終わらせ女性の安全を確保することで、プログラムに参加することが加害者の司法上の責任を回避するために利用されてはならないことが明確にされている^{（17）}。日本において、加害者更生プログラムの実施を考える際には、このイギリスで強調された点を心に留めて置きたい。

最後に本稿では紹介できなかったが、地方公共団体においても積極的な取組がなされている。ロンドンのカムデンにおいてはカムデン安全ネット（Camden Safety Net）が、内務省の犯罪削減計画（Crime Reduction Programme）の資金で実施されている^{（18）}。カムデンでは、ドメスティック・バイオレンスに関する幅広い被害者支援が展開しており、その中に加害者更生プログラムの提供も含まれている。イギリスにおける加害者更生プログラムは、ドメスティック・バイオレンスに関する総合的な対応の一環として位置付けられていることが、地方公共団体の取組からも見て取れる。

註

- (1) イギリスのドメスティック・バイオレンス対策全般については、(増田 2000) に詳しい。
- (2) 「プロベーション (probation)」という用語は「保護観察」と訳されるが、イギリスにおけるプロベーション・サービスの所掌事務は、日本の保護観察業務より広い。法務省資料においても「プロベーション」という用語がそのまま用いられていることも多いことから、本稿では「プロベーション・サービス」を用いる。ただし、日本の保護観察に該当する事務やそれを行う職員については、「保護観察」「保護観察官」と訳している。
- (3) 1991年刑事司法法で規定されたプロベーション命令の目的は、社会更生命令と名称が変更された現在も変わっていない。2000年刑事裁判所権限法 (Power of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000) においても同様の規定がある。
- (4) 全国プロベーション・サービスについては、<http://www.homeoffice.gov.uk/cpg/nps/index.htm> を参照。
- (5) 早期釈放制度におけるプロベーション・サービスの役割については、(法務省保護局 1994b:232-243) を参照。
- (6) 2000年全国基準 2002年改訂 (National Standards for the supervision of offenders in the community 2000 revised 2002) による。
- (7) 2003年からは警察も犯罪者査定システムの情報を共有することとなっている。
- (8) Multi-Health Systems Inc.から発行されている。
- (9) パイロット・プロジェクトは、2001年6月から準備が進められ、同年11月からウインブルドン・プロベーション・リソース・センターにおける加害者更生プログラムが始まった。現在(2002年9月)までに約40名が受講している。プロジェクトでは、受講する犯罪者に対し、プログラムの前後及びプログラム終了6か月後に心理テストを行うことによる効果測定、グループ・セッションを担当するチューターの研修、マニュアル作成などを行っている。プログラムの各グループ・セッションはビデオに録画され、外部の専門家であるトリートメント・マネージャーが事業の一貫性について監視している。
- (10) ドメスティック・バイオレンスの加害者更生プログラムには、「怒りのマネジメント」も含まれるが、これはプログラムの一部分であってすべてではない。暴力を振るう、振るわないは、怒りなどの感情のコントロールができないためであるとか、アルコールや薬物の問題があるからではなく、加害者の意識的な選択によるもので、プログラムの主要なテーマはジェンダー問題であるとウインブルドン・プロベーション・リソース・センターの担当者は述べている。
- (11) 内務省の政府文書においても、ジェンダーの分析視点を兼ね備えた認知行動アプローチが推奨されている (Mullender & Burton 2000)。ジェンダーによる分析視点とは、加害者の根底にある「親密な男女関係においては、男が女をコントロールするのが当然」という信念を崩すことなしには、根本的な問題解決は

あり得ないとする考え方である。認知行動アプローチは、暴力行動は学習された行動であって、消去が可能であり、その責任はひとえに加害者本人のものであるという見地に立つものである（浜井&横地 2000:87）。

- (12) ドゥルース・モデルについては、(Pence&Paymar 1993(2002)) を参照。
- (13) DVIP については、<http://www.dvip.org/>を参照。内務省の政府文書では、DVIP の取組が好事例 (good practice) として紹介されている。
- (14) CAFCASS については、<http://www.cafcass.gov.uk/>を参照。
- (15) 2000 年通達は (財団法人警察大学校学友会・犯罪調査研究会 2001) において訳出されている。警察の実務については、(警察政策研究センター2002) を参照。
- (16) 地方公共団体の DV 対策担当者は、被害者の証言なしに加害者の逮捕、訴追、裁判となるケースは「ice flow」と呼ばれていると話した。理由は不明であるが、ゆっくりと氷が流れていく様から来ているのではないかとのこと。担当者は、警察は進めようとしているが、検察はそれほど努力していないと述べている。
- (17) 全国矯正事業者ネットワークのガイドラインは (RESPECT 2000) を参照。(RESPECT 2000) は、全国矯正事業者ネットワークの「原則の声明(Statement of Principles)」を発展させ、2000 年 9 月に改訂したもの。
- (18) カムデン安全ネットについては、http://www.camden.gov.uk/camden/links/equalities/dm_safetynet.htm を参照。

参考文献

- 警察政策研究センター 2002 『女性に対する暴力・家庭における暴力 - 英米の法執行マニュアルから - 』警察政策研究センター
- 財団法人警察大学校学友会・犯罪調査研究会 2001 『女性に対する暴力事犯の予防及び対処に関する研究』平成 12 年度社会安全研究財団助成調査研究報告書
- 染田恵 1998 『犯罪者の社会内処遇の多様化に関する比較法制的研究』法務研究報告書第 86 集第 1 号、法務総合研究所
- 浜井浩一・横地環 2000 「連合王国における犯罪被害者施策」『法務総合研究部報告 9 諸外国における犯罪被害者施策に関する研究』、法務総合研究所
- 法務省保護局 1994a 『ジャービス保護観察マニュアル（第 5 版） - 第 1 分冊 - 』保護資料第 26 号、法務省保護局
- 法務省保護局 1994b 『ジャービス保護観察マニュアル（第 5 版） - 第 2 分冊 - 』保護資料第 26 号、法務省保護局
- 法務省保護局 1997 『諸外国の更生保護制度（1） - 連合王国、スウェーデン王国』保護資料第 27 号、法務省保護局
- 増田生成 2000 「英国の家庭内暴力政策（一）（二）（三）」『リファレンス』平成 12 年 12 月号～平成 13 年 2 月号、国立国会図書館調査及び立法考査局
- 守山正 1999 「イギリス社会内処遇の状況」『罪と罰 - 日本刑事政策研究会報』第 36 巻 3 号（通巻 143 号）、日本刑事政策研究会
- Mullender, Audrey & Burton, Sheila 2000, Reducing Domestic Violence...What works? Perpetrator Programmes, *Policing & Reducing Crime Briefing Note*
- Pence, Ellen & Paymar, Michael 1993, *Education groups for men who batter - The Duluth Model*, Springer publishing Company, Inc.（『暴力男性のための教育グループ - ドゥルース・モデル』エレン・ペンス & マイケル・ペイマー著、ドゥルース・カリキュラム翻訳研究会訳、ドゥルース・カリキュラム翻訳研究会）
- RESPECT, The National Association For Domestic Violence, Perpetrator Programmes And Associated Support Services 2000, Statement of Principles and Minimum Standards of Practice

加害者プログラムの最低基準

加害者更生の目的

ドメスティック・バイオレンスの加害者更生の第一次的な目的は、女性や子どもの安全を向上することである。加害者更生における介入や決定はこのことを念頭において選択しなければならない。

第二次的な目的は次の通りである。

- 女性に対する暴力について男性に弁明の責任を負わせること。
 - 礼儀をわきまえた、平等主義の関係を促進すること。
 - ドメスティック・バイオレンスに対する社会の関心を高めるために他の者と協働すること。
-

加害者更生の重点

すべてのプログラムには核心となる要素として次のことが含まれていなければならない。

- 暴力的行為となるものについての理解。
 - 加害者が自分の行動について 100% 責任があること。
 - 暴力的な行動は選択であること。
 - 暴力的な行動は機能的であり、意図的であること。
 - 否定し、軽視し、非難しようとする戦術を問題にすること。
 - 暴力を支える態度や信念を問題にし、これを変えること。
 - ドメスティック・バイオレンスの社会的で、ジェンダーを反映した関連性を認め、疑義を唱えること。
 - 男性のパートナーに対する権力と支配の期待を問題にすること。
 - パートナーや子どもに加える暴力の短期的、長期的の双方にわたる影響を理解する能力を発達させること。
 - 建設的で、礼儀をわきまえた、平等主義的な在り方を学び、採用すること。
 - 介入の焦点は、被害者としてではなく、加害者としての男性に置くべきであること。
 - プロジェクトは加害者の原理となれ合いになることを避けるべきであること。
-

加害者更生に適した環境

理想的には加害者更生はグループワークを主としなければならない。グループワークが不可能な場合には、個人のワークはグループワークのために輪郭が描かれたものと同じ原則と基準を厳守して計画され、構成されたプログラムでなければならない。カップル・ワーク、怒りのマネジメント、もしくは調停は、男性の女性に対する虐待的行動を取り扱うには適した環境ではない。

カップル・ワークは次の場合以外は行ってはならない。

- 男性がプログラムを終了した後で、
 - かつ、暴力のないある程度の期間が経過した後で、
 - かつ、女性が安全に対する恐れなしに自由にカップル・ワークに入れる場合、あるいは入れると感じる場合。
-

プログラムの期間

行動の変化には長い時間がかかる。イギリスその他の場所での長期的なプロジェクトの経験に基づいて、グループワークを含み、男性が自らの暴力的な行動を扱う特別の問題についてのプログラムの期間は、

- 30週間にわたり最低75時間の期間でなければならない。

この期間に満たないプログラムは有害となる可能性がある。

秘密性

加害者更生に携わる者がサービスを受ける者の虐待的行動のために誰かの安全について懸念する理由がある場合には、加害者更生に携わる者はこれらの懸念を秘密にしない義務があり、他人に対する危険を最小限に止めるためにサービスを受ける者の秘密性を制限しなければならない。この義務には、他の機関又は現在、以前、若しくは新しいパートナーを含めた他の人間への通知、報告、警告が含まれる。プロジェクトはプロジェクトの秘密性の条件をサービスを受ける者に知らせ、同人がそれを理解するように確保しなければならない。

プロジェクトは、関係者、関係機関がその情報を利用することに明示的な許可を与えない限り、プログラムの男性の現在、以前、又は新しいパートナー及び彼の暴力、虐待を受ける危険のある他の者に関する情報を完全に秘密にしなければならない。関係者、関係機関がその情報を利用することに明示的な許可を与えた場合でも、加害者更生に携わる者は女性やその他の者に対する危険を増大しないように適宜に計らう義務がある。

グループワークを行う者の性別と数

すべてのグループには最低2名のファシリテーターがいなければならない。我々はプログラムは男女のチームで行うのが一番良いと信じている。グループのファシリテーターは理想的には男性1名と女性1名、もしくは女性2名と男性1名である。男女のチームで作業しない者はできるだけ早くこれに移行する必要がある。

加害者更生に携わる者は、効果的な共同作業ができると安心、又は安全だと感じることの

できない男性との作業を強制されてはならない。監督者との協議においてこのことを判断するのは本人であって、管理者であってはならない。

男性プログラムと刑事司法制度

ドメスティック・バイオレンスは犯罪行為であり、刑事司法制度の正当な事柄である。プロジェクトは男性が彼らの行為の法律上の結果から逃れるために加害者プログラムへの参加を利用することがないようにしなければならない。プロジェクトは先を見越して刑事司法関連機関と連動しなければならない。

プロジェクトは自分達の男性プログラムの方法と内容に関して、暴力の被害者の支援をしている女性グループと積極的な会話を求める用意がなければならない。

リスクの評価

リスクと再犯の評価を行う場合は、評価が根拠とする見地／情報を明示的に述べるとともに、その評価手続の限界を評価の中で認めるものでなければならない。

プロジェクトは裁判所が委託した照会に関してプログラムの適正さの評価を行う場合は、証人の供述、その他の該当する報告を利用しなければならない。他の照会に関しても、プロジェクトは利用可能なあらゆる報告を利用するように努力をしなければならない。

プロジェクトは男性の進歩、グループに対する熱意、プログラム資料の理解、参加を評価し、外部機関と外部の人間に彼らの関心事を報告し、他の機関のリスク評価の手続に貢献するように努力する。

< 資料出典 >

RESPECT

The National Association For Domestic Violence

Perpetrator Programmes And Associated Support Services

“Statement of Principles and Minimum Standards of Practice”から抜粋
当資料についての問い合わせは下記まで。

Respect, PO Box 34434, London W6 0YS

ドイツ

立命館大学大学院応用人間科学研究科教授
中 村 正

ドイツにおけるDV加害者対策の概要

中村 正

- 1 ドイツにおけるDV加害者対策の概要
 - 2 ドイツ連邦政府の取組
 - アクションプラン「女性に対する暴力との闘い」を中心にして -
 - 3 DVへの司法的介入と新しい「暴力保護法」
 - 4 ドイツの加害者対策についての動向
 - ヒアリング調査ならびに収集した資料をもとにして -
 - 4 - 1 学術調査団体・WiBIG Project の取組
 - 4 - 2 ベルリン州司法省へのヒアリング
 - 4 - 3 連邦「家族、高齢者、女性、青少年省」へのヒアリング
 - 4 - 4 ベルリン暴力予防センターへのヒアリング
 - 5 まとめ
- 参考資料 「ドイツの暴力保護法」

はじめに

内閣府「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」の一環で、2002年9月に海外調査を実施した。本報告は、関係機関へのヒアリングと収集した資料をもとにして、ドイツにおけるDV加害者更生の取組の概要をまとめたものである。

ドイツ調査は、2002年9月16日から9月19日にかけて実施され、訪問先は以下のようであった。

日時	訪問先	備考
9月16日 11:00 13:00	WiBIG (オスナブルック大学学術調査団体)	ベルリン
15:00 17:00	「ベルリン暴力防止センター」(民間組織)	ベルリン
9月17日 10:00 12:00	ベルリン州司法省	ベルリン
14:00 16:00	ドイツ連邦司法省 *被害者の権利調査団と合流	ベルリン
9月18日 14:30 16:30	ドイツ連邦「家庭・子ども・高齢者・青少年省」	ボン

なお、ドイツ連邦司法省の訪問調査は、同時期にドイツの犯罪被害者権利擁護の仕組みを調査していた「全国犯罪被害者の会」(代表幹事：岡村勲弁護士)の調査団に合流したものである。ヒアリングの内容はDV加害者更生施策ではなく、被害者の刑事司法参加制度

であった。今次報告ではその内容報告は割愛している。

1 ドイツにおけるDV加害者対策の概要

刑事司法システムのなかで位置付けられているのは、第1に、軽微な犯罪として不起訴処分となる場合の賦課事項又は遵守事項に何らかの加害者更生プログラムを課すという点である。第2に、起訴した後、裁判所の判断で、公判終結までの間に、刑事司法手続のそれ以降の進行を暫定的に中止することができるとする規定があるが、この場合にも、賦課事項又は遵守事項を課すことができる。同じく、何らかのカウンセリング受講命令などが指示できる。手続中止の判断については検察官、被害者の同意を得る必要がある。第3に、裁判が終結し、その判決の結果として執行猶予となり保護観察付となる場合に、遵守事項又は指示事項として何らかのプログラムへの参加を命令することができる。

こうした賦課事項、遵守事項、指示事項の内容として、いわゆる加害者向け非暴力プログラムへの参加命令が選択される可能性がある。一般に、ドイツでは「社会的トレーニングコース」と呼称されることが多い。非暴力行動変容のための「社会的トレーニングコース」への受講命令を指示することができるというものである。しかし、受講命令それ自体は、例えば、軽微な犯罪を不起訴処分とすることができるとする刑事訴訟法第153条に特段の例示があるわけではないので、同法第153条aのうち、5の「回復」への努力の一つとしてとらえられていると解釈できる。その内容は、以下の本文で紹介するように、マンツーマンのカウンセリングではなく、グループワークを中心とした認知、行動、態度、意識の変容を促す教育的処遇として組み立てられている。

「社会的トレーニングコース」のグループワークへの参加指示が、加害者更生政策の基本として考えられている。また、民間のカウンセリング機関等がグループワークを提供している。そこには、DV加害者だけでなく、子ども虐待関連で福祉関係当局から参加を指示される事例、刑務所収容中の加害者への矯正教育ならびに更生教育の一環として参加を指示される事例などが合流してくる。

しかし、そのプログラムの内容、期間、効果などについては、調査時点では試行中ならびに開発中ということであった。

DV対策については、さらに、被害者を救済する保護命令制度が創設された(3で詳述する「暴力保護法」)。以下、調査で得た知見をもとにドイツのDV対策、とりわけ加害者対策の概要を報告する。

2 ドイツ連邦政府の取組

- アクションプラン「女性に対する暴力との闘い」を中心にして -

行動計画の概要

ドイツ連邦政府は、DVを含む女性に対する暴力全般をなくすための行動計画を策定した。1999年12月「女性に対する暴力の撲滅のための連邦政府のアクションプラン」である（以下、「行動計画」と表記）。

1975年の国際女性年を契機としてドイツ国内でも女性に対する暴力への関心が高まっていた。それまでに数多くの調査、パイロットプロジェクト、反暴力啓発活動が展開されるようになってきた。

1976年11月、ベルリンにドイツ最初のシェルターが開設された。その後もシェルターが開設されていき、現在は全国で400近い数になっている。クライシス・ホットライン、女性のためのカウンセリングサービスなども展開され、サポートネットワークが徐々に整備されてきた。より効果的に暴力をなくすための取組が必要だと認識し、連邦レベルで、包括的な反暴力のための行動計画を策定した。

先行して、女性の人身売買に関するワーキンググループ（The national working group to combat the trafficking in women）があり、そして、DVと闘うワーキンググループ（a working group to combat domestic violence）が続いた。これらの運動が盛り上がるには、NGO（非政府組織）の役割が大きかった。そして、ウィメンズカウンセリングのグループも貴重だった。

行動計画は、「女性に対する暴力は長い間タブーだった」という。「個人的なことは政治的なこと」というスローガンがDVを公の関心事にした。パイロットプロジェクトや科学的な研究が組織され、DVを法的ならびに公的な課題にしてきた。連邦政府とベルリン市議会のパイロット企画としてベルリンにシェルターを開設した。その際に、The Rendsburg women's shelter というシェルターから運営のノウハウについてのアドバイスもあった。

政府はシェルター運営、スタッフ研修、資材やテキスト開発に努力を傾注した。さらに、90年代の10年間には、加害者更生と介入プロジェクトが研究課題に追加された。80年代から90年代にかけては、DV以外の暴力についての取組も進展した。たとえば、女性に対する性的暴力、レイプ裁判における被害者証言のあり方の改善、子どもへの性的虐待対応強化、職場のセクシュアル・ハラスメント、買春ツアー問題と女性の人身売買、老人虐待、外国人女性や障害のある女性への暴力などへの取組である。これらの反暴力の取組の一環としてDV対策がある。

DVを根絶するためにこれまで試されてきた、シェルター開設、クライシス・ホットライン、カウンセリングセンターという3つの伝統的なものだけが重視されることだけでは

なく、これらのセンターの相互ネットワーク化が大事でもある。

行動計画の重点

連邦政府の行動計画では、第1に、「予防」が重視されている。特に、家父長制社会の持続的な構造の一表現が女性に対する暴力であると明言している。同時に、問題解決行動パターンの個人的表現としての暴力というとらえ方もしている。加えて、貧しさ、失業、アルコール問題と結びついた生活なども関連しているという。予防という点では、個人の要因と社会的な要因の双方を射程に入れることが大切だとする。

第2に、「一般的な社会的予防原則」として、以下のことを想定している。1) 女性への暴力は法律違反である。適切なかたちで、男性の暴力から被害者は保護されるべきこと、加害者は国家から罰を受けること、2) あらゆる社会生活において、男女のもつ不均等を除去すること、3) 世代間連鎖を断ち切ることが指摘されている。

第3に、連邦の健康教育センターでも非暴力教育を実施する。ここではコミュニケーションを基礎としたアプローチを重視する。例えば、自尊心を強める、個人の責任を自覚する、コンフリクト・マネジメントスキルを学ぶなどのテーマである。さらにジェンダーの視点からの性教育、性と暴力の関連についても学習する機会を若者に与えることに取り組む。社会的には、ドイツ国鉄などの企業でも「セクシュアル・ハラスメントといじめ」などでキャンペーンを実施している。

第4に、学校教育制度においても非暴力の取り組みを進める。女性と少女への敬意をばらうための内容にする。連邦教育省も「スクールの寛容、理解と生活の視点から」の取り組みを強めている。1999年11月、「バイオレンスフリー(暴力のない)の学校づくり会議」を開催した。

もちろん、暴力から、障害のある少女と女性、高齢女性、外国人女性と子どもなど、特別のニーズをもつ対象者も想定している。

DVに対応するための法制度改革

連邦による法制度改革も重視されるべきである。第1に、DVを防止するための新しい法律の制定である。法による市民の安全の確保は当然のことである。刑法、民法、その他の法領域において女性を保護することが大切である。そのためには、現行法をきちんと履行することで暴力に対処するのが基本である。DVを犯罪として訴追することが基本でなければならない。加害者が自らの悪行を根拠にして処分されるというシステムを構築せねばならない。加害者は、法に則り訴追され処罰される。

その上で、連邦政府は、「persistent domestic violence」(しつこく繰り返すDVの加害)について、新しい法を制定し、独自の犯罪類型とするかどうかを検討する用意はある。

裁判所、弁護士、カウンセリングセンターなどを通して事例を収集することとする。

第2に、刑事手続における被害女性の参加への特別な配慮が必要である。ドイツでは、「証言保護法(1998年12月)」が制定されるなど、世界に先駆けて被害者の権利擁護が図られている。もちろん法律は、被害者だけではなく加害者へも関心をもっている。加害者が自らの行動パターンを変更できるような仕組みの創出が必要である。

暴力のサイクルを終わらせるためには、DV加害者向けの「社会的トレーニングコース(courses in social training)」を開発し、それを受講することを義務付けるという制度が必要である。これはドイツにおけるDV加害者対策のメインとなっている考え方である。

さらに、加害者と被害者の補償に関する仕組みがある。刑事訴訟法第153条は、要件を満たせば訴訟を却下する(軽微な犯罪を対象にした不起訴処分で、賦課事項又は遵守事項を課すことができる)と定めている。その賦課事項あるいは遵守事項として、暴力的でない関係を学ぶ社会的トレーニングコースに参加させる仕組みを連動させることができる。DV事案において処罰は唯一の手段ではない。被害者 加害者補償制度もまた暴力的葛藤を個人的な直接の社会環境において解決することになるだろう。

第3に、民事の取組がある。連邦政府は、被害者を暴力から保護する為の法律を制定した。いわゆる保護命令制度である。

第4に、虐待を射程にいれることも看過できない。虐待対策の基本は、暴力のない環境で子どもを育てることにある。暴力のある環境で育った子どもが長じて暴力を振るうようになる「暴力のサイクル」を絶つことを意味する。

加害者へのアプローチ

ウィメンズシェルター、クライシス・ホットライン、ウィメンズカウンセリングセンターの整備が従来のDV対策である。しかしこれは被害者救済を基本にしたものである。今後のDV対策には加害者対策が必要である。

しかし、例外的に重大なDV事件を除いて、加害者への関心は薄い。家庭内での暴力で制裁を加えるべきだというのは稀である。依然として私的で家族的な出来事(A private family conflict)としてDVをみる傾向がある。DVを犯罪として訴追することを強化することは、私的な出来事だとされることを公的に顕在化させることを意味する。

DV加害男性は自らカウンセリングに行こうとしない。妻の責任にすることもある。過去20年間の経験では、女性の被害者救済運動だけでは限界があるといえるだろう。本当に変化させるためには加害者への対策が不可欠だ。そのために、まずは犯罪として公的な機関が取り扱うことが大切である。

しかし、DV加害の場合、通常の処罰(科料、懲役)では個人の行動の変化を期待できない。もちろん、家庭内暴力を大目に観ることはできないが、将来にわたる非暴力への援助のための制度創設も必要である。かかる観点からすれば、加害者に焦点を定めた施策

(perpetrator-oriented measures) が樹立される必要がある。それは被害者保護と並んで加害者の行動を変更させる取組である。そのために、命令によって、社会的トレーニングコースへの参加を義務付けることと結び付いた仮の判決を課すことは現行法でも可能である。こうした機会があれば、加害者に問題を気付かせ、善悪を判断させ、被害者のことを理解し、カウンセリングセンターで他のサービスを受ける方へと男性を変えることができる。現在、「DVと闘うベルリン危機介入プロジェクト」のフレーム内で加害者プログラムについて試行的に実践している最中である。連邦政府も加害者へのこうした新しいアプローチを強く支持している。

3 DVへの司法的介入と新しい「暴力保護法」

DVに対応する法の整備 暴力保護法の制定と保護命令制度

2001年11月「暴力行為及びストーカー行為における民事裁判所の保護の改善と別居における婚姻住居の引渡しを容易にするための法律」が連邦議会を通過し、成立した(2002年1月1日施行。法律の全文は、別紙添付資料参照。戸田典子「DVからの保護 ドイツの新法案」『外国の立法』209、2001年6月、から、戸田典子訳の法案全文を引用)。

この法律は全部で11章から成る。第1章が「暴力行為及びストーカー行為からの民事法上の保護のための法律」(以下、暴力保護法と表記)である。第2章以下は既存の第1章に即して既存の法律を改める条項となっている。全4条から成る第1章は、いわゆる保護命令を定めており、主にDVに対応するための法律である。もちろん、配偶者間だけではなく、成人した子どもが親に暴力を振るわれている事例や非配偶者間ならびに同性愛者等の同居の事例にも対応可能となっている。つまり、一定の要件を満たす同居している関係性において発生する暴力加害者を排除するための法律である。先行して制定された(1997年)オーストリアの同種の法律をも参考にしたという。

ドイツでは民法の一般規定、つまり、民法第823条において、「不法行為により他人に損害を与えた者は損害賠償義務を負う」とされ、さらに民法第1004条は「所有権の侵害の除去及び不作為を求める権利」を定めている。この規定を根拠にして暴力の被害者を保護する命令(保護命令)を発することは法的には可能であるが、実際にはこれらの条項は家庭内暴力に関して活用されてこなかった。新しい暴力保護法の対象はDVという狭い特別な領域であり、一般法である民法の特別法として制定されている。

暴力保護法の第1条は、「暴力およびストーカー行為からの保護のための裁判上の措置」を定めている。以下のように保護命令が定められている。

「(1)ある者が故意に他の者の身体、健康又は自由を不法に侵害した場合には、裁判所は、被害者の申立てに基づき、

さらなる侵害を防止するために、必要な措置をとらなければならない。裁判所の命令は期間を付して与えられるものと、期間は延長することができる。裁判所は加害者に対し、正当な利益の実現のために必要である場合を除き、特に、1」被害者の住居に立ち入ること、2」被害者の住居から一定の範囲内にとどまること、3」被害者が規則的にとどまらなければならない他の指定の場所を訪れること、4」遠隔的な連絡手段も含め、被害者への連絡ととること、5」被害者との遭遇を引き起こすことを行わないように命令することができる。」

「(2)ある者が、1」他の者に対し、生命、身体若しくは自由を侵害する旨を告知して不法に脅迫した場合、2」不法かつ故意に、他の者の住居若しくは法律で保護された所有物に侵入し、3」反復してストーカー行為を行い若しくは遠隔的な連絡手段の使用により他の者を不当に苦しめる場合にも、上記(1)の命令される。」

「(3)アルコール飲料や類似の薬剤を使用して自ら一時的に陥った、自由な意思決定が不可能な、知的活動の病的な障害状態において犯したときにもまた、裁判所は上記(1)に定める措置を命令することができる。」

第2条では、「共同で使用していた住居の明渡し」を定めている。第3条は被害者が未成年者の場合は、保護命令に代えて、後見関係、保護権関係の法律の対象となることを定めている。第4条は命令違反への処罰についてである。この命令を破ると、「1年までの自由刑又は罰金刑」として処罰される。

家庭内暴力と刑事司法

家庭内暴力への司法の介入について、そのあらましを『家庭内暴力への介入に関する研修 警察ならびに法律家のための継続教育用資料』(ドイツ連邦「家族・高齢者・子ども・青少年省」発行の「第6章 法的介入」をもとにして紹介しておく。

家庭の中で犯された犯罪に対する効果的制裁を達成するために、警察だけではなく、その後の司法システムも必要である。制裁手続の中心には被疑者がいる。暴力を受けた女性は全捜査手続に、証人として参加する。

その際、彼女が第一義的な証明手段となる。彼女たちの証言、別の証人の証言、別の証明手段が、犯人の罪を証明する。しかし、DV事案は、こうした従来の被害者証言の在り方に問題を投げかける。刑事訴訟において犠牲者の利害を考慮するために、「被害者保護法(1986年)」において、「被害者証人の権利」が強化された。

警察が事件を捜査したあと、捜査結果に関する文書が検察庁に送られる。検察庁は、起訴に値する十分な根拠があるかどうか吟味しなければならない。検察庁が、事実および法的状況から公判において有罪判決が明らかであるという確信に達することを前提としている。家庭という領域における暴力行為に対する捜査手続においては、しばしば以下のような法的規定が重要な役割を果たす。

第1は、被害者女性の証言拒否についてである。刑事訴訟において、特定の人(配偶者、婚約者、子どもなど)は、証言を拒否する権利をもつ。つまり、家庭内暴力を受けた女性は証言を拒否することができる。この権利は、暴力的な男性パートナーが、女性の発言を妨害するために、女性を抑圧することにつながりうることを背景にしている。証言拒否の権利は、捜査手続の全過程において存在する。最初は証言した女性が、手続の後の段

階で証言を拒否することもできる。

第2に問題となるのが、私訴（Privatklageweg）である。私人訴追制度ともいわれている。明白な犯罪において身体的な負傷が問題となっている場合、検察庁は、私訴の手続をとるかどうかを決定しなければならない（刑事訴訟法374条第1項）。私人訴追制度は、「住居侵入罪、侮辱罪、信書の秘密に対する侵害罪など一定の軽微な犯罪について、検事局が公訴を提起するかどうかにかかわらず、被害者が訴追できることとする制度」である（刑事訴訟法第374条から384条。滝本幸一、橋本三保子「ドイツにおける被害者保護施策及び被害者救済活動の現状」『法務総合研究所研究部報告』第9号参照）。

刑事訴訟法第5編は「被害者の手続参加」を定めている。この規定はドイツにおける被害者の利益を保護する重要な役割を果たしている。しかし、私訴の場合、家庭内暴力を受けた女性は、告訴人として出廷しなければならないということとなる。このことは被害女性にとっては過酷なものとなる。私訴は、とりわけ被害を受けている人が犯人との個人的な関係を有していない場合に効果をもつとされるので、家庭内での暴力犯罪のための手続においてはうまくいかないことがある。

DVを犯罪化していく際に、とりわけ二つの調整がある。第1は、被告の罪が少ない、あるいは公的利益が存在しない場合には（軽微な犯罪の事例）、刑事訴訟法第153条に基づいた手続（不起訴処分）を採用する。第2は、中程度の犯罪の場合、刑事訴追において実現することの公的利益が、命令あるいは指導の実行によって達成される場合にも刑事訴訟法第153条が採用される。この手続は、何よりもまず被疑者が自らに課された義務を果たすことによって終結する。被疑者には、犯罪の賠償あるいは支払いの義務が課せられる。被疑者に、「社会的トレーニングコース（たとえば反暴力トレーニング）」に参加することを課することができるようになった。これら刑事訴訟法第153条の採用は、被疑者および裁判所の同意を前提としている。

* 刑事訴訟法第153条（軽微な犯罪） 手続の対象が軽微である場合、検察官は、行為者の責任が微弱であり、刑事訴追に公的利益が存しないと認めるときは、公判開始に関し管轄を有する裁判所の同意を得て、公訴を提起しないことができる。法定刑の下限が加重されていない軽罪の場合で、犯罪行為により惹起された結果が軽微であるときは、裁判所の同意は、必要でない。

* 刑事訴訟法第153条a（賦課事項又は遵守事項の履行） 検察官は、軽微の事件につき、所定の賦課事項又は遵守事項が刑事訴追による公的利益を消滅させるのに適しており、かつ責任の程度がこれを妨げないと認めるときには、公判の開始に関し管轄を有する裁判所及び被疑者の同意の下に、公訴の提起を暫定的に猶予し、被疑者に対して賦課事項又は遵守事項を課することができる。賦課事項又は遵守事項としては、特に以下のものが考慮される。

1. 犯罪行為によって生じた損害を回復するために、特定の給付を行うこと。
2. 公共の施設又は国庫のために金員を支払うこと。
3. その他公共に役立つ給付を行うこと。
4. 一定額の扶養義務を履行すること。

5. 被疑者との和解に真剣に努力し（行為者と被害者との和解）その際、自己の犯罪による損害の回復の全部もしくは大部分を回復すること、又は損害回復のための努力をすること。6 道路交通法・(略)・に基づく講習に参加すること。検察官は、・・・第4号については1年以下、それ以外は6月以下の期限を付する。検察官は賦課事項又は遵守事項を事後的に取り消すこと、又は1回に限り履行期間を3月間延長することができる。被疑者の同意があるときは、賦課事項又は遵守事項を事後的に課すること及びこれを取り消すこともできる。被疑者が賦課事項又は遵守事項を履行したときは、その犯罪行為を軽罪として訴追することはできない。

公訴が提起された後は、裁判所は、事実の確定を最終的に審査できる公判段階の終結に至るまで、検察官及び被告人の同意を得て、手続きを暫定的に中止し、同時に・・・賦課事項又は遵守事項を被告人に課することができる。

DVの特別手続

家庭内暴力の刑事司法上の取扱いにとって、2つの重要な手続がある。ひとつは、「略式手続」である。検察庁の申請から、文書による手続を通じて、裁判所は、罰金刑や自由刑を課す。これに対して被疑者は、2週間以内に異議を申し立てることができる（刑事訴訟法第407条）。

もうひとつは、「簡易手続」である。「簡易手続」は特別手続の一種であり、刑事訴訟法第417条を根拠にしている。第一審では刑事裁判官が権限を持つ。この場合、殺人罪は除外されることが多い。また、被疑者が犯罪を複数の罪種で犯している場合や、被疑者の人格や前歴を調べる機会がある場合には、このようにはならない。

* 刑事訴訟法第407条(略式命令) 軽罪について検察官の書面による請求があるときは、公判を経ることなく、書面による略式命令で犯罪に対する処分を定めることができる。

* 刑事訴訟法第417条(簡易手続の申立て)

「事件の事実関係が簡単であるか、又は証拠が明白で、即時の審判に適しているときは、検察官は、書面又は口頭で、簡易手続による裁判の申立てをする」

DVへの制裁

裁判所の手続は判決によって終結する。裁判所が罪を確定することで、被疑者は判決を受ける。判決は罰金刑となることが多い。ドイツの法的制裁において、1998年の判決の81.4%が罰金刑であった。自由刑判決は、判決の18.6%だった。他には、「執行猶予なしの自由刑」(1998年では自由刑の32.1%)と「執行猶予付の自由刑」(2年まで延期)がある。とりわけ6か月まで、刑の停止が考慮に値するかどうかを検討する。

裁判所は、検察庁と同様に、刑事訴訟法第153条の手続きを採用することとなる。これには、検察庁と同様、被告の同意を必要とする。

家庭内暴力の刑法上の制裁に関する実践的経験については、従来から連邦統計庁の司法統計でも有益なデータがほとんど存在しない。

数少ない統計データを紹介しておく。第1に、手続の総数について。ベルリン検察庁特別部門において、1996年9月から、家庭内暴力に関する警察の文書が記録されている。「ベルリン地区裁判所特別部門における家庭内暴力の記録」などの文書がある。これは実際の家庭内暴力の増加を反映しているのではない。警察による告発の増加によって引き起こされている。

第2に、検察庁の手続締結である。家庭内暴力について検察庁が処理した手続締結の内訳は、その60%はたいてい明白な犯行容疑から行われたものではないという判断である。30%は、裁判所に行くように指示されたもの、10%は別の部門に回された（「検察庁特別部門における手続及び手続締結 - 区裁判所における手続」）。検察庁の展開も同じように見える。ここでも、たいていの手続は訴訟中止に終わる。それにもかかわらず、起訴手続の割合（とりわけ略式命令の申請の割合）は増えている。

訴訟中止

ベルリンでは、手続上の障害、たいていの場合には不起訴による中止件数が明らかに減ってきている。しかしそれに対して、刑事訴訟法第170条に基づく手続の中止（捜査から起訴に十分な証拠を提供できないことによる訴訟中止）は増加している。

* 刑事訴訟法第170条（捜査終了後の手続） 捜査の結果、公訴を提起するに足りる十分な理由が示されたときは、検察官は、管轄裁判所に対する起訴状の提出によって公訴を提起する。

前項に当たらないときは、検察官は、手続を打ち切る。この場合、被疑者の尋問を行ったことがあるとき、又は被疑者に勾留状が発せられたことがあるときは、打ち切りの旨を通知しなければならない。

証拠不十分あるいは「十分な犯罪容疑」の欠如によって中止となる手続の割合は、検察庁における中止の過半数を占め、非常に高い。刑事訴訟法第170条第2項に基づく中止の割合は、1997年、ベルリンの全犯罪の39.3%、そのうち明白な犯行容疑の欠如による中止は21.6%、手続上の障害による中止は17.7%であった。連邦全体の平均では、刑事訴訟法第170条に基づく中止の割合は、27.2%にとどまっており、そのうち明白な犯行容疑の欠如による中止は19.8%、手続上の障害による中止は6.1%であった。

手続上の障害による刑事訴訟法第170条に基づく中止の減少には、以下の3つの理由が考えられる。第一に、検察が特別な公的利益を認め、不起訴を独自の決定によって埋め合わせるような手続の割合が増加している。第二に、検察の手続が変化してきている。被害者に対して起訴するかどうかを訊ねる際に、官吏はできる限り激励する。第三に、「家庭内暴力に対するベルリン介入プロジェクト(BIG)」における議論では、女性の家や女性相談所の体制が強化され、起訴申請を勧めていることにつながっている。

十分な犯罪容疑の欠如による刑事訴訟法第170条に基づく中止の割合の高さには、たい

ていの場合多くの要因が作用している。第一に、家庭内暴力の手續の際の捜査状況を特に考慮しなければならない。被疑者が否認している際、必要な証拠を集めることは難しい。第二に、警察による告発の増加が反映されている。DVへの介入を促進させる研修教育や、積極的に介入するようという家庭内暴力における警察の振る舞い方についての指導が変化したことも考えられる。これまで手續に成功のチャンスが全くなかったために、かつては告発を控えてきたこと被害者が変化してきたと考えればわかりやすい。

家庭内暴力に関する簡単な統計

以下のデータは1998年1月から1999年1月までの13か月間の統計である。

家庭内暴力での告訴は、全体で172件の手續だった。たいていの場合には傷害に関する起訴であった。そのうちの25%が重度の身体的負傷(刑法第223条および刑法第224条)、12%が脅迫(刑法第241条)、7%が強制猥褻(刑法第240条)、4%が名誉毀損(刑法第185条)であった。

「訴訟当事者」は、177人の全被害者のうち、89%が女性、11%が男性であった。77%がドイツ人、10%がトルコ人、6%がポーランド人、3%がそれ以外のヨーロッパ、あるいはヨーロッパ以外の国籍であった。性別では、172の全被告人のうち、94%が男性、6%が女性であった。

被告人の国籍では、73%がドイツ人、27%がドイツ人以外の国籍であった(14.5%がトルコ人、2%がポーランド、2%がそれ以外のヨーロッパ国籍、7%がヨーロッパ以外の国籍)。ベルリンにおけるドイツ人以外の人口の割合(1998年:13%)と比較すると、外国人の被告人が多い。ベルリンのあらゆる犯罪容疑者の中でドイツ人以外の人口が占める割合(1998年:23.5%)に関連付けると、ドイツ人以外の被告人の割合は、犯罪容疑者の構造一般比にほぼ対応している。

被害者と加害者との関係が「配偶者」である割合をみると、ドイツ人以外の男性容疑者の割合は42-46%であった。妻に暴行を加えた外国人の夫は、ドイツ人の犯罪者よりも明らかに少ない。このことは、家庭内暴力にかかわった移民女性は、ドイツ人女性と比べて、ほとんど告発しないということを意味している。

5つのケースでは、複数の被害者がいる。こうしたケースでは、男性が起訴されている。「手續」として、被告人の16%は、弁護士の代理を代理に立てた。被告人の38%は、自白しており、その際、いくつかのケースにおいては、部分的な自白が問題となっている。3つのケース(1.7%)においてのみ、被害者は付帯訴訟を申請した。すべてのケースにおいて付帯訴訟が認められ、女性は手續において弁護士を代理に立てた。この3つのケースの刑の宣告は、罰金刑であった。

被害者の59%は裁判において供述をした。女性の46%は証言拒否の権利を有していた。それにもかかわらず、そのうち半分以上(54%)が証言を行った。被害者の証言拒否と手

続終結との間に関連性は存在しない。

簡易手続が問題になっているにもかかわらず、2か月において手続が継続になったのはケースの20%であった。

手続の約半分(45%)が、軽微な犯行なので手続中止となった(刑事訴訟法第153条。37ケースにおいては、中止は付帯条件(履行義務)と結びついており、たいてい罰金の支払いが問題となっていた。

ケースの30%において、被告人は有罪判決、主には傷害を与えたことによる罰金刑を受けた。自由刑となった場合はすべてのケースで保護観察付となった。一つのケースでは、補完的にアルコールセラピーを受講するようとの命令が課された。暴力的な男性に対する女性のための社会的トレーニングコースに参加する命令はなかった。

15ケース(9%)において被告人は無罪となった。被告人は、ほとんど弁護士の代理を立てなかった。被告人が弁護士の代理を立てた28ケースのうち3分の1は、刑事訴訟法第153条に基づき中止された。弁護士の代理がないのは、手続の22%だけであった。無罪となるケースで弁護士を立てた男性は21%であり、弁護士のいない被告人(7%)よりも、明らかに有利であった。

少ないケースであるが、傷害罪で保護観察付の自由刑が下された。簡易手続においても、有罪判決を受けた男性が、保護観察の条件として社会的トレーニングコースに参加する命令が課される可能性がある。「家庭内暴力に対するベルリン介入プロジェクト(BIG)」のコーディネーターの証言によると、ベルリンの裁判所の実践でも、ゆっくりではあるがこうしたコースへの参加を促すなどの変化が確認された。

DVの場合、罪が軽いという理由での手続の中止が多数を占めている。中止の数が高いのかあるいはむしろ適切なのか、また結果的な刑事訴追および暴力の予防という意味で、手続の中止を減少させるべきかどうかという問題が提起されている。

「家庭内暴力に対するベルリン介入プロジェクト(BIG)」による社会的トレーニングコースの拡大は、将来的には、刑事手続の「暫定的な中止」の枠組みの中でも選択可能となる。簡易手続においても、暫定的な中止においても、社会的トレーニングコースへの参加命令を通じて、男性に行動変容を促すチャンスが高まることとなる。このことは、法律家のための継続教育においてもさらに強化されるべきテーマである。

4 ドイツのDV加害者対策についての動向

- ヒアリング調査ならびに収集した資料をもとにして -

4 - 1 学術調査団体・WiBIG Project の取組

介入プログラムの研究

ドイツでは、加害者更生のための非暴力プログラムが社会的トレーニングコースとして、試行的に取り組みられている。連邦内で実施されている 8 つの加害男性向けプログラムを取り上げ、その理念、内容、効果などについて研究を積み重ねている。その効果について、心理学、教育学、法律学などの見地から、オスナブルック大学に研究チームが組織され、学術的調査を行い、今後の加害者対策の展開の基礎データを収集している。それが、WiBIG (Evaluation Team of intervention projects against domestic violence of the University of Osnabruck) である。この学術調査団体を訪問して、ヒアリングを行い、すでに公刊された評価、分析資料などを入手した。特に、研究の中間報告書でもある「ドイツにおけるDV加害者への介入の概要」(An overview of work with perpetrator of domestic violence in Germany, Barbara Kavemann, Stefan Beckmann, Heike Rabe, 2001)とヒアリングによりながら、ドイツにおける加害者対策を概観しておくこととしたい。

ドイツにおいて加害者対策に関心が持たれるようになったのは、90年代に入ってからである。70年代半ばには、レイプ、妻殴打への関心が、80年代には、子ども虐待、なかでも性的虐待、職場でのセクシュアル・ハラスメント、売買春とトラフィッキング、特別なグループの女性の暴力へと関心が拡大してきた。DV加害者対策はこうした関心の延長線上にある。

介入プロジェクトとして、政府の支持も手伝って、ここ2、3年の間に急速に関心が高まっている。しかし、加害者向けのプログラムについては強制的な参加で本当に変化があるのかが論争となっている。この論争を見極めるためにも、プログラムの具体像を探るのが本プロジェクトの目的となっている。見極めの中心は、プログラムの期間、具体的方法、内容、ゴール、効果などである。

介入プログラムはDVに取り組む組織間の連携で開発されはじめた。プログラムサイズ、構造、焦点の違いはあるが、暴力をなくすことでは一致した介入プロジェクトが試行的に運用されている。その中心は、政府の行動計画にもあるように、女性と子どもの安全を守り、家庭内暴力を根絶するという目的である。これは共通している。シェルター、ウィメンズカウンセリングサービス、警察、弁護士、メンズカウンセリングサービス、子ども保護団体、政府、自治体の広域連携で介入プログラムが開発されてきた。現在、オスナブルック大学が8つの介入プロジェクトの評価を実施している段階である。1998年に取組を開始し、2002年度末には一定の結論を出す予定である。

伝統的な意味でのカウンセリングにおいては、男性の場合、パートナーシップ、キャリア、父性などは話題になるが、暴力はメインとなりにくい。暴力を主訴に相談にはこない。しかし、私的あるいは公的な場での男性の暴力は相談の大きな領域をカバーしているはずである。男性向けカウンセリングのスペクトラムのなかに暴力が入ると考えている。性的虐待は10年ほど古くからカウンセリングの話題になっていたが、加害者対策としては主題化されてこなかった。対人暴力を伴うので、単なるセラピーとして問題を片付けることは

不適切でもある。それは有責的な行動だからだ。

400 以上のシェルターに毎年 45000 人以上の女性と子どもが逃げ込んでいる現状からすると、フェミニスト団体は加害者対策を並行してとることに批判的である。フェミニスト団体は、「Victim-oriented intervention」こそが大事だという。「Perpetrator-oriented intervention」への関心は薄い。犯罪訴追のための検察当局を超えてまで介入を拡大することには 90 年代までは批判的だった。

ミネソタ（米国）の DAIP（「DV 防止プロジェクト」）の取組が 1991 年頃にドイツに紹介され始めた。その時に、ベルリン介入プロジェクト（BIG）が設立された。フェミニストと政府とが協働して、暴力男性対策を争点化した。ロンドンの DVIP「DV 介入プロジェクト・ロンドン」も参考にしている。これは、女性のサポートと男性の暴力防止プログラムの二つの極から成り立っている。

従来より取り組みのあった性的虐待者、性犯罪者対策と DV 加害者対策は政策的論争点となっている。しかし、介入プロジェクトの是非と可否についての大論争の多くはイデオロギー的なものである。あるいは政治的なものといってもいい。つまり、メンズカウンセリングサービスへの不信が女性運動のなかにあるということだ。換言すれば、セラピー的かつ教育的であることを強調した DV 加害者への介入プロジェクトを女性（運動）は信用していないということである。たとえば、社会的トレーニングコースのトレーナーとして元バタラーを活用することへの不信などが指摘できるだろう。

また、加害者対策に予算を取られると、シェルターなどの補助金が削減されるのではないのかという不安もある。女性団体は、矯正局や司法当局が予算については責任をもつべきであると主張する。法的な制裁という文脈で介入プロジェクトがあるべきだという。

もちろん、メンズカウンセリングへのシェルターからの懐疑には、女性の安全が本当に守られるのだろうかという点が拭い去れないからである。後に紹介する認知行動療法的なコースでトレーニングしているから安全だという錯覚に陥ることもある。プログラムが本当に効果的なのかどうかについての完全な情報を、被害者も社会も受け取るべきである。男性が本当に変化したのどうか、将来にわたっても非暴力であるのかどうかについての見極めが必要だということだ。

三つの介入モデル評価

WiBIG による評価は 3 つの介入モデルを想定している。第 1 は、セラピー的(therapy)アプローチである。犠牲者としての側面も主張される。加害者の子ども時代を含めた社会化過程に照準が当てられ、よりケア的な見地となる。「goal-oriented training」を用いることもある。第 2 は、認知行動訓練「cognitive behavioral training」である。これは非暴力への自己動機付けを重視する。第 3 は、カウンセリング「counseling」志向である。純粋なものではなく、常に混在しているが、理念としてはこの 3 つを想定している。それぞれ特徴

をみてみよう。

セラピーアプローチについて

専門的な処遇としての特徴付けられている。心理的問題に対処する「病理治療モデル」である。暴力をシンドロームとしてとらえるのではなく、学習された社会行動としてみる。その行動に責任をとることができるし、個人的な暴力行動の決定をしているからである。性的な犯罪者へもセラピー的な手法が使われてきた。その暴力から離れて。性犯罪者の収監期間中にセラピーを行うというものである。バタラーへもセラピー的な関心が広がる。短期間のグループセラピーでは深層心理的問題を扱うわけにはいかないとセラピストはいう。クライアントの過去、社会化過程、暴力それ自体の経験などに焦点をあてて、暴力の理由や背景を探ることを志向している。暴力それ自体ではなくて犠牲者としての経験に焦点をあてるのだから、潜在的な危険性がある。免責的な機能をもつのではないかという批判がある。

認知行動的トレーニング

このアプローチの仮説は、学習された行動として暴力をとらえ、故に、再学習可能な非暴力行動だとするものである。暴力は病気でもなく、パートナー関係の葛藤でもなく、アディクションでもない。「力の濫用」としての暴力という把握をすべきである。ヒエラルキー、抑圧、機会の制限、役割パターンなどを男性が学ぶ過程に暴力が入り込む。日常生活を通して暴力行動が繰り返され、行動パターンとして定着するという。

暴力と力の乱用は同じか、力を肯定するための暴力と無力さを回避しようとしての暴力は違うのではないかという論点も含まれている。コントロール感を満たすために意識的に暴力を用いることが強調される。セラピー的アプローチと異なり、このアプローチは子どもの頃のような過去ははさておいておく。現在から未来が対象となる。

プログラムの目的は加害者の主観的な幸福でなく、被害者を保護するために男性の行動が変化することだと明確に設定される。ドイツでは、若者のための福祉の法において、60年代から既に採用されている認知行動トレーニングである。当時は「教育的コース」として位置付けられていた。「Therapeutic-pedagogic plan to cope with their conflict」と表現されている。これは、セラピー的かつ教育的なコースの哲学的目標の明確化、トピックを中心としたプランやカリキュラムの構築、コンフリクトを解決する明快な目標への行動のカタログの提示、暴力と不平等を助長するような態度や行動の変容への援助として構成されている。プログラムは半年以下で終わるのが大半である。

このアプローチは、グループワークを志向する。グループワークは、暴力を個人の問題ではなく、社会全体の問題だということを参加男性に知らしめることが可能となる。グル

ープワークでは自己が振るった暴力を否認できない、加害男性の社会的孤立を回避する、スタッフと加害者の溝を埋めることができるなどの利点がある。

グループワークを通して、加害者が自らの暴力に直面化するのを援助する。グループワークをとおして、DVを振るっているという意味での「エキスパート」同士が出会う。暴力の「エキスパート」たちの目はどんな言い逃れもできないほどの力を持つ。もちろん、グループワークは安全な場としても機能する。コンフリクト解決に向けた暴力なしの戦略をつくる。面子を失う恐怖なしに自己開示することができる。実践的な日常の葛藤回避についての新しい知識や感覚を学ぶ。他の男性たちとのグループワークをとおして別の行動パターンを学習する機会となる。

カウンセリング

個人カウンセリングの手法である。セラピーは病気モデルだが、カウンセリングは健康的な人を相手にする。グループワークの導入期、補助手段、並行面接などとして個人カウンセリングを使う団体が多い。後に紹介する「The Passau Model」だけが個人カウンセリングのみを加害者に用いている。どのプログラムも初期面接はカウンセリングとして実施している。個人カウンセリングとグループワークのギャップを埋めるために、次のグループワークまではカウンセリングを実施することもある。

なかには、カップルカウンセリングもある。この場合は、相手の女性の合意が必要である。女性がカップルカウンセリングを望む場合もある。二人の関係はまだチャンスがあるのか、男性の行動は本当に変化するのかについての見極めが難しいところだ。カップルカウンセリングは女性に責任があることを認める場ともなるので、実施については配慮が求められる。男性がカップルカウンセリングに参加するように女性を強いていないかどうか、男性側の知識ではなくて、きちんとしたカップルカウンセリングについての情報を与えられるべきである。カップルカウンセリングはオープンな雰囲気の中かで、将来のこと、直面している問題について語り合えることができる。語り合えないとすればならない。

強制的なカウンセリング受講命令批判

DV加害男性がプログラムに参加するルートは多様である。その際に、参加の動機が自発的であるべきかどうかという点で論争がある。メンズカウンセリングプロジェクトやメンズセンターの評価では、二つの大きな意見に分かれている。自発的に参加する男性たちこそが変容可能だと主張するグループと、命令で参加する男性たちも変化の可能性があるというグループである。

「MgM(men against male violence)」はハンブルグ(Hamburg)で古くから活動する非暴力のための男性の団体である。このグループは、人は強制力でもって変わらない、そ

して、司法システムでカウンセリングへの参加を命令するのは暴力を免責させてしまうと主張している。DV加害者は、厳格に、収監することを目的として訴追すべきであるという。暴力の責任を採らせるべきだからという理由だ。強制的なカウンセリング受講命令では効果がない、暴力というのは意図してとった行動なので責任があるともいう。さらに、カウンセリング受講は逆に過剰な加害者の内面への介入となり境界侵犯的である、暴力それ自体が境界侵犯なので、刑罰を課して責任をとらせるべきである。カウンセリングを通して内面に介入されたと感じる加害男性たちは司法システムをとおして暴力を学ぶことになるという。こうした仕組み自体が暴力へのレディネスを形成してしまう。

非自発的な参加命令も行動変容は可能

この意見に対して、他方では、外的な参加命令をとおして、男性たちは受苦の感覚を形成し始めるし、暴力予防的な感覚が熟成される契機となる、という主張がある。確かに、自己動機形成が行動変容の最適な条件であることは間違いない。このことを否定する人はいない。しかし、たとえ強制参加であっても、加害男性はグループワークの進行とともに責任を受け入れ、謝罪と変化の必要性を理解していく。裁判所の命令による参加であっても、制裁のフレームのなかで実施しているので、変容するという意味では、条件付けの好ましいフレームとして機能する。つまり、カウンセリング受講命令もこうしたフレーム形成として機能する可能性があるということだ。あとは、ドロップアウト率を減らす工夫、プログラムの結果の測定やフォローの仕方の開発など課題が残る。クライアントの個人的な資質だけではなくて、プログラムそれ自体の質やスタッフの質にも規定されて総合的にプログラムとして評価されるべきことなので、カウンセリング受講命令をどうみるかは単純ではない。

1999年のデータでは、ハノーバー市での80人の加害男性の事例がある。そのうち、司法システムの各段階において提示されたカウンセリング受講を選択したのは37人にすぎない。つまり、54%は犯罪としての制裁を受けたのである。裁判所の命令ではあるが、自らプログラムを選択したという意味では自発的でもある。自発的な参加と命令による参加は動機づけという点では明確に線引きできず、参加命令だから加害男性が変容しないという確証はない。

自発的参加と強制的参加

逆に、DVの場合、自発的な参加者は法的な強制なしに参加するので、自らの態度を変えようという意図はなく、狡猾さが全面にでるかもしれない。この意味では、法による外的な動機はひとつの態度変化への契機になりうるものである。非自発的な参加は、刑事司法システムの強制だけではなくて、被害女性からの指図かもしれない。また、児童の福祉

にかかわって、青少年福祉局からの参加指導かもしれない。こうした動機は確かに外的なものであるが、それは、バタラーが裁判所から命令されることも同じである。非自発的な参加だからといって態度が変わらないということにはならない。

自発的な男性が参加するプログラムというよりも、苦しみをしり、処罰を受け入れるようになるような地域のプログラムやもっと利用しやすいプログラムを開発すべきである。自発的な参加のみで成り立つプログラムは限定的な価値しかもたないともいえる。被害にあっていてパートナーがいなくなるかもしれないという恐れは男性が変化する契機になる。青少年福祉局ならびに家裁は、親権の決定をする際に、社会的トレーニングコースへの参加に関心をもつ。DVは親権決定に否定的な役割を演じるからである。ハノーバー地区では、虐待にかかわって、警察とソーシャルワーカーによる介入プログラムの接点がある。

認知行動トレーニング - 暫定的なプログラムのスタンダード -

最終的にはプログラムの質が大切である。またその期間も重要である。現在、プログラムの全国的な統一基準はドイツにはない。加害者へのプログラムは、非暴力という大きなゴールについての合意があるだけである。今後は、加害者対策が拡大し、連邦政府も州政府も関心をもつようになりつつあるのでスタンダードが重要となるだろう。

認知行動トレーニングのゴールは、暴力フリーな行動、責任をもつことと自己コントロールの増大、暴力を振るう自己への弁別能力の向上、ソーシャルスキルの改善である。対象となるグループはDV加害者である。参加が自発的かどうかは問わない。しかし、DV加害の確信犯タイプ、対話さえ拒否するような男性は排除することにしている。参加要件はグループに参加する能力（グループのルールを守る。参加の意志がある。）ということだけである。そして契約することも重要である。グループでのコミュニケーションに参加する十分な能力があり、文化的宗教的に特別な排除理由がなければ加害者を受け入れることにすべきである。

このコースのフレームワークは、グループワークである。スタッフは専門的に訓練された者である。チームを扱いつつも個人事例にも精通することが望ましい。グループワークを実践しながら、男性の変化についての記録をとること、そのために妻との連携をおこなう。個別のサポートも実施している。スタッフは非暴力への援助のための多様な方法を身につけることが必要となる。暴力行動の再構築、暴力のサイクル、暴力の輪、ABCモデル、リフレーミング技法、ロールプレイ、サイコドラマなどが有益である。

グループワークを通して、男性としての家族生活や社会生活を反省することを促す。家族、子ども、自らの暴力行動、親密な関係性のあり方などが主題となる。暴力への抵抗と否認については可能な限り早めに考えさせることにしている。

そして、再犯しないようにする。プログラムが修了したあとの最初の1か月間に再犯のリスクが高くなる。この時期には、追加的な個人カウンセリングも行うことも視野にいれ

る。特に危機に陥ったときへの対応を準備すべきである。リクエストがあれば妻とのカップカウンセリングも実施する。

以下、個別のプログラムの特徴を紹介しておく。

事例 「ハノーバー・メンズセンター（HAIP）の取組」（家族における男性の暴力に対する介入プロジェクト）

1997年よりプロジェクト始動。ハノーバー・メンズセンターがプログラムを提供している。70%は受講命令を受けて参加（30%は検察から、40%はソーシャルワークプログラムから）、30%は自発的参加となっている。ドイツでは古くから活動している団体。

1999年には106人の男性が最初の初期グループセッションに参加した。そのうち35人がトレーニングコースのグループワーク参加を選択した。1999年には11人の男性がプログラム完全修了となった。1998年は13人であった。HAIPでは年に3つのグループワークを動かしている。高いドロップアウト率。現状ではどこのプログラムでも抱える課題である。二つの正職員のポストを三人の常勤で運営している。3人の非常勤スタッフがいる。自治体の基金で運営し、初期面接と24週間のトレーニングプログラムを実践している。参加費は男性が払うルールである。一回のグループに20マルクから60マルク支払う。額は個人の収入による。プログラムは、グループ討論と連続したモジュールで運営するが、柔構造である。「女性と子どもへの暴力とともに妻へのいかなる暴力をも完全に永遠に止めること」が目標であるが、リーダーは短い時間では達成困難と認識している。さらに長期にわたるセラピーにも参加した場合は成功率が高い。

事例 「BiP(Packhaus)」

1995年より始動。性的暴力と身体暴力への男性向けカウンセリングである。性的虐待者へのセラピーで実績のある団体であり、ドイツでは有名な団体である。Scheleswig-Holstein州司法省との財政的連携で実施し、連邦のモデルプログラムとして「州の連携と介入プログラム」を開発してきた。BiPはセラピー的な特別カウンセリングを得意としている専門家集団である。運動主導型、つまりメンズムーブメント的ではない。男性2、女性2の正職員専門カウンセラーがいる。さらに非常勤職員が1人いる。セラピーの期間中に、外発的な動機しかなかった男性への動機付けを重視している。被害者の保護もとくに重視されている。怒りと不全感が加害男性の心理を支配し、暴力行動の背景にある。セラピーをとおして得られる暴力から自由な問題解決力の向上は彼にとっても利益がある。オープンなグループワークとして組織化されている。いつでも新しく参加可能なグループワークとなっている。13のセッションから成り立つ。4回の個人カウンセリングセッションがグループワークに先立つ。50%は受講命令を受けた男性。妻から、児童福祉局、他のカウンセリン

グセンターからオファーされたのが 50%であった。1998 年には、46 人の男性がグループワークに参加した。1999 年には 51 人の男性が参加した。1998 年には 5 人の男性が完全にグループワークを修了した。1999 年には 6 人の修了者だった。このグループワークも高い脱落率である。年間を通して参加可能なオープングループワークとなっている。

事例 「Passau model Violence in close relationship」

1991 年から 1994 年まで University of Passau でモデルプログラムを実施した。「親密な関係における暴力克服プログラム」である。Bavaria 州と大学との連携している。検察とカウンセリングセンターの 2 者による連携で可能となった。結婚、家族、生活に関するカウンセリングセンターで、加害者向けに実施した。カソリック教会の慈善組織をバックに運営され、3 人の正職員がいる。このセンターで実施しているカウンセリングの 2%に相当する男性が加害者に該当する。検察から送られた加害男性であり、裁判所からの命令で参加する男性は少ない。同じく自発的参加者も少ない。モデル期間終了後、体系的なデータ分析を実施した。毎年 4 ~ 5 件の加害男性参加がある。検察からは 5 つのカウンセリングセッションを要請されていた。ここではグループセッションは開催していない。カウンセラーはカウンセリングの回数が少ないと批判的だった。ここでは、トレーニングでもなくセラピーでもない伝統的なカウンセリングを実施している。カウンセラーは検察から加害男性についての詳細な情報提供を受けた。カップルカウンセリングをオファーされた者もいた。これ自体は介入モデルだと位置付けられているのではない。公的な関心を集めた。個人カウンセリングを中心としたプログラムでは、認知行動トレーニングよりも効果はなかった。

介入プログラムの課題

加害者への介入プログラムの目標は、100%暴力から自由になる行動を獲得することなのか、それとも、ある限定された時期に暴力から自由であるだけでは不十分なのか、さらに、暴力の頻度や強度が減少するだけではだめなのか、そして、プログラムを比較することはそもそも可能なのか、データやグループワークをどのように選択するのかなど、まだ完結していない研究課題が多い。身体的暴力だけではなく、心理的な抑圧を増大させていないのかなど、女性たちの声を考慮すべきでもある。父としての子どもへの責任をもきちんと果たせるように効果があるのかも問題となっている。この点はドイツでは期待が高い。子どもへの権利をめぐる女性をコントロールする機会とする男性が多いからだ。他にも、プログラムは暴力一般にも効果があるのか、目の前の女性への暴力だけなのか。伝統的な男性性を変化させることができるのか、効果を測定するのに参与観察しかないのか、セラピストの態度は問題にできるのかなど、多様な検討課題が浮上している。

プログラム評価のあり方という点では、まだ短期的な評価しかできていない。プログラムの進行にあわせて、参加度、コースの進行具合、参加者の持続性、コースリーダーのヒアリングなどを実施している。しかし、サンプル数が少ない。データも一般化可能なほど蓄積されておらず、制限的である。プログラムから脱落した男性の情報から学ぶことが多いのに、この点でのデータは特に少ない。

4 2 ベルリン州司法省へのヒアリング

刑事部副部長、刑事部DV担当、民事担当検察、行刑専門官、保護観察官が対応してくれた。

DVは私的な出来事であるという意識の乗越えがこの間のドイツにおける課題である。刑法、民法、予防の各方面から取り組んでいる。ドイツでは、夫婦間強姦が97年に犯罪とみなされた。DVを犯罪にすることと処遇の過程でDVを意識している。

民事の命令としての保護命令を創設した「暴力保護法」の半年間の刑事における実績への反映としては、33%以上、DV事案が増加した。DVが表面化してきたという認識である。刑法上は傷害罪（告訴が前提）となる。訴追を強化するために、検察内部にDV担当課（10人）を置いた。この特別課では、職務命令としてDVを司法手続において持続的に扱うようにと指令している。

保護観察処分のなかでもDVに対応している。司法省の直営ではなく民間の加害者対策サービスに乗せるように指令あるいは命令することができる。ただ、裁判の結果、こうした命令（社会的トレーニングコースへの参加命令を指示する）につなぐ形式的な可能性はあったが、あまり利用されてこなかった。これは無料のセラピーではない。

民事上は保護命令を創設し、DV対応となっているが、ドイツにおける刑事上の加害者対策は、特にDV加害者への特化した特別な処遇はない。アルコール、性犯罪、高攻撃性などの暴力の аспекトで把握して処遇計画を立てることとしている。これまでの経験では、DVとアルコール問題との重複が多いと感じている。脱アルコールプログラムへの参加が必要である。これとは別に、2003年から性犯罪者処遇の新しい体系がスタートする。DV加害者もこうした一般の行刑制度に則り処分され、処遇計画が立てられる。形式上は、社会治療施設での処遇となる可能性もあるが、特にDV特有ではない。処遇計画は、暴力の程度と鑑定による。また、刑事司法のソーシャルサービスとして、二名の裁判補助官（日本における家裁調査官のような仕事を実施）を増強し、より適切な判断が可能な調査を行う体制をとっている。

No Tolerance の原則

軽微なものとして不起訴処分となることが多いので、これには賦課事項又は遵守事項を

課することができる。社会的トレーニングがメインであり、被害者との和解へとすすむ。判決の結果、保護観察処分として遵守事項を付すこともある。この社会的トレーニングは、再社会化プログラム（加害者更生プログラム）として位置付くが、実際に国内での提供は少なく、開発中ということである。

DVについては、可能なかぎりの被害者保護の対策を打つことが大切である。私的な出来事、プライベートな出来事だというDVへの考え方を乗り越える。現行制度のもつ可能性を最大限に制度化する。組織的なネットワークも準備されている。特に被害者を救出するネットワーク化が課題である。保護命令として法律はできたが、その後に課題は山積している。

まずは、女性が力を持つ必要がある。勇気をもって警察に行くこと。その後に、警察や司法機関がきちんと動き出すことも大切だ。しかもすばやく。調停プロジェクトは効果的に作動している。2001年下半期のデータ。3600件の告訴の後押しとして新法が役立っている。

捜査をして、事件性が薄いと取り扱うことをしないこともあるが、訴追された事案は、2002年で1117件となっている。結果としては起訴しないケースも多くなっている。公訴を維持できるかどうかがかぎである。傷害罪の場合は検察主導型ですすむ。その際には、公の利益という判断がある。DVを含んだ事件では、11500ケースが不起訴となった（99年から2000年の2年間の統計）。もちろん十分な証拠があれば有罪となる。

不起訴の場合は遵守事項を課すことがある。刑事訴訟法第153条の第1項でいう軽微な犯罪で不起訴事例での遵守事項付与は、検察の判断でおこなう。（a）項は裁判所の決定と検察の同意により遵守事項を課す。その内容は、社会的トレーニングコースへの参加と和解が基本となる。

ベルリン市で275人の保護命令を受けたDV加害者がいる。ベルリンは340万の人口規模である。どのプログラムに参加するかは保護観察官と本人が決める。ベルリンには2つのコースしかない。ベルリン暴力防止センター、BIGプロジェクトである。加害者プログラムは州の予算で動いている。25000ユーロの補助金もでている。まだ遵守事項を課す事例が少ないので、プログラムの数はこれだけで足りている。

4 3 連邦「子ども・家庭・高齢者・青少年省」へのヒアリング

BIGの取組を進めているところである。これはDVに関する組織のためのネットワークである。もちろん、警察も含めている。警察官への研修も実施している。加害者プロジェクトの評価についての研究プロジェクトも追加された課題である。

暴力保護法という新法はオーストリアのモデルをも参考にした。先に紹介した連邦のアクションプラン策定が大きな原動力となっている。これは女性に対する暴力全般を対象にしているものであり、政策の統一性の根拠となっている。暴力の予防、DVへの啓発、既

存の法の改正を提言し、障害のある女性や外国人女性など特別なニーズをもつ者への配慮もしている。

保護法の考え方は、共同で住んでいた住居それ自体を対象にしている。あらゆる手段と対象を想定したコンタクト（電子メール含む）の禁止が含まれている。身体的暴力を主に想定しているが、「健康に害となる暴力」としている。心理的暴力もこうした結果をもたらせば対象とされる。子どもへの虐待は含んでいない。虐待についての別の法体系が対象とする。一般法である民法にも子どもの保護に関する規定がある。

また、子どもから親への暴力もこの法律の対象ではない。子どもが成人（18歳）に達していれば、暴力保護法が適用される。この場合は、同居していれば、子どもから親への暴力にも対応可能な法律となっている。夫の暴力に対して、母と子からの申請も可能である。特別な場合として、未成年の子どもからも親の暴力を排除することが可能なように次期の法改正では議論となるだろう。

退去命令を出した男性のための「男の家」も必要ではないかという議論があった。実際にはいろいろ個別に対応しているようだ。たとえば、友人の家に行くとか。保護命令は24時間以内に出すのが基本である。とにかく警察が動くこと大事で、危険を除去するために迅速な保護命令が必要である。警察の迅速な対応、14日間の有効の退却命令、24時間以内に命令を発することが基本。命令は書面で本人に通達される。強制的に排除する権限をもった執行官が通達する。

加害者対策について

プロジェクトとして活動している段階（8プロジェクト稼動中）である。1980年代から相談があり、1990年代半ばから目立つ。プログラムの焦点は「社会的トレーニングコース（+心理的治療）」である。加害者は、自分の意思で、妻に言われて、処分の一環として、これらのコースに参加してくる。

判決の一部としての受講命令は、軽罪である事例と特別に付与する事例がある。ドイツには、「心理治療士」という国家資格がある。ソーシャルワーカーもいるので、こうした資格を有した専門スタッフが提供しているコースである。このプログラムの開発には、「性的暴力を振るった人へのプログラム」が先行事例となった。

暴力の実態（3組に1組の夫婦でDVがある）からするとこうした加害者プログラムへの参加などとして表面化してこない加害者が圧倒的に多い。現在活動しているプロジェクトは多様なモデルを有している。他のリハビリ命令（子どもへの性犯罪）もある。しかし依然として、加害者プロジェクトを知らない専門家は多く、啓発の課題が残っている。くわえて、財政面の課題も多い。ジェンダーの問題を扱う部署ではなく、犯罪対策上の課題なので司法関係のセクションで負担すべきだという意見も多い。

4 - 4 ベルリン暴力予防センター「Berliner Zentrum für Gewaltprävention」へのヒアリング

加害者向けのサービスを実施している。2000年に開設した団体で、スタッフは3人である。DV加害男性向けのサービスだけではなく女性も含めて実践している。

プログラムを開発する際に、イギリスのDVIP、アメリカのエマージェンシーやダグラスを参考にした。当センターの理念は、「反暴力」である。単に男性向けのプログラムではない。センターは、イデオロギーから自由なものとして組織し、運営されている。

ドイツでは、これまで加害男性へのアプローチは目立たないテーマだった。専門スタッフとはいえ、私たち男性スタッフが男性の暴力について扱うというだけで社会的には信頼されていないようにも感じる。つまり、加害者に連帯しているのではないのかとさえ思われることもあった。プログラムの内容も、女性とともにということの大切さを実感している。

「ベルリン州DVに対する行動計画」の一部となった当センターの取組である。先行して取り組んでいた「Manage マネージ」(新しい男性像という意味)のグループで活動してきた実績もあるし、性犯罪の加害男性向けの取組も実施していたので、それらの成果にたっている。

当センターの男性向けのプログラム参加者は、自主的参加者3、裁判所からの参加者3、刑務所からの参加者4という比率である。刑務所からの参加者にはDV関連事案の加害者が多い。

これは、ベルリン州司法省との連携で成立しているプログラムである。心理学的鑑定を受ける。刑務所からの参加者は州政府の費用で参加している。4時間半だけ外出できる制度があり、社会復帰のためのトレーニングとして位置付けている。付添いは付かず、刑務所から通うプログラムとなっている。刑期終了間際の受刑者なので、そのまま逃走する人はいない。過去に一度だけ、その間に薬物を使用していたという事例はあった。

プログラムは「包括的な再社会化プログラム」として位置付けている。性犯罪者はミックスしたグループワークには向かないので、別個に処遇している。性犯罪で未成年者を対象にした場合は、abuseとして扱う。成人を対象した場合は、violenceとして扱う。未成年者を対象にした性虐待については個別カウンセリングを実施している。

当センターのプログラムは、次のようデザインされている。週1回2時間のグループワークを20回実施する。本当は、1年や2年間は続ける必要があると感じている。裁判所からの参加者は、保護観察の期間でプログラム受講の期間が決まる。服役中のものは効果などについて心理判定員が査定する。裁判所との連携もある。

期間については、財政負担の問題が大きい。刑務所からの参加者は公的負担となる。保護観察の付帯事項としてグループワークに参加を命じられた場合は自己負担となる。刑務所からの参加者は司法省が負担する。自主的ならびに保護観察中の参加者は自己負担であ

る。1グループワークあたり20回分で750ユーロである(1ユーロ=120円で計算すると90000円相当の自己負担)。

プログラムは社会的トレーニングプログラムである。男性の持っている可能性を引き出すことに主眼がある。暴力を用いずに表現するトレーニング、グループセラピーを実施している。セラピーと称しているが、かなり構造化されたプログラムとなっている。ロンドンのDVIPのプログラムを参考にしたが、それよりは管理されたプログラム内容となっている。

非暴力への扉を見つけるためのプログラムとしている。暴力に抵抗する自分でなくなる、コントロールとパワーのかんしゃくをおこさない、子どものころ母に強く殴られた記憶、被暴力体験の癒し、イデオロギーから解放された場をつくるように工夫して運営している。殴られた体験のある加害者は、すでにその殴られた時に、幼い心のなかで「暴力の犠牲者にならない」(=つまり殴り返す)という決意をしている。これが反女性という心証のもととなるので、そこまでさかのぼりセラピーを実施する。

脱落した加害男性には保護観察官へ連絡する。毎回参加証明書を発行する。これがないと遵守事項を守っていないということになり、裁判に戻る。遵守事項をきちんと履行する。途中で止める加害者は少ない。難しい事例は裁判所からの問い合わせがある。守秘義務が完全に免除になっていないので、メタファーを使って説明する。センターと被害者の連携はない。グループワークは17時30分から19時30分までとなっている。土日は4時間と1時間半の休憩で一日コースである。通常の仕事しながらグループワークに参加できる体制となっている。いつも男女ペアでスタッフが進行する。この男女のスタッフが責任を持つという運営は、ロンドンのDVIPから学んだ。

現在、2つのグループが動いている。オープン参加ではなく、メンバー固定制で、2か月に一度スタートする。加害者にとっては、待ち時間も動機を形成するための大切な時期だと考えている。

「ベルリン犯罪者保護収容援助団体」とともに新しいプロジェクト開発しているところである。それは、暴力保護法により退去を命じられた男性向けに住宅を提供する加害男性へのシェルターである。そこに入所している期間、非暴力プログラムを実施するという計画である。これはホームレスやストーカーになることを防ぐ目的もある。再犯罪防止である。サポートとプログラム参加のための住居提供サービスである。

5 まとめ

保護命令制度を創設し、刑事司法システムの各段階において「社会的トレーニングコース」と称しているDV加害者向け教育プログラムを試行している点は、わが国の少し先をいく取組としてみることができる。すでにダイバージョン制度が確立し、加害者更生プロ

グラムが展開されている米国やカナダを別にすれば、欧州各国では、ようやくそれぞれの法制度を活用して更生のためのプログラム化への取組がなされはじめた段階だといえよう。

ドイツでは、政府の行動計画に示されているように、「暴力のスペクトラム」としてDVも含めてより包括的なとらえ方をしており、虐待や性犯罪や一般暴力との連続線上にDVを位置付けている。このことは、わが国における児童虐待防止法、DV防止法など家庭内暴力関連諸法の見直し議論に役立てるべき視点だと考えられる。また、連邦「家庭・子ども・高齢者・青少年省」でのヒアリングでも指摘されていたが、DVについては、身体的な暴力だけではなく、「健康を害する行為」としているため、心理的暴力を明示していないが、心的外傷なども含めることは可能であり、今後の暴力の定義の論議に参考になると思われる。

暴力行為及びストーカー行為における民事裁判上の保護の改善並びに別居の場合の婚姻生活の住居の引渡しを容易にするための法律案

Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung des zivilgerichtlichen Schutzes bei Gewalttaten und Nachstellungen sowie zur Erleichterung der Oberlassung der Ehwohnung bei Trennung. (Deutscher Bundestag, Drucksache 14/5429,05.03.2001)

戸田 典子訳

連邦議会は、次の法律を議決した。

第 1 章

暴力行為及びストーカー行為からの民事法上の保護のための法律(暴力保護法---GewSchG)

第 1 条 暴力及びストーカー行為からの保護のための裁判上の措置

- (1) ある者が故意に、他の者の身体、健康又は自由を不法に侵害した場合には、裁判所は、被害者の申立てに基づき、さらなる侵害を防止するために、必要な措置をとらなければならない。(裁判所の)命令は期間を付して与えられるものとし、期間は延長することができる。裁判所は加害者に対し、正当な利益の実現のために必要である場合を除き、特に、
 - 1 被害者の住居に立ち入ること
 - 2 被害者の住居から一定の範囲内にとどまること
 - 3 被害者が規則的にとどまらなければならない、他の指定の場所を訪れること
 - 4 遠隔的な連絡手段による場合も含め、被害者への連絡をとること
 - 5 被害者との遭遇を引き起こすことを行わないように命令することができる。
- (2) ある者が、
 - 1 他の者に対し、生命、身体、健康若しくは自由を侵害する旨を告知して不法に脅迫した場合、又は
 - 2 不法かつ故意に、
 - a)他の者の住居若しくは法律で保護さ

れた所有物に侵入し、又は

- b) 表明された明示の意思に反して反復してストーカー行為を行い若しくは遠隔的な連絡手段の使用により他の者を不当に苦しめる場合

には第 1 項の規定を準用する。

本項第 1 文第 2 号 b に定める場合には、当該行為が正当な利益の実現に資するときには、不当な迷惑行為とはならない。

- (3) 第 1 項第 1 文又は第 2 項の場合において、ある者が当該行為を、アルコール飲料又は類似の薬剤を使用して自ら一時的に陥った、自由な意思決定が不可能な、知的活動の病的な障害状態において犯したときにもまた、裁判所は、第 1 項に定める措置を命令することができる。

第 2 条 共同で使用していた住居の引渡し

- (1)被害者が、第 1 条第 1 項第 1 文に定める行為、及び同条第 3 項の場合における同条第 1 項第 1 文に定める行為の時点で、加害者とともに継続的な共同の家庭を営んでいた場合には、被害者は、加害者に対し、共同で使用していた住居を、被害者が単独で使用するために被害者に引き渡すことを要求することができる。
- (2)当該住居が建っている土地の所有権、地上権若しくは用益権を、被害者が加害者と共同で有している場合、又は当該住居を被害者が加害者と共同で賃借りしていた場合には、当該住居の引渡し期間には期限を付さなければ

ばならない。当該住居が建っている土地の所有権、地上権若しくは用益権を、加害者が単独で若しくは第三者と共同で有している場合、又は当該住居を加害者が単独で若しくは第三者と共同で賃借りしていた場合には、裁判所は、被害者に対する住居の引渡しに最大6月の期間の期限を付さなければならない。被害者が、裁判所によって第2文により付された期限内に、他の適当な住居空間を負担可能な条件で調達できなかった場合には、裁判所は当該期限を最大限さらに6月延長することができるが、加害者又は第三者の利益を大きく損なう場合はこの限りでない。第1文から第3文までの規定は、住居所有権(原語:Wohnungseigentum)、継続的居住権(原語:Dauerwohnrecht)及び物権的な居住の権利(原語:dingliche Wohnrecht)に準用する。

- (3) 第1項に定める請求権は、次の各号のいずれかに該当する場合には除外される。
- 1 さらなる侵害の心配の必要がない場合。
ただし被害者に対し、行為の重大さのゆえに加害者とのこれ以上の共同生活を求めることができない場合はこの限りではない。
 - 2 被害者が、住居の引渡しを行為の後3月以内に書面により加害者に要求しなかった場合
 - 3 被害者への当該住居の引渡し加害者の特別に重大な利益を損なう場合
- (4) 当該住居が被害者に対し使用するために引き渡された場合には、加害者は、当該利用権の行使を困難にし、又は無に帰しめらるるすべての行為を行ってはならない。
- (5) 加害者は被害者に(住居)使用の使用料を公正な範囲で要求することができる。
- (6) 被害者が、第1条第2項第1文第1号に定める脅迫、及び同条第3項の場合における同条第2項第1文第1号に定める脅迫の時点

で、加害者とともに継続的な共同の家庭を営んでいた場合には、不当に過酷な状態を避けるために必要な場合には、被害者は共同で使用していた住居の引渡しを要求することができる。

第3条 適用領域、競合

- (1) 被害者が、第1条第1項又は第2項に定める行為の時点で両親の保護、後見又は養育の下にある場合には、両親又は保護権を有する人物との関係において、第1条及び第2条に代えて、保護権関係、後見関係又は養育関係を規律する法規を適用する。
- (2) 被害者のその他の請求権はこの法律の規定によって影響を受けない。

第4条 刑罰規定

第1条第1項第1文又は第3文に定める執行力のある命令、及び同条第2項第1文の場合における同条第1項第1文又は第3文に定める執行力のある命令に違反する者は、1年までの自由刑又は罰金刑により処罰される。

第2章 民法典の改正

連邦法律公報第 部分類番号 400-2 に公示された整理された文言の民法典(...(原文のママ)による最終改正を含む。)を次のように改正する。

1. 第1361b条は次のとおりとする。

「第1361b条

- (1) 夫婦が別居しているか又は一方の配偶者が別居を望んでいる場合には、一方の配偶者は、他方の配偶者の利益を考慮した上で、不当に過酷な状態を避けるために、婚姻生活の住居又はその一部を、単独で使用するために、他方の配偶者に対し引渡すことを要求す

ることができる。不当に過酷な状態は、その家庭において生活している子どもの福祉が損なわれる場合にも、存在するものとする。当該婚姻生活の住居が建っている土地の所有権、地上権又は用益権を、他方の配偶者が単独で又は第三者と共同で有している場合には、これを特に考慮しなければならない、住居所有権、継続的居住権及び物権的な居住の権利にこれを準用する。

(2) 申立ての相手方である一方の配偶者が、不法かつ故意に他方の配偶者の身体、健康若しくは自由を侵害した場合、又はこれらのもの若しくは生命を侵害する旨を告知して不法に脅迫した場合には、原則として住居全体が単独で使用するために引き渡されなければならない。住居引渡しの請求権は、さらなる侵害及び不法な脅迫を心配する必要がない場合にのみ除外されるが、ただし侵害を受けた一方の配偶者に対し、行為の重大さのゆえに他方の配偶者とのこれ以上の共同生活を求めることができない場合はこの限りでない。

(3) 婚姻生活の住居の全部又は一部が一方の配偶者に引き渡された場合には、他方の配偶者は、当該利用権の行使を困難にし、又は無に帰しめるようなすべての行為を行ってはならない。当該配偶者は利用権を得た配偶者に(住居)使用の使用料を公正な範囲で要求することができる。

(4) 第 1567 条第 1 項の意味における夫婦の別居の後、一方の配偶者が婚姻生活の住居を出てから 6 月以内に確固たる帰還の意思を他方の配偶者に告知しなかった場合には、当該配偶者は、婚姻生活の住居に残った配偶者に対し、単独の利用権を委ねたものとみなす。」

2. 第 1903 条第 4 項は次のとおりとする。

「(4) 第 1901 条第 5 項の規定を準用する。」

第 3 章 裁判所構成法の改正

1975 年 5 月 9 日に公示された文言の裁判所構成法(連邦法律公報第 部 1077 ページ。...による最終改正を含む。)を次のように改正する。

1. 第 23a 条のピリオドをセミコロンに改め、次の第 6 号を加える。

「6 当事者が継続して共同の家庭を営んでいる場合又は申立ての前 6 月以内に営んでいた場合には、暴力保護法による訴え」

(訳注:区裁判所の管轄範囲の一つとして追加されている)

2. 第 23b 条第 1 項を次のように改正する。

a) 第 8 号は、次のとおりとする。

「8 婚姻生活の住居及び家財の取扱いに関する命令による規制に関する訴訟手続き」

b) 第 8 号の次に、次の第 8a 号を加える。

「8a 当事者が継続して共同の家庭を営んでいる場合又は申立ての前 6 月以内に営んでいた場合には、暴力保護法による訴訟手続き」

(訳注:第 23b 条第 1 項は、区裁判所の中に、家族問題に関する部(家族裁判所)を設置する、と定めている。同条第 1 項は、この家族裁判所の管轄範囲を列挙している。)

第 4 章 民事訴訟法の改正

連邦法律公報第 部分類番号 310-4 に公示された整理された文言の民事訴訟法(...による最終改正を含む。)を次のように改正する。

1. 第 620 条を次のように改める。

- a) 第 8 号の次に、次の第 9 号を加える。
「9 当事者が継続して共同の家庭を営んでいる場合又は申立ての前 6 月以内に営んでいた場合には、暴力保護法第 1 条及び第 2 条に定める措置」
- b) 従前の第 9 号は、第 10 号とする。

(訳注：第 620 条は、裁判所が申立てにより仮命令を発することのできる場合を列挙している。)

2. 第 620c 条第 1 文の

- a) 「命じ」の次に、コンマを加え
- b) 「又は婚姻生活の住居のすべてを一方の配偶者に与えたときは」を「暴力保護法第 1 条及び第 2 条に定める申立て又は婚姻生活の住居の居住者指定の申し立てについて決定したときは」に改める。

(訳注：第 620c 条は即時抗告ができる場合を挙げている)

3. 第 621 条を次のように改める。

- a) 第 1 項を次のように改める。
- aa) 第 7 号は次のとおりとする。
「7 婚姻生活の住居及び家財の取扱いに関する命令による規制」
- bb) 第 12 号の末尾にコンマ及び次の第 13 号を加える。
「13 当事者が継続して共同の家庭を営んでいる場合又は申立ての前 6 月以内に営んでいた場合には、暴力保護法第 1 条及び第 2 条に定める措置」

(訳注：第 621 条第 1 項は家族裁判所の専属管轄事項を列挙している)

- b) 第 2 項第 1 文は次のとおりとする。
- aa) 冒頭の文中の「第 1 号から第 4 号まで」

を「第 1 号から第 4 号まで及び第 13 号」に改める。

- bb) 第 4 号の末尾のピリオドをコンマに改め、次の第 5 号を加える。
「5 第 13 号の場合には、他方の配偶者に対する命令」

(訳注：第 621 条第 2 項は、第一審が係属中である裁判所が専属管轄権をもつ場合を挙げている)

4. 第 621a 条第 1 項第 1 文及び第 621e 条第 1 項の各々の

- a) 「民法典の」の次にコンマを加え
- b) 「並びに第 12 号」を「第 12 号並びに第 13 号」に改める。

(訳注：621a 条は、手続き規定として、非訴事件に関する法律並びに婚姻生活の住居及び家財の取扱いに関する命令を適用する場合を列挙している。第 13 号は、本法案第 4 章 3 で第 621 条に加えられた号。)

5. 第 621f 条の「第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 9 号まで」を「第 1 号から第 3 号まで、第 6 号から第 9 号まで及び第 13 号」に改める。

(訳注：第 621f 条は、費用の予納についての規定)

6. 第 621f 条の次に、次の第 621g 条を加える。
「第 621g 条 仮命令
訴訟手続きが第 621 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号若しくは第 7 号の規定によって係属中である場合、又はそうした訴訟手続きに要する訴訟費用扶助の申立てが提出されている場合には、裁判所は、申立てに基づき仮命令の方法で規制を行うことができる。第 620 a 条から第 620g 条までの規定を準用する。」

7. 第 794 条第 1 項第 3a 号は次のとおりとする。

「3a 第 127a 条、第 620 条第 4 号から第 10 号まで及び第 621f 条に定める仮命令、訴訟手続きの目的が、婚姻生活の住居及び家財の取扱いに関する命令による規制である限りで第 621g 条第 1 文に定める仮命令並びに第 644 条の規定による仮命令」

(訳注:第 794 条第 1 項は強制執行を行う場合を列挙している。)

8. 第 885 条第 1 項に次の文を加える。

「裁判所執行官は、債務者に対し、送達先の宛名又は送達代理人を指定するよう要求しなければならない。第 620 条第 7 項若しくは第 9 項に定める仮命令、又は訴訟手続きの目的が、婚姻生活の住居及び家財の取扱いに関する命令による規制である限りで第 621g 条第 1 文の規定に基づく仮命令においては、有効期間内に数次にわたる執行を行うことができる。債務者に対し、改めて送達を行う必要はない。」

9. 第 892 条の次に第 892a 条を加える。

「第 892a 条

債務者が、暴力保護法第 1 条に定める、特定の行為を禁止する命令から生ずる義務に違反する場合には、債権者は、継続する違反の排除のために裁判所執行官を招請することができる。裁判所執行官は、第 758 条第 3 項及び第 759 条の規定により執行しなければならない。第 890 条及び第 891 条の規定はこれと並び適用することができる。」

10. 第 940a 条の「法の禁じた私力のため」の次に、「又は身体若しくは生命にとって具体的な危険がある場合には」を加える。

(訳注:第 940a 条は住居の明渡しを命令できる場合を定めた規定である)

第 5 章

非訴事件に関する法律の改正

連邦法律公報第 部分類番号 310-4 に公示された整理された文言の非訴事件に関する法律 (...による最終改正を含む。)第 64a 条の次に、次の第 64b 条を加える。

「第 64b 条

- (1) 暴力保護法第 1 条及び第 2 条に定める訴訟手続きが家族裁判所の管轄に属するとされた限りで、民事訴訟法第 12 条から第 16 条まで、第 32 条及び第 35 条の規定を準用するものとし、さらに、家族裁判所は、その管轄地区内に当事者の共同の住居が存在する場合にも管轄権を有する。
- (2) 暴力保護法第 1 条及び第 2 条に定める訴訟手続きにおける家族裁判所の判決は、確定力を有する。ただし裁判所は、申立ての相手方への送達の前に、即時の発効及び執行の許可を命ずることができる。この場合には判決は、当該判決が裁判所の事務局に公示のために交付された時点で効力を発するものとし、その時点は判決の中に記録されなければならない。暴力保護法第 2 条に定める訴訟手続きには、婚姻生活の住居及び家財の取扱いに関する命令第 13 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 15 条並びに第 17 条第 1 項第 1 文及び第 2 項の規定を準用する。
- (3) 家族裁判所は、第 2 項第 1 文に定める訴訟手続きにおいては、申立てに基づき仮命令の方法で暫定的な規制を行うことができる。民事訴訟法第 620a 条から第 620g 条までの規定を準用する。裁判所は、仮命令の執行が申立ての相手方への送達の前に許されることを命ずることができる。口頭弁論を経ない仮命

令を発する場合には、命令は、公布の目的で事務局に交付することによってもまた効力をもつ。裁判所は、交付の時点を判決に記録しなければならない。仮命令を求める申立ては、口頭弁論を経ない仮命令の場合には、事務局の調整のもとに裁判所執行官による送達及び執行を求める申立てとみなすこととし、申立て人の申立てに基づき、送達は執行の前に行ってはならない。

(4)第2項第1文に定める確定力を有する判決、第2項第2文に定める即時の効力を有すると宣言された判決、裁判所による和解及び

仮命令により、民事訴訟法の規定に定める強制執行、特に民事訴訟法第885条、第890条、第891条及び第892a条に定める強制執行を行う。」

第6章～第10章(略)

第11章

施行

この法律は、...(ここに公布後3月目の第1日を書き込む)から施行する。

(とだ のりこ・海外立法情報課)

韓国

東京都精神医学総合研究所薬物依存研究部門副参事研究員

妹尾 栄 一

韓国における加害者更生に向けた取組

東京都精神医学総合研究所薬物依存研究部門副参事研究員

妹尾 栄 一

調査期間：平成14年9月3日～9月7日

調査者：妹尾栄一

親家和仁（内閣府男女共同参画局）

第1 韓国におけるドメスティック・バイオレンス対策の概要

韓国では、「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」の2法が1998年7月から施行されている。韓国の対策法では、加害者の処遇の流れについて、要約すると以下の3つの流れが規定されている。

逮捕 検察官による刑事裁判への起訴 判決という、通常の刑事司法システム

介入 応急措置 必要に応じて検事から裁判所への「臨時措置」申請

検事から家庭法院へ家庭保護事件としての送致

通常の起訴後に地方法院判事から家庭法院に送致

ドメスティック・バイオレンス問題は、「家族内の争い」として、あるいは軽犯罪として処理されやすい問題である故に、抜本的な処遇方針を決めるに当たっては、いかなる認定の手續の下に「刑罰の対象」として扱っていくのか、明白な方針が確立していなければならない。「家族の再構築」を主眼に制定された韓国の家庭暴力関連二法において、家庭法院を舞台として「保護処分」が裁定されることとなったが、同時に韓国の法体系では被害事実が重大な場合には通常の刑事裁判の手續に乗せることも可能である。この様に、予め2つのトラックが用意されており、事例の重大性を勘案して走路を選択して審理を進める手續を規定した点が、韓国の対策法の特徴である。

本調査を行った2002年9月は、同法の施行5年目を迎えて、国会で法改正の議論が始まる時期と合致していた。そのため、現行法における加害者対策の概要を調査するのみならず、施行後の反省を踏まえて、どの様な点が改正のポイントかを質問の重点事項に加えた。以下に、ヒアリング対象の結果得られた成果をまとめた。

第2 ヒアリングの概要

1 女性部 権益増進局 人権福祉課 課長 丁 悌淑 (Chung Jai Sook)

法施行後の経過

家庭暴力関連2法制定時の経緯から、「家庭の維持や家庭の安定」を重視する政策が採られ、加害者に対しても懲役などの処罰よりも「保護処分」で更生を図る方針となっている。

韓国が儒教文化圏に含まれることに由来する「暴力が家庭内で起こる日常的な出来事」との従来の認識から、これからは社会的に対応していくという、認識の転換点になった。同様な意味で、これまでは家庭の中での「恥」とされてきた問題が、外部に表出して解決していくべき課題と考えられるようになった。

女性部が実施した最近の業績として、「家庭暴力、性暴力、性犯罪は犯罪です」とのステッカーを各所に貼っており、「家庭暴力」を3つの中で第一番に位置付けて啓発している。これは家庭暴力もまた犯罪であるとの認識を国民に持ってもらうことを意図して始めた啓発活動である。暴力の加害者は、相手もまた自分と同じ人格を持つ人間とすることを忘れ、あたかも自分の所有物のように見下している点が、共通している。

研修体制の充実

家庭暴力が発生する現場に臨場しているのは、警察官であり、また保護観察官であるが、そうした第一線のスタッフへの研修はこれまで省庁別に行ってきた。2001年、女性部が新設されたことを受けて、警察庁と法務部に対して、女性に対する暴力の「専門研修課程」をもっと開設しようと呼びかけ、受け入れられた。その結果実現した企画として、警察庁では女性暴力予防捜査過程、法務部では女性関連犯罪捜査実務班の研修過程が実現した。両研修過程とも期間は1週間である。警察と法務部所属の研修機関がありスタッフの認識を改善するための女性暴力関連の専門研修過程をそれぞれ設定している。同研修を受けるのは、現場に出動する実務家である。

法改正の焦点

家庭暴力関連2法は見直しの時期に来ており、ちょうど2002年秋に国会での審議に入る予定である。

改正手続きの実務は、法務部で統括している。改正の焦点となっている条項は、警察官が現場に出動し、(事例によって)被害者を隔離していたが、それだけでは

不十分故に、警察官がその場で逮捕令状を請求できるように検討していること

加害者は「家族を所有しているのだ」との観念を有している。被害者は隔離されて安全が確保されても、被害者の子どもと一緒に避難する際に、学校も転校して暮らしたいと思っても、教育法に転校に当たって住民登録を移転する必要ありとの規定があり、加害者が住民票の追跡や学校当局を威嚇することで、結果として転校先や転居先を察知してしまう。そこで、教育関連者にも家庭暴力被害者の秘密を守る義務を追加しようとしている。

保護処分の裁定に当たって、「妻の意見を考慮して」判断を下している現行法のあり方について、夫を処罰することを、被害者である妻が訴えを躊躇することもしばしばである。躊躇する理由のひとつに、夫からの更なる暴力を恐れる場合もあるが、それのみではなく、別居した後の経済的理由で踏み切れないでいるケースも多い。

女性部が行ったオーストリアでのヒアリング調査では、全体の犯罪の70%がDV関連問題で占めている。治安が全般的に良好に保たれているために、警察はDV問題にすぐ介入できる体制が整えられており、被害者への社会福祉的保証も充実している。暴力を振るう夫をまず家から退去させる処遇が確立しており、「暴力を振るったら退場」のルールが確立している。韓国では、避難したあとの経済的保証が充分には対応されていないために、妻が躊躇する傾向があるが、オーストリアではその様な懸念はない。また韓国でも接近禁止の保護処分が出されるが、保護処分に違反した場合の処分が厳しくないため、実効性が低い。DVの暴力が長い期間存在するので、長い被害関係の継続で、妻が警察に訴えても、「DV犯罪」という認識が取り締まり側に高くなく、夫婦げんかとして夫を戻してしまう。

今後の課題と女性部の役割

2002年下半期に相談所の相談員向けに、加害者を治療するための方法や、加害者の特性を教育していく予定である（全国153か所の相談所）。地方裁判所の管轄ごとに、保護処分に基づく（更生）教育を受ける機関がある。したがって、地方（田舎）においても、保護処分に基づく教育プログラムは用意されている。現状では、裁判所の管轄ごとに用意されており、おそらく類似した内容ではあるが、今後は女性部として統一したプログラムを開発していく予定である。

法律に規定されている「監護処分」の施設は、現在、設置されておらず、所管を女性部とするか法務部とするか現在、協議中である。これまでの福祉業務の中で、家庭暴力の問題は小さな位置しか占めていなかったが、女性部が設立されたことで、主管すべき主要な業務として位置付けられた。

被害者である妻が子どもを連れて避難する場合や、子どもへの虐待が併存する場合もしばしばだが、現在のところドメスティック・バイオレンスを予防するための法律と、児童

虐待を防止する法律は、別個に運用されている。家庭暴力防止法は包括的な法律であり、児童福祉の関連法や青少年保護法は特別に重要視されて、特別法として制定されている。母子を一緒に保護するという措置がなく、家族単位での処遇が難しいのが現状である。特に年長の男の子では施設入所が躊躇される。今後は家族単位の入所施設を充実していく必要がある。

2 法務部保護局観察課

検事 金 聖俊 (Kim Sung Joon)

保護観察官 Lee Seong Wook

保護観察官 Gang Ho Sung

家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法（以下「特例法」という。）第40条第3号の受講命令としてのプログラムについて、保護観察所独自のプログラムとして開発して実施している。受講命令を受けた加害者の数が増えつつあるのは、受講命令プログラムに対する裁判所の信頼が高まっていることの反映であると受け止めている。社会的に見て、裁判所の立場から見て、また加害者や被害者自らもプログラムの効果性を、高く評価してくれている。

外部からの信頼度も高まりつつある。家庭暴力関連法が施行されて4年間が経過するが、当初はDV相談所や大学教授など外部に委託してプログラム行っていたが、最近では保護観察所が独自に行うプログラムの需要も高まりつつある。プログラムを管理する手間もかかり、努力も必要とする故に、保護局観察課としての限られた人員で、負担になっているのも事実である。

独自執行計画・・・ 毎週土曜日の午後に、集団療法のグループリーダー、コ・ワーカーとして保護観察官、受講命令施行担当者、加害者相談専門家、相談学修士相談員、相談心理士などにより実施される。

各回の講義テーマ及び講師については、本稿末資料1参照。

予算大系別には「独自施行プログラム」と「外部の社会的資源を活用したプログラム」に大別される。地方には28か所の保護観察所があり、それぞれ実施している。大都市と地方の差について、確かにソウルなどでは人材など層が厚いが、地方においても大学やDV相談所などの機関の協力を得ており、独自のプログラムを開発しつつある。

実施上の困難性について

観察対象者（加害者）はそもそも、DVが犯罪であるとの認識に乏しく、自分の罪を認めない点で教育が難しい。教育の回数がまずに連れて、ある程度の変化は現れるが、完全に改善するところまでは到達しない。それでも、（反省文の内容などから）悪い影響を与えたとの認識は芽生えている。

命令違反について

保護処分を中止する事例も少しずつ出現している。年間で10数件くらい。検察に送って懲役となる事例もある。

保護処分ではなく、刑事裁判での保護観察付き執行猶予の場合にも、更生プログラムが用意されており、両者を混在させていない。講義内容はほぼ類似である。執行猶予の場合は、命令違反者が刑務所に行く点で、相違がある。

家庭暴力事件のうち逮捕される事例の数が少なすぎるのではとの見方について

被害者を保護しているスタッフの側で、継続的に実態を把握しているのではなく、経験的に感じているに過ぎないかもしれない。もちろん、被害者援助側の見解を全否定するわけではなく、少ないという現状はあるかもしれないが、現在社会の認識が変わりつつあるのも事実である。

なお、韓国全体の家庭保護事件処理状況については本稿末資料2を参照。

3 法務部女性政策担当官室

室長、検事 KIm Jin Sook

6省に「女性政策担当官」が配置され、中央省庁を横断して「女性特別委員会」を形成している。家庭暴力相談員になるためには法律で定められた以上の研修を受けることになっているが、担当官は、その講習の際の講師として出張している。

妻が避難している際に、加害者の教育プログラムの受講状況を知らせる必要はとの質問に対して、現行法の運用の実態に照らすと、妻が離婚を望んでいる場合には、保護処分にはせず、刑事罰を課しているため、別居の場合の情報の提供は行われず、加害者の受講状況を観察する意義はあると分かっているが、人員の制約もあり「モニタリング」が実行できていない。

各地方の検察庁ブロックごとに女性問題の専任（専担）検事を配属している。検事の研修過程として、新任時に暴力問題の研修を受けることになっている。専任になった時の別途の研修はない。

特例法第59条の賠償命令に関しては、管轄は家庭法院である。裁判所が処分を決める判決を下す際に、同時に賠償関係についても命令しておく必要があるため、法務部は管轄していない。家庭暴力事件では、離婚訴訟も提起される場合もあるが、離婚訴訟は係争に時間がかかり、短期間では結論が出ない。

離婚訴訟全般でも、慰謝料がどの程度払われているのか、把握していない。

4 法務部矯正課

副理事官 梁 奉泰

矯正施設内における、DV加害者への処遇について

家庭暴力法への違反で有罪とされ、矯正施設に入所した対象者は、他の受刑者と同じ処遇を受けている。罪名別の受刑者の数の推移としては、家庭暴力防止法の違反者は横ばいと認識している。家庭暴力の問題に特化したプログラムは実施されていない。先行する特別プログラムとして、現在、薬物事犯の数が増加しつつあり、重症の人を1か所の刑務所に集めて、心理教育を行いつつある。これについては、試行的なものである。

「くり返す犯罪」という点、自己破壊を進めるという点で、薬物事犯もDVは共通性があるとの認識を持っている。

5 家庭法院

事務局長（法院副理事官） 宋 基憲

家事課課長（法院書記官） 朴 鐘仁

家庭法院でのヒアリングは、回答書（本稿末資料3）に基づいて行われた。

まず家庭暴力の加害者の類型について、類型のしかたはいくつかの観点があるが、家庭の構成人員別では、夫、妻、父母、子ども、その他同居中の親族に大別され、数では夫が大部分を占めている。は児童虐待として把握される。

家庭暴力事件の犯罪原因として、「行為原因」「家庭構成員」「処分時年齢別」「教育程度別」に分類して一覧表に提示する（本稿末資料4）。行為原因別では、「経済的貧困」と「現実に対する不満」が多く、年齢別では「30歳以上40歳未満」と「40歳以上50歳未満」とで大半を占めている。教育程度別では最終学歴が「高校卒業」者の占める割合が多い。

一般的に、家庭暴力事件の大部分は、被害者等家族からの届け出や訴え等に基づき処理されているが、裁判所としては告訴・告発の有無に関する統計処理を行っているわけではない（正確な数値の把握はしていない。）。

次に家庭保護事件の処分内容については、家庭保護事件人員数表（本稿末資料5）を参照。家庭保護事件として受理した人員数表によれば、家庭法院への送致経路として、

検事からの送致

裁判所からの送致

他の裁判所よりの送致

以上3つの経路がある。同人員数表によれば、加害行為の内容別では「傷害・暴行」がほぼ全数（3146件中の3138件）を占めており、例外として器物損壊7件、脅迫1件が存在するのみである。保護処分の現況については単純処分と併科処分の分類で一覧に示されている。保護処分取り消し後に検事に送致された事例は1件のみである。例年1、2件程度で推移している。家庭保護事件の審理のスピードとしては、通常は1か月で、最大で2か月を目途に処分を決めている。

次に、警察又は検察による臨時措置の申請内容として、1退去等の隔離命令、接近禁止命令の2種類がある。2001年度の実績として、捜査機関（警察、検察）が臨時措置を申請した件数は229件で、措置が認められたのが186件、棄却が43件であった。申請の細かい内訳として、警察の申請が229件、検察官の職権による措置が9件であった。

家庭暴力加害者について、家庭保護事件ではなく一般刑事事件として扱われる場合は、以下の事例が該当する。まず家庭暴力事件中、とくに尊属に対する暴行、傷害等の程度が極めて甚だしい場合は、加害者（子供等）に対し一般刑事事件として拘束、起訴し処理される場合が多いが、その割合や内容は家庭法院としては把握しておらず、不明である。

ただし、家庭保護事件を検事に送致（逆送）する場合は、検事が一般刑事事件として再

び起訴（又は不起訴）する等の方法で事件を処理している。2001 年度、ソウル家庭法院において家庭保護事件を検事へ送致した件数は 369 件（不処分後 5、保護処分取消後 1、同行令状執行不能363）となっている。

現行の行政制度上改善すべき点、特に加害者更生の観点から見ての課題としては2点を挙げる。

家庭暴力行為者に対する保護処分の方法のうち、監護委託（5号処分）する保護施設が未だ整備されておらず、監護委託処分を活用できていない点。

家庭暴力行為者が臨時措置（接近禁止処分）を違反した時、強制や処罰する根拠規定がない点。

6 韓国女性法律相談所

所長 Bae-Hee Kwak

実施している加害者更生プログラムは、特例法第 40 条第 5 号の相談委託の事業として行っている。

保護処分のうち、相談委託となる事例は、そのほとんどが夫婦同居の事例である（妻がシェルターに逃げている、夫のみが通所の事例は多くない。）。

集団療法を基本として 8 回を 1 クールとして実施している。最初は個別相談を実施してアセスメントを行う。その後も必要に応じて個別相談を併用している。

過去の受講者の実績として、1999 年 34 人、2000 年 85 人、2001 年 34 人、2002 年上半期 69 人の参加を得ている。1 回あたりの参加者は、8 人から 12 人程度で、開催時間は平日の夜に、2 時間 30 分程度の時間をかけて行っている。

グループ療法を行う際のテーマとして

家庭内での普通の会話の仕方

摩擦や葛藤の原因分析

配偶者の性格を理解する

などを設定している。テーマはその時の参加者の特徴に配慮して決めており、アルコール中毒と暴力の関係なども組み込むようにしている。また舅や姑との葛藤に焦点を当てることもある。2001 年には経済問題の悪化に伴う男性アイデンティティの揺らぎなど、時事的問題に絡めたテーマも取り上げている。

グループ療法は、社会福祉学専攻の大学教授が行ったクールと、精神科医が行ったクールがある。グループリーダのやり方や考えで、治療の雰囲気も異なる。

加害者更生プログラムが動き出した当初には、男性による家庭内暴力は犯罪ではないという根強い考えがあり、加害者本人としては犯罪を犯していないのに 6 か月間も相談を受け続けること自体に反発していた。そういう加害者をグループ療法に入れると、治療者自身は強制力など持っていないため、治療に悪い影響を与えていた。そうした弊害を踏まえ、まず個別相談を導入期に行うことにしている。

人員や予算の制限で、相談委託終了後のアフターケアは行えていない。

再犯すれば再度保護処分を受けるし、再度困った事態があれば、相談来所をするように呼びかけてはいる。プログラムがスタートした当初は、グループ治療に乗り切れずに裁判所に戻したこともあったが、最近では裁判所が保護処分の命令を課すときに「必ず教育を受けなければならない」と念押ししているため、この点は改善している。

予算面では、本体事業の法律相談、家族相談に対して総予算の20～30%程度政府からの補助金を得ている。相談委託事業に対しては、補助金はない。

参加者（加害者）個人から料金を徴収するが、収入状況を見て、徴収しない場合もある。本来の趣旨では、家庭法院が参加者（加害者）から料金を徴収することとなっている。

妻が警察に暴力行為を通報しても、男性の実家から圧力がかかること、また保護処分が下ると相談に行く命令となるので、そのことを察知した夫の暴力がさらに増悪する事態もあり、通報後に離婚に至る事例も表面化している。2001年の時点では、妻が判事の前で夫をかばったり、保護処分にならないよう望んだりする事態も見受けられたが、このようにかばったとしても結局暴力はより深刻化したので、2002年には通報件数が、再度、上昇している。

一般的に来所者は6か月間の治療継続（係属）に抵抗感を感じているが、保護観察が併科されると、抵抗が少なくなる（ないしは義務感が強化される。）。

特例法第40条第3号の保護観察所受講命令と、第7号の相談委託の命令で、どの様に対象者を選別選択するのは究極的には家庭法院の裁量に属する。印象としては、家庭内の葛藤や夫婦間の摩擦などがあれば（女性法律相談所が従来から行ってきたカウンセリングの手法が使えるという意味で）相談委託になっているようである。

プログラムの最終のころには、妻にも参加してもらい、カップル同席での面接を入れている。

7 社団法人ソウル女性の電話

所長 Moon Ja Lee

女性の電話は、女性のための人権運動を進めてきた団体であり、家父長的社会制度に反対する運動を行ってきた。女性主義（フェミニズム）に立脚した理論に基づいて運動を進めており、家庭暴力の問題も、個人の問題ではなく社会構造の問題であると捉えており、国が責任を取るべきだと訴えている。

加害者プログラムの概要として、対象者は保護処分における「相談委託」を命じられた者である。集団療法が効果的との海外の研究成果から、委託者が8名揃ったところで治療をスタートさせている。グループの設定期間は3か月で組んでいるが、対象によってはグループ終了まで6か月ほど（相談委託期間）延長を要請することもある。

治療の内容は、自分の成長過程を振り返ったり、妻へ手紙を書いたり、「妻とのコミュニケーションの取り方」といった具体的内容に即している。

受託の実績としては、年間40~50人くらいである。実施時間は、会社の終わった7時から10時くらいの間で実施している。回数は20回を予定しているが、実際は15回くらいで終了している。講師として大学教授を招いており、かつては大学内を会場としたこともある。加害者プログラムの費用（受講料）として、法文上は家庭法院が加害者から徴収することになっているが、実際には徴収されておらず、実施団体で毎回3,000ウォンを徴収している。

女性の電話は、被害者への援助を中心に相談活動を行ってきたので、その経験から加害者の言動について熟知しており、加害者更生プログラムを担っていく上では有利である。加害者のなかには、「女性の電話」（という看板に）反応して、恥の意識を持つ人もいる。

家庭暴力の事例で、実際に警察に通報されるのは0.2%くらいと推定されており、通報された事例のうちどの程度が保護処分になるかは不明である。

実際に行ってみたプログラムの効果について、加害者に対する教育や努力には大変な手間がかかるが、それにもかかわらず効果はあまりあがらない実情があった。そのため女性の団体として、家庭暴力は犯罪であるとの認識を社会に広げるよう、大衆に対して積極的に訴えている。1999年以降、大衆の認識も変化して、教育を受けることへの抵抗も少なくなってきた。それでも教育プログラムに参加し始めたばかりの加害者では、合理化や言い訳ばかりが目立ち自分の行為を正直に認めたがらず、20回の講義の15回目ようやく変化してくる程度である。受講の命令に従わなければ裁判所に戻されてそれ以外の処分を受けなければならないので、不本意ながら参加している人もいる。

集団療法では、暴力を振るうその時点での、ストレスを管理したり、互いの意思疎通をはかる方法を取り上げている。加害者は、自分の怒りを調整できない場合に暴力につなが

ることを理解させており、そのような暴力が妻や子供に与える影響や家庭の崩壊につながっていくことなど、その弊害について講義をしている。

講義の進め方は大きく分けて3段階に分類される。第一段階は、自分が間違っていたことを確認する段階、第二段階は、妻への迷惑を考える団体、第三段階は、自分のこれからの生き方を計画する段階である。

集団療法の実施に当たっては、リーダーとコ・ワーカーの組み合わせは8回1クールの間同じメンバーで実施している。講義の内容がすべてに決まっているわけではなく、上記の3段階のテーマを適当に組み合わせながら実施している。実施期間を6か月に延長できるように要望してきており、2000年からは6か月間の幅で実施できるようになった。

少数ではあるが、年間1、2名は出席しなかったり連絡が途絶えたりする事例がある。

また、家庭内で暴力を再び振るい始める事例もあり、そのような加害者をどう処遇すべきかは問題である。場合によっては隔離の必要もある。

法改正に関して女性団体としての重点要求事項は、ほぼ女性部の説明と同様であった。

事件が現行犯又は準現行犯であった場合、警察官がその場で加害者を逮捕しなければならない義務条項を入れるように要求している。

特に、事件現場に出動した警察官が、夫が問題ないと答えるだけで、単なる夫婦げんかとして帰っていた事例があり、臨時措置として夫を逮捕させるに当たって、警察が検察に請求だけではなく、被害者にも請求権を要求している(臨時措置における夫の留置条項)。現状では、加害者の人権も尊重されなければならないとの認識があり、派出所などに留置の部屋があっても、家庭暴力事件で留置はほとんど実現されていない。

第二に妻が子供を連れて避難する際に、子供が転校した先の学校関係者に秘密を守る義務を規定するよう要求している。

研修体制の在り方について、事件に介入するのは警察であったり被害者を治療する医療関係者になるが、それらの関係者の認識を教育研修を通じて改めていく必要がある。

現状では、刑事罰とはいえ罰金刑などにとどまることが多く、しかもそれすらも妻が払う羽目になる。警察官向けには、毎年1000人規模での講習があり、年を経て、ある程度の認識の変化は起こりつつある。しかし、検察官や判事など自分の権威を過信する人への教育は難しい。

集団プログラムを開始した初期には、最後の回まで否認する参加者もいたが、最近では家庭法院からの命令に従うようになってきている。

妻への暴力と子供への虐待が合併する事例は確かに発生しており、虐待された妻と虐待

された子供への援助が個別ばらばらに行われている。女性に対する管轄は女性部、子供や老人は保健福祉部の所管となっている。近日中に緊急の討論会を予定している。討論会では、子供への暴力と女性への暴力を一緒にネットワークして扱えるよう話し合っていく。

参考資料一覧

- 資料1 2002年度第7回ドメスティック・バイオレンス治療講義の受講命令独自執行計画（法務部保護局観察課資料：日本語訳）
- 資料2 家庭保護事件処理状況（法務部保護局観察課資料：日本語訳）
- 資料3 日本内閣府の「配偶者暴力（Domestic Violence）加害者更生に関する研究」海外調査協力要請に関する事項処理（回答）（ソウル家庭法院資料：日本語訳）
- 資料4 家庭暴力犯罪原因別（ソウル家庭法院資料：日本語訳）
- 資料5 家庭保護事件人員数表（ソウル家庭法院資料：日本語訳）
- 資料6 家庭保護事件行為者受託機関指定現況（ソウル家庭法院資料：日本語訳）
- 資料7 家庭暴力犯罪の認知・検挙件数（韓国警察白書より抜粋：日本語訳）

家庭保護事件処理状況

区 分		2001 年	2002 年(1月～6月)
保護処分 (単純処分)	接近行為制限(1号)	334	88
	親権行使制限(2号)	0	0
	社会奉仕・受講命令(3号)	278	227
	保護観察(4号)	754	271
	監護委託(5号)	0	0
	治療委託(6号)	1	0
	相談委託(7号)	348	236
保護処分 (併科処分)	1号及び4号	117	34
	2号及び4号	5	15
	3号及び4号	748	381
	4号及び7号	86	43
	その他の組合せ	54	39
不処分		2,371	1,563
その他		506	160
計		5,602	3,057

韓国法務部保護局観察課まとめ

資料 2

2002 年度 第 7 回ドメスティック・バイオレンス治療講義の受講命令独自執行計画

1. 目的

家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法第 40 条の規定により、受講命令を受けた家庭暴力犯に対し、暴行についての理解及び暴行によって損なわれた家族関係等に対する洞察力の涵養、効果的な対処法の習得等を通して家族関係の改善と健全な家庭の育成を図り、暴行再発を抑制し犯行の再発を根本的に予防する。

2. 目標

イ.ドメスティック・バイオレンスの犯罪性、責任性を認識

ロ.暴力行為の状況を認識、対処法を習得

ハ.加害者の認知・行動の変化を通じたドメスティック・バイオレンス行動の中断

ニ.家族関係の改善を通じ、変化した家庭生活を維持

3. プログラム概要

イ. 教育期間:2002.8.19 (月)～8.24 (土) 10:00-18:00

ロ. 教育内容:[添付 1]プログラム細部計画参照

ハ. 教育時間:48 時間(1 回 8 時間、全 6 回)

ニ. 執行委員:全 20 名(ソウル 13 名、議政府 6 名、水原 1 名)

[添付 2]受講命令執行対象者一覧参照

ホ. 教育場所:蚕室(チャムシル)総合社会福祉館集団活動室

ヘ. 講師陣

ノ・イルソク(ソウル保護観察所 受講命令執行担当官)

シム・ソノグ(ソウル保護観察所 ドメスティック・バイオレンス受講命令執行担当官)

ミョン・ファスク(家庭暴力加害者相談専門家/プログラムスーパーバイザー)

ハン・チョルホ(カトリック大学心理相談大学院相談学修士、神父/進行補助ボランティア)

キム・ミスク(蚕室総合社会福祉館 家庭暴力相談所 相談心理士/プログラム進行統括)

キム・ソンスク(蚕室総合社会福祉館 ドメスティック・バイオレンス被害女性「シュイ
ント(休息の場)」生活指導士/プログラム進行補助)

ユ・ナンヒ(蚕室総合社会福祉館 家庭暴力相談所 相談心理士/プログラム進行補助)

ト.必要予算

教育名	講師名	教育時間	講師費用
基本欲求と支配的欲求等	キム・ミスク	4	160,000
家庭暴力の全般的な姿	キム・ソンスク	2	100,000
ドメスティック・バイオレンスの要因	キム・ミスク	2	100,000
ドメスティック・バイオレンスとその代償	ユ・ナンヒ	2	100,000
ドメスティック・バイオレンスの原因	キム・ミスク	2	100,000
ドメスティック・バイオレンス防止技術の必要性	キム・ソンスク	2	100,000
感情の認識と表現	ユ・ナンヒ	2	100,000
怒りについての理解及び制御	キム・ミスク	4	160,000
意思疎通技術訓練	キム・ソンスク	4	160,000
ストレスと葛藤の管理	ユ・ナンヒ	2	100,000
アルコール中毒関連教育	キム・ミスク	2	100,000
非暴力計画	キム・ソンスク	2	100,000
計		30	1,380,000

チ.行政事項及びその他

教育対象者に対する受講命令執行命令書送付及び教育日程の案内
 教育対象者最終確認及び必要物品(名札、書式等)の確保
 教育の効果を検証するためのプログラム事前調査、事後調査の実施

[添付 1]

【プログラム細部計画】

区分	会期	時間	テーマ	プログラム進行内容	進行役
8/19 (月)	1	10:00 12:30	開講式及びプログラム紹介	プログラムオリエンテーション / 事前検査 進行役及び集団メンバー紹介 集団規則の設定 / 誓約書サイン	ノ・イルソク シム・ソノグ キム・ミスク
	2	13:30 15:30	基本欲求と支配的欲求 1	欲求強度のプロファイル検査 欲求強度のプロファイルに基づく 集団活動	キム・ミスク キム・ソンスク ユ・ナンヒ
	3	15:40 18:00	基本欲求と支配的欲求 2	5つの基本欲求の理解 基本欲求と支配的欲求	
8/20 (火)	4	10:00 12:30	家庭暴力の全般的な姿	家庭暴力の定義 / 統計 / 種類 / 周期 暴力と統制の歯車 加害者 / 被害者の特性	キム・ミスク キム・ソンスク ユ・ナンヒ
	5	13:30 15:30	ドメスティック・バイオレンスの要因	信念の体系 家庭背景 精神的要因 酒 / 麻薬 / 賭博等	
	6	15:40 18:00	ドメスティック・バイオレンスとその代償	状況の認識 認識に基づく行動の選択 行動選択の代償	
8/21 (水)	7	10:00 12:30	ドメスティック・バイオレンスの原因	暴力行為の直接的原因 ドメスティック・バイオレンス責任受容れ覚書を書く 加害者が被害者に対し手紙を綴る方法	キム・ミスク キム・ソンスク ユ・ナンヒ
	8	13:30 15:30	家庭暴力関連法の理解	「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」	シム・ソノグ
	9	15:40 18:00	ドメスティック・バイオレンス防止のための諸技術	平等な夫婦関係の概念 自己管理方法(怒りの管理法、対話法、葛藤管理法、ストレス管理法) 自我の成熟(自尊心、人間関係の発展、感情の認識と表現、許容)	キム・ミスク キム・ソンスク ユ・ナンヒ

区分	会期	時間	テーマ	プログラム進行内容	進行役
8/22 (木)	10	10:00 12:30	感情の認識と表現	感情を理解する 感情の種類 感情のコントロール 感情の表 現方法 ドメスティック・バイオレ ンスに関する感情	キム・ミスク キム・ソンスク ユ・ナンヒ
	11	13:30 15:30	怒りの理解	怒りの定義 怒りに関するの認 識(社会的通念) 怒りの機能と性 格 怒りの処理法 怒りに関し ての台本	
	12	15:40 18:00	怒りの管理	怒りに対する責任感を認めさせる 怒り(初期段階)に対し敏感になる 怒りの処理方法(Time-out,積極的 思考、私 伝達法、ストレス管理、 緊張を緩める)	
8/23 (金)	13	10:00 12:30	意思疎通技術訓練 1	対話の定義 意思疎通の 5 段階 意志伝達の通路 意思疎通にお いての障害 聞くための効果的な 練習	キム・ミスク キム・ソンスク ユ・ナンヒ
	14	13:30 15:30	意思疎通技術訓練 2	私 伝達法の基本原則 話すた めの効果的な練習	
	15	15:40 18:00	ストレスと葛藤の 管理	効果的なストレス管理法 葛藤管理法	
8/24 (土)	16	10:00 12:30	アルコール中毒関 連教育	アルコール中毒の症状と原因 アルコール中毒とドメスティッ ク・バイオレンスの関連性 アルコール中毒の治療	キム・ミスク キム・ソンスク ユ・ナンヒ
	17	13:30 15:30	非暴力計画	全課題のチェック 私の変化 は? 信頼感再形成(暴力をやめる /妻を信頼する/傾聴)	
	18	15:40 18:00	修了式	プログラム意見交換 握手及び 激励 事後検査及び評価/修了式	ノ・イルソク シム・ソノグ

日本内閣府の「配偶者暴力(Domestic Violence)加害者更生に関する研究」海外調査協力要請に関する事項処理(回答)

家庭暴力の加害者類型

家庭暴力の加害者類型については、家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法第 2 条第 2 号の家庭構成員範囲内で分類することができる。

夫(家庭暴力の大部分を占める)

妻

父母

子供

その他同居中の親族等

家庭暴力犯罪原因別 別紙参照(2001 年度)

家庭暴力事件の告訴、告発の有無

家庭暴力事件の大部分は被害者等家族の届け出や訴え等に基づき処理されるのが一般的である。

告訴、告発の有無に関する統計が無いため、裁判所としては正確に把握していない(警察、検察等捜査機関にあると思われる)。

家庭保護事件の処分内容

家庭暴力事件の処分は、検事が家庭暴力加害者に対し家庭裁判所に送致した事件、裁判所より送致した事件、裁判所より移送した事件で、当方の裁判所に「家庭保護事件」として受理、処分された内容である。

別紙統計資料参照

警察の臨時措置申請

家庭暴力行為者に対する警察の応急措置(法第 5 条)にもかかわらず、家庭暴力犯罪の再発が憂慮される場合、検事の職権又は警察の申請により裁判所に対し臨時措置を請求できる。

捜査段階での臨時措置には 2 種類がある。

退去等の隔離(被害者又は家庭構成員の住居又は占有する部屋からの退去等の隔離)

接近禁止(被害者の住居、職場等より 100m 以内の接近禁止)

2001 年度捜査機関(検察、警察)が臨時措置を請求した件数は 229 件(認容 186、棄却 43)である。

家庭暴力事件の取扱

家庭暴力事件は「家庭暴力事件を犯した者に対する環境の調整と性行矯正のための保護処分を行うことにより、家庭暴力犯罪により破壊された家庭の平和と安定を回復し、健康な家庭を育成することを目的」としているため、上記特例法により原則的に一般処罰ではない、少年事件と同様の「保護処分」に処している。

家庭暴力加害者に対する保護処分の現況

保護処分は1号(接近禁止)、2号(親権行使制限)、3号(社会奉仕、受講命令)、4号(保護観察)、5号(監護委託)、6号(治療委託)、7号(相談委託)等がある。

保護処分の現況 - 別紙統計資料参照

家庭保護事件行為者受託機関指定現況 別紙

家庭暴力加害者について、一般刑事事件として扱われる場合

家庭暴力事件中、とくに尊属に対する暴行、障害等の程度が極めて甚だしい場合は、加害者(子供等)に対し一般刑事事件として拘束、起訴し処理される場合が多いが、その割合や内容は把握されておらず、不明。

但し、家庭保護事件を検事に送致(逆送)する場合は、検事が一般刑事事件として再び起訴(又は不起訴)する等の方法で事件を処理。

2001年度、当方裁判所において家庭保護事件を検事に送致した件数は369件(不処分後5、保護処分取消後1、同行令状執行不能363)となっている。

現行の行政制度上改善すべき点、とくに加害者更生の観点から

家庭暴力行為者に対する保護処分中、監護委託(5号処分)する保護施設が未だ整備されておらず、監護委託処分を活用できていない点。

家庭暴力行為者が臨時措置(接近禁止処分)を違反した時、強制や処罰する根拠規定が無い点。

資料 4

家庭暴力犯罪原因別

2001 年度

(イ)行為原因別

不正行為	経済的 貧困	不当な 待遇・ 虐待	飲酒	現実に 対する 不満	精神的 欠陥	怒り (偶発)	その他	計	累計
29	133	50	51	80		109	2	454	454

(ロ)家庭構成員別

配偶者関係	直系尊属・卑属 関係	継父母と子の関 係又は嫡母と子 の関係	同居する親族関 係	計	累計
381	39	4	30	454	454

(ハ)年齢別(処分時)

20歳未満	30歳未満	40歳未満	50歳未満	60歳未満	60歳以上	計	累計
31	58	169	138	58		454	454

(ニ)教育程度別

無学	初等学校	中学校	高等学校	大学	大学院以上	計	累計
	16	62	301	62	13	454	454

備考

報告例 家庭第1号(月報)		家庭保護事件人員数表											2002.01.15 ソウル地裁 2001.01 - 2001.12		
処理	区分	傷害、暴行	幼児虐待、 児童酷使	逮捕、 監禁	脅迫	名誉毀 損、侮辱	住居、身 体搜索	強要	恐喝	器物損壊	児童福祉法違反	その他	計	累計	
受理	前月未済	966											966	966	
	今月受理	2,164			1					7			2,172	2,172	
	検事送致												6	6	
	裁判所送致	6											2	2	
未済	他の裁判所より送致	2											2	2	
	計	2,172			1					7			2,180	2,180	
	合計	3,138			1					7			3,146	3,146	
	処理									2			143	143	
検事に送致	1号:接近行為制限	141													
	2号:親権行使制限														
	3号:社会奉仕受講命令														
	単純処分												107	107	
	保護処分	4号:保護観察	107												
		5号:監護委託													
		6号:治療委託	1											1	1
		7号:相談委託	44											44	44
		1号及04号	25											25	25
		2号及04号													
		3号及04号	130											130	130
	併料処分	4号及07号													
		計	4											4	4
不処分		452								2			454	454	
検事に送致	他の裁判所へ移送	727								1			728	728	
	その他	363											364	364	
	合計	1,542			1					3			1,546	1,546	
	未済	1,596			1					4			1,600	1,600	
検事に送致	抗告	17											17	17	
	不処分後(法第37条第2項)	5											5	5	
	保護処分取消後(法第46条)	1											1	1	
	同行令状執行不能(法第27条2)	363			1								364	364	
計	369			1								370	370		
併料処分のその他4件:(判読不可)4号併料処分。												誤長	370	370	
												担当者	2002.01.09 チェ・ウンシム	バック・ジョンウォン	

資料 6

家庭保護事件行為者 受託機関指定現況

2002.8.31.現在

区分	名称	所在地	代表者	指定日	備考
治療 及び 療養 機関 (6号)	国立ソウル精神病院	ソウル市広津区中谷3洞 30-1	イ・チュンギョン	98.6.30.	
	地方公社京畿道議政府医療院	議政府市議政府2洞 433	イム・ホンミョン	98.6.30.	
	ソウル大学病院	ソウル市鐘路区蓮建洞 28	パク・ヨンホン	98.7.25.	
相談 機関 (7号)	社団法人ソウル女性の電話	ソウル市中区奨忠洞1街 38-84	イ・ムンジャ	98.8.20.	
	法律救助法人韓国家庭法律相談所	ソウル市水登浦区汝矣島洞 11-13	キム・ホンハン	98.8.20.	
	韓国女性相談センター	ソウル市松枝区可楽洞 10-13 サムソクビル 302号	ハン・ヘスン	2001.7.31	
監護 機関 (5号)		未指定			

注) 法第40条第1項第5号監護委託処分対象監護機関は、家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律が定める保護施設の未整備により、2002.8.31.現在、受託機関を指定できていない。

家庭暴力犯罪の認知・検挙件数

	認知件数	検挙件数	検挙人員	措 置		
				拘束	非拘束	その他
1998 年	3,685 件	3,685 件	4,002 人	498 人	3,491 人	13 人
1999 年	11,850 件	11,850 件	12,719 人	868 人	11,804 人	47 人
2000 年	12,983 件	12,983 件	14,105 人	678 人	13,380 人	47 人
2001 年	14,583 件	14,583 件	15,557 人	691 人	14,760 人	106 人

韓国警察白書(2002年版)より

台湾

上智大学法学部教授
町野 朔

台湾家庭暴力防治法と加害者更生プログラム

町野朔(上智大学法学部)

第 1 部 報告

問題の背景

1 加害者更生プログラムの問題

2001年に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、日本DV法)25条は、国及び地方公共団体が「加害者の更生のための指導の方法」、いわゆる加害者更生プログラムの調査研究の推進に努めるべきことを規定している。同法はアメリカ法を参考にしながら作られたものであり、保護命令、配偶者暴力支援センターの設置などDV被害者の保護を規定したが、DV対策のもう一つの柱である加害者更生プログラムの導入までは至らなかったためである。附則3条の予定する3年を目途とした見直しにおいても、加害者更生プログラム導入の是非、その方法のいかんは、重要な問題の一つである。

2 台湾DV法と日本DV法

(1) 台湾DV法と韓国DV法

DV法は、1997年の韓国(家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法。以下、韓国DV法)、1998年の台湾(家庭暴力防治法。以下、台湾DV法)において、すでにアジアにおいて成立していた。法文化において日本より家族主義的傾向が強く、夫権も強大なものと考えられてきた両国が、日本に先行してDV法を成立させ、しかも、加害者更生プログラムも規定しえたことは、興味ある事実である。

そのうちでも、台湾DV法は、立法直前のわが国で注目を集める度合いが、より大きかったと思われる(後掲の「邦語参考文献」を見よ。なお、台湾DV法の翻訳を始めとして、本調査においては、これら邦語文献に助けられることが多かったことを、特に付記させていただきたい)。それは、台湾DV法が韓国DV法よりより後で成立したということだけによるものだけではない。台湾DV法は、被害者の申立てにより裁判所が保護命令を発するという、アメリカ型のシステムを基本とするものであるのに対して、韓国DV法は、検察官の申立てにより家庭法院が保護命令を発するという、「保安処分型」のシステムである。これは、検察官に少年事件の先議権を認めた同国の少年法に倣ったものである(栗栖素子『大韓民国の家庭内暴力犯罪の実情と対策』(法務総合研究所研究部資料49、2002年)、同「韓国の家庭内暴力犯罪の実情と対策」罪と罰49巻4号(2002年)31頁、参照)。

アメリカ型の保護命令システムの導入を目指していた日本としては、台湾DV法に自然と目が向くことになったのである。

(2) 民事処分と刑事処分 (Civil Order & Criminal Order)

しかし、加害者更生プログラム命令に関しては、台湾DV法は、アメリカとはやや異なった方法をとっている。

アメリカでは、DVで有罪となった加害者に、裁判所が、probation(刑の宣告猶予)の条件として、加害者更生プログラムを終了することを命じるという刑事処分(命令)(criminal order)を基本としている。多くの州は、そのほかに、民事処分(命令)(civil order)としての民事保護命令の一つとして、加害者に加害者更生プログラムへの参加、あるいは薬物・アルコール治療、精神病治療を言い渡す制度を持っているが、刑事処分としての加害者更生プログラムが主力である。しかし、後述のように、台湾DV法の「加害者処遇命令」においては、DV被害者の申立てによって裁判所が言い渡す「通常保護令」(13条)が基本である。すでに民事の保護命令制度を採用している日本DV法も、台湾DV法に倣って、加害者更生プログラムをこれに追加することが考えられるであろう。だが、日本の民事裁判所が民事処分としてここまで命じうるかは、保護命令の導入の際の議論を振り返るならば、大きな問題となるものと考えられる。このことについては、さらに述べることがある(2(4))。

3 台湾DV法の特徴

ここで、台湾DV法全体の特色を、日本法との対比において眺めておくことにする。

(1) 配偶者間暴力と家庭内暴力

「家族構成員の間における身体的、精神的不法の侵害」を「家庭暴力」とする台湾DV法は、配偶者間暴力だけでなく、家庭内における児童虐待、子の親に対する暴力も対象としている(2条・3条)。これは、日本DV法と異なる点である。台湾が立案に当たって参考にしたとされるアメリカのModel Code on Domestic and Family Violence(1994)も、文言上は親の子に対する暴力行為も対象としている(See Sec.102.2.(h))。しかし、アメリカ法においては、DV法はもっぱら配偶者間の暴力を対象とし、児童虐待は別の法律によって処理されるべきものと考えられているのに対して、台湾においては、立案関係者も法実施者も、台湾DV法は、文字通り「家庭暴力防治法」と理解している。もちろん実際には台湾DV法が適用されている対象は配偶者間暴力が殆どであるが、台北市社会局のホームページ(<http://www.fv.tcg.gov.tw/>)が、児童保護、老人保護に関する通報件数を、婚姻暴力のそれとは別に掲げ、しかもその数がかかりの数であることからするならば、台湾DV法が、運用においても、すべての家庭内での暴力を対象としているという考え方が看取しうる。

台湾の関係者によると、このような台湾DV法の観念は、配偶者間暴力も、他の家庭内の暴力と同じように、家族全体の観点から、家庭平和維持の目的で解決されなければならない、という思想に支えられている。

(2) 家庭平和の促進

台湾DV法の家族主義は、「家庭平和の促進」が法の目的(1条)の冒頭に挙げられていることによって、より鮮明になっているといえよう。この点は、日本DV法の前文が、「人権の擁護と男女平等の実現」を法の目標としているのと異なっている。

民間団体である「現代婦女基金会」(後記 2 参照)が作成し、立法院に提出された「第3次草案」では、「家庭暴力の防止と被害者の権利の保護」が法の目的とされていた。しかし、審議の過程で、「家庭の再建」を法の目的とすべきだという意見が強まったため、「家庭平和の促進」が追加されたのである。これによって、「家庭暴力の防止と被害者の権利の保護」を、家族平和の枠内で実現しようとする思考が一段と明確になったといえる。被害を受けている配偶者の多くは、加害者が殴らなくなり、家庭が円満になればそれでいいと思っているのであり、離婚まで望んでいるのではない。このことは、台湾でも同じであることは、台湾で関係者から聞かされたことである。しかし、法律自体がこのようにしたことによって、被害者の権利保護が、家庭平和との関係で相対的に解決されるべき問題であることが認められたことになったために、台湾DV法に対する批判的見解も存在するにいたったのである。

(3) 性暴力とドメスティック・バイオレンス

台湾でも立法を主導したのは女性団体であった。それは最初から、レイプ、人身売買、売買春という女性に対する性暴力禁圧を目指していた。1997年1月には、性犯罪の防止、その訴追、被害者の保護に関する特別法である「性侵害犯罪防治法」を成立させ、翌年6月の台湾DV法の立法に至ったのである。従って、法執行においても、両者の密接な関連が意識されている。中央政府の内政部の中では、「家庭暴力防治委員会」は「性侵害防治委員会」とは分離されているが(<http://www.moi.gov.tw/div6> なお、後述 5 参照)、台北市は、「家庭暴力暨性侵害防治中心」として一括している。女性団体は、次の立法目標をセクシャル・ハラスメントに定めている(後述 2(2) 参照)。

DVは女性に対する性暴力の一つであるという意識が、台湾DV法とその運用に対していかなる影響を与えているかは、日本DV法との対比でさらに検討されるべき問題である。

調査の概要

本調査は、内閣府男女共同参画局の委託により、平成14年8月28日-30日に台北市内で行われたものであり、以下、 - は、これに基づくものであるが、調査と報告書の

作成に当たっては、調査に同行された柑本美和君（現在、上智大学法学部助手）の献身的な協力があったことを付け加えなければならない。

1 全体のスケジュール

8月28日（水） 午前10時 台湾志林地区地方裁判所
午後2時半 財団法人 現代婦女基金会

8月29日（木） 午前10時 台湾高等裁判所
午後2時半 台北市社会局 家庭暴力及び性侵害防治センター
午後4時半 内政部家庭暴力防治委員会・性侵害防治委員会

8月30日（金） 午前11時 法務部矯正局
午後2時 呂旭立紀念文教基金会

2 調査団の構成

町野朔（上智大学法学部教授）、田中愛智朗（内閣府男女共同参画局推進課・配偶者間暴力対策調整官）、柑本美和（国立精神・神経センター成人保健部研究員、上智大学法学研究科）

*カッコ内の身分は当時のもの。

3 各施設・機関での対応者・同席者

台湾志林地区地方裁判所： 邱 璿如（法官）

財団法人 現代婦女基金会： 姚淑文（副執行長）、李仰欽（督導）

台湾高等裁判所： 高鳳仙（法官）、許金標（法務部矯正局編審）

台北市社会局・家庭暴力・性侵害防治センター： 陳正元（社工員）

内政部家庭暴力防治委員会・性侵害防治委員会： 吳素霞（統合規制組組長）、王珮玲（予防科婦幼安全組組長）、他2名

法務部矯正局： 黄徵男（司長）、周輝煌（科長）、許金標（法務部矯正局編審）、余麗貞（検察官）、李茂生（国立台湾大学法律学院教授）

呂旭立紀念文教基金会： 何静秋（執行長）、呂旭亞（心理学博士）、他スタッフ3名

加害者更生プログラムとしての「加害者処遇命令」

台湾DV法では、加害者更生プログラムは「加害者処遇命令」とされ、DV加害者にアルコール・薬物治療、精神治療、カウンセリング、またはその他の治療を強制することを内容とする。

それは、民事の保護命令として（13条2項10号。以下、条文のみを示すときは、台湾DV法のそれである）、家庭暴力罪または保護命令違反罪を犯し保護観察付執行猶予に付された場合の遵守事項として（30条2項4号）、また、家庭暴力罪または保護命令違反罪で服役し、仮出獄中保護観察に付された場合に、その遵守事項として（31条）、言い渡される。さらに、家庭暴力罪または保護命令違反罪で服役中の受刑者に対しても、特別な処遇を行うという規定が置かれている（33条）。なお、台湾刑事訴訟法（252条-1・253-2条）では、検察官が被疑者に一定の遵守事項を言い渡し、その履行を条件として不起訴処分をする「相対的不起訴」という制度があるが、現在のところ、これを加害者更生プログラムに利用していることはないという（6(2)参照）。

以下、各別に紹介する。

1 民事の保護命令としての加害者処遇命令

(1) 概要

保護命令には、通常保護命令（13条）と一時保護命令（15条）の2種類がある。一時保護命令は、さらに、緊急性一時保護命令と一般性一時保護命令の二つに分けられる。

裁判所は、家庭暴力の事実があり、かつ必要と認める場合には、請求または職権によって法13条2項1-12号に掲げられる通常保護命令を発することができる。通常保護命令には、暴力禁止命令、退去命令、接近禁止命令などと並び、加害者に薬物・アルコール治療、精神治療、カウンセリング、またはその他の治療を命じる加害者処遇命令がある（13条2項10号）。保護命令に対しては抗告が可能である（19条1項）。通常保護命令の期間は、原則として発令時より1年であるが、当事者および被害者の請求があれば、1回に限って延長が認められる。但し、延長期間は1年以下でなければならない（14条2項）。加害者処遇命令に違反した者に対しては、保護命令違反罪として3年以下の有期懲役、または拘留、もしくは新台幣元10万元以下の罰金が併科される（50条）。

(2) 手続

裁判所は、加害者処遇命令を発する前に、必要な場合には、医師、サイコロジスト、ソーシャルワーカー等に加害者の鑑定を行わせる（12条2項）。各市・県に設置が義務付けられている家庭暴力防止センター（8条）には、市・県内の医師、サイコロジスト、ソーシャルワーカーなどといった専門家が鑑定人として登録されている。裁判所から、当該加害者について、処遇命令要否判断のための鑑定が依頼されると、家庭暴力防止センターはそのうちから3名程度を選出して鑑定チームを結成し、地方裁判所に派遣する。通常、鑑定では、加害者の精神状態、心理状態、認知状況、そして再犯の可能性などについて評価

が行われる。裁判官に報告される鑑定結果には、どの程度の期間、どのような治療が必要であるかが明記されており、それに基づき、裁判官は保護命令と一緒に加害者処遇命令を科すか否かを決定する。保護命令には、「医療か心理輔導を、何ヶ月の間、毎週何時間受ける」ということ、及び、「命令を受けた日から何日以内に、戸籍[日本の住民票に類似する]の存する警察に出頭しなければならない」ということのみが記載されている(以上については、なお、4(2))。

台湾・行政院衛生署は、「中央衛生主管機関」として、「家庭暴力加害人処遇規範」を作成し(45条)、内政部・家庭暴力防治委員会がこれを調整する(5条1項5号)。これに基づいて、各地方政府の家庭暴力防止センターが、処遇機関、処遇スケジュール等の具体的な処遇内容を決定する(7条1項5号)。例えば、機関については、台北市では、主に、45条によって行政院衛生署が認定した台北市立療養院、国軍北投医院、新光医院、三軍総医院に処遇を執行させ、さらに、民間団体である財団法人・呂旭立紀念文教基金会(以下、基金会という)にも処遇を委託している(家庭暴力加害人処遇計画規範6項により、カウンセリング・その他の指導については、民間団体等に委託することができる)。加害者は、警察署に出頭した際に、警察官から処遇機関・スケジュールについて指示を受けることになる(家庭暴力加害人処遇計画規範15項)。

(3) 処遇内容

例として、台北市および台北県から委託を受けている基金会のプログラムがある。

加害者に対しては、個人カウンセリングとグループワークを行っている。グループワークについては、これまでに、1グループ4名に対して、フェミニスト理論学習(女性の権利、power and control)、anger controlなどの認知療法、dynamicsの3つを柱にワークを行った。これは、アメリカの様々なプログラムを参考にしながら、台湾の状況に適したプログラムに修正したものである。なお、7(3)参照。

(4) スーパービジョン

処遇の進捗状況は、委託機関から各市・県の家庭暴力防止センターに定期的に報告される。また、加害者の処遇を延長する必要があると思われる場合にも、その旨を家庭暴力防止センターに通知しなければならない。

家庭暴力防止センターは、加害者が治療またはプログラムにきちんと参加しているか否かを監督する義務を負っているため、報告により違反を認知した場合には直ちに警察または地方法院検察署に通報を行う(家庭暴力加害人処遇計画規範21項)。

(5) 費用

家庭暴力加害人処遇計画規範19項では、経済困難な加害者以外は自己負担しなければならないとされているが、台北市、台北県では、加害者処遇にかかる費用は、現在のところ、政府が拠出している。しかし、台北市は、来年(2003年)から、加害者の収入に応じて、

費用を徴収する予定だということである。

2 刑事処分としての加害者処遇命令

(1) 起訴猶予制度

2002年2月の刑事訴訟法改正により、検察官は、被告が、法定刑として死刑、無期刑または3年以上の有期刑が定められていない罪を犯した場合であって、刑法57条規定の事項（量刑にあたって考慮すべき情状）および公共の利益の維持を考慮し適当と考えるときには、その者につき1年以上3年以下の範囲で起訴を猶予できるようになった（刑訴253-1条1項）。さらに、検察官は、起訴猶予の期間、悔悟書の提出、被害者への損害賠償の支払い、労務の提供、薬物・アルコール治療、精神治療・カウンセリングなどの受診を遵守事項として科すことも可能となった（刑訴253-2条1項1-8号）。但し、被害者への損害賠償の支払い、労務の提供、薬物・アルコール治療、精神治療・カウンセリングなどの受診・受講を命ずる際には、被告人の同意を得なければならない。以上の規定によって、法律上は、家庭暴力犯罪または保護命令違反罪についても、検察官は、被告人を起訴猶予とし、本人の同意があれば治療を命ずることが可能となる。

もっとも、2002年8月下旬に、起訴猶予制度についての行政規則案ができたばかりであり、法律の改正は行われたもののまだ制度は動きだしていない状態である。以上については、なお、後述 6(2)参照。

(2) 保護観察付執行猶予とされた場合の加害者処遇命令

家庭暴力罪または保護命令違反罪で有罪となり、刑の執行猶予を宣告された被告人は、執行猶予期間中、保護観察に付されることになる（30条）。裁判所は、この場合、必要と考えれば、家庭暴力行為禁止、被害者の住居からの退去、連絡行為禁止、加害者処遇命令などの遵守事項を併せて言い渡すことができる（30条2項1-5号）。ここで、加害者処遇命令とは、薬物・アルコール治療、精神治療、カウンセリング、またはその他の治療を指す（同条項4号）。なお、執行猶予保護観察の遵守事項としての加害者処遇命令は不服申し立ての対象になる。

被告人に対する加害者処遇命令要否判断のための鑑定手続、また、執行手続についても家庭暴力加害人処遇計画規範が適用される（同規範24項）。上述の1(2)「手続」を参照されたい。ここでの処遇命令は刑事処分であるにもかかわらず、民事命令と同じ手続で、実質的に同じ機関が執行することについては、後述 3(9); 5(2); 6(1) 参照。

2000年1月 - 2001年5月までの間に出された加害者処遇命令は4件(司法院統計所「地方法院審理家庭暴力案件統計」参照、2002年1月 - 5月に出された加害者処遇命令は1件（台湾高等法院編「地方法院違反家庭暴力防治法案件裁判結果」参照）と極めて少ない。この点については、 1(3); 3(9); 6(3) 参照。

さらに、処遇命令の内容を見ると、アルコール・薬物治療2件、カウンセリング2件、

その他の治療 1 件となっている。台湾 DV 法は広く児童虐待なども対象としているので(3 (1))、これらの命令が DV 加害者に対して言い渡されたものかについては必ずしも明らかではない。

(3) 仮出獄保護観察遵守事項としての加害者処遇命令

家庭暴力罪または保護命令違反罪で服役し仮出獄となった者も、保護観察に付され、必要に応じ遵守事項として加害者処遇命令を言い渡されることがある(31 条)。この場合の加害者処遇命令も、アルコール・薬物治療、精神治療、カウンセリング、またはその他の治療を指す(30 条 2 項 4 号・31 条)。そして、執行猶予保護観察の遵守事項としての加害者処遇命令と同様、鑑定・執行の手続については、民事の加害者処遇命令の手続が適用される(家庭暴力加害人処遇計画規範 24 項)。

(4) 受刑者に対する処遇

家庭暴力罪または保護命令違反罪で服役している加害者については、33 条 1 項の規定により法務部が作成した「触犯家庭暴力或違反保護令罪之受刑人処遇計画」に従って、処遇が行われる。その内容は次のようである。

鑑定およびその評価

受刑者のインテイク後、刑務所は各受刑者の犯罪原因、動機、品行、境遇、学歴、心身および家庭状況などについて分析を行う。その結果を参考にしつつ、心理的問題を抱えていそうな受刑者に対しては精神科医・サイコロジストの鑑定を受けさせる。鑑定の結果、アルコール依存、薬物依存、精神的または反社会性人格障害などの心的異常が疑われる者は「異常」とされ、まず専門家の治療に付される。このように「異常」が疑われる者の割合は、家庭暴力罪あるいは保護命令違反罪による受刑者の約 1 割である。そして、異常が認められない残りの 9 割の受刑者には、教誨師(= 刑務官) による補導(生活指導) が行われる。

処遇内容

まず、精神治療についてであるが、台北、高雄、台中は医療監獄であるため精神科医、サイコロジストが常駐しており、医療的措置を行うことができる。さらに、監獄の近辺にある社会資源として、台北には、桃園療養院、桃園榮民医院、八里療養院、高雄には、高雄国軍医院、市立凱旋医院、台中には、国軍台中医院、私立劉昭聖診所があり、医師の派遣を依頼することができる。

薬物依存に関しては、治療を受けられる監獄が決まっており、セラピストやソーシャルワーカーが配置されている。そのため、それらの者を、刑務所長の職務命令によって家庭暴力防治法による受刑者の処遇にあたらせることが可能である。外部の医師や心理士を依頼することもあるが、それほど多くはない。なお、反社会性人格障害者の治療は、刑務所内では殆ど行うことができないので、これを行うことはないとのことであった。

教誨師の輔導とは、法律、伝統的倫理、婚姻相談、親子関係および両性権利の平等などに関する教育を意味する。座学を中心に、集団指導（1、2回）と個人指導（7回ぐらい）の双方が行われる。教材の指定は特に無く、教誨師が自ら適切だと思えるものを採用することが出来る。

(5) 刑法上の保安処分との関係

台湾刑法 87 条によれば、心神喪失のために処罰されない者に対しては、適当な場所で精神治療を施すことができる。心神耗弱により刑が減輕された者が刑の執行を終わった後も同じである。また、同 88 条によれば、薬物使用の罪を犯した者に対しては、刑の執行前に適当な場所において禁絶処分を施すことができる。さらに同 89 条は、酒乱によって罪を犯した者に対して、刑の執行後の禁絶処分を規定している。これらの保安処分の規定は、家庭暴力罪または保護命令違反罪を犯した被告人に対しても適用されるのであり、現に適用されている。

2000 年 1 月から 2001 年 5 月までの間に、家庭暴力罪を犯し監護処分とされた者は 7 名（殺人罪 2 名、傷害罪 3 名、妨害自由罪 2 名。以下、犯罪名は原則的に台湾法の表示による）であり、保護命令違反罪を犯し監護処分に付された者は 1 名であった。また、同期間に、家庭暴力罪を犯し禁絶処分とされた者は 1 名（傷害罪）であり、保護命令違反罪を犯し禁絶処分に付された者は 2 名であった（司法院統計所「地方法院審理家庭暴力案件統計」参照）。さらに、2002 年 1 月から 2002 年 5 月までの間に、家庭暴力罪を犯し監護処分とされた者は 4 名（殺人罪 3 名、妨害自由罪 1 名）であり、保護命令違反罪を犯し監護処分に付された者は 1 名であった。また、同期間に、家庭暴力罪を犯し禁絶処分とされた者は 1 名（傷害罪）であった（台湾高等法院編「地方法院違反家庭暴力防治法案件裁判結果」参照）。

なお、後述 6(3) 参照。

個別調査

ここでは、 に記した調査の概要を各別に、訪問順に報告する。調査は、加害者処遇命令だけでなく、台湾 DV 法の運用全般に及んでいる。以下、 に紹介したところとの重複を避けつつ報告する。

1 志林地区地方裁判所

志林地区地方裁判所では、邱裁判官に、台湾 DV 法に関する法律事項を中心に質問を行った。

(1) DV法の解釈

2条1項で「家庭暴力」と定義されている「精神の不法な侵害」の内容

一般的・客観的に見て、通常人であれば非常に不快な思いをするような行為がこれに該当する。内政部が作成した「家庭暴力防治中心辯理民事保護令聲請作業説明」によれば、恐喝、脅迫、侮辱、騷擾、器物損壊、精神的虐待などが該当する。例えば、

- ・言葉による虐待。言葉や語調による被害者の虐待。被害者の罵倒、侮辱。被害者あるいはその子を殺害すると脅す行為。
- ・心理的虐待。盗聴、監視などで、被害者に精神的苦痛を与える行為。

実務上は、軽蔑、誹謗中傷、侮蔑、貶めるなどの言動であれば、精神的侵害を認定している（「何で家事をしないんだ」というような言動は該当しない）。また、ストーカー行為や、夜中の無言電話も精神的侵害と認められる。精神的侵害の認定に際しては、医師の診断書までは必要とされず、被害者の子供の証言、近所の人々の証言で足りる。但し、この場合でも、上述の行為が一回行われただけでは十分ではなく、繰り返し行われていた旨の証言が必要となる。

この問題については、さらに、3(2)参照。

2条2項の「他の法律に定める罪」

刑法あるいは特別刑法で規定されているすべての罪であり、限定がないが、傷害罪、妨害自由罪、殺人罪、性自主妨害罪、恐嚇取財罪、妨害婚姻及家庭罪などの例が多い。性自主妨害罪は、原則として、女性裁判官、女性検事が担当することになっている。この犯罪の場合、証拠上事実認定が極めて難しいので、担当を嫌がる者が多い。なお、1999年4月に刑法が改正され（229-1条）、依然として親告罪ではあるものの、配偶者間にも強姦罪が成立することが明示された。

3条1項2号の「事実上の夫婦関係を有する者」

台湾DV法の対象者には事実婚（内縁関係）も含まれている。しかし、台湾民法は届出主義を採らず、婚姻届が提出されていなくても挙式の時点で婚姻が認められる（離婚には届出が必要である）。こうしたことから、事実婚規定をあえて設ける必要性があったかは疑問であるとのことであった。なお、事実婚の認定方法については、「法院弁理家庭暴力案件應行注意事項の壹・丙・二（事実上夫妻関係之認定）」を参照。

逮捕について

現行犯でない家庭暴力罪の場合、警察官は、継続的な危険があり、かつ、「刑事訴訟法で定める令状によらない勾引要件を充たす場合」に限って、無令状逮捕を行うことができる（22条2項）。言い換えれば、刑事訴訟法の規定が充たされない限り、無令状逮捕は認められないということであり、この規定は確認規定に過ぎず、このような規定の必要性には疑問があるということであった。そして、アメリカと異なり、台湾で広く無令状逮捕が認められなかったのは、権力の濫用による人権侵害を懸念したためだと思われるとのことであった。

また、家庭暴力罪の場合とは異なり、保護命令違反罪の場合には無令状逮捕が認められていないが、邱裁判官は、家庭暴力罪を犯す者の多くは、すでに保護命令を言い渡されている者であることを考慮したためであろう、と推察している。

(2) 保護命令一般

保護命令申請と被害者の意思

9条によれば、保護命令の申請は、被害者以外の者、例えば、検察官、警察機関、または直轄市、県（市）主管機関も行うことが可能である。司法院および高等裁判所の統計によれば、申請の約7割は被害者によって行われており、次いで、警察の2割と続く（司法院統計所「地方法院審理家庭暴力案件統計」、台湾高等法院編「地方法院違反家庭暴力防治法案件裁判結果」参照）。

法律上は、被害者の意に反して、周囲の者が申請を行うことも可能であるが、被害者本人が希望していなければ証拠調査への協力も得られないことになるため、実際には、そのような場合は殆ど想定できないということであった。

警察による保護命令の代理申請を認めるなど警察の関与が顕著であることについては、被害者、女性団体ともに歓迎している。警察の側も、事件として扱えばそれだけ自分の成績が上がるので、家庭暴力事件に関与することに躊躇はないとのことである。

なお、被害者に弁護士やリーガル・アドボケイトが付き添うケースは少ない。

保護命令の際の証明の程度、発令までの審理期間

保護命令には、通常保護命令（13条）と一時保護命令（15条）の2種類がある。一時保護命令は、さらに、緊急性一時保護命令と一般性一時保護命令の二つに分けられる。

1. 一時保護命令

一時保護命令には、疎明で足りる。被害者に負傷の事実があるような場合には、加害者を呼び出すことなく命令を出すことができる。このように簡易な手続きによる発令を認めただのは、被害者の安全を確保することが最重要だと考えられたためである。発令までの審理期間は、緊急性一時保護命令で原則として4時間以内（15条3項）、一般性一時保護命令で1週間程度である。後者の1週間には、送達に要する期間も含まれている。裁判官が決定を下すのに必要な期間は、実際には2、3日程度である。

2. 通常保護命令

通常保護命令を出すためにはその要件の証明が必要であるが、保護命令手続は非訟事件であるため（19条2項）、一般の民事訴訟で要求される証明の程度までは必要でない。また、証拠能力についてもそれほど問題にされることはない。しかし、例えば、被害者が負傷しているときには、負傷の事実のみならず、医師の診断書等も必要となり、さらに、加害者も呼び出さなければいけない。その場合には、被害者の保護を考え、被害者と加害者を同時には呼びださないようにしている。

女性団体の中には、被害者の証言だけで保護命令を出すよう主張するものもある。しかし、何も証拠がないのに命令を発することは不可能であり、暴力が証明できない場合には、

保護命令の申請は受理しない。なお、通常保護命令の審理期間は、2、3ヶ月である。

通常保護命令発令の要件である「必要性」については、1回の暴力で認められるのか、あるいは何回かの暴力行為がなければ認められないのか議論がある。現在のところ、個々の裁判官によって適用状況は異なっている。

3. 加害者の出頭

加害者を出頭させるために、加害者の戸籍に送達する（公示送達をすることはない）。送達の方法については、「法院弁理家庭暴力案件應行注意事項の卷・丙・二十一（保護令之送達）」を参照。

出頭しない加害者も多いが、その場合には、欠席裁判によって、命令が発布される。命令は、裁判官による発令の日から有効となる。逮捕されている場合、出頭させられるケースは極めて少ない。

(3) 加害者処遇命令

保護命令としての加害者処遇命令

裁判所は、家庭暴力の事実があり、かつ必要と認める場合には、請求または職権によって13条2項1-12号に掲げられた通常保護命令を発することができる。暴力禁止命令、退去命令、接近禁止命令などと並び、通常保護命令には、加害者にアルコール・薬物治療、精神治療、カウンセリング、またはその他の治療を命じる加害者処遇命令がある（13条2項10号）。

裁判所は、加害者処遇命令を発する前に、必要な場合には、医師・サイコロジスト（だいたい、3人1組）等による鑑定を行わせる。志林地区地方裁判所では、鑑定は月に一度しか行われず、その際には数名の加害者の鑑定がまとめて行われる。これは、台北市には地方裁判所が3箇所あり、また鑑定人は本業を抱えていることもあって、鑑定人の数が不足しているためである。しかし、通常保護命令は3ヶ月以内に発するよう決められているため、全ての加害者について、月に一度しか行われぬ鑑定を待つことはできない。そのため、鑑定は必要な場合にだけ限定されることになる。鑑定結果には、どの程度の期間、どのような治療が必要であるかが明記されており、裁判官はそれに基づいて命令を発することになる。なお、鑑定を受けに来ない加害者については、命令の出しようがなく問題となっている。

邱裁判官が加害者処遇命令を言い渡すのは、治療を受けさせないと被害者が危険である、または、暴力とアルコール・薬物の関係が顕著であるような場合であり、月に2、3件程度である。このように危機介入的に加害者処遇命令を言い渡すのは、裁判官は、2年も3年も先の未来を予測することは不可能で、今、目の前にある状況しか判断できないと考えているからである。さらに、通常保護命令には1年間という期間が設けられており、その期間を超えたところまでも判断することはできない。邱裁判官によれば、加害者処遇命令は、理論的にはあったほうが良いとも思うが、執行状況が明らかではないし、効果も明確ではないので、実際には、よくわからないということであった。

民事命令としての加害者処遇命令

邱裁判官によれば、加害者処遇命令のような強権的な民事命令が規定されたのは、女性団体の力が強く働いたことの他に、家庭内の平和維持は、社会問題に発展しうる重要な問題であるため、裁判所は積極的に関与すべきであるという意識が存在したからではないかとのことであった。法律家は、この点について抵抗はないし、議論も特に行われてはいないという。

保護観察付執行猶予の場合の加害者処遇命令

家庭暴力罪または保護命令違反罪で有罪となり、刑の執行猶予を宣告された被告人は、執行猶予期間中、保護観察に付されることになる（30条）。この場合、裁判所は、必要と考えれば、家庭暴力行為禁止、被害者の住居からの退去、連絡行為禁止、加害者処遇命令などの遵守事項を併せて言い渡すことができる（30条2項1-5号）。

邱裁判官は刑事担当の経験がないため、執行猶予保護観察の遵守事項としての加害者処遇命令についてはよく分からないとのことであったが、おそらく保護観察の遵守事項としての処遇命令の場合、民事の通常保護命令の場合ほど、具体的に命令内容が記述されていないのではないかということだった。

邱裁判官提供の資料によると、1999年11月から2002年7月の間に、地方裁判所が保護命令違反罪で有罪を言い渡した被告人に対する執行猶予率は約24%である。他の犯罪の場合と比べても、執行猶予率はそれほど高いわけではないとのことだった（「志林地区地方法院統計」参照）。

処遇命令言い渡しには、当該加害者の罪状に照らして執行猶予の言い渡しが可能であることが前提であるため、家庭暴力罪、保護命令違反罪を犯したことによって加害者処遇命令を言い渡される加害者は極めて稀であることは、述べたところである（2(2)）。

(4) 台湾DV法の問題点

邱裁判官によると、現行法で検討を要する点は次の諸点である。

一時保護命令に対する抗告

家庭暴力防治法では、一時保護命令が出されたときには、通常保護命令の申請があったものとみなされる（15条4項）。一方で、一時保護命令に対しては抗告を行うことが可能である（19条1項）。そのため、高等裁判所で一時保護命令の抗告が審理されているのと同時に、地方裁判所で通常保護命令の発令について審理が行われるという複雑な状況が生じる場合がある。この点は、修正の必要がある。

通常保護命令の延長について

通常保護命令の期間は、原則として、裁判所による命令言い渡しの時点から1年間であるが（14条1項）、1回に限り1年までの延長が可能である（同条2項）。しかし、例えば、9月1日に失効する命令に対して、被害者が8月31日に延長の命令を申請したような場合には、延長の審理が行われている間、命令が失効している状態が続くことになる。審理に要する期間を考慮し、もっと前から延長の申請が行われるようにする必要がある。

一時保護命令を警察に委ねること

裁判所には、他に抱えている事件が多数あるので、一時保護命令については警察が出せるようにし、不服申し立てについてのみ裁判所が審理すればいいのではないかという意見が存在する。ただ、懸念されるのは、警察に任せただけの場合、申請を受理すらしないケースが出てくるのではないかということである。女性団体は、この点を一番心配しているのではないかと思われる。

和解・調停についての規定

裁判所は、保護命令事件について、調停または和解手続きを行うことができない(12条4項)。しかし、この規定があるにもかかわらず、保護命令申請の撤回が可能である(14条2項)ということは矛盾である。和解または調停ができなければ、脅迫して命令申請を撤回させる事態は十分考えられる。また、撤回してくれれば離婚するという場合もあり、申請が撤回されるケースは少なくない。このような場合でも、裁判所は撤回を拒否することはできない。

2 現代婦女基金会

(1) 概要

1987年に設立された財団法人で、性犯罪、セクハラ、DVの被害者に対して援助活動を行っている。理事長は元国会議員の藩維剛氏で、台湾DV法を推進した人物である。設立当初は、婦女子の社会援助(就労援助など)を行っていた。DV被害者に対する援助は、1988年に開始されている。現在、スタッフは11名(1名を除いて全員ソーシャルワーカーのフルタイムの職員)で、クライアントはDV被害者が最も多い。

運営資金は、中央政府・台北市からの補助金(60%)、財団法人理事会の寄付(20-30%、1人あたり約100万円で、10数名分)、一般からの寄付(10-20%)で賄っている。年間の予算は、1,200万円で、これら全てによっても賄えないときは、理事長が不足額を負担することになっている。中央政府・台北市からの補助金は、防止法制定以前の被害者援助活動が非常に評価された結果である。但し、これらの補助金の用途については、毎年、厳しい監査を受けなければならない。以上の資金に加え、10年以上前から、ケースマネジメント代として、被害者を1人受けるごとに1500元(月毎)が台北市政府から現代婦女基金会(以下、基金会という)に支払われている。なお、被害者の弁護士費用、カウンセリング費用などは、市政府から支出される。

(2) 活動内容

訴訟に関わるリーガル・アドボカシー

訴訟書類準備の援助、および裁判所への付き添い等。

公務員教育

まだ法律が施行されてから日が浅く、DVについての知識が不足しているため、内政部からの委託を受けて、内政部職員、検察官、裁判官、警察官、地方自治体職員などへの教育活動を行っている。

基金会によれば、警察官や裁判官は何も知らないのだから、教育を受ける必要があり、警察官や裁判官が、民間団体の講義を受けることに、格段の抵抗はないようであるとのことである。

被害者からの電話相談

基金会の開設時間に限って行われている。

個別カウンセリング

シェルター

開設していない。関係機関にケースをリファーするだけである。

啓蒙活動

啓蒙のためのテレビCMをつくって放送したり、理念宣伝のためのビデオを作成するなど、一般市民向けの教育活動にも力を入れている。また、若い世代に、会の理念を伝えるために、全国の学校を巡回し、意識の高い学生たちを集めてロールプレイを行わせたり、ドラマの指導を行うなど、学生の教育にも力を入れている。時には、教師にも指導を行うことがある。

立法・法改正への関与

セクハラ防止法の検討、DV防止法改正の検討、性犯罪加害者登録制度（台湾版ミーガン法）の検討に関与している。ミーガン法については、法律家は個人情報の問題を懸念しているが、一般の人々はおおむね導入に賛成である。

(3) 加害者処遇命令について

基金会は、加害者処遇を行っていない。しかし、中央政府（内政部家庭暴力防治委員会。5条）、中央衛生主管（加害者処遇実施責任機関。45条）が加害者処遇計画の大枠を検討する際に、アドバイスを行っている。

グループワークなどを主体とした加害者処遇は、台湾でも今年始まったばかりであり、現段階での効果はわからない。しかし、加害者による暴力のサイクルを止めるためには教育が必要であると考えている。特に、基金会に相談する被害者には、もう一度幸せな家庭を取り戻すために、加害者によってほしいと思う人が多く、その観点からも、加害者処遇命令は必要だということである。

裁判官が、加害者処遇命令を危機介入手段として捉えている（1(3)参照）のとは異

なり、基金会では長期的な展望に立ち、加害者の更生改善の手段と認識しているようであった。

(4) 家庭暴力処遇協会について

この協会は、2002年の4月に、学者、実務家（医師、サイキログジスト、ソーシャルワーカー）、有識者などが、家庭暴力の防止を図ること、加害者処遇命令を行う機関を育成することを目的に設立された。基金会の副執行長はこのメンバーである。協会を訪問することはできなかったが、基金でその概要を知ることはできた。

家庭暴力処遇協会の林助教授は、ミシガン州で加害者処遇プログラム（詳細については、林助教授のHPからミシガン州のプログラムにアクセス可能である。http://www.ccunix.ccu.edu.tw/~deptcrm/t_mcl.htm）を学んだ経験から、このプログラムを台湾にも普及させようと、南台湾で実験的にプログラムを展開している（林助教授以前にも、このプログラムを提唱している人はいる）。台湾では、林助教授だけでなく、北投の医師達もプログラムを行っており、これらのプログラムは、既に、13条2項10号の加害者処遇命令として使われている。

処遇協会の所属メンバーは、加害者の問題がアルコールや薬物、精神病などに集約されるとは考えていない。加害者の多くは、アルコールや薬物の乱用とは無縁であり、むしろ、ジェンダーに対する誤った認識から暴力をふるうことのほうが多いと考えている。

(5) 加害者・被害者情報のデータベース化について

裁判官が、加害者の加害行為や被害者の被害状況を軽視している一つの理由は、関連情報全てを入手できていないためだと考えられている。そこで、台湾では、社会局、警察、基金会等の関係機関が有する、被害者の相談記録、加害者に対する通報回数、加害行為歴などといった情報を内政部に集約し、加害者・被害者情報のデータベースを作成しようとしている。これらの情報がデータベース化されれば、全ての裁判官が瞬時に関連情報にアクセスすることが可能となる。

(6) DV被害者のための連携サービス

DVの被害者に対し、より適切なサービスを提供するために、基金会では、2002年の3月から、台北市政府の委託を受け、志林地区地方裁判所において裁判所との連携サービスを開始した。これは、月曜から金曜までの午前8時半から5時半までの間、志林地区地方裁判所に基金会のソーシャルワーカーを常駐させ、裁判に関与している被害者に、必要な法律援助と社会福祉サービスの提供を行うものである。

3 台湾高等裁判所

台湾高等裁判所では、法案起草者である高裁判官に、立法趣旨も含め法律的な事項を中心に話を伺った。

(1) 台湾DV法が「家庭暴力」防治法であることについて

台湾DV法は、配偶者間暴力のみならず、児童虐待、老人虐待まで含め、広く家庭内暴力までをもカバーしている（ 3 (1)参照）。それはどのような理由からか、また、そうしたことで問題は生じていないかが問題である。

高裁判官の意見は次のようである。

この法律は、全米少年・家庭裁判所判事協会（National Council of Juvenile and Family Court Judges）が作成した Model Code on Domestic and Family Violence (1994) になったものである。

確かにカバーしている問題は多岐に渡るが、対象は家族に限られるので、実際の適用範囲は狭い。例えば、家族成員以外の者による児童虐待などは、児童福祉法で扱うことになる。なお、親から暴力を受けている子供も当然保護命令を申請することができるし、実際にそのような例もある。

(2) 「精神的侵害」について

2 条 1 項は、「精神の不法な侵害」も「家庭暴力」としている。高裁判官は、どのような理由でこうなったかについてのかくべつの説明はされなかったが、それは、当然のことだという意識によるものであろう。確かに、殆どの国のDV法はこのようにしているし、日本DV法がむしろ珍しいものなのであろう。

高裁判官によると、父親が娘をレイプしているのを目撃した母親のショックなどは精神的侵害と認定されるだろうということだった。そして、認定に際しては、医師の診断書までは必要とされないが、拳証責任は被害者にあるため、被害を受けている際の録音テープや子供や近所の人々の証言などを証拠として準備する必要があるとのことであった。一方、加害者の証言については、ポリグラフを使用し虚偽か否かを検証する可能性もあるということだった。

(3) 無令状逮捕について

22 条 2 項により、現行犯でない家庭暴力罪の場合に、警察官による無令状逮捕が極めて限られた場合にしか認められなかったのは、憲法違反が問題とされたためであるのかという質問に対して、高裁判官は、憲法問題にまでは発展しなかったと思うとされた。

(4) 保護命令の代理申請等に見られる警察の積極的な関与について

国民は、警察の積極的な介入を望んでいたもので、抵抗は殆どなかった。むしろ、警察の方が介入することにさほど積極的ではなかった。しかし、現在では、警察官は、家庭暴力

事件を扱えば自分の成績になるので、積極的に関与しようとしている。

(5) 離婚の道具として保護命令の申請？

台湾で保護命令が活発に使われているのは、女性たちがこれを離婚要求の道具として利用しているのではないかということは、台湾でいわれることがある。しかし高裁判官によると、そのようなことはないという。

(6) 通常保護命令発令までの期間について

志林地区地方裁判所において、命令発布に要する平均的な時間は、緊急性一時保護命令で4時間、一般性一時保護命令で1週間、通常保護命令の場合には2、3ヶ月と聞いたが、通常保護命令が発布されるまでに時間がかかりすぎているのではないかと、という質問に対して、高裁判官の説明は次のようである。

緊急性一時保護命令の場合には、警察官が証人となるため、裁判所は24時間その場で出すことができる。しかし、法律上は4時間で出すことになっているが、警察官がまず被害者の安全を確保したりする必要がある関係で、実際には4時間では出せないことが多い。

一般性一時保護命令については、法廷での審議を行うか否かは裁判官の裁量による。証拠があり、証人もいるような場合には、加害者を法廷に呼び出す必要はない。日本の保護命令は、この一般性一時保護命令に近いように思われるところである。

通常保護命令は、証拠の優越の程度に証明が必要であるため、証拠収集、証人尋問などを手続きに従って行わなければならない。また、加害者処遇命令の場合には、鑑定を行う必要も生じてくる。そのため、他の命令に比べ、発布までに時間を要するのである。狡猾な加害者は、加害者処遇命令を科すための鑑定を欠席し続けることがある。そのような場合には、加害者の鑑定を行うことなく、被害者側の証拠のみ（薬物・アルコール中毒に罹患しているなどといった証拠）によって欠席裁判を行い、加害者処遇命令を言い渡すことがある。このように加害者の鑑定を行うことなく処遇命令を言い渡すことができるのは、あくまでも民事手続きだからである。

(7) 加害者処遇命令の対象

高裁判官によれば、加害者処遇命令は、酒癖、薬物使癖などの重大な問題を抱えていない加害者、ただ考え方（思想のあり方）に問題がある者に対して科すことを想定したものである。ここには、法律がその立案者の意図と異なって運用されていることがうかがわれ、興味深い。

(8) 加害者処遇命令を民事命令で出すことについて

欧米では、有罪が認定された加害者に対して出される加害者処遇命令が主力である。しかし、台湾DV法では、民事の保護命令として規定された加害者処遇命令が基本をなして

いる。受命者の権利の侵襲性の高いものである加害者処遇命令を民事処分として、民事的証明で出すことが原理的に可能であるかは、我々が疑問に思うところであった。しかし、これに対する高裁判官の考えは次のようであった。

台湾DV法の加害者処遇命令は、アメリカの幾つかの州にならって規定したものである。さらに、台湾では、保護命令として科す加害者処遇命令は、制裁とは考えられておらず、むしろ、被害者の保護を図ることを目的とした福祉的・行政的処分と捉えられている。そのため、問題ではない。

(9) 保護命令としての加害者処遇命令(13条2項10号)と保護観察の条件としての加害者処遇命令の履行(30条2項4号)との相違

保護命令としての加害者処遇命令は民事命令であり、保護観察付執行猶予とされた場合の加害者処遇命令は刑事処分であるため、各々の処遇命令を科すに際して要求される証拠の程度が異なる。しかし、実際に行われている処遇の内容、病院などの執行機関は同じである。草案の段階では、処遇の内容は同じでも、執行機関および執行方法は別にするを想定していた。一方、保護観察付執行猶予とされた場合の加害者処遇命令の言い渡し件数は極めて少数であり、裁判官の中にはそのような命令があることすら知らない者もいる。

(10) 刑法上の保安処分との関係

家庭暴力罪、保護命令違反罪に対しても、刑罰・保安処分の双方が科されうる。酒乱の加害者には保安処分として禁絶処分が科されることがあるし(刑法89条)、監護処分(いわゆる精神治療)が言い渡されれば、病院に収容され治療を受けることになる(刑法87条)。このような保安処分は、保護観察付執行猶予と同時に科されうる加害者処遇命令に似ていないこともないが、加害者処遇命令はあくまでも刑の執行が猶予された者に対して付加的に言い渡されるものであり、独立に言い渡される保安処分とは異なる。また、例えば、酒乱によって罪を犯した者に対して科されうる禁絶処分は、刑の執行を前提としているため(刑法89条第1項)、加害者処遇命令として科される禁絶治療とは、加害者の罪状、罪質などの点で大きく異なっている。

(11) 被害者保護の施設設置等

被害者を保護する施設は、法成立後にも順調に設置されており、特に問題は無いという。

4 台北市社会局・性暴力・家庭暴力防治センター

(1) 概要

台湾DV法8条の規定により、1999年に台北市が設立した性暴力及び家庭暴力防止のた

めのセンターである。ソーシャルワーカーが中心となり、主に被害者に対する援助を行っている。

台北市はDV法施行以前も、積極的に性暴力の被害者に対する援助や児童・老人の保護を行っていた。性暴力・家庭暴力防治センターは、既存の機関が担ってきた機能と家庭暴力被害者のための機能を統合させたものである。

組織と人員

- ・主任 1 名
 - ・24 時間ホットライン担当者、12 名。11 人が交代制で相談受付の窓口を担当。
 - ・性被害担当者、6 名。
 - ・成人保護担当者、7 名。
 - ・児童少年保護担当者、18 名。
 - ・行政担当者、6 名。
 - ・暴力防止担当者（女警隊と兼職）、1 名。
 - ・医療扶助担当者（衛生局と兼職）、1 名。
- 以上、合計で 52 名。

主なサービス

- ・24 時間ホットライン。
- ・危機介入。
- ・保護命令申請援助・申請代理。
- ・法律扶助。
- ・被害者カウンセリングや心身治療の紹介。
- ・職業やシェルターの紹介。
- ・加害者の指導や強制治療の紹介。
- ・各種教育訓練や啓蒙活動。

(2) 加害者処遇命令について

防止センターと加害者処遇命令

防止センターが加害者処遇に関与するのは、以下の 3 点においてである。

1. 鑑定チームの派遣

防止センターは、台北市内の医師、サイコロジスト、ソーシャルワーカーなどといった専門家約 30 名を鑑定人として登録している。地方裁判所から、当該加害者について、加害者処遇命令の要否判断のための鑑定が依頼されると、4、5 名を選出して鑑定チームを結成し、地方裁判所に派遣する。通常、鑑定は月一回程度まとめて行われ、加害者の精神状態、心理状態、認知状況、そして再犯の可能性などについて評価が行われる。

2. 具体的な処遇計画作成

鑑定チームによる鑑定結果は、裁判官に報告され、それに基づき、裁判官は保護命令と

して加害者処遇命令を科すか否かを決定する。保護命令には、「医療か心理輔導を、何ヶ月の間、毎週何時間受ける」ということ、及び、「命令を受けた日から 日以内に、加害者の戸籍のある警察に出頭しなければならない」ということのみが記載されている。治療機関、スケジュールなど具体的な処遇計画については、加害者の様々な状況を勘案しつつ防止センターが作成する。加害者は、警察署に出頭した際に、警察官によってそれらの内容を指示される。

3.加害者の監督

加害者が治療またはカウンセリングなどにきちんと参加しているか否かを監督し、違反があれば警察に通報を行う。

台北市の加害者処遇命令

1.加害者処遇命令の種類

台湾DV法に規定される加害者処遇命令には、戒護治療（禁絶処分類似の処分）、精神治療、心理輔導（カウンセリング）、その他認知教育及び指導（認知行動療法など）の4種類があるが、精神治療の場合、入院治療か通院治療かは、初回の医師の診察を経て決定される。台北市では、これまでのところ、入院治療を言い渡された加害者は存在しない。

2.執行機関

2002年7月現在、台北市では、主に、台北市立療養院、国軍北投医院、新光医院、三軍総医院、呂旭立紀念文教基金会の5機関に加害者更生プログラム執行を委託している。このうち、呂旭立紀念文教基金会以外の4機関は、法第45条に基づき行政院衛生署が作成した認定執行機関一覧表に掲載されている。呂旭立紀念文教基金会は、2002年に初めて台北市のリストに加えられた民間団体である（後記 7参照）。

3.費用

前期（1(5)）のように、現在は、更生プログラムの費用は台北市政府が全て拠出しているが、来年以降は、収入に応じて加害者から費用を徴収する予定だとのことである。

4.自発意思の有無

更生プログラム命令は、加害者の自発的意思の有無にかかわらず言い渡されるということである。

5.統計

台湾において、家庭暴力防治法に基づいた処遇計画に従って更生プログラムが開始されたのは、2001年8月である。2001年8月から2002年6月までに、台北市で鑑定が行われた回数は19回、加害者数は51名であった。また、同期間中に、地方裁判所から言い渡された加害者処遇命令数は66件であり、そのうち、遵守違反のため警察通報となったのは15件であった（台北市家庭暴力加害者処遇計画 実績報告書2002年7月版参照）。

さらに、2001年8月以前に、台北市が独自に実施していた処遇プログラムに付された加害者も含めた統計は以下の通りである。

2000年4月から2002年7月までの間に、地方裁判所から加害者処遇命令を言い渡され、防止センターで受理した加害者数は70名であった。

これを処遇内容別に見ると、戒護治療が30名、精神治療が18名、心理輔導（カウンセ

リング)が42名、その他認知教育及び指導が8名である。これらの合計人数が70名を超えるのは、一度に複数の処遇を命じられている者がいるためである。

さらに、執行機関別で見ると、台北市立療養院が25名、国軍北投医院が29名、新光医院が11名、三軍総医院2名、呂旭立紀念文教基金会が1名、その他が2名であった(台北市家庭暴力加害者処遇計画執行情形統計表参照)。なお、呂旭立紀念文教基金会が委託された1名は、認知行動療法を命じられているとのことである。

5 内政部・家庭暴力防治委員会

(1) 概要

内政部家庭暴力防治委員会は、台湾DV法施行を受けて、1999年4月23日に成立した。家庭暴力防止活動を積極的に推進するために、司法、法務、社会、警察、衛生等政府関係機関を連携させたものである。

職務(5条1項1-8号)

- ・家庭暴力防止に関する法規および政策の検討・立案。
- ・家庭暴力防止事項を実施する関連機関の調整、監督、考査。
- ・家庭暴力防止機関が提供するサービスの向上。
- ・国民に対する家庭暴力防止教育。
- ・被害者保護および加害者処遇計画の調整。
- ・行政および民間の家庭暴力処理手続、家庭暴力防止教育推進への協力。
- ・家庭暴力に関する資料の作成等。
- ・地方政府による家庭暴力防止業務推進に対する援助。

組織

委員会は、21名の委員(男女比3:4)からなる内政部家庭暴力防治委員会が上部組織となり、その下に総合規制組、保護扶助組、教育輔導組、暴力防治組の4つが置かれている。その中で、5条1項5号に定められている加害者処遇計画の調整を行うのは、教育輔導組である。

(2) 加害者処遇命令について

概要

加害者処遇命令に関する内政部家庭暴力防治委員会の役割は、処遇規範についてのスーパービジョンを行うことである。加害者処遇命令の執行には全く関与していない。

行政院衛生署が作成した「家庭暴力加害人処遇計画規範」(45条)を調整して、それを、全国的な加害者更生命令の処遇規範として用いさせている(5条1項5号)。各県、市の防止センターは、これに基づいて、さらに自分たちの処遇計画を作成している。

なお、行政院衛生署・家庭暴力防治委員会の処遇計画規範は、保護命令としての加害者処遇命令（13条2項10号）ばかりでなく、執行猶予保護観察遵守事項としての加害者処遇命令（30条2項4号）、仮出獄保護観察遵守事項としての加害者処遇命令（31条）にも等しく適用されるものとされている（家庭暴力加害人処遇計画規範24項）。従って、受刑者の処遇計画としての加害者処遇（33条）だけが、法務部の「触犯家庭暴力罪或違反保護令罪之受刑人処遇計画」に従って行われることになる。

保護命令としての加害者処遇命令は民事命令として、執行猶予保護観察遵守事項と仮出獄保護観察遵守事項としての加害者処遇命令は刑事処分として出されるものである以上、前者と後2者とでは執行機関も異なる、後2者は国の法務部が所管することになる筈だというのが、我々の感覚であった。しかし、台湾では、以上3者の加害者処遇命令は、すべて台北市のような地方公共団体政府が所管し、必要なときには警察力を用いて、行政院衛生署と内政部家庭暴力防治委員会の作成したマニュアルに従って、これを執行するという仕組みとなっており、これは当然のことと受け取られているようであった。

「心理輔導（カウンセリング）」および「その他の認知教育」について

心理輔導は、主に個人カウンセリングを指している。グループカウンセリングも必要に応じて行われることがあるが、数は多くない。カウンセリングを行うのは、認定心理士である。しかし、台湾では、昨年、心理士法が制定さればかりで、完全施行には至っていない。そのため、現在のところ、カウンセリングは、医師および認定資格を有していない心理士が行っている状況である。

また、日本で言われるようないわゆる加害者プログラムは、台湾では「その他の認知教育」に該当する。これについては、アメリカのやり方を導入してはいるものの、いまだ試行錯誤の段階である。また、グループワークを行うだけの対象者が揃わないこともあり、あまり活発には行われていないようである。

統計

委員会は、加害者処遇命令に関する全国的な数字は把握していないとのことで、統計資料を得ることはできなかった。

なお、2001年1月から12月までの間に、全国の家家庭暴力防治センターが受理した通報件数は34,348であった（家庭暴力防治中心服務案件累計表参照）。

6 法務部矯正局

法務部矯正局では、矯正関係者だけではなく、検察官からも話を伺うことができた。

(1) 台湾DV法の立法趣旨について

広範な適用領域

台湾DV法が、配偶者間暴力のほか、児童虐待、老人虐待、さらには、いわゆる家庭内

暴力までをもカバーしているのは、子供の虐待を通じて、夫が妻を精神的に虐待するといった台湾社会の実情を反映しているのではないかという説明があった。

民事命令としての加害者更生命令

未だ有罪が確定していない加害者に更生命令を出すことは台湾DV法の特色であるが、法理論的には問題とはならないかという質問に対しては、台湾側の出席者の間でも、席上かなりの議論があった。しかし、台湾では、軽微な民事的不法についても、刑事処分と同程度の処分（身柄の拘束等）を行うことについて反発は殆どない。法務部も、このことに問題があるとは考えていない。また、裁判官も国会議員も、この点については殆ど何も考えていなかったのではないかとのことであった。

加害者処遇命令の執行規範と執行方法が同一であることについて

上記のように（ 5(2) ）、保護命令としての加害者処遇命令は民事命令であり、保護観察付執行猶予とされた場合の加害者処遇命令は刑事処分であるにもかかわらず、実際に行われている処遇の内容、病院などは同じである。保護観察としての加害者処遇命令は検察官が執行者のものであるが、実際には、民事の加害者処遇命令と同じく、警察官が行っている。しかも、すべて行政院衛生署が作成した「家庭暴力加害人処遇計画規範」に従わなければならない。台湾には、「政府機関一体協働」という原則があり、民事、刑事処分ともに国家作用という意味では同じであるから、同じ機関が行っても何ら問題はない。実際のところ、マンパワーの問題から、加害者処遇を行う治療機関の多くは国公立機関とならざるを得ず、結局は、民事命令でも刑事処分でも同じことになる。法務部としては、これは仕方のないことだと思っている。なお、刑務所内のことについては、あくまでも法務部矯正局の所管であり、受刑者の処遇プログラムを民間団体などに委託することは考えられない。

(2) 起訴猶予の運用について

2002年2月の刑事訴訟法改正により、検察官の不起訴裁量権は次のようになっている。

法定刑として死刑、無期または3年以上の有期刑が定められていない罪を犯した場合であって、刑法57条の事項および公共の利益の維持を考慮し適当と考えるときには、その者につき1年以上3年以下の範囲で起訴を猶予できる（刑訴253-1条1項）。さらに、検察官は、起訴猶予の期間、悔悟書の提出、被害者への損害賠償の支払い、労務の提供、薬物・アルコール治療、精神治療・カウンセリングなどの受診を遵守事項として科すことができる（刑訴253-2条1項1-8号）。但し、被害者への損害賠償の支払い、労務の提供、薬物・アルコール治療、精神治療・カウンセリングなどの受診・受講を命ずる際には、被告人の同意を得なければならない（同条2項）。

以上の規定によって、法律上は、家庭暴力犯罪または保護命令違反罪についても、検察官は、被告人を起訴猶予とし、本人の同意があれば治療を命ずることが可能である。しかし、2(1)で述べたように、2002年8月下旬に、起訴猶予制度についての行政規則案ができたばかりで、法律の改正は行われたもののまだ制度は動きだしていない状態である。ま

た、薬物・アルコール治療、精神治療・カウンセリングについては、(3)で述べるように、台湾は深刻な治療者不足状態であるため、実際にどの機関が執行を担当するかが大きな問題となってくる。

(3) 受刑者に対する加害者処遇について

受刑者に対する処遇

家庭暴力罪あるいは保護命令違反罪で有罪とされた受刑者に対する処遇計画は、1999年7月8日に施行された。

1. 鑑定およびその評価

受刑者のインテイク後、刑務所は各受刑者の犯罪原因、動機、品行、境遇、学歴、心身および家庭状況などについて分析を行う。その結果を参考にしつつ、心理的問題を抱えていそうな受刑者に対しては精神科医・サイコロジストの鑑定を受けさせる。鑑定の結果、アルコール依存、薬物依存、精神的または反社会性人格障害などの心理的異常が疑われる者は「異常」とされ、まず専門家の治療に付される。このように「異常」が疑われる者の割合は、家庭暴力罪あるいは保護命令違反罪で有罪とされた全受刑者の約1割程度である。そして、異常が認められない残りの9割の者には、教誨師(=刑務官)による補導(生活指導)が行われる。

2. 処遇内容

まず、精神治療についてであるが、2(4)で述べたように、台北、高雄、台中は医療監獄であるため精神科医、サイコロジストが常駐しており、医療的措置を行うことができる。さらに、監獄の近辺にある社会資源として、台北には、桃園療養院、桃園荣民医院、八里療養院、高雄には、高雄国軍医院、市立凱旋医院、台中には、国軍台中医院、私立劉昭聖診所があり、医師の派遣を依頼することができる。

次に、反社会性人格障害者の治療は、刑務所内では殆ど行うことができない。心理士は、昨年、心理士法が制定されたばかりということもあり、機動力にはなっていない。

薬物依存に関しては、治療を受けられる監獄が決まっており、セラピストやソーシャルワーカーが配置されている。そのため、それらの者を、刑務所長の職務命令によって家庭暴力防治法による受刑者の処遇にあたらせることが可能である。

なお、外部の医師や心理士を依頼することもあるが、さほど多くはない。というのも、台湾では、精神科専門医が不足しており、140万名の精神病患者を約600名の精神科専門医が診ている状況である。この人数で、性犯罪、家庭暴力罪、麻薬犯罪などの治療全てを行うのは到底無理である(参考までに、台湾の現在の人口は2000万人。10年前の精神科専門医数は約400名であった)。

教誨師は、法律、伝統的倫理、婚姻相談、親子関係および両性権利の平等などについての教育を行う。座学が中心であるが、集団指導(1、2回)と個人指導(7回ぐらい)の双方を行っている。教材についての決まりはなく、教誨師が自分で適切なものを採用することができる。

3. 統計

DV法上の罪を犯し、収容されている受刑者は2002年6月末現在、142名であり、そのうち女性は1名であった。台湾DV法によれば、男性が女性を訴えることも可能ではあるが、自己の面目がつぶれることを恐れ、訴える者は殆どいない。この142名の受刑者の多くは、配偶者、元配偶者あるいは内縁関係にある者に対する罪によって有罪判決を受けた者である。

保安処分との関係

保安処分の規定は、家庭暴力罪または保護命令違反罪を犯した被告人に対しても適用され、重度の精神病に罹患した受刑者の場合は、監護処分に付されている。

保護観察付執行猶予とされた場合の加害者処遇命令数が極めて少ないのに対して、保安処分がかなり言い渡されているということは、執行猶予にはしたくないという裁判官の考えが働いているのではないか、ということであった。

7 財団法人・呂旭日記念基金会

(1) 概要

1989年3月に設立された財団法人で、被害者を中心とするクライアントに心理カウンセリング主体の援助を行っている。加害者に対しては、台湾DV法成立以前は自発的な意思のある者に対して、成立以後は、裁判所の命令に基づき台北市、台北県から委託を受けた者についてサービスを提供している。被害者援助を中心に行っていたので、加害者のプログラムを行うことに最初は抵抗があったということである。

学生や教員に対する啓蒙活動も、この基金会の重要な役割の一つである。台湾DV法49条によって、小中学校は家庭暴力防止に関する教育を授業に導入しなければならないからである。基金会では、学生に直接指導することもあるし、教員を指導することもある。教材は、台湾政府教育部の両性平等委員会が作成しているものを使用している。なお、裁判官や警察官、検察官などに対する教育は行っていない。

(2) 実績

2002年6月まで、台北県から委託を受け、1加害者グループ4人に対しグループワークを行っていた。昨年までは、個人カウンセリングのみを行っていたが、今年からグループワーク方式に変更するよう台北県に依頼した。従って、呂旭日基金会が、DVの加害者にグループワークを実施したのは今年が初めてである。もともとは6名のグループであったが、1人が逃亡、1人は妻が申立てを撤回したため最終的に4人になった。

加害者たちは、年齢30～50歳代の男性であり、高学歴ではなく（専門学校レベル）、低度的人格障害、反社会性人格障害に罹患していた。なお、加害者の経過は良好であったそうである。なお、高雄市にも、DV加害者に対しグループワークを行っている団体があるとのことであった。

(3) 加害者更生プログラムの概要

プログラムは、フェミニスト理論習得(女性の権利、power and control)、認知療法(anger control など)、dynamics の 3 つから成る。アメリカの様々なプログラムを参考にしながら、台湾の状況に適したプログラムを作り上げている。スタッフの 1 人がシアトルに加害者プログラムを学びにしているが、そこで、学位や資格を取得したというわけではない。加害者は、処遇プログラムの期間中、別居命令が出ていない限り、被害者と同居している場合が多い。プログラムのスケジュールはきちんと作成されており、プログラムの進捗状況は、台北市、台北県の防止センターに定期的に連絡される。また、台北市、台北県などへの報告書の他に、基金会独自のチェックリストを作成している。

進捗状況は被害者にも連絡され、さらに、ある加害者のプログラムが終了した後は、その被害者に加害者のその後の状況を尋ねるといったフォローアップも行っている。なお、ある加害者にプログラムを行っている間、この基金会は、その加害者の配偶者に援助を行うことはない。

(4) その他

アメリカなどと大きく異なる点の一つに、台湾では、配偶者間で暴力事件が生じると、男性側、女性側の親戚全体が関与してくるという点が挙げられる。「家族」という単位が依然として根強く存在しているためだと思われる。

現段階では、台湾全土で実施されている、加害者更生プログラムの数はそれほど多くない。しかし、やれば改善の効果は見られるので、今後は、もっと広範に処遇プログラムを実施すべきであるというのが、呂旭日記念基金会の人々の意見であった。

結論

1 台湾DV法における加害者更生プログラム

(1) 「加害者更生命令」の現実

台湾においては、加害者更生命令は、民事保護命令として、執行猶予における保護観察として、仮出獄における保護観察として、矯正施設内での処遇として、実行されている。そのうちがよく用いられ、の刑事処分・行刑としてのそれは多くない。

また、も、crisis intervention の手段として用いられる傾向があり、そのために、薬物・アルコール中毒の治療命令、精神病院入院命令、精神科治療命令が多く、group therapy 受講命令が発せられた例は、訪問時には 1 件しかなかった。これに対して、精神

病院送致、禁絶処分という刑法上の保安処分がDV犯罪者に言い渡されることが多いことには、このような加害者更生命令の使われ方と共通のものがあると考えられる。台湾法務部が、¹⁰において、DV犯罪者に精神科治療、薬物中毒の治療を中心とした処遇計画を導入したこともそうであろう。

もちろん、民間において台湾DV法制定を主導し、DVに取り組んでいる関係団体、「加害者処遇命令」を実際に監督している「行政院衛生署」は、アメリカで中心的に行われてきた group therapy program の導入の必要性を認識している。しかし、現在のところ、心理学・精神医学の専門家が少ない台湾にあっては、警察介入によるDV犯罪の防止、DV被害者の援助、保護命令の迅速な発令、DV犯罪者の処罰という、DVへの初期的あるいは直接的対応が重視されなければならない状況にある。「本来の加害者更生プログラム」の充実は、少し先になるものと思われる。

(2) 家庭平和と加害者更生プログラム

台湾DV法が「家庭平和の促進」を終局的な目標とするものだとすると、「加害者更生処分」は、DV加害者を「殴らない夫」にして家庭復帰させることを目的とすることになる。もし、日本法のように「人権の擁護と男女平等の実現」が目的だとするならば、それ以上のこと、例えば、暴力のサイクルを絶ち、「女性を支配しようとしぬ男」「女性を殴らない男」にすることを目的とすることにもなるだろう。

しかし、上記のように、DVに対する即事的対応が中心の台湾DV法においては、まだ、このような考え方の相違が顕著になるような事態には至っていない。

2 日本法と加害者更生プログラム

わが国のDV法が加害者更生プログラムを導入することの是非、その態様のいかに考えるにあたって、以上のような台湾法の状況は幾つかの示唆を与えるように思われる、紙数の関係もあり、以下、簡単にポイントだけを示すに留める。

(1) 加害者更生プログラム導入の必要性

日本ではようようにDV法が成立したが、保護命令が不十分である、シェルターも不十分である、警察介入による被害防止の態勢が十分に整えられていない、などの基本的といっていい多くの問題が指摘されている。そのようなところでは、加害者更生プログラムの導入を行う前に、これらの問題への対応が先決だという意見もありうるだろう。

また、もし加害者更生プログラムにしても、一気にアメリカ的なセラピー・プログラムに進むのではなく、最初は、台湾で専ら行われているような、精神科治療命令、薬物中毒治療命令などから行うことも考えられる。

(2) 任意と強制

特に、心理療法を中心とした加害者更生プログラムは、任意の参加でなければ効果がないのではないかと、という意見もある。しかし、完全な任意参加では無意味であるという意見が、関係者の間には多いようである。

通例は、この種のプログラムが刑事処分として言い渡されるときには、DV加害者の承諾を得る、彼が承諾しないときには自由刑の執行を行う、あるいは承諾してプログラムに参加したが完遂しなかったときには、probationを取り消し自由刑を執行する、という半強制的方法がとられる。民事命令である保護命令の一種としてこのようなプログラム受講を命令するときには、本人の承諾を得る運用がなされているかは、台湾では詳らかにしなかった。しかし、保護命令と同じ扱いだとするなら、本人の承諾の有無にかかわらず命令を発し、DV加害者がそれに従わなかったときには処罰する、ということになる。

(3) ダイバージョンと加害者更生プログラム

加害者更生プログラムを刑事処分として行うとき　そしてこれが、アメリカでの一般的な方法である　には、それは刑事司法過程からの離脱である diversion として行われることになる。日本では、執行猶予に付加される保護処分として導入されることになる。しかし、配偶者への執拗な暴力を繰り返すが、殺人・傷害致死にまで至っていないDV加害者は、検察官の段階で起訴猶予になる例が殆どであると思われる。要するに、加害者更生プログラムに適合すると考えられるDV加害者が起訴されて、執行猶予の判決を受ける事態が生じることは極めて稀であることが予想されるのである。そこで、検察官の起訴猶予という diversion の先に加害者更生プログラムを付加することも考えられる。しかし、これは、検察官に新たな権限を認めるものであり、その訴追裁量権のあり方をめぐり、大きな問題を生じさせることになるのは必至である。

日本ほどではないであろうが、同様に検察官に広範な訴追裁量権を認めている台湾が、diversion ではなく、当事者の申し立てによる保護命令の一つとして加害者更生プログラムを規定したのはこのためである。他方、韓国は、検察官がDVの事案を家庭保護事件と認定して、裁判所に対して保護命令、加害者更生プログラムを請求する権利を認めた。これは、少年保護事件に関して検察官の先議権を認める韓国少年法のモデルに従ったものであり、台湾とは逆に、検察官の権限に加害者更生プログラムの運用を委ねたものである。

(4) 民事命令と刑事処分

民事命令として、裁判所が加害者更生プログラムの受講命令を発するときには、その手続が問題である。

民事裁判所が、このような本人にとって負担の大きい処分を、DVの事実、本人が将来DVを行う危険性などの要件が証拠の優越 (preponderance of evidence) 程度に立証されたことで出すことが原理的に許されているかは、一つの問題であるように思われる。日本DV法が、かなり難しい疎明方法によって初めて保護命令を可能としたときにも、依然として実務の間では抵抗感が強かったことを考えるなら、現行法の保護命令と同じ手続で加

害者更生命令を出しうるとすることは妥当でないように思われる。冒頭に紹介したように、台湾DV法においては、加害者更生命令は通常保護命令の一つとして規定され、一時保護命令として出すことは認められていない。そして、鑑定が行われるのが通常であり、そうでないときにも必ず加害者を出頭させて審理が行われる。日本でも、民事命令として行うとしたなら、このような配慮が必要であり、現在ある種類の保護命令とは異なって、迅速性のある程度犠牲にした、より慎重な審理によって発布することが許される、新たな命令を作ることが必要になると思われる。このことは、他方では、日本の保護命令発令の手続を見直すことにもなることが考えられる。

(5) 加害者更生プログラムの実行

加害者更生プログラムの実行をどのような形態で行うかも問題である。アメリカでは、probationとして加害者更生プログラムが行われるときにも、政府が民間団体と契約を結び、後者がプログラムを実施するという形態をとる。Probation officerなどの政府職員、警察がモニタリングを担当する。台湾もほぼこれと同じ方法をとっているようである。

しかし、このようなやり方は、日本には例がない。他方では、法務省保護局がすべてを取り仕切るというこれまでの日本の保護観察のやり方をここでもとったほうがいいかは、ここでは問題かもしれない。現在国会で審議中の、「心神喪失者等医療観察法案」における「入院によらない医療」のシステムなどを参考にしながら、さらに考えなければならない問題である。

[参考文献]

1 邦語参考文献

- ・陳慈幸「台湾家庭暴力防治法に関する紹介」比較法雑誌 33 卷 3 号 215 頁（1999 年）。
- ・諸外国における女性に対する暴力研究会 = 学校法人渡辺学園東京家政大学女性学研究室『第 1 部 台湾』『諸外国における女性に対する暴力についての施策 委託調査報告書』（1999 年）1 頁。
- ・戒能民江（編著）『ドメスティック・バイオレンス防止法』（尚学社、2001 年）136-161 頁。
- ・戒能民江『ドメスティック・バイオレンス』（不磨書房、2002 年）180-184 頁。

2 中国語参考文献

- ・高鳳仙『家庭暴力防治法專論』（五南図書出版公司、1998 年）。
- ・内政部家庭暴力防治委員会（編）『家庭暴力防治法規累編』（2001 年）。

第 2 部 資料

末尾添付の台湾資料一覧

1 法文等

	頁
家庭暴力防治法	181-189
家庭暴力防治法 和訳	190-201
刑法「保安処分」部分 和訳	202
刑事訴訟法「不起訴」部分	203-204
家庭暴力加害人處遇計画規範	205-207
家庭暴力加害人處遇計画規範 和訳	208-210
家庭暴力加害人處遇計画處理流程	211
家庭暴力加害人處遇計画處理流程 和訳	212
行政院衛生署評鑑合格之医学中心等資料表	213-215
触犯家庭暴力或違反保護令罪之受刑人處遇計画	216
触犯家庭暴力或違反保護令罪之受刑人處遇計画 和訳	217-218
家庭暴力防治中心辦理民事保護令聲請作業說明「家庭暴力」	219
法院弁理家庭暴力案件應行注意事項	220-225
台北市「家庭暴力加害人處遇計画」流程說明	226-228
台北市「家庭暴力加害人處遇計画」流程說明 和訳	229-232
台北市「家庭暴力加害人處遇計画」流程	233
台北市「家庭暴力加害人處遇計画」流程 和訳	234

2 統計資料

	頁
司法院統計所「地方法院審理家庭暴力案件統計」	237-247
台湾高等法院編「地方法院違反家庭暴力防治法案件裁判結果」	248-253
志林地区地方法院 保護命令違反罪に対する執行猶予割合の統計	254
台北市家庭暴力加害者處遇計画 実績報告書 91 年 7 月版	255
台北市家庭暴力加害人處遇計画執行情形統計表 (89 年 4 月 ~ 91 年 7 月)	256
家庭暴力防治中心服務案件累計表 (90 年 1 月 ~ 12 月)	257
矯正局統計資料 (91 年 6 月)	258

1 法文等

家庭暴力防治法

中華民國八十七年六月二十四日總統 (87) 華總 (一) 義字第八七〇〇一二二八二〇號令制定公布全文 54 條

第一章 通則

第一條

為促進家庭和諧，防治家庭暴力行為及保護被害人權益，特制定本法。

第二條

本法所稱家庭暴力者，謂家庭成員間實施身體或精神上不法侵害之行為。

本法所稱家庭暴力罪者，謂家庭成員間故意實施家庭暴力行為而成立其他法律所規定之犯罪。

本法所稱騷擾者，謂任何打擾、警告、嘲弄或辱罵他人之言語、動作或製造使人心生畏怖情境之行為。

第三條

本法所稱家庭成員，包括下列各員及其未成年子女：

- 一 配偶或前配偶。
- 二 現有或曾有事實上之夫妻關係、家長家屬或家屬間關係者。
- 三 現為或曾為直系血親或直系姻親。
- 四 現為或曾為四親等以內之旁系血親或旁系姻親。

第四條

本法所稱主管機關：在中央為內政部家庭暴力防治委員會；在省（市）為省（市）政府；在縣（市）為縣（市）政府。

第五條

內政部應設立家庭暴力防治委員會，其職掌如下：

- 一 研擬家庭暴力防治法規及政策。
 - 二 協調、督導及考核有關機關家庭暴力防治事項之執行。
 - 三 提高家庭暴力防治有關機構之服務效能。
 - 四 提供大眾家庭暴力防治教育。
 - 五 協調被害人保護計畫與加害人處遇計畫。
 - 六 協助公、私立機構建立家庭暴力處理程序及推展家庭暴力防治教育。
 - 七 統籌家庭暴力之整體資料，供法官、檢察官、警察人員、醫護人員及其他政府機關相互參酌並對被害人之身分予以保密。
 - 八 協助地方政府推動家庭暴力防治業務並提供輔導及補助。
- 前項第七款資料之建立、管理及使用辦法，由中央主管機關另定之。

第六條

家庭暴力防治委員會，以內政部長為主任委員，民間團體代表、學者及專家之比例不得少於委員總數二分之一。

家庭暴力防治委員會應配置專人分組處理有關業務；其組織規程由中央主管機關定之。

第七條

各級地方政府得設立家庭暴力防治委員會，其職掌如下：

- 一 研擬家庭暴力防治法規及政策。
- 二 協調、督導及考核有關機關家庭暴力防治事項之執行。
- 三 提高家庭暴力防治有關機構之服務效能。
- 四 提供大眾家庭暴力防治教育。
- 五 協調被害人保護計畫與加害人處遇計畫。
- 六 協助公、私立機構建立家庭暴力處理程序及推展家庭暴力防治教育。
- 七 統籌家庭暴力之整體資料，供法官、檢察官、警察人員、醫護人員及其他政府機關相互參酌並對被害人之身分予以保密。

前項家庭暴力防治委員會之組織規程由地方政府定之。

第八條

各級地方政府應各設立家庭暴力防治中心，並結合警政、教育、衛生、社政、戶政、司法等相關單位，辦理下列措施，以保護被害人之權益並防止家庭暴力事件之發生：

- 一 二十四小時電話專線。
- 二 被害人之心理輔導、職業輔導、住宅輔導、緊急安置與法律扶助。
- 三 給予被害人二十四小時緊急救援、協助診療、驗傷及取得證據。
- 四 加害人之追蹤輔導之轉介。
- 五 被害人與加害人身心治療之轉介。
- 六 推廣各種教育、訓練與宣傳。
- 七 其他與家庭暴力有關之措施。

前項中心得單獨設立或與性侵害防治中心合併設立，並應配置社工、警察、醫療及其他相關專業人員；其組織規程由地方主管機關定之。

第二章 民事保護令

第九條

保護令分為通常保護令及暫時保護令。

被害人、檢察官、警察機關或直轄市、縣(市)主管機關得向法院聲請保護令。

被害人為未成年人、身心障礙者或因故難以委任代理人者，其法定代理人、三親等以內之血親或姻親，得為其向法院聲請保護令。

第十條

保護令之聲請，由被害人之住居所地、相對人之住居所地或家庭暴力發生地之法院管轄。

第十一條

保護令之聲請，應以書面為之。但被害人受有家庭暴力之急迫危險者，檢察官、警察機關、或直轄市、縣（市）主管機關，得以言詞、電信傳真或其他科技設備傳送之方式聲請，並得於夜間或休息日為之。

前項聲請得不記載聲請人或被害人住居所，僅記載其送達處所。

法院為定管轄權，得調查被害人住居所。如聲請人或被害人要求保密被害人住居所，法院應以秘密方式訊問，將該筆錄及相關資料密封，並禁止閱覽。

第十二條

保護令事件之審理不公開。

法院得依職權調查證據，必要時得隔別訊問。

法院於審理終結前，得聽取直轄市、縣（市）主管機關或社會福利機構之意見。

保護令事件不得進行調解或和解。

法院不得以當事人間有其他案件偵查或訴訟繫屬為由，延緩核發保護令。

第十三條

法院受理通常保護令之聲請後，除有不合法之情形逕以裁定駁回者外，應即行審理程序。

法院於審理終結後，認有家庭暴力之事實且有必要者，應依聲請或依職權核發包括下列一款或數款之通常保護令：

- 一 禁止相對人對於被害人或其特定家庭成員實施家庭暴力。
- 二 禁止相對人直接或間接對於被害人為騷擾、通話、通信或其他非必要之聯絡行為。
- 三 命相對人遷出被害人住居所，必要時並得禁止相對人就該不動產為處分行為或為其他假處分。
- 四 命相對人遠離下列場所特定距離：被害人住居所、學校、工作場所或其他被害人或其特定家庭成員經常出入之特定場所。
- 五 定汽、機車及其他個人生活上、職業上或教育上必需品之使用權，必要時並得命交付之。
- 六 定暫時對未成年子女權利義務之行使或負擔由當事人之一方或雙方共同任之、行使或負擔之內容及方法，必要時並得命交付子女。
- 七 定相對人對未成年子女會面交往之方式，必要時並得禁止會面交往。
- 八 命相對人給付被害人住居所之租金或被害人及其未成年子女之扶養費。
- 九 命相對人交付被害人或特定家庭成員之醫療、輔導、庇護所或財物損害等費用。
 - 一〇 命相對人完成加害人處遇計畫：戒癮治療、精神治療、心理輔導或其他治療、輔導。
 - 一一 命相對人負擔相當之律師費。
 - 一二 命其他保護被害人及其特定家庭成員之必要命令。

第十四條

通常保護令之有效期間為一年以下，自核發時起生效。

通常保護令失效前，當事人及被害人得聲請法院撤銷、變更或延長之。延長之期間為一年以下，並以一次為限。

通常保護令所定之命令，於期間屆滿前經法院另為裁判確定者，該命令失其效力。

第十五條

法院為保護被害人，得不經審理程序或於審理終結前，依聲請核發暫時保護令。

法院核發暫時保護令時，得依聲請或依職權核發第十三條第二項第一款至第六款及第十二款之命令。

法院於受理第十一條第一項但書之暫時保護令聲請後，依警察人員到庭或電話陳述家庭暴力之事實，有正當理由足認被害人有受家庭暴力之急迫危險者，除有正當事由外，應於四小時內以書面核發暫時保護令，並得以電信傳真或其他科技設備傳送暫時保護令予警察機關。

聲請人於聲請通常保護令前聲請暫時保護令，其經法院准許核發者，視為已有通常保護令之聲請。暫時保護令自核發時起生效，於法院審理終結核發通常保護令或駁回聲請時失其效力。

暫時保護令失效前，法院得依當事人及被害人之聲請或依職權撤銷或變更之。

第十六條

命相對人遷出被害人住居所或遠離被害人之保護令，不因被害人同意相對人不遷出或不遠離而失其效力。

第十七條

保護令除第十五條第三項情形外，應於核發後二十四小時內發送當事人、被害人、警察機關及直轄市、縣(市)主管機關。

直轄市、縣(市)主管機關應登錄各法院所核發之保護令，並隨時供法院、警察機關及其他政府機關查閱。

第十八條

法院應提供被害人或證人安全出庭之環境與措施。

第十九條

關於保護令之裁定，除有特別規定者外，得為抗告。

保護令之程序，除本章別有規定外，準用非訟事件法有關規定。非訟事件法未規定者，準用民事訴訟法有關規定。

第二十條

保護令之執行，由警察機關為之。但關於金錢給付之保護令，得為執行名義，向法院聲請強制執行。警察機關應依保護令，保護被害人至被害人或相對人之住居所，確保其安全占有住居所、汽、機車或其他個人生活上、職業上或教育上必需品。

當事人或利害關係人對於警察機關執行保護令之內容有異議時，得於保護令失效前，向原核發保護令之法院聲明異議。

關於聲明異議之程序，準用強制執行法之規定。

第二十一條

外國法院關於家庭暴力之保護令，經聲請中華民國法院裁定承認後，得執行之。

當事人聲請法院承認之外國法院關於家庭暴力之保護令，有民事訴訟法第四百零二條第一款至第三款所列情形之一者，法院應駁回其聲請。

外國法院關於家庭暴力之保護令，其核發地國對於中華民國法院之保護令不予承認者，法院得駁回其聲請。

第三章 刑事程序

第二十二條

警察人員發現家庭暴力罪或違反保護令罪之現行犯時，應逕行逮捕之，並依刑事訴訟法第九十二條規定處理。

雖非現行犯，但警察人員認其犯家庭暴力罪嫌疑重大，且有繼續侵害家庭成員生命、身體或自由之危險，而符合刑事訴訟法所定之逕行拘提要件者，應逕行拘提之。並即報請檢察官簽發拘票。如檢察官不簽發拘票時，應即將被拘提人釋放。

第二十三條

家庭暴力罪或違反保護令罪之被告經檢察官或法院訊問後，認無羈押之必要，而逕命具保、責付、限制住居或釋放者，得附下列一款或數款條件命被告遵守：

- 一 禁止實施家庭暴力行為。
- 二 命遷出被害人之住居所。
- 三 禁止對被害人為直接或間接之騷擾、接觸、通話或其他聯絡行為。
- 四 其他保護被害人安全之事項。

檢察官或法院得依當事人之聲請或依職權撤銷或變更依前項規定所附之條件。

第二十四條

被告違反檢察官或法院依前條第一項規定所附之條件者，檢察官或法院得命撤銷原處分，另為適當之處分；如有繳納保證金者，並得沒入其保證金。

前項情形，偵查中檢察官得聲請法院羈押之；審判中法院得命羈押之。

第二十五條

第二十三條、第二十四條第一項之規定，於羈押中之被告，經法院裁定停止羈押者，準用之。

停止羈押中之被告違反法院依前項規定所附之釋放條件者，法院於認有羈押必要時，得命再執行羈押。

第二十六條

檢察官或法院為第二十三條第一項及前條第一項之附條件處分或裁定時，應以書面為之，並送達於被告及被害人。

第二十七條

警察人員發現被告違反檢察官或法院依第二十三條第一項、第二十五條第一項規定所附之條件者，應即報告檢察官或法院。第二十二條之規定於本條情形準用之。

第二十八條

家庭暴力罪及違反保護令罪之告訴人得委任代理人到場。但檢察官或法院認為必要時，得命本人到場。

對智障被害人或十六歲以下被害人之訊問或詰問，得依聲請或依職權在法庭外為之，或採取適當隔離措施。被害人於本項情形所為之陳述，得為證據。

第二十九條

對於家庭暴力罪或違反保護令罪案件所為之起訴書、不起訴處分書、裁定書或判決書，應送達於被害人。

第三十條

犯家庭暴力罪或違反保護令罪而受緩刑之宣告者，在緩刑期內應付保護管束。

法院為前項緩刑宣告時，得命被告於緩刑付保護管束期間內，遵守下列一款或數款事項：

- 一 禁止實施家庭暴力行為。
- 二 命遷出被害人住居所。
- 三 禁止對被害人為直接或間接之騷擾、接觸、通話或其他聯絡行為。
- 四 命接受加害人處遇計畫：戒癮治療、精神治療、心理輔導或其他治療、輔導。
- 五 其他保護被害人或其特定家庭成員安全或更生保護之事項。

法院為第一項之緩刑宣告時，應即通知被害人及其住居所所在地之警察機關。

受保護管束人違反第二項保護管束事項情節重大者，撤銷其緩刑之宣告。

第三十一條

前條之規定，於受刑人經假釋出獄付保護管束者，準用之。

第三十二條

檢察官或法院依第二十三條第一項、第二十五條第一項、第三十條第二項或前條規定所附之條件，得指揮司法警察執行之。

第三十三條

有關政府機關應訂定並執行家庭暴力罪或違反保護令罪受刑人之處遇計畫。

前項計畫之訂定及執行之相關人員應接受家庭暴力防治教育及訓練。

第三十四條

監獄長官應將家庭暴力罪或違反保護令罪受刑人預定出獄之日期或脫逃之事實通知被害人。但被害人之所在不明者，不在此限。

第四章 父母子女與和解調解程序

第三十五條

法院依法為未成年子女酌定或改定權利義務之行使或負擔之人時，對已發生家庭暴力者，推定由加害人行使或負擔權利義務不利於該子女。

第三十六條

法院依法為未成年子女酌定或改定權利義務之行使或負擔之人或會面交往之裁判後，發生家庭暴力者，法院得依被害人、未成年子女、主管機關、社會福利機構或其他利害關係人之請求為子女之最佳利益改定之。

第三十七條

法院依法准許家庭暴力加害人會面交往其未成年子女時，應審酌子女及被害人之安全，並得為下列一款或數款命令：

- 一 命於特定安全場所交付子女。
- 二 命由第三人或機關團體監督會面交往，並得定會面交往時應遵守之事項。
- 三 以加害人完成加害人處遇計畫或其他特定輔導為會面交往條件。
- 四 命加害人負擔監督會面交往費用。
- 五 禁止過夜會面交往。
- 六 命加害人出具準時、安全交還子女之保證金。
- 七 其他保護子女、被害人或其他家庭成員安全之條件。

法院如認有違背前項命令之情形，或准許會面交往無法確保被害人或其子女之安全者，得依聲請或依職權禁止之。如違背前項第六款命令，並得沒入保證金。

法院於必要時，得命有關機關或有關人員保密被害人或子女住居所。

第三十八條

各直轄市及縣（市）政府應設未成年子女會面交往處所或委託辦理。

前項會面交往處所應有受過家庭暴力安全及防制訓練之人員，其設置辦法及監督會面交往與交付子女之程序由各直轄市及縣（市）主管機關另訂之。

第三十九條

法院於訴訟或調解程序中如認為有家庭暴力之情事時，不得進行和解或調解，但有下列情形之一者，不在此限：

- 一 行和解或調解之人曾受家庭暴力防治之訓練並以確保被害人安全之方式進行和解或調解。
- 二 准許被害人選定輔助人參與和解或調解。
- 三 其他行和解或調解之人認為能使被害人免受加害人脅迫之程序。

第五章

預防與治療

第四十條

警察人員處理家庭暴力案件，必要時應採取下列方法保護被害人及防止家庭暴力之發生：

- 一 於法院核發第十五條第三項之暫時保護令前，在被害人住居所守護或採取其他保護被害人及其家庭成員之必要安全措施。
- 二 保護被害人及其子女至庇護所或醫療處所。
- 三 保護被害人至被害人或相對人之住居所，確保其安全占有保護令所定個人生活上、職業上或教育上之必需品。

四 告知被害人其得行使之權利、救濟途徑及服務措施。

警察人員處理家庭暴力案件，應製作書面紀錄，其格式由中央警政主管機關訂之。

第四十一條

醫事人員、社工人員、臨床心理人員、教育人員、保育人員、警察人員及其他執行家庭暴力防治人員，在執行職務時知有家庭暴力之犯罪嫌疑者，應通報當地主管機關。

前項通報人之身分資料應予保密。

主管機關接獲通報後，必要時得自行或委託其他機關或防治家庭暴力有關機構，團體進行訪視，調查。

主管機關或受其委託之機關、機構或團體進行訪視、調查時，得請求警察、醫療、學校或其他相關機關或機構協助，被請求之機關或機構應予配合。

第四十二條

醫院、診所對於家庭暴力之被害人，不得無故拒絕診療及開立驗傷診斷書。

第四十三條

衛生主管機關應擬訂及推廣有關家庭暴力防治之衛生教育宣導計畫。

第四十四條

直轄市及縣（市）政府應製作家庭暴力被害人權益、救濟及服務之書面資料，以供被害人取閱，並提供執業醫師、醫療機構及警察機關使用。

醫師在執行業務時，知悉其病人為家庭暴力被害人時，應將前項資料交付病人。

第一項資料不得記明庇護所之住址。

第四十五條

中央衛生主管機關應訂定家庭暴力加害人處遇計畫規範，其內容包括下列各款：

- 一 處遇計畫之評估標準。
- 二 司法機關、家庭暴力被害人保護計畫之執行機關（構）、加害人處遇計畫之執行機關（構）間之連繫及評估制度。
- 三 執行機關（構）之資格。

第四十六條

加害人處遇計畫之執行機關（構）得為下列事項：

- 一 將加害人接受處遇情事告知被害人及其辯護人。
 - 二 調查加害人在其他機構之處遇資料。
 - 三 將加害人之資料告知司法機關、監獄監務委員會、家庭暴力防治中心及其他有關機構。
- 加害人處遇計畫之執行機關（構）應將加害人之恐嚇、施暴、不遵守計畫等行為告知相關機關。

第四十七條

直轄市、縣(市)政府應提供醫療機構及戶政機關家庭暴力防治之相關資料，俾醫療機構及戶政機關將該相關資料提供新生兒之父母、住院未成人之父母、辦理結婚登記之新婚夫妻及辦理出生登記之人。

前項資料內容應包括家庭暴力對於子女及家庭之影響及家庭暴力之防治服務。

第四十八條

社會行政主管機關應辦理社工人員及保育人員防治家庭暴力之在職教育。

警政主管機關應辦理警察人員防治家庭暴力之在職教育。

司法院及法務部應辦理相關司法人員防治家庭暴力之在職教育。

衛生主管機關應辦理或督促相關醫療團體辦理醫護人員防治家庭暴力之在職教育。

教育主管機關應辦理學校之輔導人員、行政人員、教師及學生防治家庭暴力之在職教育及學校教育。

第四十九條

各級中小學每學年應有家庭暴力防治課程。

第六章 罰則

第五十條

違反法院依第十三條、第十五條所為之下列裁定者，為本法所稱之違反保護令罪，處三年以下有期徒刑、拘役或科或併科新臺幣十萬元以下罰金：

- 一 禁止實施家庭暴力行為。
- 二 禁止直接或間接騷擾、接觸、通話或其他連絡行為。
- 三 命遷出住居所。
- 四 遠離住居所、工作場所、學校或其他特定場所。
- 五 命完成加害人處遇計畫：戒癮治療、精神治療、心理輔導或其他治療、輔導。

第五十一條

違反第四十一條第一項規定者，處新台幣六千元以上三萬元以下罰鍰。但醫事人員為避免被害人身體緊急危難而違反者，不罰。

違反第四十二條規定者，處新台幣六千元以上三萬元以下之罰鍰。

第七章 附則

第五十二條

警察機關執行保護令及處理家庭暴力案件辦法，由中央主管機關定之。

第五十三條

本法施行細則，由中央主管機關定之。

第五十四條

本法自公布日施行。

第二章至第四章、第五章第四十條、第四十一條、第六章自公布後一年施行。

家庭暴力防治法
中華民國 87 年（1998 年）6 月 24 日 總統公布

第 1 章 通則

第 1 条

この法律は、家庭の平和の促進、家庭暴力の防止及び被害者權益の保障を図ることを目的とする。

第 2 条

この法律において「家庭暴力」とは、家族成員の間において身体又は精神に不法な侵害を与える行為をいう。

この法律において「家庭暴力罪」とは、家族成員の間における故意の家庭暴力によって、他の法律に定める罪を犯すことをいう。

この法律において「騷擾行為」とは、すべての迷惑、恐喝、他人を輕蔑又は侮辱する言動、若しくは他人に恐怖を与えることをいう。

第 3 条

この法律において「家族成員」とは、次に掲げる各人員及びその未成年の子をいう。
配偶者又は前配偶者。

現在又は以前に事実上の夫婦の關係を有する者、家長尊属又は家族の關係を有する者。

現在又は以前に直系血族又は直系姻族である者。

現在又は以前に四親等内の傍系血族又は傍系姻族である者。

第 4 条

この法律において「主管機關」とは中央において、内政部家庭暴力防治委員會、省（市）において、省（市）政府、県（市）において、県（市）政府を指す。

第 5 条

内政部は家庭暴力防治委員會を設置しなければならない。その職掌は、次に掲げる各号である。

家庭暴力防止に関する法規及び政策を検討・立案すること。

家庭暴力防止事項を実施する関連機關の協議監督、考査をすること。

家庭暴力防止機構のサービスを向上させること。

国民に家庭暴力防止教育を行うこと。

被害者保護計画及び加害者処遇計画を調整すること。

行政及び民間の家庭暴力処理手続及び家庭暴力防止教育推進に協力すること。

家庭暴力に関する資料を作成し、それを裁判官、檢察官、警察官、医療關係者及びその他の政府機關の参考のため提供すること、又、被害者の身分について秘密を保持すること。

地方政府の家庭暴力防止業務の普及に協力し、指導及び補助すること。

前項第 7 号の資料の整備,管理及び使用方法については,中央政府主管機関が別に定めることとする。

第 6 条

家庭暴力防治委員会の主任委員は内政部長をもって充てることとする。民間団体代表,学者,専門家の比率は,委員総数の二分の一以下であってはならない。

家庭暴力防治委員会は専門の担当者を配置し家庭暴力に関する業務の処理を行わなければならない。その組織規程は,中央機関が定めることとする。

第 7 条

各地方政府は,家庭暴力防治委員会を設置しなければならない。その職掌は,次に掲げる各事項である。

家庭暴力防止の法規及び政策を研究し且つ立案すること。

関連機関の家庭暴力防止事項の執行について,これを調整,監督,考査すること。

家庭暴力防止に関わる機構のサービスを向上させること。

国民に家庭暴力防止教育を行うこと。

被害者保護計画及び加害者処遇計画を調整すること。

行政及び民間の家庭暴力処理手続及び家庭暴力防止教育の整備に協力すること。

家庭暴力に関する資料を作成し,裁判官,検察官,警察官,医療関係者及びその他の政府機関の参考のため提供し,また被害者の身分について秘密を保持すること。

前項の家庭暴力防治委員会の組織規程は,地方政府が定めることとする。

第 8 条

各地方政府は家庭暴力防止センターを設置し,警察,教育,衛生,社会福祉,戸籍,司法などの関連機関と共同で次に掲げる各事項を行い,被害者権益を保護し,家庭暴力事件の発生を防止する。

専用ダイヤル 24 時間電話サービス。

被害者にカウンセリング,職業指導,住宅援助,一時保護及び法律扶助を推供すること。

被害者に 24 時間緊急救援活動を提供すること,被害者の診療を援助し,また被害の証拠を収集すること。

加害者の追跡指導を仲介すること。

被害者及び加害者の心身の治療を仲介すること。

各種教育,訓練及び宣伝を普及すること。

その他の家庭暴力防止に関連する措置を行うこと。

前項に掲げる救援センターは,独白に又は性侵害防止センターと合併して設立することができる。同センターにはソーシャルワーカー,警察,医療,及びその他の専門家を配置しなければならない。その組織規程は,地方主管機関が定めることとする。

第2章 民事保護命令

第9条

保護命令は、「通常保護命令」及び「一時保護命令」とする。

被害者、検察官、警察機関又は直轄市、県（市）主管機関は裁判所に保護命令を請求することができる。

被害者が未成年、心身の障害を有する者又は代理人を委任することが困難な事情がある場合は、その法定代理人、三親等内の血族又は姻族が裁判所に保護命令を請求することができる。

第10条

保護命令の申立ては、被害者の住居、相手方の住居又は家庭暴力が発生した地の裁判所の管轄とする。

第11条

保護命令の申立ては、書面でしなければならない。但し、被害者に家庭暴力危害を与えられる虞があり、且つその危害が切迫した場合は、検察官、警察機関又は直轄市、県（市）主管機関は、口頭、ファクシミリ又はその他の送信方法によって保護命令を申し立てることができる。なお、夜間又は休日でも保護命令を申し立てることができる。

前項の申立てには、申立人又は被害者の住居を記載せず、送達先のみ記載する。

裁判所は、管轄地を定めるために、被害者の住居所を調査することができる。申立人又は被害者が被害者の住居所を秘密にすることを要求する場合は、裁判所は、秘密方式で尋問を行わなければならない。尋問の記録及び関連資料等の書類は密封し、その閲覧を禁止する。

第12条

保護命令事件は非公開とする。

裁判所は職権によって証拠を調べることができる。必要な場合は、個別尋問を行うことができる。

裁判所は審理を終結する前に、直轄市、県（市）主管機関又は社会福祉機関の意見を聴取しなければならない。

保護命令事件は、調停又は和解手続を行うことができない。

裁判所は、当事者がほかの事件の捜査又は訴訟に係属していることを理由にして、保護命令を発することを遅延させることができない。

第13条

裁判所は「通常保護命令」の申立てを受理した後、申立てが違法である場合直ちにこれを却下する場合を除き、速やかに審理手続を行わなければならない。

裁判所は審理を終結した後、家庭暴力の事実があり、かつ必要と認める場合は、請求又は職権によって、次に掲げる各項の「通常保護命令」を発する。

相手方に、被害者又はその特定の家族成員に対する家庭暴力を禁止すること。

相手方に、直接又は間接に被害者に対する騒擾行為、電話、通信又はその他の必要がない連絡行為を行うことを禁止すること。

相手方に、被害者の住居からの転出を命令すること。なお、必要と認める場合は、相手方に当該不動産の処分又はその他の仮処分を禁止すること。

相手方に対して、次に掲げる「特定の場所」に近づかないように命令すること。被害者の住居、学校、職場、又はその他の被害者若しくはその特定の家族成員が常に出入りする場所。

自動車、バイク及びその他の個人生活上、職業上又は教育上の必要品の使用権を定めること、必要な場合は、その交付を命令すること。

未成年の子に対する権利義務の行使又は負担は、当事者の一方又は双方によって、一時的に共同でその行使又は負担の内容及び方法を行うことを定める。必要と認める場合には、子を引き渡すことを命令すること。

相手方とその未成年の子の面会及び交流方法を定めること。必要な場合は、その面会交流を禁止すること。

相手方に、被害者の住居の家賃又は被害者及びその未成年の子に対する養育費の給付を命令すること。

相手方に、被害者又は特定の家族成員の医療、ケア、シェルター又は財物の損害などに支出した費用の交付を命令すること。

相手方に以下に掲げる加害者の処遇計画を命令すること：薬物治療、精神治療、カウンセリング又はその他の治療、補導。

加害者に相当な弁護士費用の負担を命令すること。

その他の被害者又はその特定の家族成員を保護するための必要な措置を命令すること。

第 14 条

「通常保護命令」の有効期間は 1 年以下とし、発令時から有効とする。

「通常保護命令」が失効する前に、当事者及び被害者は裁判所にその取消し、変更又は延長を請求することができる。延長期間は、1 年以下とし、延長回数は、1 回に限るものとする。

「通常保護命令」に定める命令は、満期となる前に裁判所のほかの判決が確定した場合は、その効力は失われる。

第 15 条

裁判所は被害者を保護するため、審理手続を経ず又は審理を終結する前に、申立てによって「一時保護命令」を発することができる。

裁判所は「一時保護命令」を発する場合は、申立て又は職権によって第 13 条第 2 項第 1 号から第 6 号まで及び第 12 号の命令を発する。

裁判所は第 11 条第 1 項但書の「一時保護命令」の申立てを受理した後、警察官が法廷に出頭し又は電話で家庭暴力の事実を陳述することによって、被害者が家庭暴力を受ける虞があり、かつ事態が緊急であると認める場合は、正当な理由のある場合を除き、4 時間以内に書面で「一時保護命令」を発しなければならない。この命令はファクシミリ又はその他科学設

備で警察機関に送信することができる。

申立人は「通常保護命令」を請求する前に「一時保護命令」を請求することとし、これを裁判所が発することを認めた場合は、通常保護命令を請求したものと見なす。

「一時保護命令」は発令の時から有効とし、裁判所が審理を終結し「通常保護命令」を発布した場合若しくは申立てを撤回した場合はその効力を失う。

「一時保護命令」の失効の前に、裁判所は当事者及び被害者の申立て又は職権によってこれを取り消し又は変更することができる。

第 16 条

相手方に被害者の住居から退去すること又は被害者から離れることを命令する保護命令は、加害者が退去せず又は離れないことに被害者が同意したときもその効力を失わない。

第 17 条

第 15 条第 3 項の情況を除き、保護命令は発令後 24 時間以内に当事者、被害者、警察機関及び県（市）主管機関に送達しなければならない。

直轄市、県（市）主管機関は各裁判所が発した保護命令を登録しなければならない。これを常に裁判所、警察機関及びその他政府機関の閲覧に供する。

第 18 条

裁判所は、被害者又は証人が出頭する際に安全な環境および設備を提供しなければならない。

第 19 条

保護命令の規定に対しては、特別規定のあるときを除き、抗告することができる。

保護命令の手続は、本章において別に規定するときを除き、非訟事件法に関する規定を準用することとする。非訟事件法に規定がない場合は、民事訴訟法に関する規定を準用することとする。

第 20 条

保護命令の施行は、警察機関が行う。但し、金銭給付の保護命令はこれを執行名義として、裁判所に強制執行を請求することができる。

警察機関は、保護命令により、被害者が被害者又は相手方の住居における安全を保護し、被害者が住居、自動車・バイク又はその他の個人生活上、職業上又は教育上の必要な品を安全に占有することを確保する。

当事者又は利害関係を有する者は、警察機関が執行する保護命令の内容に異議がある場合は、保護命令が失効する前に、保護命令を発した裁判所に異議の申立てを行うことができる。

異議の申立てを行う手続に関しては、強制執行法の規定を準用する。

第 21 条

外国裁判所の家庭暴力に関する保護命令は、申立てによって中華民国裁判所の認定を裁定してから、それを執行することができる。

当事者が、裁判所の認定があった外国裁判所の家庭暴力に関する保護命令を請求した場合、

民事訴訟法第 402 条第 1 号から第 3 号に定める状況の一に該当する場合は、裁判所はその請求を却下しなければならない。

外国裁判所の家庭暴力に関する保護命令は、それを発する他国は中華民国裁判所の保護命令を認めない場合は、裁判所はその申立てを却下することができる。

第 3 章 刑事手続

第 22 条

警察官は、家庭暴力罪又は保護命令違反の現行犯を発見したときは、直ちに逮捕しなければならない。このときは刑事訴訟法第 92 条により処理する。

現行犯でない場合は、警察官は、その者が家庭暴力罪を犯した疑いが重大であり、かつ、家族成員の生命、身体又は自由を継続的に侵害する虞があり、かつ刑事訴訟法で定める令状によらない逮捕要件を充す場合は、令状がなくして直ちに逮捕することができる。被疑者を逮捕した後、できる限り速やかに検察官に逮捕状を発することを求めなければならない。検察官が逮捕状を発しない場合は、直ちにその者を釈放しなければならない。

第 23 条

家庭暴力罪を犯し又は保護命令罪に違反した被告人は、検察官又は裁判官の尋問を受けた後、勾留される必要がないと判断され、保釈、住居の制限又は釈放を言い渡されたときは、次に掲げる各号の一又は数号の条件に付し、これを遵守しなければならない。

家庭暴力行為を禁止すること。

被害者の住居からの転出。

被害者に対する直接又は間接の騷擾行為、電話等の接触行為又はその他連絡行為の禁止。

その他の被害者の安全を保護するための措置。

検察官又は裁判所は当事者の申立て又は職権により前項に定める条件を取り消し、又はこれを変更することができる。

第 24 条

被告は、検察で一又は裁判所が前条の第 1 項の規定に付する条件に違反した場合は、検察官又は裁判所は原処分を取り消し、ほかに適当な処分を与える。保証金を納付した場合は、それを没収することができる。前項の場合、取調べ中に、検察官は裁判所に加害者の勾留を請求することができる。公判中に、裁判所は勾留を命令することができる。

第 25 条

第 23 条、第 24 条第 1 項の規定は、勾留中の被缶人に対して、裁判所が勾留執行停止命令の決定をした場合、これを準用する。

勾留執行停止をされた被告人が、裁判所が前項規定によって付する釈放の条件に違反した場合は、裁判所は勾留の必要があると認めるときは、その再執行を命令することができる。

第 26 条

検察官又は裁判所は、第 23 条第 1 項及び前条第 1 項により付する条件の処分又は裁定をする場合は、書面でこれをしなければならない。これは被告及び被害者に送達する。

第 27 条

警察官は、被告人が第 23 条第 1 項、第 25 条第 1 項の規定により検察官又は裁判所が付する条件に違反したことを発見した場合は、直ちに検察官又は裁判所に報告しなければならない。第 22 条の規定は本条にこれを準用する。

第 28 条

家庭暴力罪及び保護命令違反罪の告訴は、代理人を委任して行うことができる。但し、検察官又は裁判所が必要と認めるときは、本人の出頭を命令することができる。

知的障害者又は 16 歳以下の被害者に対する尋問又は質問は、申立て又は職権により法廷外で行い、又は適当な隔離装置を用いること。被害者が本項の状況に従って述べた陳述は証拠として用いることができる。

第 29 条

家庭暴力罪又は保護命令違反罪についての起訴状、不起訴処分書、裁定書又は判決書は被害者に送達しなければならない。

第 30 条

家庭暴力罪を犯し又は保護命令に違反して刑の執行猶予の宣告を言い渡された者は、執行猶予期間中保護観察に付する。

裁判所は、前項の刑の執行猶予を宣告する際、被告人に執行猶予付き保護観察期間中に次に掲げる各号の事項の遵守を命令することができる。

家庭暴力行為の禁止。

被害者の住居からの転出。

被害者に対する直接又は間接の嫌がらせ、接触、電話又はその他の連絡行為の禁止。

加害者処遇計画を受けることを命令する：薬物治療、精神治療、カウンセリング又はその他の治療、指導。

その他の被害者又はその特定の家族成員の安全を保護すること、又は更生保護に関する事項。

裁判所は、第 1 項の刑の執行猶予の宣告を言い渡す際は、直ちに被害者若しくはその居住地区の警察機関に知らせなければならない。

保護観察を受ける被告人が、第 2 項の保護観察事項に違反し、かつその情状が重大である場合は、刑の執行猶予を取り消すこととする。

第 31 条

前条の規定について、受刑者を仮出獄保護観察に付する定めを準用する。

第 32 条

検察官又は裁判所は、第 23 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 2 項又は前条の規定に付

する条件により,司法警察員を指揮し執行する事ができる。

第 33 条

政府機関は,家庭暴力罪又は保護命令違反罪の受刑者処遇計画を制定しかつそれを執行しなければならない。

前項の計画を定立及び執行する人員は,家庭暴力予防教育及び訓練を受けなければならない。

第 34 条

刑務所長官は,家庭暴力罪又は保護令罪違反した受刑者の(刑務所)出所日又は受刑者が逃走した事実を被害者に知らせなければならない。但し,被害者の所在が不明である場合は,この限りでない。

第 4 章 父母子と和解調停手続

第 35 条

裁判所は,法律に従って,未成年の子の権利義務を行使する者あるいは負担する者を定めるとき,あるいは変更するとき,家庭暴力を起こした者,暴力をふるうおそれのある者が,子の権利義務を行使し負担することが,子の利益にならないと判断することができる。

第 36 条

裁判所は,法により未成年子女のために権利義務の行使又それを負う者を選任又は改めた後又は面会方法に関する審判を下した後に家庭暴力が発生した場合は,裁判所が子の最善の利益を前提として被害者,未成年の子,主管機関,社会福祉機関又は利害関係人の申立てによって権利義務の行使又は負担する者を変更する。

第 37 条

裁判所は法により家庭暴力加害者がその未成年の子と面会,交流することを許可する場合は,関連子女及び被害者の安全を斟酌し,下に掲げる各号の命令をしなければならない。

特定かつ安全な場所に子を引き渡すことを命令する。

第三者又は機関団体が面会交流を監督することを命令し,且つ面会交流する際に加害者が遵守すべき事項を定めること。

面会を条件として加害者に加害者処遇計画又はその他特別に定める指導をすることを命令する。

加害者に面会の費用を負担することを命令する。

宿泊を伴う面会を禁止する。

加害者に定刻通りかつ安全に子を引き渡すことを証明する保証金を納付することを命令する。

その他の子,被害者又はその他の家族成員の安全を保護する条件。

裁判所は前項の命令に違反した場合,又は面会を許した場合は,被害者又はその子の安全

を確保することができない場合は、申立て又は職権によってその面会を禁止することができる。前項の第6号の命令に違反した場合は、保証金を没取することができる。

裁判所は、必要な場合は、関連機関又は人員に被害者又はその子の住居に関して秘密を保持することを命令する。

第38条

各直轄市及び県(市)政府は未成年子面会センターを設置し、又はその設置を委託しなければならない。

前項の面会センターは、家庭暴力安全及び防御訓練を受けた人員を配しなければならない。その設置方法及び面会の監督及び子の引き渡し手続は、各直轄市及び県(市)主管機関が別に定めることとする。

第39条

裁判所は訴訟又は調停手続中に家庭暴力があることを認める場合は和解又は調停を行うことができない。但し次に掲げる各状況の一に当たる場合は、この限りでない。

和解又は調停を行う者は家庭暴力防止の訓練を受けた者が、且つ被害者の安全を確保する方法として和解又は調停を行うこと。

被害者が補助人を選任し和解又は調停に参加すること。

その他の和解又は調停を行う者は被害者が加害者からの脅迫を受けない事ができることを認める手続。

第5章 予防と治療

第40条

警察は家庭暴力事件を処理する際に、必要な場合は次に掲げる方法をとって、被害者を保護し家庭暴力の発生を防止する。

裁判所が第15条第3項の「一時保護命令」を発する前に、被害者の安全をその住居において守ること、又はその他の被害者及びその家族成員を保護するため必要且つ安全な方法をとること。

被害者及びその子女をシェルター又は医療機関まで安全に送り届けること。

被害者を被害者又は加害者の住居にまで安全に送り届け、被害者が保護命令に定める個人生活上、職業上又は教育上の必要な品を安全に占有することを確保すること。

被害者に権利、救済方法及び、福祉サービスを行使することができることを告知すること。

警察は、家庭暴力事件を処理する際、書面による記録を作らなければならない、その構成は、
中 央 警 政 機 関 が 定 め る こ と と す る 。

第41条

医療、ソーシャルワーカー、カウンセラー、教育、保育、警察及びその他家庭暴力防止にあたる人員は、職務を執行する際に家庭暴力犯罪の嫌疑者がいることを知った場合は、現地の主管

機関に通報しなければならない。

前項の通報者の身分、資料の秘密は保持しなければならない。

主管機関は通報を受理した後、必要なときには、自ら又はその他の機関又は家庭暴力防止に関する機関に委託し、訪問、調査を行う。

主管機関又は委託を受けた機関、機構又は団体は、訪問、調査を行うときに、警察、医療、学校又はその他関連ある機関又は機構の協力を求める。請求を受けた機関又は機構はそれに協力しなければならない。

第 42 条

病院、診療所は、家庭暴力の被害者に対して、正当な理由なくその診療及び身体診断書の作成を断ることができない。

第 43 条

衛生主管機関は、家庭暴力防止に関する衛生教育の宣伝計画を定立し及びそれを普及させなければならない。

第 44 条

直轄市及び県(市)政府は、家庭暴力被害者に関する権益、救済及びサービスについての資料を制作し、それを被害者に閲覧させ、又は医師医療機構及び警察機関が使用するために提供する。

医師は、医療業務を執行する際に、該当患者が家庭暴力の被害者であることを知った場合は、前項の資料を患者に交付しなければならない。

第 1 項の資料にシェルターの住所を記載しないこと、。

第 45 条

中央衛生主管機関は、家庭暴力加害者処遇計画規範を定立する。その内容は、次に掲げる各事項を含む。

処遇計画を評定する規準。

司法機関、家庭暴力被害者保護計画を執行する機関(機構)と加害者処遇計画を執行する機関(機構)の間の連携及び評価制度。

執行機関の資格。

第 46 条

加害者処遇計画の執行機関は、次に掲げる各項を行うことができる。

加害者が処遇を受けていることを被害者及びその弁護人に告知すること。

加害者がその他の機構で受ける処遇に関する資料を調査すること。

加害者の資料を司法機関、刑務所刑務委員会、家庭暴力防治センター及びその他の該当機関に告知すること。

加害者処遇計画を執行する機関(機構)は、加害者の恐喝、暴行、計画を守らない等の行為を該当機関に通知しなければならない。

第 47 条

直轄市,県(市)政府は,医療機構及び戸籍機関に家庭暴力防止に関する資料を提供しなければならない。これは医療機構及び戸籍機関が新生児の父母,未成年者の入院患者の父母,結婚登記を登録する新婚夫婦及び出生登記を登録する人のために提供する。

前項の資料の内容には,家庭暴力が子及び家庭に対する影響及び家庭暴力防止に関するサービスなどの事項が含まれていなければならない。

第 48 条

社会行政主管機関は,ソーシャルワーカー及び保育職に家庭暴力防止に関する在職教育を行わなければならない。

警察主管機関は,警察人員に家庭暴力防止に関する在職教育を行わなければならない。

司法法院及び法務部は関連司法に家庭暴力の防止に関する在職教育を行わなければならない。

衛生主管機関は,関連医療団体が医療人員に家庭暴力の防止に関する在職教育を行うよう指導し又は促さなければならない。

教育主管機関は,学校の指導,行政,教師及び学生に家庭暴力の防止に関する在職教育及び学校教育を行わなければならない。

第 49 条

各小、中学校に各学年ごとに家庭暴力の予防に関する課程を設けなければならない。

第 6 章 罰則

第 50 条

第 13 条,第 15 条に規定した以下の命令に違反した者は,保護命令違反罪として,3 年以下の有期懲役,または拘留,もしくは新台湾元 10 万元以下の罰金を併科することができる。

家庭暴力を行うことの禁止。

直接あるいは間接の騷擾,接触,電話あるいはその他の連絡行為の禁止。

住居の転出命令。

住居,勤務先,学校あるいは特定の場所からの隔離。

加害者処遇プログラムの達成:中毒治療,精神治療,カウンセリング,あるいはその他の治療および指導等。

第 51 条

第 41 条第 1 項の規定に違反した者は,新台湾元 6 千元以上 3 万元以下の罰金に処す。但し,医療機関に属する者は,被害者の身体的緊急危機を回避するために行った場合にやむをえず違反した場合にはこれを罰しない。

第 42 条の規定に違反したときは,これを新台湾元 6 千以上 3 万元以下の罰金に処す。

第 52 条

警察機関が執行する保護命令および家庭暴力事件を処理する方法は,中央主管機関が定め

る。

第 53 条

本法の施行細則は,中央主管機構が定める。

第 54 条

本法は公布の日より施行する。

第 2 章ないし第 4 章及び第 5 章第 40 条,第 41 条,第 6 章の規定は公布の 1 年後に施行する。

(出典: 戒能民江編「ドメスティック・バイオレンス防止法」尚学社)

第十二章 保安処分

第八六条 十四歳未満であるために罰しない者に対しては、感化教育施設に送致して感化教育を施すことができる。

①十八歳未満であるためにその刑を減輕した者に対しては、刑の執行完了後又は赦免後、感化教育施設に送致して感化教育を施すことができる。但し三年以下の懲役、拘留、又は罰金を宣告したときは、執行前にこれを行うことができる。

②感化教育期間は、三年以下とする。

③前二項但書の場合に、感化教育の執行によって刑の執行を免すことができる。

第八七条 心神喪失のために罰しない者に対しては、適当な場所に收容して監護を施すことができる。

②精神耗弱又は智力、言語に障害があるためにその刑を減輕した者に対しては、刑の執行完了後又は赦免後に、適当な場所に收容して監護を施すことができる。

③前二項の処分の期間は、三年以下とする。

第八八条 阿片を吸食し又はモルヒネを注射し、若しくはコカイン、ヘロイン又はその化合物質使用の罪を犯した者に対しては、適当な場所に收容して禁絶処分を施すことができる。

②前項の処分は、刑の執行前に行う。その期間は、六箇月以下とする。

③禁絶処分の執行によって法院が刑の執行を要しないと認めるときは、その刑の執行を免すことができる。第八九条 面乱によって罪を犯した者に対しては、刑

の執行完了又は赦免後、適当な場所に收容して禁絶処分を施すことができる。

④前項の処分期間は、三箇月以下とする。

第九〇条 犯罪の習慣又は犯罪の常習者若しくは放蕩、怠惰が習癖となつて罪を犯した者に対しては、刑の執行完了又は赦免後、労働施設に送致して強制作業をさせることができる。

②前項の処分期間は、三年以下とする。

第九一条 第二百八十五条の罪を犯した者に対しては、適当な施設に送致して強制的に治療することができる。

②前項の処分は、刑の執行前に行う。その期間は、治療の時までとする。

第九二条 第八十六条乃至第九十条の処分は、その情況に照し保護観察を以て代へることができる。

②前項の保護観察期間は、三年以下とする。それが効果を収めることができなるときは、何時でも取り消してなお原処分を執行することができる。

第九三条 執行猶予の宣告を受けた者に対しては、猶予期間内に保護観察に付すことができる。

②前二項の場合に、保護観察規則に違反してその情状が重大であるときは、執行猶予の宣告又は仮出獄を取り消すことができる。

第九四条 保護観察は、警察官署、自治団体、慈善団体本人の最も近い親族又はその他適当な者が行う。

第九五条 外国人が有期懲役以上の刑の宣告を受けたときは、刑の執行完了又は赦免後に強制退去させることができる。

第九六条 保安処分は、裁判の時に併せて宣告する。但し仮出獄又は刑の赦免後に保安処分に付したときは、この限りでない。

第九七条 第八十六条乃至第九十条及び第九十二条の規定によって宣告した保安処分の期間満了時に撤廃して執行を免すことができるときは、法院は、その処分を免すことができると認めるときは、若し延長の必要があると認めるときは、法院は、法定期間の範囲内において酌量して延長することができる。

第九八条 第八十六条、第八十七条、第八十九条及び

第九十条の規定によって宣告した保安処分は、刑の執行完了又は赦免後において執行の必要がないと認めるときは、法院は、その処分の執行を免すことができる。第九九条 第八十六条乃至第九十一条の保安処分は、執行すべし日から三年を経過して執行しないときは、法院の許可を得なければ執行することができない。

第二百五十二條

案件有左列情形之一者，應為不起訴之處分：

- 一 曾經判決確定者。
- 二 時效已完成者。
- 三 曾經大赦者。
- 四 犯罪後之法律已廢止其刑罰者。
- 五 告訴或請求乃論之罪，其告訴或請求已經撤回或已逾告訴期間者。
- 六 被告死亡者。
- 七 法院對於被告無審判權者。
- 八 行為不罰者。
- 九 法律應免除其刑者。
- 一〇 犯罪嫌疑不足者。

第二百五十三條

第三百七十六條所規定之案件，檢察官參酌刑法第五十七條所列事項，認為以不起訴為適當者，得為不起訴之處分。

第二百五十三條之一

被告所犯為死刑、無期徒刑或最輕本刑三年以上有期徒刑以外之罪，檢察官參酌刑法第五十七條所列事項及公共利益之維護，認以緩起訴為適當者，得定一年以上三年以下之緩起訴期間為緩起訴處分，其期間自緩起訴處分確定之日起算。

追訴權之時效，於緩起訴之期間內，停止進行。

刑法第八十三條第三項之規定，於前項之停止原因，不適用之。

第三百二十三條第一項但書之規定，於緩起訴期間，不適用之。

第二百五十三條之二

檢察官為緩起訴處分者，得命被告於一定期間內遵守或履行左列各款事項：

：

- 一 向被害人道歉。
- 二 立悔過書。
- 三 向被害人支付相當數額之財產或非財產上之損害賠償。
- 四 向公庫或指定之公益團體、地方自治團體支付一定之金額。

五 向指定之公益團體、地方自治團體或社區提供四十小時以上二百四十小時以下之義務勞務。

六 完成戒癮治療、精神治療、心理輔導或其他適當之處遇措施。

七 保護被害人安全之必要命令。

八 預防再犯所為之必要命令。

檢察官命被告遵守或履行前項第三款至第六款之事項，應得被告之同意；第三款、第四款並得為民事強制執行名義。

第一項情形，應附記於緩起訴處分書內。

第一項之期間，不得逾緩起訴期間。

第二百五十三條之三

被告於緩起訴期間內，有左列情形之一者，檢察官得依職權或依告訴人之聲請撤銷原處分，繼續偵查或起訴：

一 於期間內故意更犯有期徒刑以上刑之罪，經檢察官提起公訴者。

二 緩起訴前，因故意犯他罪，而在緩起訴期間內受有期徒刑以上刑之宣告者。

三 違背第二百五十三條之二第一項各款之應遵守或履行事項者。

檢察官撤銷緩起訴之處分時，被告已履行之部分，不得請求返還或賠償。

司法院 <http://wjirs.judicial.gov.tw/jirs/rule.asp> より入手可能

家庭暴力加害人處遇計畫規範

民國90年02月01日衛署醫字第090000五六五三號修正公告

第一章 總則

一、本規範依家庭暴力防治法（以下簡稱本法）第四十五條規定訂定之。

二、本規範所稱處遇計畫，指下列各款之治療或輔導：

- (一) 戒癮治療。
- (二) 精神治療。
- (三) 心理輔導。
- (四) 其他治療與輔導。

前項第四款所稱輔導，包括認知教育輔導。

三、本規範所稱處遇計畫執行機構（以下簡稱執行機構），指下列之機構：

(一) 經中央衛生主管機關醫院評鑑合格之醫學中心、區域醫院、精神科醫院、設有精神科病房之地區醫院。

(二) 直轄市、縣（市）社區性心理衛生中心(以下簡稱心理衛生中心)。

(三) 經直轄市、縣（市）政府指定之相關機構、團體或專業人員（以下簡稱指定之執行機構）。

四、經中央衛生主管機關醫院評鑑合格之醫學中心、區域醫院、精神科醫院、設有精神科病房之地區醫院，得施行下列各款之處遇計畫：

- (一) 戒癮治療。
- (二) 精神治療。
- (三) 心理輔導。
- (四) 其他治療與輔導。

五、心理衛生中心及指定之執行機構，得施行下列各款之處遇計畫：

- (一) 心理輔導。
- (二) 其他輔導。

六、執行機構施行加害人處遇計畫之心理輔導或其他輔導，除指定之執行機構外，必要時得委託相關機構、團體或專業人員為之。

七、加害人處遇計畫之內容，得參酌下列標準決定之：

- (一) 相對人有酗酒或濫用藥物之行為者。
- (二) 相對人罹患精神疾病或疑似罹患精神疾病者。
- (三) 相對人對被害人慣行施予暴力行為者。
- (四) 相對人對被害人施予暴力行為情節嚴重者。

第二章 相對人鑑定

八、直轄市、縣（市）政府家庭暴力防治中心（以下簡稱防治中心）應成立相對人鑑定小組(以下簡稱鑑定小組)，依法院囑託鑑定相對人有無施以處遇計畫之必要。

前項鑑定小組由下列人員組成：

- (一) 精神科專科醫師。
- (二) 心理工作人員。
- (三) 社會工作人員、少年調查官、少年保護官或觀護人。

第一項鑑定，應由地方政府編列預算辦理之。

九、防治中心對於法院之囑託鑑定，應指定鑑定小組成員一人至三人為之，並檢視下列資料；其資料不全者，應請法院或相關機關提供：

- (一) 民事保護令聲請書狀影本。
- (二) 警察機關處理家庭暴力案件調查紀錄表影本。
- (三) 警察機關處理家庭暴力案件現場報告表影本。
- (四) 防治中心訪視會談記錄表影本。
- (五) 被害人驗傷診斷證明書或驗傷單影本。
- (六) 判決書(緩刑或假釋者)。
- (七) 危險評估量表。
- (八) 相對人前科資料(無前科者免提)。
- (九) 其他相關資料。

十、相對人不依指定期日接受鑑定時，防治中心應即通知囑託法院。

十一、鑑定人員應依相對人之身心狀況，視其有無精神異常、酗酒、濫用藥物、人格違常或行為偏差等及其與家庭暴力有無因果關係，鑑定相對人應否接受戒癮治療、精神治療、心理輔導或其他治療、輔導，並作成處遇計畫建議書。

十二、法院檢送相對人相關資料，囑託進行書面鑑定者，防治中心應即指定鑑定人員進行書面審查，作成處遇計畫建議書。

十三、警察機關接獲命相對人接受鑑定之暫時保護令時，應命相對人確實遵行。

十四、防治中心應於鑑定之日起七日內，將處遇計畫建議書送交囑託法院。

第三章 加害人處遇計畫

十五、加害人經法院裁定命完成處遇計畫者，應依裁定所定期日至指定之警察機關報到，接受處遇計畫之執行安排。防治中心接獲前項裁定後，應即安排適當之執行機構及開始接受治療或輔導之期日，並通知警察機關、執行機構、被害人及其辯護人或執行保護管束之地方法院檢察署。

加害人未依前二項期日報到者，警察機關或執行機構應即通知防治中心。

十六、執行機構執行加害人處遇計畫時，應擬訂適當之治療或輔導計畫。

十七、執行機構認加害人處遇計畫有延長、縮短其期間或變更內容之必要者，應敘明理由及建議意見，通知防治中心。

十八、防治中心接獲前項通知，應即通知當事人及被害人，得依本法第十四條第二項規定向法院聲請撤銷、變更或延長通常保護令。

十九、加害人有接受處遇計畫之意願且經主管機關調查認定其確屬經濟困難者，得依規定向

地方政府申請補助處遇計畫部分費用。

二十、加害人有恐嚇、施暴或未遵守治療、輔導計畫者，執行機構應即以書面通知防治中心。

二十一、防治中心接獲執行機構通知加害人有本法第四十六條第二項所定情事或不依規定接受處遇計畫或接受時數不足時，應即通知警察機關或地方法院檢察署。

二十二、加害人處遇計畫完成後，執行機構應於十日內將執行情形通知防治中心。

第四章 附則

二十三、防治中心辦理加害人處遇計畫業務，應置專責人員，負責聯絡、協調及建立個案檔案資料。

前項專責人員之姓名、聯絡電話應知會法院、地方法院檢察署、警察機關及執行機構。

執行機構辦理加害人處遇計畫，應置聯絡人，並知會防治中心。

二十四、加害人依本法第三十條第二項及第三十一條規定保護管束裁定應接受之處遇計畫，適用本規範之規定。

家庭暴力加害者の処遇計画に関する規範(仮訳)

第1章 総則

- 1 本規範は、家庭暴力防止法(以下「本法」という。)第45条の規定により定める。
 - 2 本規範において処遇計画とは、下記の治療あるいは療法をいう。
 - 一 嗜癮治療
 - 二 精神治療
 - 三 心理療法
 - 四 その他の治療及び療法前第四号の治療及び療法には、認知教育療法を含む。
 - 3 本規範において処遇計画執行機構(以下「執行機構」という。)とは、下記の機構をい
 - 一 中央衛生主管機関による病院評価に合格した医療センター、広域病院、精神科病院、精神科の病棟を有する地区病院
 - 二 直轄市、県(市)心理衛生センター(以下「心理衛生センター」という。)
 - 三 直轄市、県(市)政府が指定する相当の機構、団体あるいは専門家(以下「指定の執行機関」という。)
 - 4 中央衛生主管機関による病院評価に合格した医療センター、広域病院、精神科病院、精神科の病棟を有する地区病院は、下記の処遇計画を実施することができる。
 - 一 嗜癮治療
 - 二 精神治療
 - 三 心理療法
 - 四 その他の治療及び療法
 - 5 心理衛生センター及び指定の執行機構は、下記の処遇計画を実施することができる。
 - 一 心理療法
 - 二 その他の治療及び療法
 - 6 加害者処遇計画の心理療法あるいはその他の療法を実施する執行機構は、指定の執行機構を除くほか、必要なときは、相当の機構、団体あるいは専門家に委託することができる。
 - 7 加害者処遇計画の内容は、下記を標準として参酌し、これを決定することができる。
 - 一 アルコール中毒あるいは薬物乱用の行為者である対象者
 - 二 精神病に罹患し、あるいは精神病の罹患が疑われる対象者
 - 三 被害者に対して習慣的に暴力を振るう対象者
 - 四 被害者に対して重大な暴力を振るう対象者
- ### 第二章 対象者の鑑定
- 8 直轄市、県(市)の家庭暴力防止センター(以下「防止センター」という。)が編成す

る対象者の鑑定班は、裁判所の囑託により、対象者に処遇計画を施す必要性の有無を鑑定する。

前項の鑑定班は、下記の人員構成による。

- 一 精神科の専門医
- 二 セラピスト
- 三 ソーシャルワーカー、少年調査官、少年保護官あるいは観護人

第一項の鑑定は、地方政府が編成する予算で、これを弁じるものとする。

9 防止センターは、裁判所の囑託鑑定に対し、鑑定班の構成員として一人から三人を指定するものとし、下記の資料を点検し、その資料が揃わない者については、裁判所あるいは相当の機関に提供を求めるものとする。

- 一 民事保護令の請求書の写し
- 二 警察機関が処理した家庭暴力案件の調査記録の写し
- 三 警察機関が処理した過程暴力案件の現場報告の写し
- 四 防止センターに訪れて相談した記録の写し
- 五 被害者の受傷した診断証明書あるいは受傷カルテの写し
- 六 判決書(執行猶予者あるいは仮釈放者)
- 七 危険性評価カード
- 八 対象者の前科資料(無前科者は提出不用)
- 九 その他関係資料

10 対象者が指定期日に鑑定を受けなかったときは、防止センターはただちに囑託裁判所に通知するものとする。

11 鑑定人は、対象者の心身の状況により、その精神異常、アルコール中毒、薬物乱用、性格異常、行為障害等の有無及びそれが与える家庭暴力との因果関係の有無をみて、嗜癮治療、精神治療、心理療法あるいはその他治療・療法の受けるか否かについて、対象者を鑑定し、並びに、処遇計画の提案書を作成する。

12 裁判所は、対象者の関係資料を送り、書面鑑定者に進行を囑託する。防止センターは、ただちに鑑定人を指定して書面審査を進行させ、処遇計画の提案書を作成する。

13 警察機関は、対象者が鑑定の暫時保護令を受けたときは、確実に遵守させるものとする。

14 防止センターは、鑑定の日から起算して七日以内に、処遇計画の提案書を囑託裁判所に送付する。

第三章 加害者処遇計画

15 加害者で裁判所の裁定によって処遇計画の完遂を命じられた者は、裁定による所定期日までに指定の警察機関に出頭し、処遇計画の執行日程を受け取る。

防止センターは、前項の裁定を受けた後、直ちに適当な執行機関及び治療あるいは療法の開始期日を調整し、並びに、警察機関、執行機構、被害者及びその弁護人あるいは

保護観察を執行する地方検察署に通知する。

加害者が前二項の期日に出頭しなかった場合は、警察機関あるいは執行機構がただちに防止センターに通知する。

16 執行機構は、加害者処遇計画を執行するときは、適当な治療あるいは療法の計画を検討するものとする。

17 執行機構が加害者処遇計画の延長、その期間の短縮あるいは内容の変更の必要を認めた場合は、理由及び提案意見を明らかにして、防止センターに通知するものとする。

18 防止センターが前項の通知を受け取ったら、ただちに当事者及び被害者に通知し、本法第 14 条第 2 項の規定により、裁判所に対し解除あるいは処遇計画の変更を請求するものとする。

19 加害者で処遇計画を受ける意志があり、かつ、主管機関が調査して経済的に困難であると認定した者は、規定により、地方政府に処遇計画の一部費用の補助を申請することができる。

20 加害者がおどしをしたり、暴力を振るったり、あるいは治療や療法計画を遵守しない場合は、執行機構がただちに書面をもって防止センターに通知するものとする。

21 執行機構の通知を受けた防止センターは、加害者に本法第 46 条第 2 項所定の状況があり、あるいは、規定に依らない処遇計画の受療あるいは時数不足の受療があるときは、ただちに警察機関あるいは地方検察所に通知するものとする。

22 処遇計画が完了した加害者については、執行機構は十日以内に執行状況を防止センターに通知するものとする。

第四章 附則

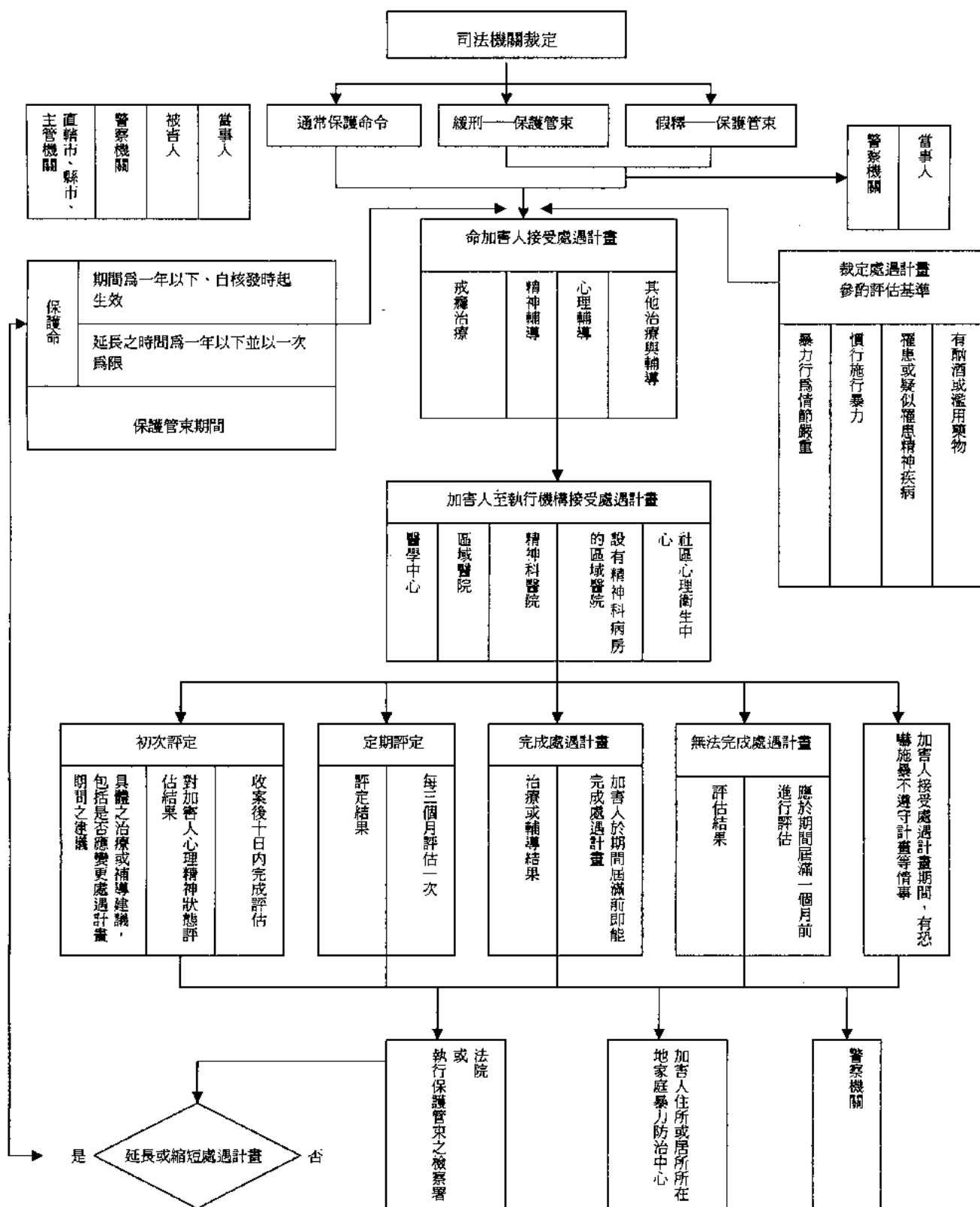
23 加害者処遇計画の業務を実施する防止センターは、専任の人員を置き、連絡の責任を負い、協調し、個別事案の資料を編纂する。

前項の専任人員の氏名、連絡電話を、裁判所、地方検察署、警察機関及び執行機構に知らせるものとする。

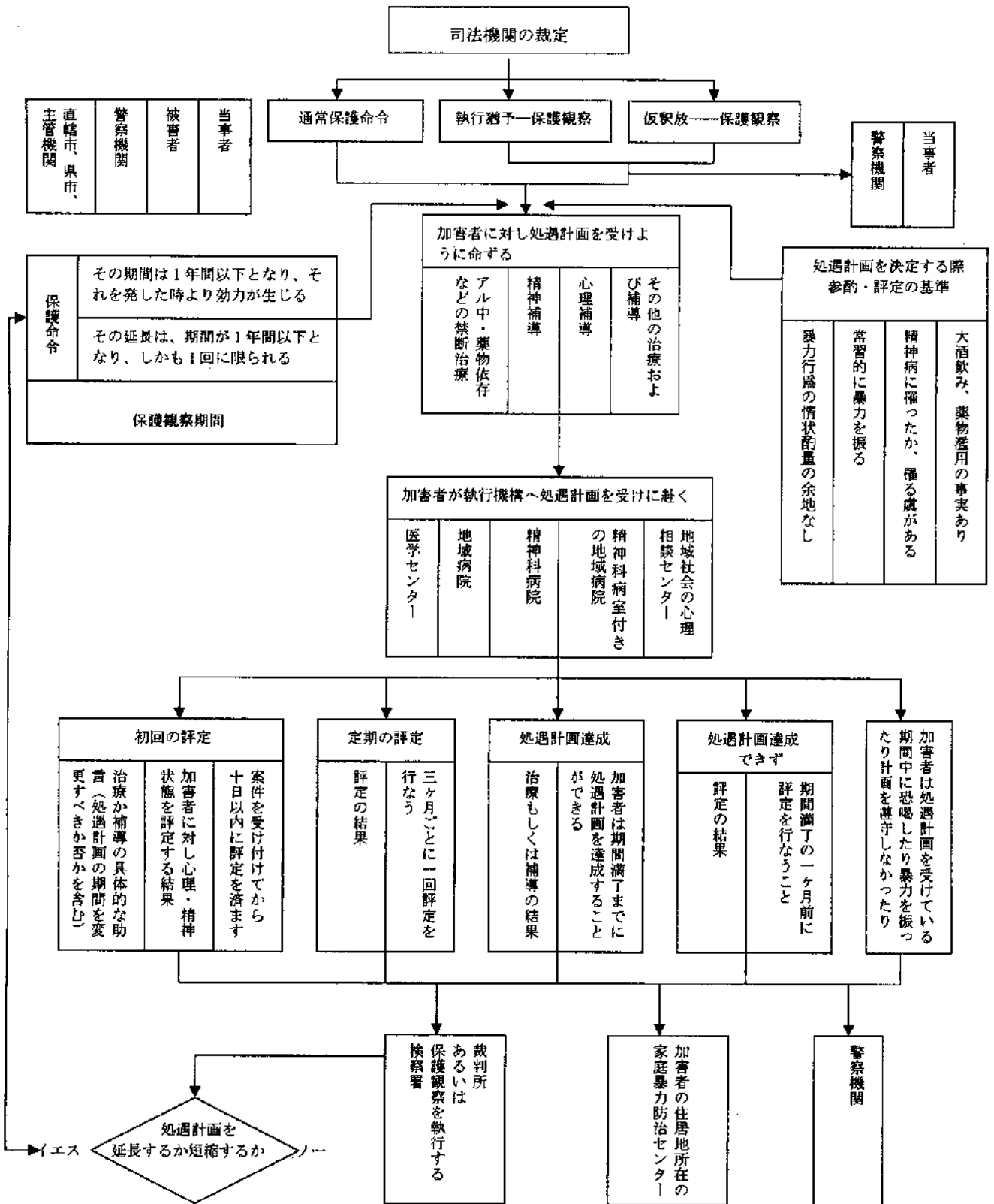
加害者処遇計画を実施する執行機構は、連絡担当者を置き、防止センターに知らせるものとする。

24 本法第 30 条第 2 項及び第 31 条の規定により保護観察処分で処遇計画を受ける加害者に本規範の規定を準用する。

家庭暴力加害人處遇計畫處理流程



家庭暴力加害者に対する処遇計画の処理のフローチャート



行政院衛生署評鑑合格之醫學中心、區域醫院、精神科醫院、設有精神科病床之地區醫院資料表

縣市別	醫院名稱	地址	電話	評鑑結果
台北市	國立台灣大學醫學院附設醫院	台北市常德街1號	(02) 23123456	醫學中心
	三軍總醫院附設民眾診療服務處	台北市汀州路3段8號	(02) 23658308	醫學中心
	台北榮民總醫院	台北市石牌路2段201號	(02) 28712121	醫學中心
	財團法人國泰綜合醫院	台北市仁愛路4段280號	(02) 27082121	準醫學中心
	財團法人新光吳火獅紀念醫院	台北市文昌路95號	(02) 28332211	區域醫院
	財團法人基督復臨安息會嘉安醫院	台北市八德路二段424號	(02) 27718151	區域醫院
	台北市立中興醫院	台北市鄭州路145號	(02) 25523234	區域醫院
	台北市立仁愛醫院	台北市仁愛路4段10號	(02) 27093600	區域醫院
	台北市立陽明醫院	台北市兩聲街105號	(02) 28353460	區域醫院
	台北市立和平醫院	台北市廣州街14號	(02) 23880614	區域醫院
	台北市立高芳醫院	台北市興隆路3段21號	(02) 29307930	區域醫院
	財團法人振興復健醫學中心	台北市振興街45號	(02) 28264400	區域醫院
	財團法人私立台北醫學院附設醫院	台北市吳興街252號	(02) 27372181	區域醫院
	財團法人中心診所醫院	台北市忠孝東路4段77號	(02) 27510221	準區域醫院
	國軍松山醫院民眾診療服務處	台北市健康路131號	(02) 27642151	準區域醫院
	台北市立忠孝醫院	台北市同德路87號	(02) 27861288	準區域醫院
	台北市立療養院	台北市松德路309號	(02) 27263141	精神科專科教學醫院
	國軍北投醫院民眾診療服務處	台北市新民路60號	(02) 28959808	精神科專科教學醫院
	松山醫院	台北市南京東路五段324號	(02) 27480989	精神科專科醫院
	培靈醫院	台北市八德路四段355號	(02) 27606116	精神科專科醫院
私立台北仁濟院附設仁濟療養院	台北市西園路二段42號	(02) 23080262	精神科專科醫院	
台北縣	財團法人馬偕紀念醫院淡水分院	台北縣淡水鎮民生路45號	(02) 28094661	準醫學中心
	行政院衛生署台北醫院	台北縣新莊市思源路127號	(02) 22765566	區域醫院
	財團法人亞東紀念醫院	台北縣板橋市南雅南路二段21號	(02) 29546200	區域醫院
	財團法人天主教會耕莘醫院	台北縣新店市中正路362號	(02) 22193391	區域醫院
	行政院衛生署八里療養院	台北縣八里鄉華富山32號	(02) 26101664	精神科專科教學醫院
	財團法人仁濟療養院新莊分院	台北縣新莊市瓊林路100巷27號	(02) 22015222	精神科專科醫院
	長青醫院	台北縣淡水鎮箕箕湖1-5號	(02) 26220561	精神科專科醫院
	泓安醫院	台北縣淡水鎮下圭柔山91巷2號	(02) 26232681	精神科專科醫院
	台安醫院	台北縣三芝鄉楓子林路42-5號	(02) 26371600	精神科專科醫院
	名恩療養院	台北縣鶯歌鎮鶯桃路二段62號	(02) 26701092	精神科專科醫院
	靜養醫院	台北縣三峽鎮中山路459巷92號	(02) 26710427	精神科專科醫院
	宏慈療養院	台北縣新店市安泰路157號	(02) 22151177	精神科專科醫院
	宏濟神經精神科醫院	台北縣新店市安忠路57巷5號	(02) 22121100	精神科專科醫院
	基隆市	財團法人長庚紀念醫院基隆分院	基隆市麥金路222號	(02) 24313131
國軍基隆醫院		基隆市正榮街100號	(02) 24631979	準區域醫院
行政院衛生署基隆醫院		基隆市信義區信二路268號	(02) 24292525	地區教學醫院
南光神經精神科醫院		基隆市基金一路91號	(02) 24310023	精神科專科醫院
桃園縣		財團法人長庚紀念醫院林口分院	桃園縣龜山鄉復興街5號	(03) 3281200
行政院衛生署桃園醫院	桃園縣桃園市中山路1492號	(03) 3699721	準醫學中心	
國軍桃園總醫院	桃園縣桃園市復興路184號	(03) 4897190	區域醫院	
飯盛綜合醫院	桃園縣桃園市三民路3段106號	(03) 3379340	準區域醫院	
桃園榮民醫院	桃園縣桃園市成功路三段100號	(03) 3384889	地區教學醫院	
行政院衛生署桃園療養院	桃園縣桃園市龍壽街71號	(03) 3698553	精神科專科教學醫院	
新竹市	行政院衛生署新竹醫院	新竹市經國路1段442巷25號	(03) 5329186	區域醫院
新竹縣	財團法人天主教湖口仁慈醫院	新竹縣湖口鎮忠孝路29號	(03) 5993500	地區教學醫院
	竹東榮民醫院	新竹縣竹東鎮中豐路一段81號	(03) 5962134	地區教學醫院
苗栗縣	財團法人為恭紀念醫院	苗栗縣頭份鎮水源路417巷13號	(037) 676811	地區教學醫院

台中市	台中榮民總醫院	台中市中港路三段 160 號	(04) 3592525	醫學中心
	財團法人私立中國醫藥學院附設醫院	台中市育德路 75 號	(04) 2062121	準醫學中心
	澄清綜合醫院及中港分院	台中市平等街 139 號	(04) 2203171	區域醫院
	私立中山醫學院附設孫中山先生紀念醫院	台中市台中港路一段 23 號	(04) 2015111	區域醫院
	財團法人台中仁愛之家附設靜和醫院	台中市南屯路一段 156 號	(04) 3711129	精神科專科醫院
台中縣	國軍台中總醫院	台中縣太平鄉中山路二段 384 號	(04) 3934191	區域醫院
	光田綜合醫院大甲分院	台中縣大甲鎮經國路 321 號	(04) 6885599	區域醫院
	沙鹿董綜合醫院	台中縣沙鹿鎮成功西街 8 號	(04) 6621116	區域醫院
	行政院衛生署豐原醫院	台中縣豐原市安康路 100 號	(04) 5271180	準區域醫院
	財團法人仁愛綜合醫院大里分院	台中縣大里市東榮路 483 號	(04) 4819900	地區教學醫院
彰化縣	財團法人彰化基督教醫院	彰化縣彰化市中華路 176 號	(04) 7225121	準醫學中心
	秀傳紀念醫院	彰化縣彰化市中山路一段 542 號	(04) 7256166	區域醫院
	靜元精神科醫院	彰化縣二水鄉山腳路 3 段 211 號	(04) 8795911	精神科專科醫院
南投縣	行政院衛生署草屯療養院	南投縣草屯鎮玉屏路 161 號	(049) 323891	精神科專科教學醫院
雲林縣	行政院衛生署雲林醫院	雲林縣斗六市雲林路二段 519 號	(05) 5323911	地區教學醫院
嘉義市	嘉義基督教醫院	嘉義市忠孝路 539 號	(05) 2765041	區域醫院
	財團法人天主教聖馬爾定醫院	嘉義市大雅路二段 565 號	(05) 2780040	準區域醫院
	嘉義榮民醫院	嘉義市拔子林 60 號	(05) 2359630	地區教學醫院
嘉義縣	華濟醫院	嘉義縣太保市北港路二段 601 巷 66 號	(05) 2378111	準區域醫院
	灣橋榮民醫院	嘉義縣竹崎鄉石麻園 38 號	(05) 2791072	地區醫院
台南市	國立成功大學醫學院附設醫院	台南市勝利路 138 號	(06) 2353535	醫學中心
	財團法人奇美醫院台南分院	台南市樹林街二段 442 號	(06) 2228116	區域醫院
	行政院衛生署台南醫院	台南市中山路 125 號	(06) 2200055	區域醫院
	台南市立醫院	台南市崇德路 670 號	(06) 2691911	區域醫院
台南縣	行政院衛生署新營醫院	台南縣新營市信義街 73 號	(06) 6351131	地區教學醫院
	行政院衛生署嘉南療養院	台南縣仁德鄉中山路 870 巷 80 號	(06) 2796393	精神科專科教學醫院
	財團法人台南仁愛之家附設心理療養院	台南縣新化鎮中山路 20 號	(06) 5902336	精神科專科醫院
高雄市	高雄醫學大學附設中和紀念醫院	高雄市十全一路 102 號	(07) 3121101	醫學中心
	高雄榮民總醫院	高雄市大中一路 386 號	(07) 3422121	醫學中心
	國軍高雄總醫院	高雄市中正一路 2 號	(07) 7496751	區域醫院
	國軍左營醫院	高雄市軍校路 553 號	(07) 5817121	區域醫院
	阮綜合醫院	高雄市成功一路 162 號	(07) 3334322	區域醫院
	高雄市立民生醫院	高雄市凱旋二路 134 號	(07) 7210375	準區域醫院
	高雄市立凱旋醫院	高雄市凱旋二路 130 號	(07) 7513171	精神科專科教學醫院
	高雄靜和醫院	高雄市民族二路 178 號	(07) 2229612	精神科專科醫院
高雄縣	財團法人長庚紀念醫院高雄分院	高雄縣鳥松鄉大埤路 123 號	(07) 7317123	準醫學中心
	財團法人高雄仁愛之家附設慈惠醫院	高雄縣大寮鄉鳳屏一路 459 號	(07) 7030315	精神科專科教學醫院
	良仁神經精神科醫院	高雄縣阿蓮鄉民族路 391 號	(07) 6317866	精神科專科醫院
	樂安醫院	高雄縣岡山鎮通校路 300 號	(07) 6256791	精神科專科醫院
屏東縣	人愛綜合醫院	屏東縣屏東市民生路 184 號	(08) 7338141	區域醫院
	行政院衛生署屏東醫院	屏東縣屏東市自由路 270 號	(08) 7363011	地區教學醫院
	龍泉榮民醫院	屏東縣內埔鄉昭勝路安平一巷 1 號	(08) 7704115	地區醫院
	天仁醫院	屏東縣內埔鄉北寧路 142 號	(08) 7787059	精神科專科醫院
	屏東醫院	屏東縣麟洛鄉中山路 166 號	(08) 7211777	精神科專科醫院
	財團法人迦樂醫院	屏東縣新埤鄉進化路 12-200 號	(08) 2982487	精神科專科醫院

宜蘭縣	財團法人羅許基金會羅東博愛醫院	宜蘭縣羅東鎮南昌街 83 號	(039) 543131	區域醫院
	財團法人天主教羅醫會羅東聖母醫院	宜蘭縣羅東鎮中正南路 160 號	(039) 544106	準區域醫院
	員山榮民醫院	宜蘭縣員山鄉榮光路 38 號	(039) 222141	地區醫院
	佛教普門醫院慢性病分院	宜蘭縣員山鄉深溝路 30 之 20 號	(039) 220292	地區醫院
台東縣	財團法人馬偕紀念醫院台東分院	台東縣台東市長沙街 303 巷 1 號	(089) 310150	區域醫院
	行政院衛生署台東醫院	台東縣台東市五權街 1 號	(089) 324112	地區教學醫院
花蓮縣	財團法人佛教慈濟綜合醫院	花蓮縣花蓮市中央路三段 707 號	(038) 561825	準醫學中心
	基督教門諾會醫院	花蓮縣花蓮市民權路 44 號	(038) 227161	準區域醫院
	國軍花蓮總醫院	花蓮縣新城鄉嘉里路 163 號	(038) 263151	準區域醫院
	行政院衛生署花蓮醫院	花蓮縣花蓮市明禮路 4 號	(038) 358141	地區教學醫院
	玉里榮民醫院	花蓮縣玉里鎮新興街 91 號	(038) 882267	精神科專科教學醫院
	行政院衛生署玉里醫院	花蓮縣玉里鎮新興街 95 號	(038) 886141	精神科專科醫院
澎湖縣	行政院衛生署澎湖醫院	澎湖縣馬公市安宅里 91 之 2 號	(06) 9251151	地區教學醫院

社區心理衛生中心資料表

心理衛生中心一	台北縣三重市中山路 2 之一號	(02) 29869755
心理衛生中心二	台北縣板橋市英士路 192 號	(02) 22542454
心理衛生中心	台中縣豐原市中興路 136 號	(04) 5274546
心理衛生中心	嘉義縣太保市祥和二路東段 3 號	(05) 3620603
心理衛生中心	高雄市大順二路 468 號 8 樓之 2	(07) 3874649
心理衛生中心	高雄縣大埤路 117 號	(07) 7331038

行政院衛生署 <http://www.doh.gov.tw/> より入手可能

觸犯家庭暴力罪或違反保護令罪之受刑人處遇計畫

中華民國八十八年七月八日
法務部法(88)第○二五○五三號函頒

- 一、計畫目的：為矯正輔導觸犯家庭暴力罪或違反保護令罪之受刑人，祛除其暴力行為，促進其家庭和諧並使其習得與家庭有關之知識，特訂定本計畫。
- 二、計畫依據：依家庭暴力防治法第三十三條第一項規定訂定之。
- 三、處遇對象：因觸犯家庭暴力防治法第二條第二項所稱家庭暴力罪及違反同法第五十條規定處徒刑、拘役之違反保護令罪之在監受刑人。
- 四、處遇內容：
 - 〈一〉新收入監調查：處遇對象於入監後應由各監獄調查科針對其犯罪原因、動機、性行、境遇、學歷、身心家庭狀況及其他可供行刑上參考之事項詳加詢問，作成紀錄，並將結果加以分析，以作為判定其有無心理或精神異常之依據及作為日後治療、教誨輔導評估之參考。
 - 〈二〉治療、教誨及輔導：處遇對象經前項分析結果疑有酒癮、藥癮、心理或精神異常者，所屬監獄應延請精神專科醫師、臨床心理人員及相關之專業人員實施治療，無異常者應由教誨師加強各項教誨，並透過傳統倫理、婚姻諮商、親子關係及兩性平權等教育課程之安排，加強實施日常生活輔導，接受上述課程之受刑人應繳交五百字以上之心得感言報告（得視情況以五分鐘口頭報告代之），以供評估實施成效之參考。
 - 〈三〉作業配置：處遇對象之作業分配應視其暴力程度加以區別，輕微暴力程度者，配予輕便簡易之作業，或減輕其作業數量，使其能有較多時間接受各項教誨及輔導；暴力程度較重者，則先予以隔離，施以密集之教誨及輔導，視其輔導具有成效後再配入工場作業。
 - 〈四〉刑期屆滿或假釋前之安排：處遇對象於刑期屆滿或假釋前，應由各監獄調查科主動聯繫其所屬地區觀護人及社會局人員，並提供其在監之相關資料，以利繼續加強對其家庭之追蹤輔導。
 - 〈五〉通知被害人：處遇對象預定出獄前或有脫逃事實時，執行之監獄應依家庭暴力防治法第三十四條之規定通知被害人，或視實際情況需要函請檢察機關提供被害人送達處所之資料並注意有無保密之必要。
 - 〈六〉其他有關處遇之未盡事宜，應依監獄行刑法之相關規定行之。
- 五、成果陳報：本計畫之辦理情形，應併入各監獄教化月報表中按月報部備查。
- 六、經費：本計畫所需經費得出各監獄於相關業務經費項下檢討勻支。
- 七、本計畫如有未盡事宜得適時增訂之。

家庭暴力罪又は保護命令違反罪を犯した受刑者に対する処遇計画

1999年7月8日法務省法(88)矯字第025053号公文による公布

- 一、 計画の目的：家庭暴力罪又は保護命令違反罪を犯した受刑者に対し、矯正・補導を行なうことにより、その暴力行為を除去させ、その家庭の平和と円満を促進し、さらに家庭にかかる知識を習得させるために、当計画を定める。
- 二、 計画の依拠：当計画は家庭暴力防治法第33条第1項の規定によって定める。
- 三、 処遇の対象：家庭暴力防治法第2条第2項における家庭暴力罪を犯した者であり且つ同法第50条の規定に違反したため懲役か拘留に処されたという保護命令違反罪による在監の受刑者である。

四、処遇の内容：

- (一) 新たに入監している者への調査：処遇の対処となる者が入監した後に、その犯罪の原因、動機、性格と行為、境遇、学歴、心身、家庭の状況並びに刑の執行で参考となるその他の事項については、各刑務所の調査科は、詳細に質問してから、記録を作成すると同時にその調査結果を分析すべし。当該分析は、その心理的または精神的異常の有無を判定する根拠とされ、また後日の治療や教誨補導の評定にも参考となる。
- (二) 治療、教誨及び補導：前項の分析の結果により、処遇の対象となる者にはアルコール依存か薬物依存か心理的もしくは精神的異常の虞がある場合、その所属の刑務所側は、治療を施すための精神科医師、心理科医師その他の専門関係者を招くべし。異常なき者に対しては、教誨師は各方面の教え諭しを強化し、さらに伝統的倫理教育や婚姻相談・親子関係・男女平等などの学習コースを通じて日常生活の補導を深く行なうべし。そして、補導の実施効果を評定するための参考として、上述の学習コースを受けた受刑者は、500字以上の感想文を提出すること（場合によって、その代わりに5分間の口頭報告を行なってもよい）。
- (三) 作業の配分：処遇の対象となる者に担当させる作業について、配分の内容と分量は、その暴力の加害程度に応じて分けること。軽度の暴力加害者には、簡易な軽作業を配分し或いはその作業の分量を減輕することにより、各方面の教え諭し及び補導を受けられる時間をできるだけ多く与える。わりあい重度の暴力加害者には、まず離隔させ、集中的な教誨及び補導を施し、補導の成果が見えてきてから、工場に編入させ作業を行なわせる。
- (四) 刑期満了あるいは仮釈放の前の手配：処遇の対象となる者が刑期満了以前あるいは仮釈放の前にあたって、各刑務所の調査科は、引き続き処遇の対象となる者の家庭への追跡・補導を強化することを図るために、その住居地を管轄する保護観

察所の保護観察人及び役場の社会局の職員に対して主導的に連絡を入れ且つその在監に関連する資料を提供すべし。

(五) 被害者へのお知らせ：処遇の対象となる者が出獄する前に若しくは脱走を起こした場合には、当該刑務所は、家庭暴力防治法第 34 条の規定により被害者に知らせるべく、それども、実際の状況により必要とみなす場合、公文書で検察機関に対し被害者への送達場所の資料の提供を求めるとともに、当該資料を秘密にする必要性の有無に注意を払うこと。

(六) その他処遇に関連する規定のいまだ尽きない事項については、刑務所刑罰執行法（台湾で「監獄行刑法」と称す）に関する規定により行なうべし。

五、成果の報告：当該計画を取り扱う状況については、その詳細を各刑務所の教化の月例報告表に合わせて記入し、参考に供すため月ごとに法務省（台湾で法務部と称す）へ提出すること。

六、経費：本計画の業務に要する費用について、各刑務所は、それを関係業務の費用項目として検討しながらバランスよく支弁することができる。

七、本計画においては、いまだ尽きない事項があれば、時宜にかなった規定を加えてもよい。

二、家庭暴力—指家庭成員間實施身體或精神上不法侵害之行爲：

(一) 身體上不法侵害：如虐待、遺棄、押賣、強迫、引誘從事不正當之職業或行爲、濫用親權行爲、利用或對兒童、少年犯罪、殺人、重傷害、傷害、妨害自由、性侵害、違反性自主權……等。行爲態樣包括：鞭、毆、捶、踢、推、拉、甩、扯、擱、抓、咬、敲、捏、扭肢體、揪髮、扼喉或使用器械攻擊被害人。

(二) 精神上不法侵害：如恐嚇、脅迫、侮辱、騷擾、毀損器物、精神虐待……等。行爲態樣包括：

1. 言詞虐待：以言詞、語調施以脅迫、恐嚇，企圖控制被害人。如謾罵、吼

叫、侮辱嘲弄、諷刺被害人，恫嚇、威脅殺害被害人或子女，揚言使用暴力等。

2. 心理虐待：竊聽、跟蹤、監視、冷漠、鄙視、羞辱、不實指控、試圖操縱被害人等足以引起人精神痛苦之不當行爲。

3. 性虐待：強迫性幻想或逼迫觀看色情影片或圖片等。

法院辦理家庭暴力案件應行注意事項

中華民國八十八年六月十七日

司法院·院台廳民三字第一五四三九號發布

壹、民事類

甲、辦理一般民事事件(包括通常事件、簡易事件、小額事件、家事事件及刑事附帶民事事件)部分。

一、(和解及調解之限制)

法院於訴訟或調解程序中，認當事人間有家庭暴力情事，除有下列情形之一者外，不得進行和解或調解：

- (一)行和解或調解之人曾受家庭暴力防治之訓練，並以確保被害人安全之方式進行和解或調解。
- (二)准許被害人選定輔助人參與和解或調解。
- (三)其他行和解或調解之人，認為能使被害人免受加害人脅迫之程序。

二、(得進行和解或調解事由之記載)

法院於訴訟或調解程序中，認當事人間有家庭暴力情事而進行和解或調解時，應將得進行和解或調解之事由載明於筆錄。

乙、辦理家事事件部分

一、(不利推定)

法院依法為未成年子女酌定或收定權利義務之行使或負擔之人時，對已發生家庭暴力者，推定由加害人行使或負擔不利於該子女。

二、(裁判後發生暴力之改定)

法院依法為未成年子女酌定或改定權利義務之行使或負擔或會面交往之裁判後發生家庭暴力者，法院得依被害人、未成年子女、主管機關、社會福利機構或其他利害關係人之請求，為子女之最佳利益改定之。

三、(准許會面交往時之特別規定)

法院依法准許家庭暴力加害人會面交往其未成年子女時，應審酌子女及被害人之安全，並得為下列一款或數款命令：

- (一)命於特定安全場所交付子女。
- (二)命由第三人或機關團體監督會面交往，並得定會面交往時應遵守之事項。
- (三)以加害人完成加害人處遇計畫或其他特定輔導為會面交往條件。
- (四)命加害人負擔監督會面交往費用。
- (五)禁止過夜會面交往。

(六)命加害人出具準時、安全交還子女之保證金。

(七)其他保護子女、被害人或其他家庭成員安全之條件。

法院如認有違背前項命令之情形，或准許會面交往無法確保被害人或其子女之安全者，得依聲請或依職權禁止之。如違背前項第六款命令，並得沒入保證金。

法院於必要時，得命有關機關或有關人員保密保護人或子女住居所。

丙、辦理民事保護令事件部分

一、(事務分配)

民事保護令事件，非有必要，不宜由辦理家事事件之專庭或專人以外之人辦理。

二、(事實上夫妻關係之認定)

第三條第二款所稱現有或曾有事實上夫妻關係，直斟酌加害人與被害人間之主觀意願及客觀事實，並參考下列事實妥適認定之：

- (一)共同生活時間之長短及其動機；
- (二)共同生活費用之多寡及其負擔；
- (三)性活活之數數及其頻繁之程序；
- (四)有無共同子女；
- (五)彼此間之互動關係；
- (六)其他足以認定有一般夫妻生活之事實。

三、(保護令之種類)

本法所稱通常保護令，指由法院經審理程序以終局裁定所核發，包括本法第十三條第二項各款內容之保護令。

本法所稱暫時保護令，指於通常保護令聲請前或聲請後，法院不經審理程序或於審理終結前，依本法第十一條第一項但書或第十五條第一項之聲請，以裁定所核發，包括本法第十三條第二項第一款至第六款及第十二款內容之保護令。

四、(民事保護令之聲請人)

民事保護令事件之聲請人不以被害人為限，即檢察官、警察機關或直轄市政府、縣市政府均得提出聲請。但依本法第十一條第一書規定聲請暫時保護令者，限於檢察官、警察機關、直轄市政府及縣市政府始得為之，被害人不得聲請。

被害人為未成年人或經宣告禁治產之身心障礙者，除得由其法定代理人、三親等以內之血親或姻親為聲請人，為其向法院聲請保護令外，其本人亦得為聲請人，但仍須由法定代理人代理聲請。

成年之被害人雖未經宣告禁治產，但屬身心障礙者，除其本人得為聲請人外，亦得由其三親等以內之血或姻親為聲請人，為其向法院聲請保護令。

成年之被害人因故難以委任代理人者，亦得由其三親等以內之血親或姻親為聲請人。至所謂「因故難以委任代理人」，宜斟酌下列情形定之：

- (一)被害人之身體狀況。
- (二)被害人之精神狀況。

(三)被害人當時之處境。

五、(聲請民事保護令之時間及方式)

民事通常保護令及暫時保護令之聲請，原則上應以書面在上班時間為之。但在急迫情形，檢察官、警察機關、直轄市政府及縣市政府得以言詞、電信傳真或其他科技設備傳送方式為本法第十五條第三項規定暫時保護令之聲請，並得於夜間或休息日為之。

六、(法院受理緊急性暫時保護令聲請之處理程序)

地方法院應設專線，供檢察官、警察機關或直轄市、縣(市)主管機關依本法第十一條第一項但書聲請暫時保護令之用，上班時間接至紀錄科，非上班時間接至法警室或法官寓所。

地方法院收受電信傳真方式之聲請書狀後，應即以電話向聲請人查證。此項查證，得以詢問司法院每三個月發布保密代碼之方式為之。

法院收受聲請書狀後，如發現頁數不全或其他缺漏不明，得以電話或電信傳真方式通知聲請人補正。如聲請人未依限補正無法命補正，得不予受理。

上班時間地方法院人員依前項規定處理後，應即在聲請書狀文面加機關全銜之收文章，註明頁數、時間及加蓋騎縫章，並完成收文程序後，即送承辦法官辦理。非上班時間應由法官在聲請書狀上載明收受時間後即刻辦理，或先由法警在書狀上載明收受時間，即刻送請法官辦理並均於次一上班之日中午前，將聲請書狀送法院收發室處理。

七、(定法院之管轄及保密被害人住居所之作法)

定法院之管轄，以事件受理時為準。

保護令聲請人或被害人要求保密被害人住居所者，法院為定管轄有調查被害人住居所之必要時，應單獨訊問聲請人或被害人，並由書記官將該筆錄及資料密封，不准閱覽。但於法官或檢察官因必要而拆閱時，應於拆閱後再密封。

八、(視為通常保護令之聲請)

聲請人聲請暫時保護令，如尚未聲請通常保護令，於法院准許核發暫時保護令後，視為原暫時保護令之聲請人已有通常保護令之聲請，法院應即通知兩造行審理程序。

前項視為已有通常保護令聲請之情形，原則上應由原核發暫時保護令之法官繼續審理。

九、(受審後之程序審查)

法院對於民事保護令之聲請事件，在指定審理日前，應先依據書狀審其是否合法，如認有不合法之情形，而可以補正者，應速定期間命其補正。若聲請人逾期未為補正或久缺原屬不能補正之要件者，無須進行審理程序，逕行裁定駁回之。

十、(核發暫時保護之情形)

法院受理暫時保護令之聲請，如聲請人能釋明有正當、合理之理由足認已發生家庭暴力事件，而被害人繼續受相對人虐待、威嚇、傷害或其他身體上、精神上不法侵害之危險，或如不暫時核發保護令將導致無法回復之損害者，得不通知相對人或不經審理程序，逕以書面核發暫時保護令。

十一、(保護令事件之審理方式)

保護令事件之審理程序不公開，法院得依職權調查一切可能影響法官裁定之事實及證據，亦得考量非由當事人所提出，但以其他方式所獲知之事實，並得訊問當事人、警政人員、知悉事件始末之人或其他關係人，必要時得行隔別訊別。

十二、(委任代理人及本人到場)

保護令事件之聲請人得委任代理人到場，但聲請人為被害人時，法院認為必要時得命本人到場。

十三、(聽取意見)

法院核發、變更或撤銷保護令前，宜聽取直轄市政府、縣市政府及社會福利機構之意見。

十四、(訊問時之態度)

訊問被害人應以懇切態度耐心為之，對於智障被害人或十六歲以下被害人之訊問，尤應體察其陳述能力不及常人或成年人，於其陳述不明瞭或不完足時，應令其敘明或補充之。

十五、(審理程序中安全措施)

法院於保護令事件審理程序中，應切實注意被害人或證人之出庭安全，必要時，得行隔別訊問，或使被害人或證人先行離開法庭，或為其他保護被害人或證人安全之適當措施。

十六、(核發保護令應斟酌事項及內容)

審理終結後，如認為有家庭暴力之事實且有必要者，應核發通常保護令。

法院核發通常保護令或暫時保護令時，應斟酌加害人之性格、行為之特質、家庭暴力情節之輕重、被害人受侵害之程度及其他一切情形，選擇核發一款或數款內容最妥適之保護令。

法院核發保護令之內容，不受聲請人聲請之拘束，可核發聲請人所聲請之保護令，亦可依職權核發聲請人聲請之保護令。但於通常保護令事件核發聲請人所未聲請之保護令前，應令聲請人、相對人及被害人有陳述意見之機會。

十七、(保護令裁定之記載方式)

保護令之裁定應記載當事人、主文及理由。

法院核發保護令之內容與聲請人聲請之內容不符時，無須於本文為駁回該部分聲請之諭知。

十八、(核發第十三條第二項第六款保護令時應考量事項)

法院於核發本法第十三條第二項第六款之保護令時，應斟酌本法第三十五條及第三十六條之規定，並切考量子女之最佳利益，其子女為滿七歲以上之未成年人，除有害其身心健康發展或有其他礙難情形者外，宜聽取其意見。

十九、(核發第十三條第二項第七款保護令時應考量事項)

法院於核發本法第十三條第二項第七款之通常保護令時，應考量家庭暴力因素確實保護被害人及其子女之安全，並得視實際情況核發本法第三十七條第一項各款所定之命令。

二十、(核發第十三條第二項第八款、第九款及第十一款保護令時，應命給付一定之金額，扶養費部分必要時得命分期給付)。

廿一、(保護令之送達)

保護令應於核發後第二十四小時發送當事人、被害人、發生地警察機關及直轄市、縣市政府。但法院於四小時內核發之暫時保護令，應以電信傳真或其他科技設備傳送至發生地警察機關。

應送達於被害人之司法文書，如被害人及相對人應受送達處所為同一者，應分別送達，不得互為代收。

廿二、(抗告及裁定書之付與)

因保護令事件之裁定而權利受侵害者，得為抗告，並得聲請法院付與裁定書。

貳、刑事類

一、(判決中應載明內容)

法官辦理刑事家庭暴力案件時，應於判決書中具體載明被告與被害人間具有本法第三條所指之家庭成員關係，並說明其屬本法第二條第二項之家庭暴力罪。

二、(聲請撤銷或變更條件及特別訊問程序之方式)

依本法第二十三條第二項及第二十八條第二項所為之聲請，應以書狀敘明理由為之。但於審判期日或受訊問時，得以言詞為之。

三、(文書送達之特別事項)

依本法第二十六條及第二十九條規定應送達於被害人之司法文書，如被害人及被告應受送達之處所為同一者，應分別送達，不得互為代收。

四、(告訴人委任代理人之方式)

告訴人委任代理人到場者，應提出委任書狀。

五、(撤銷緩刑宣告之方式)

依本法第三十條第四項撤銷受保護管束人緩刑宣告，法院不得逕依職權為之。唯由受保護管束人所在地或其最後住所之地方法院檢察署檢察官提出聲請，始符合刑事訴訟法第四百七十六條之規定。

壹、依據：

一、家庭暴力防治法。

二、行政院衛生署九十年二月一日衛署醫字第0九0000五六五三號函頒修訂之「家庭暴力加害人處遇計畫規範」。

三、內政部訂定之「各直轄市、縣(市)政府配合辦理家庭暴力相對人鑑定及加害人處遇計畫之作業參考流程」。

四、內政部九十年十月八日「研商處理家庭暴力加害人未完成處遇計畫相關事宜會議」決議。

五、臺灣士林地方法院與臺北市家庭暴力暨性侵害防治中心辦理加害人鑑定計畫協調會議通知。

貳、流程說明暨執行須知

一、相對人審前鑑定

(一) 家暴防治中心依法院之囑託，排定鑑定小組人員，鑑定相對人有無施以處遇計畫之必要。

(二) 鑑定所需之相關書表(空白鑑定報告書、量表、法律宣導手冊等)、錄影帶、權力控制輪(含分配卡)由家暴防治中心提供。由法院於鑑定當日協助放置於鑑定場所供鑑定使用。

(三) 鑑定當日由法院協助鑑定場地之佈置及標示、設備(錄影機、電視機、白板等)提供及操作、受理被鑑定人之報到、現場安全維護、茶水及餐盒等。

(四) 法院應於鑑定期日五日前將排定接受鑑定(含書面鑑定)之相對人資料(含保護令聲請狀影本、警察機關處理家庭暴力案件調查紀錄表及現場報告表影本、被害人驗傷診斷證明書或相關書證影本、相對人前科紀錄等)函送鑑定小組人員，並副知家暴防治中心。

(五) 鑑定完成後，鑑定小組人員應於三日內，寄送接受鑑定之相對人鑑定報告書、鑑定費用收據等資料予家暴防

(六) 家暴防治中心在接獲鑑定小組人員送達之家庭暴力相對人鑑定報告書後，併同未依指定時間接受鑑定之加害人名單，於七日內函送法院參酌。

(七) 鑑定小組人員執行鑑定之費用由家暴防治中心編列預算辦理之。

二、加害人後續處遇

(一) 家暴防治中心接獲保護令裁定書後，應檢視處遇計畫內容，並儘速完成轉介工作。

1 衡量個案就診歷史、距離遠近選擇適當之委託執行機構。

2 聯絡執行機構安排第一次治療(輔導)時間。

3 執行機構於接獲家暴防治中心聯絡後，原則上於三天內回覆治療(輔導)時間、治療(輔導)人及聯絡人。

(二) 家暴防治中心確認執行機構後，以公文函知加害人(檢附「臺北市家庭暴力加害人處遇計畫實施流程」、家庭暴力防治法等)前往執行機構接受治療，並副知執行機構(檢附保護令、處遇計畫建議書、相關個案紀錄表等)、警察機關(請該單位惠復報到執行情形)、地檢署、被害人等。通知公文應於加害人應到警察機關報到之期日三日前寄達。

(三) 加害人如未出席第一次治療輔導，執行機構應於十日內以「家庭暴力加害人到達未到執行機構通知書」(附件一)通知(為掌握時效請先傳真後寄送)家暴防治中心。

(四) 家暴防治中心接獲執行機構加害人未出席之通知時，應檢具執行機構之通知資料函知警察機關處理，副知執行機構、被害人、檢察機關(加害人為假釋犯者)。

(五) 家庭暴力加害人第一次輔導治療評估後，執行機構應擬訂後續治療輔導計畫(期程、頻率、治療主題方向等)，並以「家庭暴力加害人到達未到執行機構通知書」於一個月內通知(寄送)家暴防治中心。

〈六〉家暴防治中心於接獲執行機構擬定之後續治療輔導計畫時，應函知法院。

〈七〉加害人處遇過程中有特殊情況時（如有恐嚇、施暴、不遵守計畫等行為或不依規定接受處遇計畫或接受時數不足或評估認有延長、縮短治療期間、或變更處遇內容等事項），執行機構應儘速以「家庭暴力加害人特殊狀況通知書」（附件二）通知（為掌握時效請先傳真後寄送）家暴防治中心。

〈八〉治療輔導期間加害人未依規定接受處遇計畫或接受時數不足時，執行機構應加強聯絡加害人恢復治療及輔導，經二次連絡加害人仍未到場者，則依規定檢附聯絡紀錄等相關資料通知家暴防治中心。若加害人有明顯無法完成處遇計畫之情形者，通知前請對加害人未完成處遇計畫部分作核對，並在通知書內附註敘明相對人已接受處遇次數、完成處遇計畫尚需之時間、執行處遇加害人簽到紀錄及連絡紀錄等資料。

〈九〉家暴防治中心於接獲執行機構通知，加害人有恐嚇、施暴不遵守計畫等行為或不依規定接受處遇計畫或接受時數不足時，應函知警察機關處理，副知執行機構、被害人、檢察機關（加害人為假釋犯者）並予以結案。函知加害人不依規定接受處遇計畫或接受時數不足之通知前，家暴防治中心應對加害人未完成處遇計畫部分作核對，並再通知書內附註敘明相對人已接受處遇次數、完成處遇計畫尚需之時間、執行處遇加害人簽到紀錄及連絡紀錄等資料。

〈十〉家暴防治中心於接獲執行機構通知，有延長、縮短治療期間、或變更處遇內容時，應函知當事人、被害人、檢察機關（加害人為假釋犯者）向法院聲請裁定變更（惟變更聲請裁定前，仍需依原保護令裁定事項辦理）。

〈十一〉家庭暴力加害人完成處遇計畫後，執行機構應於十日內以「家庭暴力加害人完成處遇計畫報告書」（附件三）通知（請先傳真後寄送）家暴防治中心。

〈十二〉家暴防治中心於接獲執行機構之「家庭暴力加害人完成處遇計畫報告書」時，應函知被害人、檢察機關（加害人為假釋犯者），並予以結案處理。

〈十三〉執行機構每二個月應檢送加害人之治療（輔導）紀錄表予家暴防治中心存檔備查。

台北市立家庭暴力及び性的侵害防治センターによる「家庭暴力加害者に対する処遇計画」への介入・移送プロセスについての説明及び執行の心得

壹、依拠：

- 一、家庭暴力防治法。
- 二、行政院衛生署 2001 年 2 月 1 日衛署医字第 0900005653 号公文による修正・発布の「家庭暴力加害者に対する処遇計画規範」。
- 三、内務省(台湾で内政部と称す)によって定められた「各直轄市、県・市政府(地方公共団体)は家庭暴力に係る相手方に対する鑑定並びに加害者に対する処遇計画の業務について連携を図りながら取り扱うに供する参考用プロセス」。
- 四、内務省 2001 年 10 月 8 日付け「家庭暴力加害者に対する処遇計画がいまだ達成されていない件への対処に関する検討会議」における決議。
- 五、台湾士林地方裁判所と台北市立家庭暴力及び性的侵害防治センター(以下、「家庭暴力防治センター」と略称する)による加害者鑑定計画の処理協議に関する会議の通知書。

貳、プロセスについての説明及び執行の心得

一、相手方に対する審理前の鑑定

- (一) 家庭暴力防治センターは、裁判所の委託により、鑑定チームの人員を配置し順番を決め、相手方に対して処遇計画を施す必要性がある否かについて鑑定を行なう。
- (二) 鑑定に要する関係書類・フォーム用紙(空白の鑑定報告書、観測評定表やアンケートの指定用紙、法律相談などに関する宣伝用パンフレットなど)、ビデオテープ、権力制御に関する観測用教具(配分カードを含むもの)は、家庭暴力防治センターによって提供される。裁判所側は、それらの書類・フォーム用紙を、鑑定を行なう当日に、鑑定の場所に置き鑑定の使用に供すことに協力する。
- (三) 鑑定を行なう当日には、裁判所側は、鑑定の場所を飾りつけ、標示を備え、ビデオカメラ・テレビ・ホワイトボードなどの道具を提供し且つ操作し、鑑定を受ける者の到着を受け付け、鑑定現場の安全を維持し、湯茶と弁当を用意することなどに協力する。
- (四) 裁判所側は、鑑定日の 5 日前に、鑑定(書面による鑑定を含むこと)を受ける日取りの相手方の資料(保護命令の申立書の写し、警察機関が家庭暴力事件を処理した調査記録表と現場報告表との写し、被害者の負傷診断証明書の写し、相手方の前科記録などを含むもの)を公文書で鑑定チームの人員に送付し、副本で家庭暴力防治センターにも通知すべし。

- (五) 鑑定を済ましてから 3 日以内に、鑑定チームの人員は、鑑定を受けた相手方に対する鑑定報告書、鑑定費用にかかる請求書と領収書などの資料を家庭暴力防治センターに送付すべし。鑑定を受けた者に係る原案資料は、鑑定人員が責任をもって自主的にそれを焼却すること。
- (六) 家庭暴力防治センターは、鑑定チームの人員によって送達されてきた家庭暴力に係る相手方に対する鑑定報告書を受け取ってから、いまだ指定時間の通りに鑑定を受けなかった加害者のリストを合わせて、参酌として、7 日以内に公文書で裁判所へ送付し得る。
- (七) 鑑定チームの人員が鑑定を行なう費用については、家庭暴力防治センターが予算を組みそれを支弁する。

二、加害者に対する後続処遇

- (一) 家庭暴力防治センターは、保護命令の裁定書を受け取ってから、処遇計画の内容を点検し、早急に介入・移送の業務を成し遂げるべし。
 - 1. 個案の診療にかかる記録、距離の遠近などをはかりにかけて、適当な委託の執行機構を選ぶ。
 - 2. 執行機構に連絡を入れて、一回目の治療(補導)の時間・期日を手配する。
 - 3. 執行機構は、家庭暴力防治センターからの連絡を受け取ってから、原則として、3 日以内に治療(補導)の時間・期日、治療(補導)の担当者、連絡員をもって返答する。
- (二) 家庭暴力防治センターは、執行機構を確認してから、公文書で(「台北市家庭暴力加害者に対する処遇計画の実施プロセス」、家庭暴力防治法などを同封して)執行機構へ治療を受けに赴くように加害者に通知し、さらに副本で執行機構(保護命令、処遇計画建議書、個案に関する記録表などを同封すること)、警察機関(加害者の到着、執行の詳細などを返答しようと願う趣旨を含むこと)、地方検察署、被害者などにも通知する。当該通知の公文書は、加害者が警察機関に到着すべき期日の 3 日前までに送達されること。
- (三) 加害者が一回目の治療補導に応じなかった場合には、執行機構は、10 日以内に「家庭暴力加害者が執行機構への到着/未到着である通知書」(添附書類一)をもって家庭暴力防治センターに通知すべし。(時効をよく把握するために、ファクシミリで送信してから通知書を送付すること。)
- (四) 家庭暴力防治センターは、執行機構からの「加害者未到着通知書」を受け取ったら、当該執行機構の通知資料を備えて公文書で警察機関に対処するよう願うことを通知し、副本で執行機構、被害者、検察機関(加害者が仮釈放を許されている者である場合)に通知すること。
- (五) 家庭暴力加害者に対する一回目の治療補導が評定されてから、執行機構は、治療補導の後続計画(日程、頻度、治療のテーマ・方向など)を立てて、さらに「家庭暴力加害者が執行機構への到着/未到着である通知書」をも

って1ヶ月以内に家庭暴力防治センターに送付し通知すること。

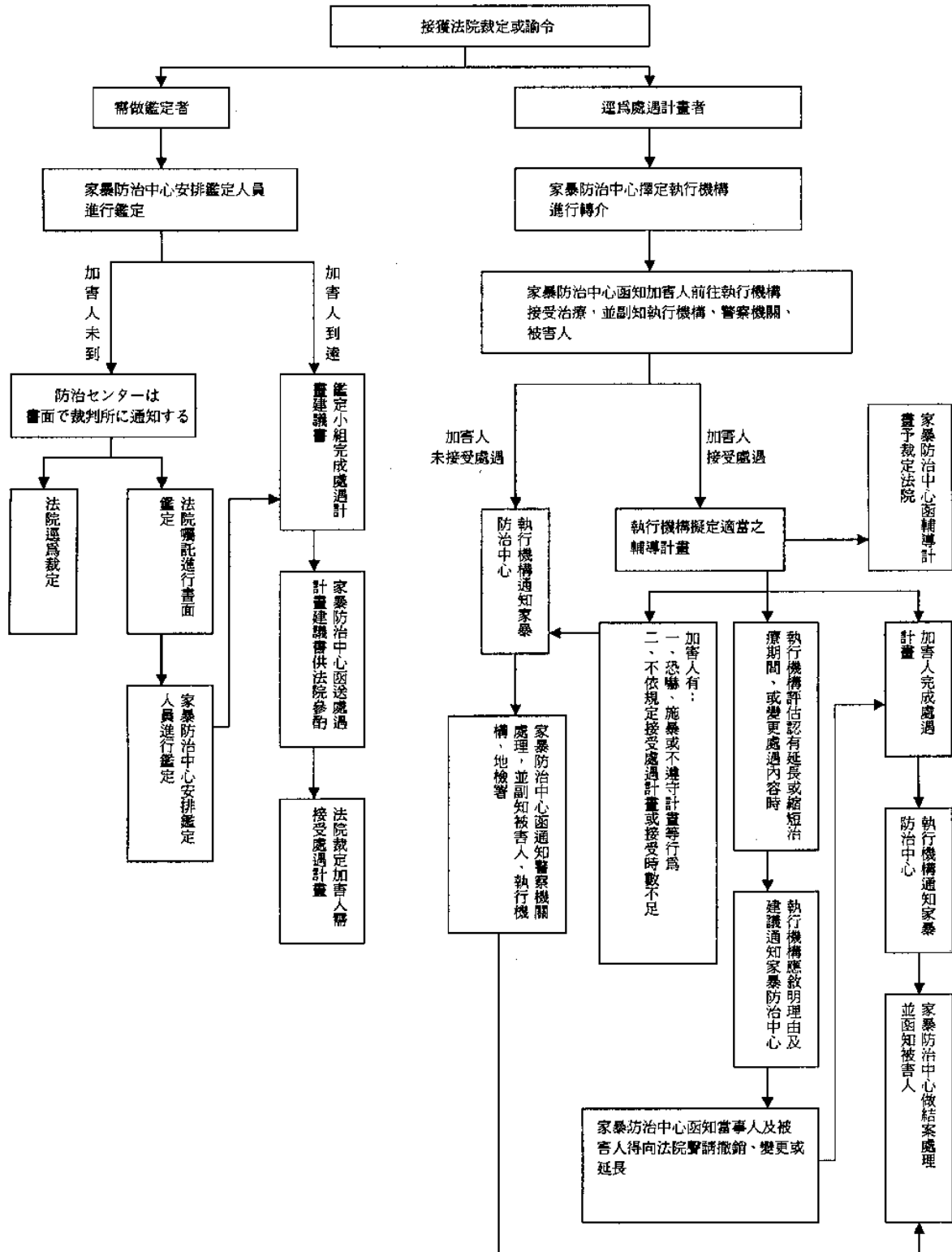
- (六) 家庭暴力防治センターは、執行機構によって立てられた治療補導の後続計画を受け取ったら、公文書で裁判所に通知すること。
- (七) 加害者に対する処遇が行なわれている途中、特殊な事情(たとえば、恐喝したり、暴力を振ったり、計画を遵守しなかったりする行為があるか、それども、規定に応じないで処遇計画を受けようとしなかったり、受けたとしても時限が足りなかったりとするか、または治療の期間を延長するか短縮するか若しくは処遇内容を変更するかという必要があると評定されたことなど)が起きた時、執行機構は、速やかに「家庭暴力加害者特殊事情通知書」(添附書類二)をもって家庭暴力防治センターに通知すべし。(時効をよく把握するために、ファクシミリで送信してから通知書を送付すること。)
- (八) 治療補導の期間中に加害者が規定に応じないで処遇計画を受けようとしなかったり、受けたとしても時限が足りなかったりとする場合、執行機構は、治療と補導を受けることに戻してほしいという連絡を加害者に対して強化すべし。二回の連絡を経て加害者が依然として到着しない場合には、規定により連絡記録などの関係資料を同封して家庭暴力防治センターに通知する。加害者には明らかに処遇計画を達成できない事情がある場合、通知書を送付する前に、加害者に対する処遇計画がいまだ達成されていない部分をよくチェックしたうえ、相手方が既に処遇を受けた回数や、処遇計画が達成されるまでの所要時間や、処遇計画を執行した際の加害者の到着署名および連絡記録などの資料を通知書に付け加えて詳しく説明すること。
- (九) 家庭暴力防治センターは、加害者には恐喝したり、暴力を振ったり、計画を遵守しなかったりする行為があるか、それども、規定に応じないで処遇計画を受けようとしなかったり、受けたとしても時限が足りなかったりとするとの通知を執行機構から受け取った場合、公文書で警察機関に対処するよう願うことを通知し、副本で執行機構、被害者、検察機関(加害者が仮釈放を許されている者である場合)にも通知し、さらにそれをもって当件に結末をつけること。
- (十) 家庭暴力防治センターは、加害者には治療の期間を延長するか短縮するか若しくは処遇内容を変更するかという必要があるとの通知を執行機構から受け取った場合、裁判所へ裁定を変更するよう申し立てることを公文書で当事者、被害者、検察機関(加害者が仮釈放を許されている者である場合)に通知すること。(ただし、当該変更の中立が裁定される前に、依然として元の保護命令の決定事項により処理すべし。)
- (十一) 家庭暴力の加害者が処遇計画に達成した後に、執行機構は10日以内

に「家庭暴力加害者処遇計画達成報告書」(添附書類三)をもって家庭暴力
防治センターに通知すべし。(ファクシミリで送信してから書類を送付する
こと。)

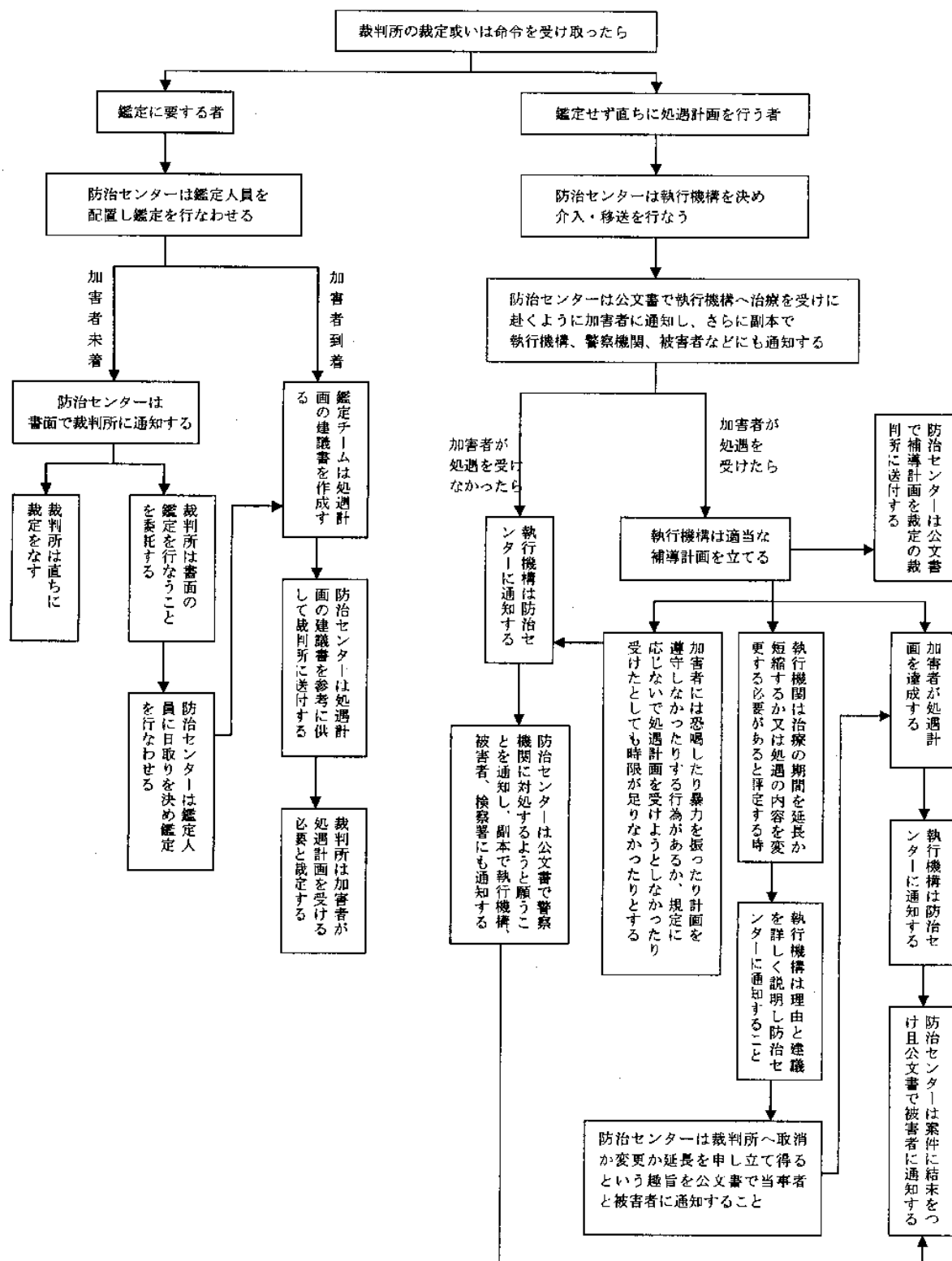
(十二) 家庭暴力防治センターは、執行機構から「家庭暴力加害者処遇計画達
成報告書」を受け取ったら、公文書で被害者、検察機関(加害者が仮釈放
を許されている者である場合)に通知し、さらにそれをもって当件に結末
をつけること。

(十三) 執行機構は、2ヶ月ごとに加害者の治療(補導)の記録表を備えて、
参考・保管に供すために家庭暴力防治センターへ送付すること。

台北市立家庭暴力暨性侵害防治中心
轉介「家庭暴力加害人處遇計畫」流程圖



台北市立家庭暴力及び性的侵害防治センターによる
「家庭暴力加害者に対する処遇計画」への介入・移送のフローチャート



2 統計資料

地方法院審理家庭暴力案件統計

司法院統計處

一、民事保護令聲請情形

表一 民事保護令聲請事件收結情形

單位：件

年 別	受理件數			終結情形					未 結 件 數	核 發 比 率	終 結 事 件 中 平 均 一 件 所 需 日 數
	總 計	舊 收	新 收	小 計	核 發	駁 回	撤 回	其 他			
合 計	20,462	-	20,462	19,289	12,791	1,859	4,366	273	1,173	87.31	37.04
通常保護令	14,853	-	14,853	13,820	8,624	1,506	3,653	37	1,033	85.13	44.38
一般性暫時保護令	5,045	-	5,045	4,909	3,644	331	705	229	136	91.67	20.29
緊急性暫時保護令	564	-	564	560	523	22	8	7	4	95.96	4.86
88年6月~89年5月	8,673	-	8,673	7,733	5,161	738	1,761	73	940	87.49	39.20
通常保護令	6,299	-	6,299	5,482	3,419	573	1,470	20	817	85.65	47.18
一般性暫時保護令	2,143	-	2,143	2,024	1,532	153	287	52	119	90.92	21.98
緊急性暫時保護令	231	-	231	227	210	12	4	1	4	94.59	6.76
89年6月~90年5月	12,729	940	11,789	11,556	7,630	1,121	2,605	200	1,173	87.19	35.65
通常保護令	9,371	817	8,554	8,338	5,205	933	2,183	17	1,033	84.80	42.61
一般性暫時保護令	3,021	119	2,902	2,885	2,112	178	418	177	136	92.23	19.12
緊急性暫時保護令	337	4	333	333	313	10	4	6	4	96.90	3.55

表二 各地方方法院民事保護令聲請事件收結情形

民國 88 年 6 月至民國 90 年 5 月

單位：件、%、日

法院別	新 收	終 結 情 形					核 發 比 率	終 一 結 件 事 所 件 需 中 平 均 日 數
		小 計	核 發	駁 回	撤 回	其 他		
合計	20,462	19,289	12,791	1,859	4,366	273	87.31	37.04
台北地方法院	1,348	1,260	610	168	370	112	78.41	50.07
台中地方法院	2,024	1,907	1,352	241	311	3	84.87	31.23
台南地方法院	1,186	1,103	655	64	365	19	91.10	51.16
新竹地方法院	1,190	1,152	877	60	213	2	93.60	37.00
嘉義地方法院	569	543	354	37	148	4	90.54	31.14
高雄地方法院	3,262	3,106	2,058	378	612	58	84.48	33.28
屏東地方法院	1,297	1,272	1,033	118	115	6	89.75	19.69
台東地方法院	301	277	166	18	84	9	90.22	36.56
澎湖地方法院	100	98	76	7	15	-	91.57	18.89
花蓮地方法院	584	486	288	42	150	6	87.27	42.88
宜蘭地方法院	626	608	377	50	181	-	88.29	35.50
基隆地方法院	400	370	207	50	108	5	80.54	37.59
雲林地方法院	497	478	299	33	143	3	90.06	27.74
彰化地方法院	629	595	409	40	144	2	91.09	36.93
桃園地方法院	1,435	1,287	621	265	382	19	70.09	54.37
板橋地方法院	2,909	2,752	2,047	150	547	8	93.17	32.55
士林地方法院	980	907	597	65	236	9	90.18	55.85
南投地方法院	526	511	371	55	78	7	87.09	31.68
苗栗地方法院	555	539	373	18	147	1	95.40	25.08
福建金門地方法院	44	38	21	-	17	-	100.00	50.80

(二) 保護令聲請人

表三 民事保護令聲請終結事件聲請人別

民國 88 年 6 月至民國 90 年 5 月

單位：%

事件類別 (年別)	合計	被害人	檢察官	警察機關	直轄市、 (市)主管機關 縣	法定代理人	三等親或以 姻內親	其他
合計	100.00	72.50	0.44	25.70	0.79	0.13	0.43	0.02
通常保護令	100.00	74.02	0.41	0.41	0.64	0.13	0.46	0.01
一般性暫時保護令	100.00	76.41	0.45	0.45	0.77	0.12	0.37	0.02
緊急性暫時保護令	100.00	0.71	0.89	93.39	4.64	0.18	0.18	0.00
88 年 6 月~89 年 5 月	100.00	70.27	0.75	27.26	0.80	0.14	0.74	0.04
89 年 6 月~90 年 5 月	100.00	73.99	0.22	24.65	0.79	0.12	0.22	0.00

(三) 保護令核發內容

表四 民事保護令聲請事件核發保護令內容

民國 88 年 6 月至民國 90 年 5 月

單位：件、次、%

核發內容	合計		通常保護令		一般性 暫時保護令		緊急性 暫時保護令	
	次 數	占數 核發 比率	次 數	占數 核發 比率	次 數	占數 核發 比率	次 數	占數 核發 比率
核發件數(件)	12,791		8,624		3,644		523	
禁止不法侵害 第 13 條第 2 項第 1 款	12,731	99.53	8,575	99.43	3,636	99.78	520	99.43
禁止聯絡 第 13 條第 2 項第 2 款	10,360	80.99	6,851	79.44	3,068	84.19	441	84.32
強制遷出 第 13 條第 2 項第 3 款前款	233	1.82	180	2.09	40	1.10	13	2.49
強制遷出及禁止處分不動產 第 13 條第 2 項第 3 款	985	7.70	697	8.08	224	6.15	64	12.24
強制遠離 第 13 條第 2 項第 4 款	5,047	39.46	3,516	40.77	1,247	34.22	284	54.30
使用權歸屬 第 13 條第 2 項第 5 款	460	3.60	320	3.71	105	2.88	35	6.69
未成年子女權義務行使及負擔 第 13 條第 2 項第 6 款	1,309	10.23	958	11.11	271	7.44	80	15.30
與未成年子女會面交往之方式 或禁止會面交往 第 13 條第 2 項第 7 款	278	2.17	278	3.22	-	-	-	-
租金、扶養費給付 第 13 條第 2 項第 8 款	378	2.96	376	4.36	2	0.05	-	-
醫療、輔導、庇護所及財物損 害費用給付 第 13 條第 2 項第 9 款	44	0.34	44	0.51	-	-	-	-
強制加害人治療、輔導 第 13 條第 2 項第 10 款	218	1.70	217	2.52	-	-	1	0.19
負擔相當之律師費 第 13 條第 2 項第 11 款	19	0.15	19	0.22	-	-	-	-
其他必要之保護令 第 13 條第 2 項第 12 款	21	0.16	11	0.13	9	0.25	1	0.19

(四) 加、被害人之家、經濟狀況

表五 民事保護令聲請事件被害人與相對人關係

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：人次、%

事件種類		總計	婚姻中共同生活	婚姻中分居	離婚	事實上夫妻關係	家長家屬	家屬間直系親	血親或姻親等內	旁系血親或姻親	其他
合計	人次	10,259	5,864	1,842	788	410	265	851	179	60	
	百分比	100.00	57.16	17.95	7.68	4.00	2.58	8.30	1.74	0.58	
通常保護令	人次	7,014	3,957	1,318	559	252	180	585	129	34	
	百分比	100.00	56.42	18.79	7.97	3.59	2.57	8.34	1.84	0.48	
一般性 暫時保護令	人次	2,849	1,676	486	205	133	72	212	44	21	
	百分比	100.00	58.83	17.06	7.20	4.67	2.53	7.44	1.54	0.74	
緊急性 暫時保護令	人次	396	231	38	24	25	13	54	6	5	
	百分比	100.00	58.33	9.60	6.06	6.31	3.28	13.64	1.52	1.26	

表六 民事保護令聲請事件當事人經濟狀況

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：人次

項目		被 害 人				相 對 人			
		合 計	通 常 保 護 令	一 暫 時 保 護 令 性	緊 暫 時 保 護 令 性	合 計	通 常 保 護 令	一 暫 時 保 護 令 性	緊 暫 時 保 護 令 性
性別	合計	10,076	6,903	2,781	392	10,076	6,903	2,781	392
	男	558	9,810
	女	9518	266
職業	合計	10,076	6,903	2,781	392	10,076	6,903	2,781	392
	有	6,026	4,178	1,660	188	6,532	4,458	1,830	244
	無	3,692	2,484	1,021	187	2,939	2,037	770	132
	不詳	358	241	100	17	605	408	181	16
每月 收入	合計	10,076	6,903	2,781	392	10,076	6,903	2,781	392
	一萬五千元以下	1,076	678	373	25	748	453	275	20
	一萬五千元至 三萬五千元未滿	2,760	1,826	828	106	2,350	1,524	722	104
	三萬五千元至 五萬五千元未滿	1,880	1,266	547	67	2,346	1,586	677	83
	五萬五千元至 七萬五千元未滿	85	57	25	3	259	185	68	6
	七萬五千元以上	17	12	3	2	65	51	14	-
	不詳	4,258	3,064	1,005	189	4,308	3,104	1,025	179
	合計	10,076	6,903	2,781	392	10,072	6,903	2,781	388
教育 程度	不識字	422	287	112	23	96	72	22	2
	國小	2,364	1,628	652	84	2,031	1,379	588	64
	國中	2,472	1,707	658	107	3,182	2,210	839	133
	高中(職)	3,559	2,241	1,000	138	3,066	2,110	832	124
	大學(專)以上	892	597	263	32	998	651	313	34
	不詳	367	263	96	8	699	481	187	31

(五) 家庭暴力發生原因

表七 民事保護令聲請事件暴力發生原因

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：件、人次、%

發生原因	總計		通常保護令		一般性 暫時保護令		緊急性 暫時保護令	
	人 次	占 數 核 發 比 率	人 次	占 數 核 發 比 率	人 次	占 數 核 發 比 率	人 次	占 數 核 發 比 率
核發件數(件)	100,76		6,903		2,781		392	
口角	3,614	35.87	2,460	35.64	1,047	37.65	107	27.30
感情問題	3,152	31.28	2,141	31.02	888	31.93	123	31.38
酗酒	2,962	29.40	2,041	29.57	834	29.99	87	22.19
個性不合	2,871	28.49	1,949	28.23	845	30.38	77	19.64
慣常性虐待	2,698	26.78	1,781	25.80	797	28.66	120	30.61
財務問題	1,891	18.77	1,315	19.05	515	18.52	61	15.56
不良嗜好	1,197	11.88	813	11.78	351	12.62	33	8.42
親屬相處	1,167	11.58	821	11.89	308	11.08	38	9.69
兒女管教	973	9.66	662	9.59	279	10.03	32	8.16
精神異常	564	5.60	399	5.78	146	5.25	19	4.85
出入不當場所	510	5.06	343	4.97	152	5.47	15	3.83
施用毒品禁藥或 其他迷幻藥品	294	2.92	204	2.96	80	2.88	10	2.55
其他	516	5.12	323	4.68	173	6.22	20	5.10

(六) 家庭暴力暴力型式及攻擊樣態

表八 民事保護令聲請事件暴力型式

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：人次、%

事件種類		核發件數	暴力型式							精神不法侵害 辱罵及其他 恐嚇、脅迫、
			普通傷害	妨害自由	重傷害	性侵害	殺人未遂	殺人	其他	
合計	人次	10,076	8,574	834	592	317	218	18	482	1,439
	占核發件數比率		85.09	8.28	5.88	3.15	2.16	0.18	4.78	14.28
通常保護令	人次	6,903	5,861	569	410	194	140	12	310	923
	占核發件數比率		84.91	8.24	5.94	2.81	2.03	0.17	4.49	13.37
一般性 暫時保護令	人次	2,781	2,394	235	166	98	64	6	153	470
	占核發件數比率		86.08	8.45	5.97	3.52	2.30	0.22	5.50	16.90
緊急性 暫時保護令	人次	392	319	30	16	25	14	-	19	46
	占核發件數比率		81.38	7.65	4.08	6.38	3.57	-	4.85	11.73

表九 民事保護令聲請事件暴力攻擊態樣

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：人次、%

事件種類		核發件數	徒手	使用棍棒	使用刀械	使用槍枝	其他
合計	人次	10,076	7,832	1,246	671	26	2,096
	占核發件數比率		77.73	12.37	6.66	0.26	20.80
通常保護令	人次	6,903	5,362	844	437	17	1,396
	占核發件數比率		77.68	12.23	6.33	0.25	20.22
一般性 暫時保護令	人次	2,781	2,204	350	192	8	604
	占核發件數比率		79.25	12.59	6.90	0.29	21.72
緊急性 暫時保護令	人次	392	266	52	42	1	96
	占核發件數比率		67.86	13.27	10.71	0.26	24.49

二、地方法院違反家庭暴力防治法案件

表十 地方法院違反家庭暴力防治法案件裁判結果

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：人

罪名別	終 結 件 數	被 告 人 數								
		科 刑 人 數					無 罪	不 受 理	撤 回	其 他
		小 計	無 期 徒 刑	有 期 徒 刑	拘 役	罰 金				
家庭暴力罪	1,874	1,275	3	531	651	90	66	741	6	14
妨害性自主罪	16	14	-	14	-	-	-	2	-	-
妨害婚姻及家庭罪	3	1	-	1	-	-	-	3	-	-
殺人罪	33	29	3	26	-	-	2	2	-	-
傷害罪	1,640	1,046	-	406	562	78	54	730	5	13
妨害自由罪	153	154	-	62	82	10	10	1	-	2
搶奪及海盜罪	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-
恐嚇取財罪	7	7	-	7	-	-	-	-	-	-
其他	21	23	-	14	7	2	-	3	-	-
違反保護令罪	628	602	-	284	286	32	14	7	1	6

表十一 地方法院違反家庭暴力防治法案件裁判科刑情形

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：人、%

罪名別	科 刑 人 數	有 期 徒 刑							緩 刑 人 數	緩 刑 人 數 占 科 處 二 年 以 下 有 期 徒 刑 或 拘 役 者 比 率	累 犯 人 數
		小 計	六 月 以 下	逾 六 月 以 下 至 一 年 以 下	逾 一 年 以 下 至 二 年 以 下	逾 二 年 以 下 至 三 年 以 下	逾 三 年 以 下 至 五 年 以 下	逾 五 年 以 上			
家庭暴力罪	1,275	531	408	52	20	1	15	35	84	17.50	96
妨害性自主罪	14	14	1	-	1	1	5	6	1	50.00	1
妨害婚姻及家庭罪	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
殺人罪	29	26	3	2	-	-	1	20	3	60.00	3
傷害罪	1,046	406	347	33	13	-	5	8	54	5.65	73
妨害自由罪	154	62	49	9	3	-	-	1	25	17.48	11
搶奪及海盜罪	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1
恐嚇取財罪	7	7	-	6	-	-	-	-	1	16.67	3
其他	23	14	7	-	3	-	4	-	1	5.88	4
違反保護令罪	602	284	263	21	-	-	-	-	67	11.75	64

表十二 地方法院違反家庭暴力防治法案件裁判結果
—裁定保安處分人數

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：人

保安處分	總計	家 庭 暴 力 罪										違反保護令罪
		小計	妨害 主 性 罪	自 主 婚 罪	家 庭 罪	殺 人 罪	傷 害 罪	妨 自 由 罪	搶 奪 及 罪	海 盜 罪	恐 嚇 取 罪	
總計	294	158	8	1	3	105	38	-	-	-	3	136
感化教育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
監護	8	7	-	-	2	3	2	-	-	-	-	1
禁戒	3	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2
強制工作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保護管束	275	142	1	-	1	101	36	-	-	-	3	133
強制治遼	8	8	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-
驅逐出境	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
其他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表十三 地方法院違反家庭暴力防治案件裁判結果
— 被告於緩刑付保護期間應遵守事項

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：人、項

應遵守事項	總計	家庭暴力罪									違反保護令罪
		小計	妨害 自主 性罪	妨害 家庭 婚姻 罪	殺 人 罪	傷 害 罪	妨 自 由 罪	搶 奪 及 盜 罪	海 盜 罪	恐 嚇 取 財 罪	
緩刑人數	151	84	1	-	3	54	25	-	1	1	67
小計	109	40	-	-	-	30	9	-	-	1	69
禁止不法侵害 第 30 條第 2 項第 1 款	87	29	-	-	-	21	7	-	-	1	58
強制遷出 第 30 條第 2 項第 2 款	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
禁止聯絡 第 30 條第 2 項第 3 款	14	6	-	-	-	4	2	-	-	-	8
強制戒癮治療 第 30 條第 2 項第 4 款	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-
強制精神治療 第 30 條第 2 項第 4 款	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強制心理輔導 第 30 條第 2 項第 4 款	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
強制其他治療、輔導 第 30 條第 2 項第 4 款	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
其他必要保護被害人等措施 第 30 條第 2 項第 5 款	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
其他更生保護事項 第 30 條第 2 項第 5 款	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

司法院 <http://www.judicial.gov.tw/hq/juds/>より入手可能

地方法院民事保護令聲請事件收結情形

中華民國九十年一月至九十年十二月 單位：件：項

事 件 類 別	受 理 件 數		結 核		情 形		未 結 件				經 過 事 件			聲 請 人		別
	總 計	新 收	核 發	回 收	其 他	結 核 數	檢 察 官	警 察 機 關	區(市、縣)警 署	法 定 代 理 人	三 血 親 屬 以 內 親 屬	其 他				
總 計	14,016	854	8,385	1,481	2,851	228	1,071	12,945	10,193	17	2,571	104	20	40		
聲 請 通 常 保 護 令	10,313	746	5,655	1,256	2,399	36	967	9,346	7,568	10	1,674	50	14	30		
聲 請 一 般 性 暫 時 保 護 令	3,405	105	2,466	212	442	183	102	3,303	2,622	6	626	53	6	10		
聲 請 緊 急 性 暫 時 保 護 令	298	3	264	13	10	9	2	296	3	1	271	21				

事 件 類 別	經 理 事 件 中 准 許 核 發 保 護 令 內 容 (項)												
	合 計	深 度 不 法 侵 害 (第13條第2項第1款)	禁 止 侵 害 (第13條第2項第2款)	禁 止 聯 絡 (第13條第2項第3款)	禁 止 出 入 及 系 止 處 分 不 動 產 (第13條第2項第4款)	強 制 遷 離 (第13條第2項第5款)	便 用 權 屬 (第13條第2項第6款)	未 成 年 子 女 權 利 義 務 行 使 及 負 擔 (第13條第2項第7款)	與 未 成 年 子 女 會 面 交 往 之 方 式 或 探 訪 止 會 面 交 往 (第13條第2項第8款)	租 金 於 其 實 給 付 (第13條第2項第9款)	醫 療、醫 護、回 國 旅 費 給 付 填 實 費 用 給 付 (第13條第2項第10款)	送 回 加 害 人 治 療、觀 摩 (第13條第2項第11款)	負 擔 相 當 之 保 護 費 (第13條第2項第12款)
總 計	20,863	8,365	7,305	651	3,053	202	664	137	191	22	153	62	58
聲 請 通 常 保 護 令	14,465	5,543	4,884	504	2,190	151	509	136	191	22	151	62	22
聲 請 一 般 性 暫 時 保 護 令	5,658	2,459	2,182	125	717	39	117	1			1		33
聲 請 緊 急 性 暫 時 保 護 令	740	363	239	38	146	12	38				1		3

機關長官： 三發統計人員： 審核：吳靜瑩 製表：劉冠萍 中華民國91年06月18日 編製

地方法院民事保護令聲請事件收結情形

事 件 類 別	受理件數		結 核 情 形				結 核 件 數				結 核 事 件 發 生 情 形				人 別	
	類 別	計	核 登	核 回	核 覆	核 其 他	計	管 理 人	檢 察 官	機 關	直 轄 市、縣 警 務 局	法 定 代 理 人	三 血 親 屬 等 以 內 親 屬	其 他		
																變 更
總 計	14,016	854	13,162	12,945	8,385	1,481	2,851	228	1,071	12,945	10,193	17	2,571	104	20	40
聲 請 通 常 保 護 令	10,313	746	9,567	9,346	5,655	1,256	2,399	36	967	9,346	7,568	10	1,674	50	14	30
聲 請 一 般 性 暫 時 保 護 令	3,405	105	3,300	3,303	2,466	212	442	183	102	3,303	2,622	6	626	33	6	10
聲 請 緊 急 性 暫 時 保 護 令	298	3	295	296	264	13	10	9	2	296	3	1	271	21		

SQL NAME = "MSOUB 319"

91年1月1日(91)院台統

地方法院違反家庭暴力防治法案件裁判結果

中華民國九十一年一月至九十一年五月 單位：件/人

罪 名 別	總 結 案 件 數	總 計		科 別												刑 別				管 轄 縣 區	通 緝 回 他	其 他					
		計	無 期 徒 刑	死 刑	科 別												無 罪 罪 刑	無 罪 罪 刑	受 理 不 受 理				管 轄 縣 區				
					科 別																			無 罪 罪 刑	無 罪 罪 刑	受 理 不 受 理	管 轄 縣 區
					小 計	六 以 下 月 下 半 年	六 以 上 月 下 半 年	六 以 下 年 下 半 年	六 以 上 年 下 半 年	六 以 下 年 下 半 年	六 以 上 年 下 半 年	六 以 下 年 下 半 年	六 以 上 年 下 半 年	六 以 下 年 下 半 年	六 以 上 年 下 半 年	六 以 下 年 下 半 年											
家庭暴力罪	761	1161	770	1	2	295	239	16	7	1	8	6	14	4	46	4	328	2	7	4							
妨害自由罪	19	867	492	1	2	181	135	7	6	1	8	6	14	4	38	3	323	2	6	3							
加重強制性交罪	9	20	13			13	1				2	1	8		4		1	1	1	1							
對幼童為性交罪	2	9	6			6					1	1	5		1		1	1									
其他	9	10	5			5	1		1		2	2	3		3			1		1							
妨害婚姻及家庭罪	21	22	16	1	2	13	2	1	1	2	2	4	1	3	4	1	1	1									
殺人	20	21	15	1	2	12	1	1	1	2	2	4	1	3	4	1	1	1									
殺人	6	6	5	1	2	2						4	1	2	1												
殺人	5	5	4	1	1	2						4	1	2	1												
殺人	1	1	1			1						4	1	1	3	1	1										
殺人	14	15	10			10	1	1	1	2	2	4	1	1	3	1	1										
殺人	31	31	11	7	1	7	1	1	1	1	1	4	1	1	2	1	1										
殺人	3	4	3			3	1	1	1	1	1	4	1	1	1												
殺人	1	1	1			1	1					4	1	1	1												
其他	615	712	365			117	99	3	5	4	4	1	4	1	22	2	314	1	5	3							
妨害風化罪	33	34	25			21	15	2	3	3	1	1	1	1	3		6										
傷害罪	3	3	3			3						1	1	3	19	2	308	1	5	3							
傷害罪	6	6	6			6	84	1	2	3	3	1	3		6		2										
妨害自由罪	573	669	331			87	27	24	3						19	2	308	1	5	3							
妨害自由罪	85	88	80			27	24	3							6		2										
妨害風化罪	1	1	1			1	1																				
妨害風化罪	3	3	3			3	3																				
違反毒品危害防制條例																											
違反兒童及少年性交易防制條例																											
違反保護令罪	17	21	14			7	5		1	1			1		3		5										
其他	287	294	275			114	104	9	1	1					8	1	5		1	1							

檢核人員：吳祥瑤 審核：陳仙班 製表：陳仙班 中華民國91年06月18日編製

地方法院違反家庭暴力防治法案件裁判結果

(保安處分：緩刑、從刑、得易科罰金及減刑人數)

罪名別	保安處分				緩刑				從刑				得易科罰金		依條例人刑減數								
	總計	感化教育	強制工作	保護管束	強制治療	其他	總計	普通	通	逾	六月以下	六月以上	有期	無期									
總計	116	5	1	99	11	11	51	7	67	51	7	4	36	26	4	67	75	50	12	75	233	415	
家庭暴力罪	62			47	10	10	26	4	36	26	4						37	41	12	37	133	261	
加害強制性交罪	10				4	4											1	1	3	1	1	1	
對幼童或少年性交際罪	2				2	2											1	1	3	1	1	1	
其他罪	4				4	4											1	1	4	1	1	1	
妨害婚姻及家庭罪	4			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	11	8	2	2	2	
殺人罪	4			1	1	1											2	11	8	2	1	1	
既遂殺人罪	1				1	1											1	1	1	1	1	1	
未遂殺人罪	3				1	1											1	1	1	1	1	1	
普通殺人罪	1				1	1											1	1	1	1	1	1	
殺害直系血親尊屬罪	5				1	1											2	7	3	2	1	1	
殺害尊長罪	1				1	1											1	1	1	1	1	1	
殺害普通人罪	2				1	1											1	1	1	1	1	1	
殺害直系血親卑屬罪	20			19	1	1	10	1	18	10	1	1	18	10	1	1	24	14	1	24	99	212	
殺害尊長罪	2			1	1	1											6	6	1	6	15	4	
殺害普通人罪	18			18	1	1	9	1	16	9	1	1	16	9	1	1	17	11	1	17	84	208	
殺害直系血親卑屬罪	26			25	1	1	13	2	18	13	2	2	18	13	2	7	12	1	7	22	46	46	
殺害尊長罪	1			1	1	1											1	1	1	1	1	1	
殺害普通人罪	1			1	1	1											1	1	1	1	3	3	
強姦罪	1			1	1	1											1	1	1	1	1	1	
強制猥褻罪	1			1	1	1											1	1	1	1	3	3	
恐嚇罪	1			1	1	1											1	1	1	1	1	1	
竊取財物罪	1			1	1	1											1	1	1	1	1	1	
違反毒品危害防制條例罪	1			1	1	1											1	1	1	1	1	1	
違反兒童及少年性防制條例罪	1			1	1	1											1	1	1	1	1	1	
違反防制條例罪	1			1	1	1											1	1	1	1	1	1	
違反保護令罪	54			52	1	1	25	3	31	25	3	3	31	25	3	31	38	9	3	38	100	154	

機關長官： 審核： 備註： 中華民國91年06月18日編製

保護命令違反罪に対する執行猶子の割合

地方法院違反保護令罪案件緩刑情形

単位：人、%

年月別	拘役刑金 二年以下 科刑人数	累犯人数	缓刑人数	缓刑率
88年11-12月	31	6	6	24.00
89年	307	40	102	28.57
90年	575	63	142	27.73
91年1-7月	381	48	82	24.62

注：缓刑率=缓刑人数/(拘役刑金二年以下科刑人数-累犯人数)*100(百分)而得

捌、家庭暴力暨性侵害防治

一、家庭暴力加害人處遇計畫

(一) 家庭暴力相對人鑑定工作

家庭暴力相對人審前鑑定工作是由精神科醫師、心理師與社會工作師以團隊運作的方式，共同對加害人進行團體活動及個別諮商，以評估其精神、心理、認知狀態與再犯的可能性，做成鑑定報告後提供予法官作為裁定時的參考。除提供裁定參考外，相對人鑑定工作尚具有適時瞭解相對人內在心理歷程及家庭關係和提供相關法律知識、終止暴力惡化的功能。自九十年八月至九十一年六月，共排定19場次(51人次)進行審前鑑定。

(二) 家庭暴力加害人後續處遇

法院於裁定保護令或對犯家庭暴力罪、違反保護令罪而受緩刑宣告者，得命加害人於緩刑保護管束期間內接受加害人處遇計畫，處遇計畫的內容包括戒癮治療、精神治療、心理輔導或其他治療、輔導。經本局與衛生局合作，目前由國軍北投醫院、市立療養院、新光醫院、三軍總醫院及呂旭立紀念文教基金會擔任執行機構。

截至九十一年六月，台北市共接獲法院核發該款項者計66件，其中針對未遵守規定，移請警察機關卓處者，截至九十一年六月計有15件。

本市已完成家庭暴力處遇計畫流程之訂定，並編印「臺北市政府家庭暴力加害人處遇計畫工作手冊」，結合各項心理諮商輔導及治療資源，以提供適切的處遇內容予加害人，以避免暴力事件再度發生。

(三) 定期召開聯繫會議

就家庭暴力相對人審前鑑定及加害人處遇工作，每季召開專案會議，參與單位包含法院、執行機構、社政、衛生、警政及鑑定人員，截至目前共計召開五次會議。

家庭暴力防治中心服務案件累計表

90.1 -12月份

縣市	通報件數	保護令	諮詢件數	開案件數	緊急安置 件數	會面交往 件數
台北市	4695	697	74256	1991	290	18
高雄市	4417	17	20173	1943	126	20
台北縣	5406	3069	9745	5583	27	5
宜蘭縣	735	176	316	161	27	5
桃園縣	1987	315	3151	73	50	5
新竹縣	800	282	770	25	18	1
苗栗縣	480	173	672	535	15	0
台中縣	1491	474	2068	910	128	9
彰化縣	1128	827	2758	1020	14	0
南投縣	977	214	2267	507	84	1
雲林縣	726	383	396	81	0	0
嘉義縣	560	151	734	492	6	0
台南縣	1288	264	1615	466	15	2
高雄縣	2907	1229	10117	2448	222	0
屏東縣	2025	854	2170	618	37	0
台東縣	168	120	614	157	2	0
花蓮縣	607	141	1029	214	41	0
澎湖縣	150	58	148	52	7	0
基隆市	553	113	569	686	7	0
新竹市	961	284	1333	293	17	2
台中市	684	203	1119	196	26	1
嘉義市	463	187	1532	376	3	0
台南市	1062	226	1490	215	17	18
金門縣	67	5	152	155	18	0
連江縣	11	1	13	0	0	0
合計	34348	10463	139207	19197	1197	87

內政部家暴防治委員會 <http://www.moi.gov.tw/div6/sta.asp>より

矯正局統計資料

91年6月	教育人數	教誨人數	累進處遇人數	榮譽宗教師	認輔人	認輔團體	受認輔人	導讀人	讀書團體	讀書收容人	家基法
台北監	608	3947	2603	4	40	4	75	30	3	137	7
桃園監	259	2066	1530	2	8	1	30	7	1	50	8
桃女監	1086	1124	850	1	02	8	73	5	5	380	0
新竹監	045	1889	865	5	2	2	26	5	5	892	0
台中監	3411	8292	3448	2	8	2	38	6	10	732	8
中女監	305	667	802	2	17	6	43	6	3	238	1
彰化監	2035	2036	2017	6	4	1	6	2	1	280	5
雲林監	505	1920	925	5	8	1	16	4	1	1089	5
高雄監	1021	1852	912	8	65	13	125	4	4	237	2
嘉義監	1120	1507	1800	1	31	1	61	0	2	78	0
台南監	4700	2050	2808	0	3	1	3	3	2	82	0
明德監	0	481	316	0	2	1	18	2	2	66	2
高雄監	310	5250	2138	5	6	5	00	12	12	96	2
高雄監	698	1051	915	5	14	2	79	3	2	110	0
高女監	698	1837	718	0	6	4	13	0	0	0	0
屏東監	1452	3103	1468	2	2	1	18	1	1	88	1
台東監	127	735	158	3	2	2	6	1	1	12	1
武陵監	471	3974	471	2	7	4	12	3	1	30	0
綠島監	125	268	125	2	6	2	23	1	1	10	1
花蓮監	1820	1812	1451	7	10	5	54	6	8	205	6
自強監	90	782	312	1	1	1	1	0	0	13	0
宜蘭監	108	2374	1580	7	37	7	370	7	4	235	3
基隆監	230	508	236	3	9	2	42	4	1	18	0
澎湖監	48	1922	1594	2	3	3	9	13	12	1268	0
金門監	78	406	81	1	0	0	0	0	0	14	0
泰源技訓	170	2355	987	4	2	1	8	5	5	01	0
東成技訓	94	2498	152	3	17	10	38	4	2	177	0
岩灣技訓	40	478	478	5	0	1	5	1	1	15	0
台北所				6	1	1	29	5	2	56	3
士林所				0	8	1	37	2	2	271	5
新竹所				2	10	1	20	50	4	500	0
台中所				2	4	2	243	15	3	322	0
彰化所				3	9	7	20	1	1	42	0
南投所				5	4	2	3	1	5	68	0
嘉義所				4	4	2	4	1	1	56	0
台南所				0	4	3	40	1	3	25	19
屏東所				3	3	1	6	8	2	120	0
花蓮所				5	12	3	6	3	2	77	0
基隆所				2	3	2	15	1	1	14	0
苗栗所				3	5	1	20	1	1	23	0
北少觀				5	220	5	220	9	8	220	0
中少觀				2	52	2	56	3	2	39	0
南少觀				1	18	8	30	6	1	16	0
桃少輔				2	165	5	272	5	1	49	0
彰少輔				2	58	8	103	2	2	30	0
誠正中學				10	16	6	528	5	5	44	0
明陽中學				6	220	10	220	8	4	220	0
合計	23355	59854	31667	162	1200	101	3182	269	134	8771	142
少年收容人(附註十人數)					749	44	1487				

おわりに（展望と課題）

我が国において、犯罪に当たる行為を行った者への働きかけは、刑罰によって行われているのが原則である。刑罰の目的は、加害者更生のみではないが、その目的の一つとして、加害者更生が含まれることは否定できないであろう（起訴猶予や執行猶予になる場合もあるが、こうした場合は、行為や結果の程度、再犯の可能性、被害者の処罰感情等を総合考慮して決められているようである。）。暴行、傷害に限らず、刑罰法令に触れる行為について、科せられる刑罰とは別に加害者の更生のための制度が用意されている例はないのが現状である。

そこで、まず最初に、配偶者からの暴力の加害者更生のために刑罰以外の特別の働きかけを行う必要があるか否かについて検討することが必要である。

特別の働きかけは必要なく更生は刑罰によりなされるべきとの意見がある一方、加害者更生プログラムを受講させるなどの特別の働きかけが必要であるとの意見もある。

その必要性については、配偶者からの暴力の加害者更生は刑罰のみによっては必ずしも果たせないこともあり得るとの面から説明することが可能であるし、配偶者からの暴力等の家庭内における犯罪の中には、被害者が加害者に刑罰を科すことを望まない結果、刑事手続に乗らない事例も多く刑罰による加害者更生が現実的ではないという通常の犯罪とは異なった事情がある点からも説明することが可能である。また、配偶者からの暴力の加害者更生に関する刑罰以外の特別の働きかけについては、諸外国にいくつか例があり、ある程度の効果が期待できるという点も加味される。

以下、我が国において、配偶者からの暴力の加害者更生に関する刑罰以外の特別の働きかけを制度として導入することを考える場合に、検討を行わなければならない点について整理した。

1 対象とすべき加害者

「加害者」には、法的視点から見ても、様々な類型が存在する。

被害者との関係で見ると、被害者がどこにも（だれにも）相談せずに1人で抱え込んでいる段階のもの、被害者が配偶者暴力相談支援センター等に相談している段階のもの、加害者に対して保護命令が発令されたもの、加害者が刑事事件の被疑者として検挙されたものなどがある。

検挙後についても、起訴猶予となった加害者、起訴された加害者、有罪判決で執行猶予が付いた加害者、実刑判決を受けた加害者などがある。

また、加害者の行為に着目すると、配偶者暴力防止法で対象としている身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの（刑法の暴行や傷害に該当するいわゆる「身体的暴力」）である場合もあるし、こうした有形力の行使はないが相手の心

身に有害な影響を及ぼす言動（いわゆる「精神的暴力」）である場合もある。

さらに、加害者の中には、アルコール依存、薬物依存、人格障害などの問題を抱えている者もいる。

このように、様々な種類の加害者がいることから、加害者更生の対象としてどのような加害者を想定するかについては、十分検討する必要がある。

2 加害者更生のためのアプローチ

1で述べたように、加害者が配偶者に対し暴力を振るう要因は様々である。単純に割り切れるわけではないが、対象とする加害者によって、加害者更生のためのアプローチは大きく異なってくる。

一般的には教育的なアプローチを採ることが必要と言われているが、アルコール依存などの問題を抱えている場合は、治療を先行させる必要がある。

対象とする加害者ごとにどのようなアプローチを採るかについて検討が必要となる。

3 加害者に対する働きかけの内容

加害者にどのような働きかけを行うのかは、加害者の類型、アプローチの方法、実施する機関等と密接に関連しているので、内容については、これらを勘案した上で検討する必要がある。

また、すべての配偶者からの暴力の加害者に共通する事項についても検討する必要がある。

4 加害者が更生のための働きかけを受ける契機

1つは、自らの意思により加害者更生のための何らかの働きかけを受ける加害者が考えられる。この中には、純粹に自らの意思により働きかけを受ける者のほか、第三者（公的機関、家族等）から勧められたことが契機となり自らの意思で働きかけを受ける者も含まれる。

もう1つは、公的機関から法的に何らかの強制を受け、自らの意思とは関係なく働きかけを受ける加害者が考えられる。

加害者にどのような契機を与えるかについては、検討が必要となる。

5 被害者の安全確保

加害者更生が行われることによって被害者が危険にさらされないよう、被害者の生命、身体の安全を確保することが求められている。制度をつくるに当たっては、どのような形で被害者の安全を確保するのかについて検討が必要となる。

6 加害者更生を実施する機関

どの機関が加害者更生を実施するかは、どのような対象にどのような形で働きかけを行うかと密接に関係することから、実施機関のみについて議論することは難しい。

対象や働きかけの内容と関連付けながら、全国にどの程度の数を有する施設が加害者更生を実施する施設として適切かについて検討が必要となる。

なお、加害者更生を実施する施設は、被害者の安全や恐怖心などを考えると、被害者が相談等のために頻繁に訪れる施設ではないことが望ましい。

さらに、1つの機関でのみ加害者更生を行うのではなく、様々な施設の特性に応じて、加害者の類型に応じた多様な働きかけを行うことも可能であり、こうした取組の是非についても検討が必要となる。

備 考

なお、「はじめに」において説明したように、本報告書は、研究会における議論などを参考にしつつ、その内容については、内閣府の責任において取りまとめたものである。当然、本章の内容についても内閣府の責任で取りまとめたものであり、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する研究会」における議論を取りまとめたものではないことを念のため申し添えておく。

卷末參考資料

配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究
研究会委員名簿

(五十音順・敬称略)

こにし たかこ
小西 聖子

武蔵野女子大学人間関係学部教授

さが ちえみ
佐賀 千恵美

弁護士、京都府地方労働委員会会長

せのお えいいち
妹尾 栄一

東京都精神医学総合研究所
薬物依存研究部門副参事研究員

なかむら ただし
中村 正

立命館大学大学院応用人間科学研究科教授

ふじおか じゅんこ
藤岡 淳子

大阪大学大学院人間科学研究科教授

まちの さく
町野 朔

上智大学法学部教授

やすとみ きよし
安富 潔

慶応大学法学部教授

配偶者からの被害者の加害者更生に関する研究会開催状況

第1回 平成14年6月27日

海外の取組についてのヒアリング

米国ミネソタ州ドゥルース市の取組

東京都精神医学総合研究所客員研究員

波田 あい子 氏

米国マサチューセッツ州及びカリフォルニア州の取組

立命館大学大学院応用人間科学研究科教授

中村 正 氏

第2回 平成14年7月24日

我が国における取組についてのヒアリング

日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオンの取組

家族機能研究所代表

齋藤 学 氏

メンズ・サポート・ルームの取組

立命館大学大学院応用人間科学研究科教授

中村 正 氏

第3回 平成14年10月30日

海外調査結果についての報告

台湾調査結果についての報告

内閣府男女共同参画局推進課配偶者間暴力対策調整官

田中 愛智朗

韓国調査結果についての報告

東京都精神医学総合研究所

薬物依存研究部門副参事研究員

妹尾 栄一 氏

イギリス調査結果についての報告

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策専門官

土井 真知

ドイツ調査結果についての報告

立命館大学大学院応用人間科学研究科教授

中村 正 氏

第4回 平成14年11月20日

加害者更生に当たっての問題点等の検討

第5回 平成15年1月27日

調査研究報告書について

配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究 海外調査の概要

1 イギリス

(1) 調査期間

平成14年9月11日から9月13日

(2) 調査実施者

立命館大学大学院応用人間科学研究科教授 中村 正 氏
内閣府男女共同参画局推進課暴力対策専門官 土井 真知

(3) 訪問先

- ・ 内務省 (Home Office)
- ・ ロンドン・プロベーション・オフィス (London Probation Area Office)
- ・ HMプリズンサービス (HM Prison Service)
- ・ ドメスティック・バイオレンス・インターベーション・プロジェクト (Domestic Violence Intervention Project)
- ・ カムデン・セイフティー・ネット (Camden Safety Net)

2 ドイツ

(1) 調査期間

平成14年9月16日から9月18日

(2) 調査実施者

立命館大学大学院応用人間科学研究科教授 中村 正 氏
内閣府男女共同参画局推進課暴力対策専門官 土井 真知

(3) 訪問先

- ・ 家庭内暴力調停プロジェクト (WiBIG)
- ・ ベルリン暴力予防センター
- ・ ベルリン州司法省
- ・ 連邦司法省
- ・ 連邦家庭・高齢者・女性・青少年省

3 大韓民国

(1) 調査期間

平成14年9月4日から9月6日

(2) 調査実施者

東京都精神医学総合研究所薬物依存研究部門副参事研究員

妹尾 栄一 氏

内閣府男女共同参画局推進課課長補佐（暴力対策担当）

親家 和仁

(3) 訪問先

- ・ 女性部権益増進局人権福祉課
- ・ 法務部保護局観察課
- ・ 法務部矯正局矯政課
- ・ 法務部女性政策担当官室
- ・ ソウル家庭法院
- ・ 韓国家庭法律相談所
- ・ ソウル女性の電話

4 中華民国（台湾）

(1) 調査期間

平成14年8月28日から8月30日

(2) 調査実施者

上智大学法学部教授

町野 朔 氏

内閣府男女共同参画局推進課配偶者間暴力対策調整官

田中 愛智朗

(3) 訪問先

- ・ 内政部家庭暴力防治委員会
- ・ 法務部矯正局
- ・ 高等法院
- ・ 台北市士林区地方裁判所
- ・ 台北市社会局家庭暴力防治センター
- ・ 現代婦女基金会
- ・ 呂旭立紀念文教基金会

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条）
- 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条 第5条）
- 第3章 被害者の保護（第6条 第9条）
- 第4章 保護命令（第10条 第22条）
- 第5章 雑則（第23条 第28条）
- 第6章 罰則（第29条・第30条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者(被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第7条において同じ。)の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号及び第5条において同じ。)の一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

3 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第2項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所等の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止すること。

二 命令の効力が生じた日から起算して2週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること。

(管轄裁判所)

第11条 前条の規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件(以下「保護命令事件」という。)は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 保護命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの暴力が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 保護命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの暴力を受けた状況
- 二 更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）に通知するものとする。

4 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

5 前条第3項の規定は、第3項の場合及び抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、第10条第一号に掲げる事項に係る保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。同号に掲げる事項に係る保護命令が効力を生じた日から起算して3月が経過した場合において、当該保護命令を受けた者が申し立て、当該裁判所が当該保護命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 第15条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(保護命令の再度の申立て)

第18条 保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、第10条第一号に掲げる事項に係る保護命令に限り、することができる。

2 再度の申立てをする場合においては、申立書には、当該申立てをする時における第12条第1項第二号の事情に関する申立人の供述を記載した書面で公証人法第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項及び第18条第2項の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。この場合において、配偶者からの心身に有害な影響を及ぼす言動が、配偶者からの暴力と同様に許されないものであることについても理解を深めるよう配慮するものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第2項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第3条第2項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条 (配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 7 条、第 9 条 (配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの申立てに係る保護命令事件に関する第 12 条第 1 項第三号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第 4 条 民事訴訟費用等に関する法律 (昭和 46 年法律第 40 号) の一部を次のように改正する。

別表第一の 16 の項中「非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て」の下に「、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) 第 10 条の規定による申立て」を加え、同表の 17 の項ホ中「第 27 条第 8 項の規定による申立て」の下に「、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 16 条第 3 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による申立て」を加える。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行について（その2）：平成14年4月2日男女共同参画会議（抜粋）

1 調査研究の今後の進め方に関する意見

(1) 基本事項

略

(2) 被害者に関する調査研究

略

(3) 加害者に関する調査研究

- ・ 加害者に関する先駆的取組を行っている海外の状況や国内の加害者の実態等について調査を行うことが必要である（内閣府、法務省）。
- ・ 刑務所等に収容されている場合を除き、公的機関において継続的に調査研究の対象とすることが容易な加害者は存在しない。様々な加害者について、その実態を把握することは、加害者の更生のための指導の方法を調査研究する前提として非常に重要であることから、内閣府を中心に関係省庁が連携し、刑務所等に収容されている以外の様々な加害者の実態把握が行えるよう、その方法について工夫することが必要である（内閣府、警察庁、法務省）。
- ・ 生活全体にわたる幅広い視点から加害者の更生を行う方法や事例について調査研究することが必要である（内閣府）。

[問い合わせ先]

内閣府男女共同参画局推進課

住所 〒100-8914

東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1

電話 03-5253-2111 (大代表)

FAX 03-3592-0408

内閣府ホームページ <http://www.gender.go.jp>